

令和4年度

# 包括外部監査結果報告書

外郭団体の適切かつ効率的な運営と  
内部統制について

令和5年3月

大分県包括外部監査人

公認会計士 吉 富 健太郎

## 目次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	監査対象期間	1
4	監査対象部局	1
5	監査実施期間	1
6	特定の事件（テーマ）として選定した理由	1
7	外部監査の方法	2
8	監査従事者の資格及び氏名	3
9	利害関係	3
	【本報告書における記載内容の注意事項】	3
第2	監査の対象の概要	5
1	外郭団体の状況	5
	（1）外郭団体の定義	5
	（2）外郭団体の現況	5
2	行財政改革等における外郭団体の見直しに対する取組の状況	7
3	内部統制の強化に対する取組の状況	8
	（1）不祥事の発生状況	8
	（2）不祥事を受けた県の取組	9
4	監査の対象	11
第3	包括外部監査の結果及び意見	13
1	全般的事項	13
	（1）内部統制に関する事項	13
	（2）過年度の包括外部監査に対する措置状況に関する事項	18
	（3）公社等外郭団体チェックリスト【不祥事防止編】に関する事項	18
	（4）モニタリングのあり方に関する事項	20
2	個別の外郭団体に関する事項	22
	（1）指定団体	22
	公益財団法人 大分県自治人材育成センター	22
	公益財団法人 大分県芸術文化スポーツ振興財団	30
	大分高速鉄道保有株式会社	36
	大分航空ターミナル株式会社	42
	社会福祉法人 大分県社会福祉協議会	50
	公益財団法人 大分県地域保健支援センター	56
	公益財団法人 大分県臓器移植医療協会	64

公益財団法人大分県生活衛生営業指導センター .....	72
公益財団法人大分県産業創造機構 .....	78
公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所 .....	84
公益財団法人日田玖珠地域産業振興センター .....	90
大分ブランドクリエイト株式会社 .....	98
公益財団法人大分県総合雇用推進協会 .....	106
公益社団法人ツーリズムおおいた .....	112
公益社団法人大分県農業農村振興公社 .....	122
一般財団法人大分県主要農作物改善協会 .....	128
一般社団法人大分県農業会議 .....	132
公益社団法人大分県畜産協会 .....	138
公益財団法人森林ネットおおいた .....	144
公益社団法人大分県漁業公社 .....	150
公益財団法人大分県建設技術センター .....	156
大分県土地開発公社 .....	162
株式会社大分国際貿易センター .....	168
大分県住宅供給公社 .....	174
公益財団法人大分県奨学会 .....	180
公益財団法人大分県スポーツ協会 .....	186
公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター .....	194
公益財団法人大分県交通安全協会 .....	200
(2) その他の出資等団体 .....	208
株式会社大分フットボールクラブ .....	208
株式会社別府交通センター .....	212
一般財団法人大分県自動車会議所 .....	216
公益財団法人大分県アイバンク協会 .....	220
公益財団法人大分県環境管理協会 .....	224
大分県信用保証協会 .....	228
株式会社大分放送 .....	232
大分朝日放送株式会社 .....	236
株式会社エフエム大分 .....	240
大分県デジタルネットワークセンター株式会社 .....	244
大分県農業信用基金協会 .....	248
公益財団法人大分県園芸振興基金協会 .....	252
株式会社大分県畜産公社 .....	256
周防灘フェリー株式会社 .....	262
公益財団法人大分県防犯協会 .....	266

第4	参考資料.....	270
1	内部統制とは .....	270
	(1) 内部統制の定義.....	270
	(2) 内部統制のメリット.....	271
	(3) 内部統制の限界.....	272
2	不正とは.....	272
	(1) 不正とは .....	272
	(2) 不正のトライアングル.....	273
	(3) 不正の発見、防止と内部統制 .....	274
3	大分県公社等外郭団体に関する指導指針.....	275



# 第1 外部監査の概要

## 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

## 2 選定した特定の事件（テーマ）

「外郭団体の適切かつ効率的な運営と内部統制について」

## 3 監査対象期間

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

※ただし、必要に応じ過年度に遡り、あるいは翌年度以降も参考とする場合がある。

## 4 監査対象部局

総務部、企画振興部、福祉保健部、生活環境部、商工観光労働部、農林水産部、土木建築部、教育庁、警察本部

## 5 監査実施期間

令和4年7月1日から令和5年3月31日まで

## 6 特定の事件（テーマ）として選定した理由

県と外郭団体は、出資のほか委託料や補助金等の支出による財政的関与、職員の派遣等による人的関与を通じて密接に関わっている。また、外郭団体の事業は県の施策と連携して実施されることが多いため、効率的、効果的な事業運営、事務執行が求められるところである。

外郭団体の中には、今般の新型コロナウイルス感染拡大により観光、飲食、イベント開催等が制限され、経営に大きな影響を受けた団体も存在していることから、改めて経営状況の把握、分析を行い、必要に応じて改善策の提案等が出来れば有意義であると考えた。

また、一部の外郭団体では現金をめぐる不祥事案も発生している。県としても再発防止策を取りまとめ、対応を進めているところであるが、このタイミングで監査を実施することで、すべての外郭団体に対して適切な運営方法や内部統制の方向性、あり方を示すことができれば、今後の不祥事防止の観点から効率的であると判断した。

さらに、外郭団体については平成 22 年度においてもテーマとして取り上げているが、それからすでに 10 年以上が経過している。当時の指摘事項に対して適切な措置が講じられているか、残されている課題はないか、社会環境の変化により新たに対応すべき課題はないか、等々の観点から改めて監査を実施することは効果的であると考えた。

以上のことから、今年度は外郭団体を包括外部監査のテーマとして選定した。

## 7 外部監査の方法

個々の外郭団体及びその所管課を監査対象とし、以下の視点から検証を行う。

### (1) 監査の視点

- ・ 財務事務の執行の適正性、法令・会計基準等への合規性、準拠性
- ・ 現金・預金を中心とした資産管理の適切性、内部統制の有効性
- ・ 委託料または補助金を財源とする事業の経済性、効率性、有効性
- ・ 外郭団体のガバナンス体制の有効性
- ・ 外郭団体のあり方や存廃に関する検討の必要性
- ・ 所管課の指導及びモニタリング状況
- ・ 過年度の包括外部監査の指摘に対する措置状況

### (2) 主な監査手続

- ・ 外郭団体の事業内容、組織体制、県の人的・財政的関与の状況等についての質問、関連簿冊等の閲覧
- ・ 現金・預金を中心とした資産管理に係る内部統制の整備、運用状況に関するアンケートによる質問、関連簿冊の閲覧
- ・ 委託料または補助金を財源とする事業に関する質問、関連簿冊の閲覧
- ・ 所管課に対する外郭団体への指導・モニタリング状況に関する質問
- ・ 外郭団体の見直し等に向けた取組状況に関する質問
- ・ 不祥事等再発防止のための取組状況に関する質問

## 8 監査従事者の資格及び氏名

区 分	資 格	氏 名
包括外部監査人	公認会計士・税理士	吉 富 健 太 郎
補助者	公認会計士・税理士	染 矢 堯 志
補助者	公認会計士・税理士	丹 宗 英 樹
補助者	公認会計士	近 藤 茂 之
補助者	公認会計士	膳 所 雄 一
補助者	—	谷 畑 香 奈 子

## 9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

### 【本報告書における記載内容の注意事項】

#### 1) 表題について

「包括外部監査の結果」…地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に規定する「監査の結果」である。

#### 2) 「包括外部監査の結果」における指摘事項の区分

【監査結果】の記載区分で、個々の監査対象に対する結果を指摘事項として記載しているが、その性質により 3 つに指摘事項を区分している。

区分	説明
不備事項	錯誤、誤謬に加え、法令、条例等や内部規程で定められたとおりに行われていない、計画等で実施すると表明しているのに実際は実施していない場合等の違反事例の指摘である。ただし、内部規程自体に無理がある場合等は、次の改善事項となる。
改善事項	何らかの問題が生じており、解決するために、今後、仕組みの改善等が必要な事項の指摘である。
勸奨事項	問題という程ではないが、明瞭性、効率性等を考えると検討が望まれる事項である。

(注) 上記は、法令上定められた区分ではなく、監査後の措置の取扱いとの関連で行っている便宜上の区分である。また、現実には明確に区分し難いケースもある。



### 3) 準拠すべき事務規則等

財務事務の執行に関連し、一般的に順守すべき大分県会計規則の他に、今回の監査で参考にした大分県における契約事務の規則・マニュアル類は、以下のとおりである。

- ① 大分県公社等外郭団体に関する指導指針
- ② 大分県契約事務規則
- ③ 大分県補助金等交付規則
- ④ 各種補助金交付要綱
- ⑤ 補助事業の適正な執行について（通知）
- ⑥ 補助事業に係る交付決定の手續等について（通知）

### 4) 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を四捨五入して表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

### 5) 報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として大分県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出典は明示していないが、それ以外の数値等については、その出典を本文中あるいは注記で明示している。

## 第2 監査の対象の概要

### 1 外郭団体の状況

#### (1) 外郭団体の定義

県は「大分県公社等外郭団体に関する指導指針」（以下「指針」という。）を策定しており、外郭団体に対する指導、監督はこの指針に基づき行われている。指針によれば、外郭団体は以下の2つの団体に定義されている。

##### ① 指定団体

県の出資割合が25%以上又は県の人的・財政的関与が大きい団体（※）等

（※）人的関与が大きい団体

県職員を業務援助のため継続的（3年以上）に派遣している団体

（※）財政的関与が大きい団体

県の補助金、委託料等の額が継続的（3年以上）に団体の財政規模の50%以上の団体

##### ② その他の出資等団体

県の出資割合が25%未満の団体

なお、指針については参考資料（275ページ）以降に全文を掲載しているため、参考にされたい。

#### (2) 外郭団体の現況

令和3年度末時点における外郭団体は、指定団体が28団体、その他の出資等団体が15団体の合計43団体であり、県の関与等も含めた状況を次ページに掲載している。

指定団体

(単位:千円、%、人)

No.	団体名	県出資額等 (R4.4.1現在)			人的関与の状況 (R4.7.1現在)			財政的関与の状況 (令和3年度)		直近の決算状況 (令和3年度)	
		総額	県出資額	県出資比率	県職員派遣	県職員役員就任	県職員評議員就任	委託料	補助金・交付金・負担金	当期純利益 (当期正味財産増減額)	純資産 (正味財産)
1	(公財)大分県自治人材育成センター	6,000	3,000	50.0	6	3	1	0	47,760	▲ 28,524	586,979
2	(公財)大分県芸術文化スポーツ振興財団	584,944	584,944	100.0	10	1	1	507,295	162,613	▲ 21,792	867,006
3	大分高速鉄道保有(株)	237,500	196,000	82.5	0	1	0	0	0	11,000	86,701
4	大分航空ターミナル(株)	495,000	142,500	28.8	0	0	0	0	710	39,158	2,919,731
5	(社福)大分県社会福祉協議会	15,000	0	—	0	0	2	316,279	202,676	89,979	2,380,921
6	(公財)大分県地域保健支援センター	20,000	5,000	25.0	0	1	1	20,569	0	9,552	500,779
7	(公財)大分県臓器移植医療協会	66,500	20,000	30.1	0	1	3	0	3,244	19	70,556
8	(公財)大分県生活衛生営業指導センター	5,000	2,000	40.0	0	0	0	0	15,970	▲ 124	13,193
9	(公財)大分県産業創造機構	881,520	206,000	23.4	6	1	1	31,459	230,469	▲ 13,197	1,291,847
10	(公財)ハイパーネットワーク社会研究所	429,000	150,000	35.0	1	0	0	70,390	0	▲ 10,565	416,846
11	(公財)日田玖珠地域産業振興センター	5,000	1,600	32.0	0	0	0	0	0	▲ 6,475	456,283
12	大分ブランドクリエイト(株)	95,000	50,000	52.6	0	0	0	13,683	0	971	37,128
13	(公財)大分県総合雇用手推進協会	1,111,492	799,620	71.9	0	0	1	98,641	0	▲ 40,894	1,244,176
14	(公社)ツーリズムおおいた	—	—	—	3	0	0	374,143	9,357	11,396	60,697
15	(公社)大分県農業農村振興公社	770,000	496,667	64.5	2	0	0	137,494	312,869	▲ 108,353	2,544,427
16	(一財)大分県主要農作物改善協会	20,000	8,000	40.0	0	1	1	0	0	24,310	155,030
17	(一社)大分県農業会議	—	—	—	0	0	0	1,700	30,299	1,879	7,189
18	(公社)大分県畜産協会	278,240	125,000	44.9	0	1	0	6,718	28,912	7,156	370,141
19	(公財)森林ネットおおいた	4,268,075	3,200,000	75.0	0	0	1	313,591	236,829	40,006	5,079,450
20	(公社)大分県漁業公社	84,400	50,000	59.2	1	2	0	63,419	0	▲ 997	85,981
21	(公財)大分県建設技術センター	30,000	20,000	66.7	1	1	1	163,583	12,689	96,660	1,441,241
22	大分県土地開発公社	30,000	30,000	100.0	0	1	0	4,008,652	201,136	38,822	1,566,935
23	(株)大分国際貿易センター	659,000	180,000	27.3	0	1	0	55,917	0	19,648	857,254
24	大分県住宅供給公社	10,000	10,000	100.0	0	1	0	375,489	0	70,234	2,285,349
25	(公財)大分県奨学会	2,034,173	475,911	23.4	1	3	4	5,527	11,325	▲ 44,465	4,008,417
26	(公財)大分県スポーツ協会	13,958	2,000	14.3	3	6	10	0	114,360	3,537	44,689
27	(公財)大分県暴力追放運動推進センター	608,911	465,000	76.4	0	0	0	7,497	0	▲ 827	627,218
28	(公財)大分県交通安全協会	45,155	0	—	0	0	0	243,084	1,840	7,140	1,405,435
合計		12,803,868	7,223,242		34	25	27	6,815,130	1,623,058		

その他の出資等団体

(単位:千円、%、人)

No.	団体名	県出資額等			人的関与の状況 (R4.7.1現在)			財政的関与の状況 (令和3年度)		直近の決算状況 (令和3年度)	
		総額	県出資額	県出資 比率	県職員 派遣	県職員 役員 就任	県職員 評議員 就任	委託料	補助金 ・交付金 ・負担金	当期純利益 (当期正味財産 増減額)	純資産 (正味財産)
1	(株)大分フットボールクラブ	190,519	10,000	5.2	1	1	0	40,785	0	▲ 5,754	196,938
2	(株)別府交通センター	180,000	39,000	21.7	0	0	0	0	0	▲ 22,345	130,386
3	(一財)大分県自動車会議所	2,450	500	20.4	0	0	0	0	5,949	6,427	124,493
4	(公財)大分県アイバンク協会	73,000	5,000	6.8	0	0	3	0	0	241	75,242
5	(公財)大分県環境管理協会	40,000	1,000	2.5	0	3	0	0	0	17,139	411,906
6	大分県信用保証協会	16,266,170	3,367,217	20.7	0	1	0	0	504,246	842,711	22,297,509
7	(株)大分放送	260,000	32,000	12.3	0	1	0	27,156	0	157,359	3,706,098
8	大分朝日放送(株)	3,000,000	150,000	5.0	0	1	0	20,347	0	222,365	7,209,038
9	(株)エフエム大分	80,000	4,000	5.0	0	0	0	7,062	0	▲ 39,521	101,269
10	大分県デジタルネットワークセンター(株)	56,000	2,000	3.6	0	1	0	2,640	0	293	73,262
11	大分県農業信用基金協会	4,284,440	1,030,430	24.1	0	1	0	0	2,511	51,887	5,941,175
12	(公社)大分県園芸振興基金協会	100,170	25,000	24.9	0	1	0	0	44,199	106,977	668,905
13	(株)大分県畜産公社	2,574,540	500,150	19.4	0	1	0	0	101,575	98,089	2,237,338
14	周防灘フェリー(株)	48,000	501	1.0	0	0	0	4,400	163	▲ 7,069	▲ 8,776
15	(公財)大分県防犯協会	28,418	2,000	7.0	0	0	0	3,534	2,240	▲ 998	34,576
合 計		27,183,707	5,168,798		1	11	3	105,924	660,883		

(令和4年度 公社等外郭団体経営状況等調書より)

2 行財政改革等における外郭団体の見直しに対する取組の状況

大分県では、行財政改革の一環として公社等外郭団体の見直しを継続的に実施してきた。指針により外郭団体が指定団体、その他の出資等団体に初めて区分された平成21年度から令和3年度までの13年間の変化は以下のとおりである。

	平成21年度	令和3年度	増減
団体数	62 団体	43 団体	△19 団体
うち赤字団体数 ※1	28 団体	16 団体	△12 団体
派遣職員数	33 人	35 人	2 人
役員数	75 人	36 人	△39 人
補助金等額 ※2	4,268,430 千円	2,283,941 千円	△1,984,489 千円
委託料額	3,395,217 千円	6,921,054 千円	3,525,837 千円

※1 赤字団体とは、当期純利益又は当期正味財産増減額がマイナスの団体

※2 補助金等額とは、補助金、負担金、交付金の合計

団体数は19団体減少しており統廃合が進んだことが窺える。また、派遣職員数は横ばいながら役員数はほぼ半減しており、人的関与は縮小されてきていることが窺える。一方で、補助金等額は約20億円減少、委託料額は約35億円増加し、トータルで約15億円増加している。金額だけを見れば財政的関与は逆に拡大していると言える。

ただし、ここ3事業年度ほどは新型コロナウイルス感染症の流行という異常事態であり、外郭団体の経営も少なからず影響を受けていると考えられる。そこで直近3事業年度についてフォーカスしてみると以下ようになる。

コロナ禍に見舞われた最近3事業年度の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
団体数	43 団体	43 団体	43 団体
うち赤字団体数	11 団体	13 団体	16 団体
派遣職員数	35 人	36 人	35 人
役員数	35 人	38 人	36 人
補助金等額	2,098,211 千円	2,436,225 千円	2,283,941 千円
委託料額	5,481,093 千円	6,005,813 千円	6,921,054 千円

直近3事業年度の状況では、やはり新型コロナウイルス感染症の流行を受けてか、赤字の団体数は増加している。また、補助金等額は約2億円の増加、委託料額は約14億円増加しておりトータルで約16億円増加している。従って、財政的関与はコロナ禍以降拡大したことが窺える。

以上のことから、行財政改革を通じて団体数の削減、人的関与の縮小等については一定の成果を得られたと評価できるものの、財政的関与はコロナ禍以降拡大していることが窺える。

### 3 内部統制の強化に対する取組の状況

#### (1) 不祥事の発生状況

先に述べたように、大分県では指針に基づき外郭団体に対する指導監督及びモニタリングが実施されてきたところである。一方で、令和3年度には（公社）ツーリズムおおいたで不祥事が発覚し報道されたことは記憶に新しいところである。また、近年における不祥事の発生状況は以下のとおりである。

発生した年	団体名	事案
平成 21 年	大分航空ターミナル (株)	職員による現金着服
平成 25 年	(株) 大分県畜産公社	職員による現金着服
平成 30 年	大分航空ターミナル (株)	職員による現金着服
令和 3 年	(公社) ツーリズムおおいた	職員による現金着服

## (2) 不祥事を受けた県の取組

このような不祥事を受けて、県では所管課に通知文書の発出等を行い、その都度、指導徹底を図ってきた。また、令和4年度からは、新たに作成した「公社等外郭団体チェックリスト【不祥事防止編】」(次ページに掲載。以下「チェックリスト」という。)を活用することにより、再発防止に取り組んでいるところである。さらに、令和4年度には、所管課や外郭団体の職員を対象とした、不正防止や内部統制の強化に関する研修も実施した。

**公社等外郭団体チェックリスト【不祥事防止編】**

区分	番号	項目	解説 (「誰が」、「どのように」取り扱うべきか) ⇒「一人」で確認する体制を作らないことが必要！	団体事務・ 会計 責任者 確認	監事 確認	所管課 確認
共通	1	事務担当者等、一部の者に任せきりにせず、複数の目による管理体制が構築されているか。	団体事務責任者は、過去の事例からも、会計業務が特定の人物に集中し、不正処理が行われていた事例が多数報告されているため、会計責任者を含む複数人によるチェック体制を構築する必要がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2	会計に係る、全ての預金通帳等一覧を作成しているか。	会計担当者は、団体で管理している会計全ての預金通帳が記載されている一覧表を作成し、会計責任者等と定期的に各預金通帳と突合する等、適正な管理に努める必要がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3	全ての会計について、収入調査・支出調査・領収書等の関係書類及び簿冊を作成の上、保管しているか。	会計担当者は、関係書類を作成するとともに、団体事務責任者により定められた簿冊等で綴った上保管しておく必要がある。(県の規程等に基づき、事務の重要度等により保管年数等を定めることが望まれる。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4	全ての現金取扱を記載するための現金出納簿を作成しているか。	会計担当者は、現金取扱に係る日付、金額、内容、支出担当者等を記載した、現金管理のための出納簿等を作成・整備し、会計責任者と定期的に通帳との残高確認を行い、その結果を団体事務責任者に報告する等、常に整合性を担保しておく必要がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5	月次試算表等を作成し、定期的な経営状況等の確認が行われているか。	会計責任者は、月次試算表等を作成し、団体事務責任者とともに、月ごとの経営活動の状況を確認することが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	6	会計ソフトを導入している場合、会計ソフトの入力者と、現預金帳簿等の管理者との分離が行われているか。	団体事務責任者は、会計ソフト入力者を会計担当者、現預金帳簿等の管理者を会計責任者とする等、複数人での現預金管理の体制を構築する必要がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
管理者	7	出納印や通帳等に係る管理者を別々に定めているか。	団体事務責任者は、不正な出金のリスクを防止するため、出納印は会計責任者、通帳は会計担当者とする等、出納印及び通帳等の管理者を別々に定める必要がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	8	出納印や通帳等は適切な管理者のもと、適切な場所で別々に保管されているか。	会計責任者は、適切な管理者の監視のもと、定められた者以外が出納印や通帳等を持ち出さないようにするため、施錠できる金庫等で別々に保管する体制としておく必要がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
通帳・ 印鑑	9	出納印は、管理者自らが押印する又は、管理者の視認のもと押印しているか。	出納印の管理者は、出納印の押印に際し、会計責任者等と適正な支出であることを確認した上で、必ず自らが押印又は視認の上で押印することとしておく必要がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	10	通帳の残高は、毎月末に通帳残高と帳簿残高を照合・確認しているか。	会計責任者は、不正行為があってもすぐに見発できるようにするため、預金口座の残高と帳簿残高等を、会計担当者や通帳の管理者とともに、複数人で定期的にチェックする必要がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
通帳・ 印鑑	11	現金は、毎日の現金出納後、現金と通帳残高・関係帳簿等を照合の上確認しているか。	会計責任者は、現金出納に係る不正行為があってもすぐに見発できるようにするため、会計担当者や通帳の管理者を含む複数人により、日々の残高を確認する必要がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	12	現金取扱事務は、処理後、必ず通帳に入金(預金化)する体制となっているか。	会計担当者は、現金収入等があった場合は、適正に預金化することが必要であり、かつ、会計責任者は預金化の経過を通帳残高や帳簿等で直ちに確認する必要がある。また、会計責任者は、直ちに預金化できない場合は、現金出納簿等の帳簿により、現金残高が確認できるようにしておく必要がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
会計 処理	13	会計伝票は、支出根拠を必ず添付し、事務決裁規程に基づき、正当な決裁権者が承認しているか。	事務担当者は、必ず証拠書類原本を添付することが必要であるし、事務決裁規程に基づき正当な決裁権者(会計責任者等)は、その支出根拠に基づいて承認する必要がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	14	収入・支出調査等を作成し、複数人に回議・決裁する方法がとられているか。	事務担当者は、収入・支出調査等を適切に起案し、金額や積算等に認りがないか確認するため、会計責任者を含む事務関係者複数人に回議することが必要である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	15	会計処理終了後、領収書等の照合確認を速やかに行っているか。	事務担当者は、業者等への支払終了後、領収書類の添付・支払金額の確認等を速やかに行う必要がある。また、会計責任者は、領収書類と支払金額の整合性を速やかに確認する必要がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	16	未払金や未収金は、定期的に内容や金額、処理状況について確認しているか。	会計責任者は、未払金や未収金は、処理が確定していない費目であり、不祥事の発生要因となり得ることから、個別帳簿等を作成し、その動きを特に注意するとともに、団体事務責任者と毎月の確認を行う体制とすることが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	17	立替払を容認している場合、事務処理の経過が確認できる体制が構築できているか。	会計責任者は、立替払(現金で一時的に立替える場合や、通帳残高不足により異なる費目通帳での支出を行う場合等)を行う場合、経過が曖昧になり、不祥事の発生要因となり得ることから、個別帳簿等を作成し、その動きを特に注意するとともに、団体事務責任者と随時確認を行う体制とすることが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
検査・ 決算 報告	18	全ての会計事務について、税理士等による適正な検査を実施しているか。	団体事務責任者は、団体の運営形態に応じて、企業会計及び公益法人会計に精通した税理士等による検査を実施する必要がある。(外部監事を専任する場合は、公認会計士等、会計の専門家を専任することが望ましい。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	19	總會において、適正な決算を報告しているか。	団体事務責任者は、定款等で定められた規程に基づき、適切に總會を開催し、要件を具備するとともに、監事の承認を経た決算書を報告する必要がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他	20	不祥事防止に対する研修会や適正事例の周知等を実施し、職員に対する注意喚起(意識醸成)等を常日頃から行っているか。	団体事務責任者は、会計責任者とともに、会議等の機会を利用し、定期的に過去の通知文書等を参考に、団体職員(事務担当者や会計担当者等)への注意喚起を常日頃から行い、不正に対する意識の醸成をしておく必要がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

#### 4 監査の対象

本監査では、先に挙げた 43 の外郭団体（指定団体 28 団体、その他の出資等団体 15 団体）のすべてを監査の対象とした。なお、外郭団体の財政的規模や事前に所管課に対して行った質問、簿冊閲覧等を通じて必要と認めた外郭団体について、以下のとおり往査を実施した。

往 査 対 象 外 郭 団 体	所管部局 課(室)	日 程
(公財) 森林ネットおおいた	農林水産部 林務管理課	令和 4 年 9 月 20 日
(公財) 大分県奨学会	教育庁 教育財務課	令和 4 年 9 月 20 日
(公財) 大分県自治人材 育成センター	総務部 人事課	令和 4 年 9 月 21 日
(公財) 大分県産業創造機構	商工観光労働部 工業振興課	令和 4 年 9 月 21 日
(公財) ハイパーネットワーク 社会研究所	商工観光労働部 D X 推進課	令和 4 年 9 月 21 日
(公財) 日田・玖珠地域 産業振興センター	商工観光労働部 商業・サービス業振興課	令和 4 年 9 月 21 日
(公財) 大分県暴力追放運動 推進センター	警察本部 組織犯罪対策課	令和 4 年 9 月 21 日
(公財) 大分県生活衛生営業 指導センター	生活環境部 食品・生活衛生課	令和 4 年 9 月 22 日
(公財) 大分県総合雇用推進協会	商工観光労働部 雇用労働政策課	令和 4 年 9 月 22 日
(公社) ツーリズムおおいた	商工観光労働部 観光政策課	令和 4 年 9 月 22 日
(公社) 大分県農業農村振興公社	農林水産部 水田畑地化・集落営農課	令和 4 年 9 月 22 日
(一社) 大分県農業会議	農林水産部 水田畑地化・集落営農課	令和 4 年 9 月 22 日
(公社) 大分県漁業公社	農林水産部 水産振興課	令和 4 年 9 月 22 日
大分航空ターミナル (株)	企画振興部 交通政策課	令和 4 年 9 月 28 日
大分ブランドクリエイト (株)	商工観光労働部 商業・サービス業振興課	令和 4 年 9 月 28 日 令和 4 年 10 月 17 日



往 査 対 象 外 郭 団 体	所管部局 課(室)	日 程
(株) 大分国際貿易センター	土木建築部 港湾課	令和4年9月30日
大分高速鉄道保有(株)	企画振興部 交通政策課	令和4年10月3日
(社福) 大分県社会福祉協議会	福祉保健部 福祉保健企画課	令和4年10月3日
(公財) 大分県交通安全協会	警察本部 交通企画課	令和4年10月4日 令和4年11月2日
(公財) 大分県芸術文化スポーツ 振興財団	企画振興部 芸術文化スポーツ振興課	令和4年10月14日
(公財) 大分県建設技術センター	土木建築部 建設政策課	令和4年10月14日
大分県土地開発公社	土木建築部 用地対策課	令和4年10月17日
大分県住宅供給公社	土木建築部 建築住宅課	令和4年10月17日
(公社) 大分県畜産協会	農林水産部 畜産振興課	令和4年10月18日
(公財) 大分県臓器移植医療協会	福祉保健部 健康づくり支援課	令和4年10月19日
(公財) 大分県アイバンク協会	福祉保健部 健康づくり支援課	令和4年10月19日
(公財) 大分県地域保健 支援センター	福祉保健部 健康づくり支援課	令和4年11月1日
(公財) 大分県スポーツ協会	教育庁 体育保健課	令和4年12月8日

## 第3 包括外部監査の結果及び意見

### 1 全般的事項

#### (1) 内部統制に関する事項

先に述べたとおり、昨年度に発覚した外郭団体における不祥事を受けて、県はチェックリスト（10 ページ参照）を活用しての再発防止に取り組んでいるところである。

再発防止のためには、所管課による指導監督、モニタリングが適切になされるべきであると同時に、外郭団体内部に不正や誤謬を発生させない仕組み（「内部統制」という。詳細については 270 ページ以降を参照されたい。）が構築されていることが肝要である。

そこで、本監査を実施するにあたり外郭団体における内部統制の整備、運用状況を把握する必要があると考え、すべての外郭団体（43 団体）に対して、現金及び預金の管理状況等を中心にアンケートを実施した。主な回答項目について、簡潔に回答結果をまとめたものが次ページの表になる。

回答番号	【全般的事項】	回答選択1	件数	回答選択2	件数	その他回答	件数
1	経理部署も含めたジョブローテーション（定期異動）は取り入れていますか。	取り入れている	20	取り入れていない	22	その他	1
2	会計ソフトを使用していますか。	使用している	41	使用していない	2	—	0
3	会計ソフトには担当者毎にID、PWが設定されていますか。それともID、PWは法人全体で1つですか？	担当者毎	19	法人で1つ	17	その他 （使用該当なし2、 設定なし5）	7
<b>【現金の取り扱い】</b>							
4	小口現金の保有額に上限額の定めはありますか。	ある	15	ない	20	その他 （扱いなし）	8
5	小口現金がある部署は1部署ですか。それとも複数部署ありますか。	1部署のみ	20	複数部署あり	13	その他 （無回答2、扱いなし8）	10
6	小口現金は金庫で保管されていますか。それとも金庫以外のところで保管されていますか。	金庫	33	金庫以外	1	その他 （無回答1、扱いなし8）	9
7	小口現金を金庫で保管している場合、部署の金庫で保管していますか。それとも法人全体の金庫で保管していますか。	部署の金庫で保管	11	法人の金庫で保管	21	その他 （無回答3、扱いなし8）	11
8	入金、出金等の出納担当者で会計ソフト（または帳簿）の入力担当者は同一の担当者ですか。それとも別々の担当者ですか。	同一の担当者	30	別々の担当者	9	その他 （無回答2、扱いなし2）	4
9	入金、出金等の出納処理は、担当者以外の職員により再確認が行われていますか。	行われている	38	行われていない	1	その他 （無回答2、扱いなし2）	4
10	経費の出金伝票には、摘要欄に購入したものと購入先が記入されていますか。	記入されている	38	記入されていない	1	その他 （無回答2、扱いなし2）	4
<b>【預金の取り扱い】</b>							
11	インターネットバンキングは使用していますか。	使用している	29	使用していない	14	—	0
12	インターネットバンキングを使用している場合、担当者毎にID、PWが設定されていますか。それとも法人全体で1つですか。	担当者毎	12	法人で1つ	17	その他 （使用していない）	14
13	インターネットバンキングによる出金処理は、事前に上長により承認を受けていますか。	受けている	25	受けていない	3	その他 （入出金なし、使用していない）	15
14	承認を受けている場合、出金処理後に事前承認通りの金額で出金処理したことが上長に報告されていますか。	報告されている	23	報告されていない	4	その他 （無回答1、使用していない14、入出金なし1）	16

アンケート結果を分析した結果、内部統制が脆弱と思われる点について、以下のような事項が検出された。各項目に記載のとおり改善を検討されたい。

① ジョブローテーションについて

ジョブローテーションとは、定期的に部署を異動することにより職員に様々な業務を経験させ、知識と能力を高めていく仕組みである。元々は人材育成のための仕組みであるが、これを実施することにより特定の職員が長期間にわたり一人で特定の業務を行うという、業務の属人化が防止される。

業務の属人化が進めば、特定の職員のみで業務が完結する状況が生じやすくなり、不祥事の要因となることが多い。

従って、不祥事防止の観点からはジョブローテーションを実施することが望ましいと言える。アンケート結果からは、43 団体中 22 団体でジョブローテーションは実施していないという回答であった。また、当然ではあるが、ジョブローテーションを実施していない団体ほど会計担当者の担当年数が長くなる傾向が窺える。まずは、この 22 団体についてジョブローテーションの実施が可能かどうか検討して頂きたい。

ただし、マンパワーの関係でジョブローテーションができない団体については、代替的な内部統制として、担当者が行った業務について必ず複数人の目でチェック（ダブルチェック）が行われていることを確認する必要がある。

## ② 小口現金、預金について

小口現金とは、交通費や文具、切手、備品等の購入費、慶弔費など、日々発生する少額の出費を精算するために法人の各部署で管理する現金をいう。

アンケートでは、小口現金の保有額に上限額を定めていない団体が 20 団体あった。必要以上の小口現金を保有することは、盗難や横領のリスクを高めることに繋がるため、法人の支出規模に応じた上限額を設定することが望ましい。

預金についても、残高が多額にある場合には、不正のリスクを高めることになるため、ダブルチェック等の内部統制を働かせるのは勿論のこと、必要以上の残高を保有しない取組が必要である。

また、近年は従業員による立替払いや消耗品等のネット購入を推奨し、現金を持たない、いわゆるキャッシュレス化を進めている法人も見受けられる。現金管理という業務負担の軽減と盗難等の防止の観点からもメリットがあるため、検討して頂きたい。

## ③ 会計ソフトの取扱いについて

会計ソフトへの入力者を特定できるようにするため、ID（アイディー）、PW（パスワード）は入力業務を行う担当者毎に設定することが望ましい。アンケートでは 17 団体が法人で一つの ID、PW を設定していたが、担当者毎に設定できないか検討して頂きたい。

## ④ 会計伝票の取扱いについて

実際に現金の入出金業務を行う出納担当者、会計ソフトへ入力を行う入力担当者は別々の担当者であることが望ましい。同一の担当者である場合、架空の入出金に基づいた架空の会計伝票による会計ソフトへの入力が一人の担当者によって完結してしまい、牽制が働きにくくなるからである。

アンケートでは 30 団体が同一の担当者であるという回答であったが、担当者を分けることができないか検討してほしい。マンパワーの関係でどうしても同一の担当者になら

ざるを得ない場合であっても、上長が定期的に現金や預金の残高と会計帳簿との照合を行うなどして、必ず複数人の目でチェック（ダブルチェック）が行われていることを確認する必要がある。

また、アンケートでは、入出金に係る処理について担当者以外の職員による再確認が行われていないと回答した団体が1団体あった。これについても複数人の目でチェック（ダブルチェック）が行われるように改める必要がある。

#### ⑤ インターネットバンキングについて

インターネットバンキングを利用した不正送金等を防止するためには、送金額等の入力担当者と送金を実行する担当者を分けることが望ましいが、実務的には同一の担当者が支払先、金額等を入力、その後送信となるのが一般的であると考えられる。しかし、これでは同一の担当者によって業務が完結してしまい、牽制が働きにくくなる。

従って、インターネットバンキングによる支払いを一人の担当者で行う場合は、代替的な内部統制が必要となる。例えば、支払額について事前承認を受けるとともに、事前承認どおりの金額で送金したことを報告するなど、業務が一人で完結しない仕組みが必要となる。

アンケートでは、インターネットバンキングにおける出金処理について、上長による事前承認を受けていないと回答した団体が3団体、また、事前承認は受けているものの、事後の報告がなされていないと回答した団体が4団体あった。

複数人によるチェックの目を確保するためには、少なくとも事前承認は受ける必要があると考えられるため、改善できないか検討して頂きたい。

また、③でも述べたとおり、インターネットバンキングにおいても操作担当者を特定できるようにしておくことが望ましい。法人で一つのID（アイディー）、PW（パスワード）を使用していると回答している17団体については、担当者毎の設定が可能かどうか検討して頂きたい。

#### ⑥ その他、一般的な内部統制の整備・運用状況の確認について

今回実施したアンケートでは直接、質問項目にはしなかったが、上記以外の事項で一般的に必要とされる内部統制や会計処理として以下のような事項が挙げられる。この機会にこれらの事項についても整備運用状況を確認して頂きたい。

##### i 銀行印と通帳は別々に管理、保管されているか？

通帳と銀行印を同一の担当者が管理すると流用のリスクが高まるため、別々の担当者が管理すべきである。また、同じ場所で保管されていれば盗難時に預金が引き出されてしまうリスクがあるため、保管場所も分けるべきである。

また、最近はインターネットバンキング等を活用することにより紙の通帳をなくしたり（通帳レス）、ATMの使用を原則禁止し出金はインターネットバンキングのみに

している法人もある。これらについても導入が可能かどうか検討して頂きたい。

ii 残高証明書は上長等担当者以外の職員が入手しているか？

コピー機等の印刷技術が発達し、精巧な偽造が可能になっている。担当者による偽造を防ぐためにも担当者以外の職員が入手することが望ましい。

iii 不要な口座を保有していないか？

口座数が多いと不正の生じるリスクが高まることや管理業務が煩雑になることから、統合が可能な口座の統合や使用していない口座の解約等を行うべきであるが、将来使用する可能性がある等の理由により、多くの口座を保有している団体が見受けられた。

口座数を減少させ、必要最小限の口座を保有するよう、見直しを行って頂きたい。

iv 領収書を適切に管理、処理しているか？

領収書を発行する場合には、管理や処理の方法を工夫することで不正のリスクを軽減できる。例えば、市販の領収書を使わない、使用の都度番号を付すのではなく未使用の領収書に予め番号を付しておく、書き損じが発生した場合に×印を付す等の方法により、現金着服等の不祥事を防ぐことができる。

領収書を使用した不正は、県の外郭団体でも過去に発生していることから、今後同様の事例が発生しないよう、適切な管理、処理が望まれる。

v 固定資産の現物調査を定期的実施し、台帳と照合できているか？

固定資産の管理に関する規程を設けているにもかかわらず、規程どおりに現物調査・台帳との照合を行っていない団体や、規程自体が整備されていない団体が見受けられた。また、現物調査・照合の結果について証跡を残していない、上長に報告していない、台帳に反映していない団体等も見受けられた。

固定資産の適正な管理は、不正な使用・処分の防止や正しい減価償却の算定等に繋がるため、改善して頂きたい。

vi 引当金を適切に計上できているか？

会計期間に発生する費用と収益を適正に処理し、法人の運営状況を効率的かつ的確に把握するためには、引当金の計上が必要である。

退職給付引当金や賞与引当金等について、未計上あるいは毎年度ではなく一括して計上する等、改善の必要がある団体が複数見受けられた。引当金を適切に計上するよう指導して頂きたい。

vii 会計処理の外部委託や専門家の利用の検討

会計処理にはある程度の専門知識が必要になる。従って、特定の職員に頼りがちに

なり、業務が属人化し不正が起りやすくなる。これを防止するためには、記帳業務等を外部委託することも一つの手段と考えられる。

また、特に会計監査人を設置する義務がない法人は、外部の第三者の視点で点検を受ける機会が少なくなる。内部統制や業務処理体制の向上のために、事業規模や事務体制に即して、公認会計士や税理士等の専門家の活用も有効である。予算上の制約もあるかもしれないが、可能であれば検討して頂きたい。

(参考：厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 平成 28 年 6 月 20 日「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」 P27)

#### viii 監事（又は監査役）と顧問税理士の兼任

監事（又は監査役）の監査は大きく分けて業務監査と会計監査がある。記帳代行等を行っている顧問税理士と監事（又は監査役）が同一人物である場合、業務監査ではある程度の牽制が期待できるかもしれないが、会計監査になればどうしても自己監査になってしまう面が否めない。法令違反とまでは言えないにしても、モニタリングの強化の観点から両者は別人物であることが望ましいと言える。

(参考：厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 平成 28 年 6 月 20 日「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関する Q & A」問 38)

#### ix 監事監査の意見等の整理、保存

監事監査の実施結果については、公表されている監査実施報告書の記載事項以外の監査日時、監査手続、指摘内容、意見等についても、整理、保存しておくことが望まれる。監事監査を有効に活用し、適正かつ健全な団体運営を行って頂きたい。

### (2) 過年度の包括外部監査に対する措置状況に関する事項

今回改めて外郭団体について監査を実施したが、一部の団体については前回（平成 22 年度）の包括外部監査と同じ指摘がなされているため、前回監査における措置が図られたのか疑問を持たざるを得なかった。当時は措置が講じられたのかもしれないが、年数が経過し担当者も変わっている現在においても、講じた措置が継続して行われていることを確認する仕組みが必要であると改めて感じた。

今回の監査においても指摘に対する措置が講じられるだろうが、県は措置が外郭団体で確実に行われていることの確認と、その措置が継続して行われていることを確認する方法を改めて検討して頂きたい。

### (3) 公社等外郭団体チェックリスト【不祥事防止編】に関する事項

上記(1)で指摘した事項と県が作成している現状のチェックリストのチェック項目を照

らし合わせた結果、(1)②のうち小口現金の上限に関する事項、③の会計ソフトのID（アイディー）、PW（パスワード）に関する事項、⑤のインターネットバンキングの支払統制に関する事項、⑥ii 残高照明に関する事項等については、定期的にチェックすべき重要な事項であると考えます。

しかし、現在県が作成しているチェックリストではカバーできていない。従って、これらの事項に関する質問事項もチェックリストに追加したうえで、網羅的に確認ができるようにすべきである。

併せて、当該チェックリストが不祥事防止のための有効なツールとして機能し続けるために、形骸化を防止するための方策も検討されたい。

一般的にチェックリストは、業務上のリスクを低減させる有効なツールではあるが、慣れてくるとチェックが雑になったり、チェックリストを作成することが目的となってしまうことがある。また、チェックリスト上ではチェックされていても、何故か問題が解決されていないといったことが生じることがある。

また、何も問題が起こらないことに慣れてしまい、リスクを実感できなくなることもチェックリストが形骸化する要因であると考えられる。そこで、形骸化を防ぐにはどのような点に気をつけるべきかについて、一般的に考えられることをまとめてみた。これに基づき、形骸化防止策を検討して頂きたい。

#### ① 業務のプロセスの中に組み込む

チェックリストの形骸化を防ぎ定着させるためには、経理規程等に「チェックリストを使用すること」自体を組み込むことが考えられる。

「チェックリストでの確認」を一つの作業として経理規程等に組み込むと、確実に作業の抜けや漏れを防げる。例えば、「チェックリストを用いて〇〇を確認する」と具体的に記載する方が有効である。また、すべてチェック印だけで確認完了にするチェックリストよりも、必要に応じて具体的な記入を要求するチェックリストの方が一般的には形骸化しにくいと言える。

#### ② 内容の更新、アップデートを行う

チェックリストの内容や項目は、業務の手順等が変わればチェック項目も変わってくるため、新たな項目を追加したり、必要のない項目は削除したりして、必要に応じて更新していくことが必要である。

また、チェックリストがしばしば更新されることで、内容の確認をしなければという意識が職員に芽生えることになる。いつ変更や更新があるか分からなければ、常にチェックしておく必要に迫られるため、形骸化を引き起こす“慣れ”の排除に繋がるはずである。

#### ③ 定期的な研修を行う

チェックリストの重要性等を認識してもらうための研修や指導を徹底することも欠か



せない。チェックを疎かにすることや意識が低いまま業務を行うことで、どのような弊害やトラブル等のリスク、デメリットがあるのか、具体例も示しながらチェックリストの役割を伝えることが重要である。

特に、定期異動等で担当職員が交代した時などのタイミングで実施することが望ましいと考える。

#### (4) モニタリングのあり方に関する事項

その他の出資等団体に対するモニタリングのあり方について、以下のとおり検討された。

先に述べたように、指針では出資割合が 25%未満の外郭団体は「その他の出資等団体」に分類される。しかし、ひとえに「その他の出資等団体」と言っても、団体の経営に対する県の関わり方には濃淡がある。

例えば、(株)大分フットボールクラブ(大分トリニータ)のように県職員OBが代表取締役就任しており、日頃から県所管課と協議しながら業務が行われている団体もある。このような団体は、出資割合等からみれば「その他の出資等団体」に該当するものの、代表者が県職員OBであることや県所管課との協議等のやりとりの頻度といった関与度合いの強さ、更には県民の関心度等を勘案すれば、本来ならば「指定団体」としてモニタリングを強化すべき団体と言えよう。

一方で、(株)大分放送や大分朝日放送(株)のように、比較的規模が大きく経営も安定している株式会社では、業務の進め方等について県所管課との協議が頻繁に行われることはなく、自立的な経営が行われている。また、県は職員又はOBを非常勤役員に就任させている程度であり、経営への関わり方も高いとは言えない。このように、独立した経営が行われており県の関与度合いが低い団体については、先程とは逆に出資を継続することの必要性やモニタリングのあり方を検討する必要があるのではないかと考える。

県の関与度合いが低いということは、それだけ自立した経営が出来ているということであり、当初の県の出資目的が達成されている場合も多いのではないだろうか。そのような観点から、今後も出資を継続する必要があるのか否かを検討する必要があると考える。また、業務の効率性や有効性の観点からは、比較的規模も大きく経営も安定しており、かつ県の関与度合いも低い団体については、モニタリングの緩和を検討することも必要ではないかと考える。

以上のように、現状の指針に基づいた「その他の出資等団体」の中には、モニタリングを強化すべき団体と、一定の条件下で緩和を検討すべき団体が混在しているように見受けられる。指針で定められた出資割合や人的・財政的関与が大きいとされる基準に加えて、日頃の県の関与度合い等も加味した上で、新たな選定方法を検討すべきと考える。

企業会計には、連結対象となる関連会社を判定する際に「影響力基準」というものがある。「影響力基準」とは、議決権保有比率という形式面に加え、出資、人事、資金、技術、取引

等の関係を通じて、その会社の財務、営業、事業の方針の決定に重要な影響を与えることができるか否かを判断し、実質的に重要な影響を与えているかについても考慮する判定基準をいう。

県の関与度合いとは、言い換えれば県の影響力ということができる。選定方法を検討する際には、このような企業会計の「影響力基準」の考え方も参考になると考えられる。

## 2 個別の外郭団体に関する事項

### (1) 指定団体

#### 公益財団法人大分県自治人材育成センター

##### 1. 概要

設立年月日	平成 21 年 10 月 1 日							
総出資額	6,000 千円	県出資額	3,000 千円	出資比率	50.0 %			
県以外の出資状況	出資団体名		出資額		出資比率			
	大分市		521 千円		8.7 %			
	別府市		308 千円		5.1 %			
	佐伯市		221 千円		3.7 %			
	中津市		199 千円		3.3 %			
	日田市		180 千円		3.0 %			
設立目的	この法人は、大分県内における自治体職員の人材育成に関する事業を行い、自治体職員の資質の向上及び公務能率の向上を図ることにより地方自治の振興を促進し、もって住民福祉の増進と地域の発展に寄与することを目的とする。							
県出資(支援)の意義	県職員研修の実施を担う本財団への主体的な参画、県と市町村の対等・協力の理念から出資している。							
事業内容	①県内自治体職員に対する研修の実施、②県内自治体が発行する研修に対する支援、③研修に関する調査研究、④地域の人材育成の取組に対する支援、⑤その他この法人の目的を達成するために必要な事業							
理事会(役員会)	理事(役員)数	22 人	開催回数	2 回	理事(役員)出席率	70.5 %		
幹事(監査役)監査	監事(監査役)数	3 人	実施回数	1 回	実施延べ日数	1 日	主な内容	前年度決算及び主要事業の運用状況
特記事項	なし							

##### 2. 県関与の状況

###### (1) 人的支援の状況

(人)	令和3年度(7月1日現在)				令和4年度(7月1日現在)			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	25	3	7	15	24	3	8	13
常勤	1	1	0	0	1	1	0	0
非常勤	24	2	7	15	23	2	8	13
評議員数	5	1	0	4	5	1	0	4
職員数	15	7	0	8	14	6	0	8

(2) 財政支出の状況

① 財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	0	0	0	県借入金残高	0	0	0
県補助金	0	0	0	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	43,676	43,547	47,760				

② 主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① 職員研修費等	財団運営費、県職員研修費に係る県分負担金	47,760	56,070	負担金

3. 実施事業等

(1) 実施事業

<p>県職員及び市町村職員に対し職員研修を実施するとともに、県・市町村が実施する研修に対する支援を行う。</p> <p>【県職員】一般研修(階層別研修、職務能力向上研修、行政実務研修、その他研修)、組織支援研修</p> <p>【市町村職員】階層別研修、職務能力向上研修、行政実務研修、講師養成研修、派遣研修、支援研修</p>
--

(2) 活動指標

指標名	算式(単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度(%)	目標値
① 実施講座数	(講座)	94	90	95.7	99
② 研修受講者数	(人)	9,263	7,754	83.7	9,010
③ 合同研修受講者数	県・市町村職員の合同研修の受講者数(人)	3,101	2,610	84.2	2,816

4. 財務状況等

(1) 3年間の推移

正味財産増減計算書(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	145,897	139,741	143,034	資産 A	643,931	623,783	594,658
経常費用	145,717	139,653	142,948	流動資産	2,139	8,280	7,678
当期経常増減額	180	88	87	固定資産	641,792	615,503	586,979
経常外収益	0	0	0	負債 B	2,139	8,280	7,678
経常外費用	0	0	0	流動負債	2,139	8,280	7,678
当期経常外増減額	0	0	0	固定負債	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	正味財産(純資産)A-B	641,792	615,503	586,979
一般正味財産期首残高	0	0	0	指定正味財産	641,792	615,503	586,979
一般正味財産期末残高	0	0	0	(うち基本財産への充当額)	6,000	6,000	6,000
当期指定正味財産増減額	▲ 33,124	▲ 26,289	▲ 28,524	(うち特定資産への充当額)	635,792	609,503	580,979
指定正味財産期首残高	674,916	641,792	615,503	一般正味財産	0	0	0
指定正味財産期末残高	641,792	615,503	586,979	(うち基本財産への充当額)	0	0	0
正味財産期末残高	641,792	615,503	586,979	(うち特定資産への充当額)	0	0	0

(2)財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度 (%)	目標値
① 法人会計比率	経常費用 (法人会計) ÷ 経常費用計 × 100 (%)	7.3	6.8	107.4	7.1

5. 指導指針への対応状況

<p>「適正な運営指導」等の取組状況</p>	<p><b>【令和3年度までの取組】</b>            平成27年度から研修の効果測定を行うためのフォローアップ調査を行っており、研修内容等の検証を行った上で、次年度の改善につなげている。            なお、このフォローアップ調査や受講者のアンケート結果等を踏まえ、令和3年度は、円滑なオンライン会議の進め方研修や育休職員等のキャリア形成支援研修といった現場のニーズに対応した研修を実施した。</p> <p><b>【令和4年度以降の方針】</b>            若手職員の育成など現場のニーズに応え、研修のさらなる充実を図るため、令和4年度は自治体DXをすすめるためのフレームワーク研修や若手職員キャリア形成支援研修などを新設した。            今後もフォローアップ調査やアンケートの実施等を通じ、研修の質・効果の更なる向上を図っていく。</p>
<p>「人的関与」の見直し状況</p>	<p><b>【令和3年度までの取組】</b>            市町村職員研修に加え県職員研修の実施を担うことから、平成26年1月の公益財団法人化に併せ、評議員に副知事、理事に総務部長、常務理事に総務部理事（派遣）、監事に人事課長が就任している。            また、平成26年4月1日以降、県職員研修を実施するため必要な業務援助職員を県職員研修課に派遣している。（令和4年度：5名）            なお、市町村職員の人材育成支援を行うため市町村職員研修課に派遣していた業務援助職員1名については、令和元年度末に廃止した。</p> <p><b>【令和4年度以降の方針】</b>            県職員研修の確実な実施、一層の充実を図るため、人的関与は必要であるが、引き続き、研修効果が最大限発揮される効率的な組織となるように継続的な見直しを行う。</p>
<p>「財政的関与」の見直し状況</p>	<p><b>【令和3年度までの取組】</b>            平成26年度からの研修一元化に伴い、市町村職員の人材育成に対する従来の助成は25年度をもって廃止。            県職員研修の実施に必要となる財団運営費及び研修経費については、県で負担している。</p> <p><b>【令和4年度以降の方針】</b>            県職員研修の実施に伴い必要となる財団運営費及び研修経費を負担しているものであるが、引き続き、効果的・効率的な運営となるように継続的な見直しを行う。</p>

6. 監査結果

指摘 1-1	県職員 of 監事就任について
勸奨	<p>大分県公社等外郭団体に関する指導指針によれば、県職員の監事等への就任等について「県職員は、原則として外郭団体の監事等に就任しないものとする」と定められているが、当法人の監事に県職員が就任している。</p> <p>指導指針には例外として認められるルールが明らかにされておらず、また令和3年度の外郭団体の経営状況等の公表資料においても説明がなされていない。どのような経緯で県職員が監事に就任しているかを明らかにする必要がある。</p>

指摘 1-2	職員配置状況 of 公表の工夫について
勸奨	<p>当法人の職員数の構成は、県からの派遣職員と県職員OB、プロパー職員等の3つに区分され公表されているところである。プロパー職員等には市町村からの派遣職員や市町村職員OBが含まれている。市町村も出資者であり副市長等が理事に就任している状況である。</p> <p>今後は、市町村職員に係る情報も併せて公表するなどして、当法人の職員と出資者や理事との関係性をよりの確に把握できるようにすることが有用性の観点から望ましい。</p>

《補足》

県が公表している『令和3年度 外郭団体の経営状況等』の県関与の状況（職員数）は次のとおり。

(表1)

県職員	県職員OB	プロパー等	計
7人	0人	8人	15人

(表1)では、県職員ではない者が過半数を占めているため、当法人のプロパー職員の考えが反映されやすいのではないかとといった想像ができる。

一方、今回公表されていなかったプロパー等の職員の内訳を示すと次のようになる。

(表2)

県職員	県職員OB	市町村職員	市町村OB	プロパー	計
7人	0人	3人	1人	4人	15人

(表2)を見ると、県・市町村からの派遣職員は10人（7人+3人）であり、県・市町村側（出資者及び理事者）の意向が大きく反映されるのではないかとといった想像もできる。

このように表示の仕方により、情報の受け手が異なる印象や認識を持つことに配慮が必要である。

指摘 1-3	金種表の保管について
改善	当法人の財務会計規程によると、毎日、現金残高と現金出納帳との照合を行うこととされている。照合状況を確認したところ、現金残高を記載した金種表が日々パソコンで上書き作成されていたことから、過去の特定の日の金種表を確認することができなかった。照合に用いた金種表は一定期間保管しておく必要がある。

《補足》

当法人の財務会計規程は次のとおりである。

(金銭の残高照合)

第27条 会計職員は、毎日、現金出納終了後現金残高と現金出納帳の残高とを照合しなければならない。

現金過不足の出納事故が生じた際に金種表が残されていなければ、いつの時点まで整合がとれていたのか第三者が判断することは困難になる。

指摘 1-4	オンライン研修の促進について
勧奨	オンライン（遠隔、web）研修は、対面による研修と比較すれば、移動等のコストが削減されると同時に、研修対象者のスケジュール調整が容易になり、参加者数の増加にも繋がることが期待される。オンライン研修の一層の促進を図られたい。

《補足》

県の所管課によると、令和3年度の当法人の全体講座数は90、このうちオンラインは28講座が実施されている状況である。

オンライン研修の実施にあたり、一般的ナリスクとして複数講座を同時受講するといった不正受講が想定されるため、対策を講じられたい。当法人では、受講後のアンケートを参考に受講確認を行っており、市町村職員向けの講座（新任税務職員研修）では、章ごとの区切りでチェックすることによって履修を進める仕組みとなっているとの回答を県の所管課から受けた。

県職員向けの講座（階層別研修）では視聴時間を法人職員が把握できる仕組みであれば、発見的な機能はあると思われるが、二重受講や早送り視聴を防止する機能は存在しない状況である。

指摘 1-5	研修経費に係る県と市町村の負担について
勸奨	<p>県職員と市町村職員の合同研修に係る経費負担については、研修計画による定員の割合で負担額が按分、決定されている。この方法では、実際の受講者の割合が計画値と大きく乖離した場合、受益者が応分の対価を負担しない歪なケースも生じることに留意しておく必要がある。一定の乖離が見られた場合には、費用負担を補正することも検討されたい。</p>

指摘 1-6	事業費と管理費の比率について
勸奨	<p>正味財産増減計算書の事業費と管理費の比率を見ると管理費の割合が高い。管理費は固定費的な側面が強く、管理費比率を下げるのが効率性、経済性につながる可能性がある。組織構造や事業スキーム、研修事業の管理方法等を見直す余地がないか検討されたい。</p> <p>また、少子高齢化社会における県・市町村職員数の将来的な減少に合わせて、当法人の職員数の配置について中長期的な方針を検討しておくことが望ましい。</p>

《補足》

次表は当法人の正味財産増減計算書を一部抜粋したものである。

(単位：千円、%)

	令和2年度	令和3年度
経常費用計	139,653	142,947
うち事業費	66,840	74,026
うち管理費	72,812	68,921
(人件費)	(50,740)	(48,501)
管理費/経常費用	52.1	48.2

大分県公社等外郭団体に関する指導指針にも次のような定めがある。

#### 第7 外郭団体の適正な運営指導

##### 4 計数管理の徹底と経費の節減

(2) 一般管理費については、毎年度一定率の節減目標を設定するなど可能な限り抑制していくこと。

##### 6 組織の簡素合理化と理事会等の機能強化

###### (3) 職員数の適正化

中長期的な視野に立った職員数の適正化計画を策定するなど、事業規模に応じて職員数の適正化を図ること。



指摘 1-7	活動に対する意識向上について
勸奨	当法人は、県・市町村職員の研修という非常に公益性の高い事業を行っている一方、提供するサービスに対する直接的な便益は、県民ではなく受講した県・市町村職員が受けるという特徴がある。この点を十分に認識し、可能な限り最小のコストで最大の成果がもたらされるよう、たゆまぬ努力・工夫を求められる。

《補足》

例えば次のような点についてより積極的な対応を望むところである。

実施講座数や研修受講者数といった活動指標の設定及びその達成は、当法人及び県・市町村の権限の範囲内でコントロールできるものが大半であると考えられる。したがって、活動指標達成までの進捗管理は他の外郭団体よりも厳格に行っていくことが望まれる。新型コロナウイルス感染症の影響があるとはいえ、令和2年度の受講者数の達成率は69.6%と低調である。なお、当法人の理事の多くは副市町長が担っている。役員である理事の役員会への出席率も令和2年度は77.3%と高いとは言えない状況である。

さらに、関係資料を閲覧したところ、業務に直結する研修を希望する職員が多い一方、首長は政策立案できる職員を育成するための研修を希望しており、研修に対する期待にギャップがあると思案される。この点についての対応を事業計画や事業報告で明確に記載するとよいのではないだろうか。

また、普段の仕事が忙しく、その方が大事であるという職員の認識は、研修内容がニーズを満たしていない、あるいは研修が軽んじられている可能性がある。知識不足が招いた非違事例やトラブルを周知し、業務に直結する研修であることをより強く訴えることが必要な場合もあると考えられる。

加えて、必要性の高いテーマには県の各部局や市町村が積極的に取り組む意識を持たせる工夫があってもよいのではないかと考える。市町村別の研修参加状況は、事業報告において既に公表されており、どの研修に何人参加したかが記載されているところは評価できる。ただし、県・市町村の職員数は異なるため、参加職員数の多寡が評価しにくい点は課題である。この点についても評価できるような別の指標も公開することが望まれる。

指摘 1-8	自主財源の確保について
勸奨	<p>当法人は、県・市町村からの補助金と負担金を財源として研修事業を実施しているところである。市町村等においても社会保障関係費をはじめとした義務的経費の支出により財政状況は今後も厳しいことが予想される。</p> <p>当法人では、現在は太陽光発電を収益事業として掲げているところであるが、例えば研修事業の一般開放、講義のDVD化による有料貸与といった取組や、オンライン研修を増やすことで空いたスペースを一般開放し、賃貸収入を確保するといった取組も検討する余地があると考えられる。</p> <p>また、監事の監査コメント資料を閲覧したところ、研修施設の修繕等に係る見通しを立てた方が良いとの指摘があったため、将来の設備更新のためにも自主財源の確保について継続的に検討することが望まれる。</p>

《補足》

本県の人口減少は、市町村職員や派遣職員の減少、研修対象者の減少にも繋がる可能性があるが、そのような場合においても建物の大きさは変わらないため、中長期的には資産の利活用（外部活用）を積極的に検討すべきであろう。

## 公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団

### 1. 概要

設立年月日	平成8年2月14日						
総出資額	584,944千円	県出資額	584,944千円	出資比率	100.0%		
県以外の出資状況	出資団体名			出資額		出資比率	
	なし			0千円		0.0%	
設立目的	大分県立総合文化センター及び大分県立美術館を拠点として、県民の幅広い欲求に応えられる多様な文化事業やスポーツの振興に関する事業を実施するとともに、県民と外国人の相互理解と友好親善の増進に努め、もって潤いのある県民生活の創造と健やかで個性ある地域づくりに寄与することを目的とする。						
県出資(支援)の意義	主要な活動である文化事業の企画及び実施、文化施設の管理及び運営並びに利用促進等は、広く県民の文化水準の向上やスポーツの振興に寄与すると考え出資している。						
事業内容	大分県立総合文化センター及び大分県立美術館を拠点とした芸術文化振興事業、県民と外国人の相互理解と友好親善を図るための国際交流事業、県民のスポーツ意識の向上と多様な交流の場の創出を目的としたスポーツの振興に関する事業、地域活性化を図るための事業、公益目的事業以外の施設提供事業及び駐車場運営事業						
理事会(役員会)	理事(役員)数	2人	開催回数	4回	理事(役員)出席率	88.9%	
幹事(監査役)監査	監事(監査役)数	2人	実施回数	2回	実施延べ日数	2日	主な内容 前年度決算及び主要事業の運用状況
特記事項	iichiko 総合文化センター(大分県立総合文化センター)及び県立美術館の管理運営を指定管理者として受託している。						

### 2. 県関与の状況

#### (1) 人的支援の状況

(人)	令和3年度(7月1日現在)				令和4年度(7月1日現在)			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	9	1	1	7	9	1	1	7
常勤	1	0	1	0	1	0	1	0
非常勤	8	1	0	7	8	1	0	7
評議員数	5	1	0	4	5	1	0	4
職員数	61	10	3	48	63	10	4	49

#### (2) 財政支出の状況

##### ① 財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	498,668	501,112	507,295	県借入金残高	0	0	0
県補助金	85,000	56,800	85,000	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	0	149,090	77,613				

## ②主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① 総合文化センター等管理運営事業	iichiko 総合文化センター及び県立美術館の維持管理(指定管理)	457,272	457,272	委託料
② 総合文化センター等管理維持体制持続化事業	iichiko 総合文化センター及び県立美術館の収入減に対する指定管理委託料の不足分を負担	77,613	0	負担金
③ 芸術文化ゾーン拠点創出事業	総合文化センターや美術館で行う自主事業に対する補助	85,000	55,000	補助金
④ おおいた障がい者芸術文化支援センター運営委託	障がい者芸術の相談支援、企画展、講演会等の実施	30,494	30,495	委託料
⑤ 外国人総合相談センター運営委託	外国人の総合相談業務	16,527	18,978	委託料

## 3. 実施事業等

### (1) 実施事業

(1) 大分県立総合文化センター及び大分県立美術館を拠点とした芸術文化振興事業
(2) 県民と外国人の相互理解と友好親善を図るための国際交流事業
(3) 県民のスポーツ意識の向上と多様な交流の場の創出を目的としたスポーツの振興に関する事業
(4) 地域活性化を図るための事業・その他この法人の目的を達成するために必要な事業
(5) 公益目的事業以外の施設提供事業及び駐車場運営事業

### (2) 活動指標

指標名	算式(単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度(%)	目標値
① 年間ホール利用率	利用日÷利用可能日×100(%)	87.0	64.0	73.6	87.0
② 県立美術館来館者数	(人)	500,000	431,357	86.3	500,000

## 4. 財務状況等

### (1) 3年間の推移

正味財産増減計算書(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	1,087,687	1,025,167	1,075,711	資産 A	1,048,209	1,058,094	1,019,767
経常費用	1,095,623	1,025,090	1,075,833	流動資産	166,069	159,875	158,189
当期経常増減額	▲7,936	77	▲122	固定資産	882,140	898,219	861,578
経常外収益	0	6,941	0	負債 B	174,794	169,296	152,761
経常外費用	0	0	0	流動負債	148,333	141,740	123,865
当期経常外増減額	0	6,941	0	固定負債	26,461	27,556	28,896
当期一般正味財産増減額	▲7,936	7,018	▲122	正味財産(純資産)A-B	873,415	888,798	867,006
一般正味財産期首残高	133,581	125,645	132,664	指定正味財産	747,769	756,135	734,464
一般正味財産期末残高	125,645	132,664	132,542	(うち基本財産への充当額)	130,157	130,170	130,182
当期指定正味財産増減額	24,665	8,365	▲21,670	(うち特定資産への充当額)	617,612	625,965	604,282
指定正味財産期首残高	723,104	747,769	756,135	一般正味財産	125,646	132,664	132,542
指定正味財産期末残高	747,769	756,135	734,464	(うち基本財産への充当額)	0	0	0
正味財産期末残高	873,415	888,798	867,006	(うち特定資産への充当額)	100,974	101,151	82,683

## (2) 財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度 (%)	目標値
① 施設利用収入額	施設利用収入実績 (年計)	177,984	134,955	75.8	177,984
② 指定管理業務における施設利用等収入比率	施設利用等収入実績(年計)÷指定管理業務総事業費×100	40	29.5	73.8	40

## 5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p><b>【令和3年度までの取組】</b> 「大分県公社等外郭団体に関する指導指針」に従い、総合文化センターと県立美術館の一体的な企画管理運営を通し、芸術文化の拠点として、本県ならではの芸術文化の創造・発信に総力を挙げて取り組んだ。文化センターではオーケストラ、オペラ、室内楽、歌舞伎等を柱とした幅広いジャンルにおいて、主催13公演、共催9公演を実施した。美術館では親子向けのキャラクターの企画展など企画メディア各社との共催による展覧会などを実施して、多くの人々が美術館に訪れ展示を楽しむ機会を提供した。その他、県から「障がい者芸術文化支援センター」と「外国人総合相談センター」の受託事業に取り組むなど、事業計画に沿って事業執行を行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入及び入館者数が減少した。これに伴い、活動指標である総合文化センターの年間ホール利用率が目標の87.0%に対して64.0%、美術館の年間来館者数が目標の500,000人に対して431,357人となった。</p> <p><b>【令和4年度以降の方針】</b> 社会情勢の影響による電気料の高騰など厳しい経営が続いているものの、事業収入と入館者数は令和2年度からは改善されてきているため、新型コロナウイルスの発生以前の水準に戻れるよう収支状況や事業実施状況について随時確認を行い、必要な対策を講じていく。</p>
「人的関与」の見直し状況	<p><b>【令和3年度までの取組】</b> 県職員の派遣については、大分県芸術文化ゾーン創造委員会の答申を受け、芸術文化ゾーンの拠点として更なる県と連携した文化行政の一体推進を図ること及び、大分県立総合文化センターと大分県立美術館の一体的な管理運営、貯蔵品の管理が必要なことから現在10名が派遣されている。</p> <p><b>【令和4年度以降の方針】</b> 今後も、業務内容を精査し必要性を検討の上、適正化に努めていく。</p>
「財政的関与」の見直し状況	<p><b>【令和3年度までの取組】</b> 平成30年4月から令和5年3月までの間は当財団が指定管理を受託しており、委託料の支出が継続される予定である。</p> <p><b>【令和4年度以降の方針】</b> 令和5年度の次期指定管理期間にむけて、適切な委託料の積算を行う。</p>

## 6. 監査結果

指摘	2-1	月次報告書について
勸奨		指定管理施設の管理委託に関する月次報告書は分厚いが、定例的な内容が多い。報告内容を簡素化する方向での見直しが望まれる。

《補足》

当法人による大分県立総合文化センター及び大分県立美術館の管理に関する月次報告書

を閲覧した。報告書はかなり分厚いが定例的な内容が多い印象を受けた。具体的には記載内容が全く同じ項目、概ね同じ項目（例えば、ネーミングライツの運用に関する業務、施設及び設備の維持管理に関する業務、友の会事業などに関する実施報告など）があった。同じような内容の報告書を毎月提出する必要があるのか、疑問に感じざるを得ない。

働き方改革の一環として、現行の報告内容を簡素化する方向で見直す必要があるのではないだろうか。例えば、現在の毎月報告を隔月報告とする、あるいは毎月報告を求める事項、四半期に一度報告を求める事項、半期に一度報告を求める事項に再編するなど、簡素化の方向での見直しが望まれる。

指摘	2-2	施設管理委託料の前倒支払決定のプロセスについて
勸奨		県が支払う施設管理委託料について、当法人から前倒しの支払いの要請を受けている。県は、施設管理委託料支払いの前倒し要請に応じたが、当該前倒し支払いを決定した判断のプロセスを記録することが望まれる。

《補足》

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、大分県立総合文化センター、大分県立美術館及び駐車場に係る利用料金収入が従前に比べ減少していた。このため、指定管理者である当法人は、今後の資金繰りの悪化を懸念し、県が支払う委託料の請求期日である10月末及び11月末から、それぞれ9月末及び10月末へと1～2ヶ月の前倒しを要請している。そして、県は当該要請をそのまま受け入れている。

県は前払要請された委託料全額ではなく、そのうちの一部のみを1～2ヶ月前倒して支出することにより必要な資金繰りを確保させる等、他の方法もあったのではないかと考えられるが、所管課ではそのような議論をした証跡が見当たらなかった。法人の要請をそのまま認めるのではなく、その可否の検討及びその検討プロセスを記録として残しておくことが望ましい。

指摘	2-3	コロナ禍に対処するための、総合文化センター・県立美術館管理維持体制持続化事業負担金に関する徴求資料について
勸奨		県が当法人から入手した管理維持体制持続化事業負担金に係る根拠資料について、その内容を適切に確認することが望まれる。

《補足》

総合文化センター・県立美術館の指定管理に伴い県が支出する委託料は、事業遂行に伴う事業費から施設利用料金等の事業収入を差し引いた額としている。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業費が事業収入を一層上回ることになったため、総合文化センター・県立美術館管理維持体制持続化事業負担金として約77百万円を当法人へ追加交付している。

ここでの疑問点は、法人が県に提出した追加負担額の裏付けとなる資料の内容について、県は必要な検討をせず鵜呑みにしているのではないかという点である。例えば、追加負担額の裏付けとなる資料には、4月にイベント中止による収入減があるものの、その反動による水道光熱費の減が反映されていない。あるいは、水道光熱費の減が反映されている場合でも過去3カ年平均との差額で算定されている等が散見される。

本来、当該持続化事業負担金は、収入及び費用の増減が新型コロナウイルス感染症による影響かどうかを適切に見極めた上で決定される必要がある。所管課は指定管理者から徴求する資料について、何の目的で当該資料を入手しているのかを強く意識して内容を精査するとともに、精査した結果を記録として残しておくことが望ましいと考える。

指摘	2-4	徴求する実績報告書について
勸奨		芸術文化ゾーン拠点創出事業に係る補助金の活用状況とその成果などが把握できる具体的な記載のある実績報告書を徴求することが望ましい。

《補足》

令和3年度に県が総合文化センターや美術館で行う自主事業に資する芸術文化ゾーン拠点創出事業に拠出した補助金85,000千円について、当該事業の実績報告書を当法人から入手しているが、どのような事業にどれだけの補助金を充当したのかが判然としなかった。

財団では、当該事業に係る補助金交付要領に基づき実績報告書を作成しており問題はないが、この実績報告書をもとに県はどのような判断で補助金額85,000千円を確定したのかが理解できなかった。実績報告書の入手が形式的になっていないだろうか。徴求する実績報告書の内容について見直しが望まれる。

加えて、当該補助金の繰入先である文化事業基金資産には決済性普通預金が令和3年度末で454,000千円が存在する。現状、多額の普通預金残高が存在するにも拘らず、補助金85,000千円が必要なかどうか、その妥当性についての検証が必要であると考えます。

指摘	2-5	事業費と管理費の区分について
勸奨		事業費と管理費の区分について、4月から2月までの月次収支では両者を一律、事業費で整理して、3月において事業費から管理費に振り替える処理をしているが、月次の実績管理においても両者を一定の基準に基づき、区分することが望ましい。

《補足》

当法人では、事業費と管理費の区分について月次の実績管理では区分せず事業費に計上している。そのうえで、年間実績に基づいて3月において事業費から管理費に振り替える処理を行っている。事業費とは事業の目的のために要する費用であり、管理費とは各事業を管理するために毎年度経常的に要する費用である。

また、両者の区分は実務上困難な場合があり、そのような場合には一定の基準をもって配賦する方法が一般的である。より正確な月次実績管理の観点からは、明確に区分が可能な場合は区分し、区分が困難な場合には適正な配賦基準で管理費に配分することが望ましいと考える。



## 大分高速鉄道保有株式会社

### 1. 概要

設立年月日	平成 13 年 6 月 21 日							
総出資額	237,500 千円	県出資額	196,000 千円	出資比率	82.5 %			
県以外の出資状況	出資団体名		出資額		出資比率			
	九州旅客鉄道株式会社		41,500 千円		17.5 %			
設立目的	日豊本線大分佐伯間高速化事業の実施のため							
県出資(支援)の意義	日豊本線大分佐伯間高速化事業により取得した施設を維持するために県の出資が必要							
事業内容	日豊本線大分佐伯間高速化事業により取得した施設の管理及び九州旅客鉄道株式会社への貸付け							
理事会(役員会)	理事(役員)数	3 人	開催回数	5 回	理事(役員)出席率	100.0 %		
幹事(監査役) 監査	監事(監査役)数	1 人	実施回数	1 回	実施延べ日数	1 日	主な内容	事業報告、計算書類、会社の財産及び損益状況等
特記事項	なし							

### 2. 県関与の状況

#### (1) 人的支援の状況

(人)	令和3年度(7月1日現在)				令和4年度(7月1日現在)			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	4	1	0	3	4	1	0	3
常勤	1	0	0	1	1	0	0	1
非常勤	3	1	0	2	3	1	0	2
職員数	0	0	0	0	0	0	0	0

#### (2) 財政支出の状況

##### ①財政支出

該当なし

##### ②主な財政支出の内容

該当なし

### 3. 実施事業等

該当なし

#### 4. 財務状況等

##### (1) 3年間の推移

損益計算書 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売上高	57,950	57,950	57,950	資産	310,911	279,580	247,732
売上原価	0	0	0	流動資産	8,864	8,979	9,321
売上総利益	57,950	57,950	57,950	固定資産	302,047	270,601	238,411
販売費及び一般管理費	48,408	42,320	41,350	負債	246,141	203,880	161,031
営業利益	9,542	15,630	16,600	流動負債	47,041	46,826	46,024
営業外収益	3	0	0	固定負債	199,100	157,054	115,007
営業外費用	1,138	950	766	純資産 A-B	64,770	75,700	86,701
経常利益	8,407	14,680	15,834	株主資本	64,770	75,700	86,701
税引前当期純利益	8,407	14,680	14,550	資本金	237,500	237,500	237,500
法人税、住民税及び事業税	2,700	3,750	3,550	資本剰余金	0	0	0
当期純利益	5,707	10,930	11,000	利益剰余金	▲ 172,730	▲ 161,800	▲ 150,799

##### (2) 財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度 (%)	目標値
① 借入金償還額	令和3年度借入金償還額 (千円)	42,000	42,000	100.0	42,000

#### 5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】 4半期毎に開催される取締役会において、収支状況の実績確認を行うことで、収支管理を厳正に行っている。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 今後も上記の取組を継続して実施する。</p>
「人的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 県が大株主(82.5%)であるため、副知事が代表取締役社長に非常勤、無報酬で就任している。以前は、県の所管課長が監査役に就任していたが、指針の規定に従い平成21年度末に辞任した。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 今後も収支管理の観点から、引き続き、副知事が代表取締役社長として非常勤で関与する。</p>
「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 県の財政的関与は、出資金のみである。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 今後も新たな財政的支出の予定はない。(出資金のみ)</p>

#### 6. 監査結果

指摘 3-1	組織体制について
改善	実態として常勤1名の会社組織であり、組織として内部牽制が効く体制を構築すべきである。

《補足》

当法人は、取締役3名と監査役1名で構成されており、取締役社長を除く3名がJR九州を母体としている。現預金などの財産管理については、取締役を兼ねた実務担当者が1名で行っている。なお、取締役を兼ねた実務担当者1名のみが常勤で、他の3名は非常勤である。そして、法人の実務担当者は発足した平成13年以降、JR九州の出身者が取締役を兼ねている。現在の実務担当者は、平成30年4月よりJR九州から出向しており、取締役の任期である令和6年6月まで6年継続する予定となっている。

このような組織体制では、現預金および財産管理の実務が当該担当者によって完結してしまい、内部統制の牽制が有効に機能しないと考える。また、勤務実態についても、日付毎に勤務したか休みとしたか、といった記録しかなく、他の職員は当該職員の勤務実態を把握していないと言える。さらに、経理規程は存在するが、発足当時から更新されておらず、仕事が属人的となっていると推察される。以上のことから、日常的な業務において内部牽制が機能する組織体制の構築を検討すべきと考える。

指摘 3-2	会社清算に向けた準備と課題について
改善	<p>会社清算に向けた準備と課題について、以下のとおりとすべきである。</p> <p>[1]会社清算に向けた合意書の締結、清算に向けた具体的なロードマップの策定を進める必要がある。</p> <p>[2]予定している清算時期では、県が出資金を回収できない見通しとなっている。出資した資金が確実に回収できるよう、今後も継続的にJR九州と具体的な協議が必要である。</p>

《補足》

[1]県による出資法人の経営状況報告概要書に「令和10年度にJR九州が施設を買い取り、会社を清算する予定」とあり、それに向けて準備をする必要がある。将来を見据えた合意書の締結や、清算に向けた具体的なロードマップの策定を進める必要があると考える。

例えば、令和10年までの収支見込を最新の状況を踏まえて更新したり、JR九州が施設を買い取る際の譲渡価額の考え方について具体的な課題を整理・検討等行う必要があるだろう。

[2]会社清算時期を、固定資産の残存価額と内部留保金の合計額が資本金額に到達する時期として見込まれた令和10年度としているが、令和3年度末に策定した長期収支見通しでは、令和10年度末に到達する見込みとはなっていない。つまり、令和10年度末の清算時点では、県が出資金を回収できない見通しとなっている。出資した資金が確実に回収できるよう、県はJR九州と早急に協議を開始すべきであろう。

更に、円滑な会社清算に向けて重要な要素となる保有資産の売却額については、「日豊本

線（大分～佐伯間）の高速化に伴う鉄道施設の使用に関する契約」の中で、「JR九州は使用期間が終了する令和11年3月31日の6箇月前までに文書により、当該鉄道設備の譲渡を申し出ることができるものとしている。この場合の譲渡価額は、帳簿価額および譲渡時までにJR九州が支払った使用料等を勘案し、当法人と協議のうえ定めるものとする」と定めているのみである。

帳簿価額でJR九州が引き取る旨の取り決め等がない中で、保有する固定資産の残存簿価で売却することを前提とした収支見通しは甘いと言わざるを得ないとする。保有財産の売却額の不確実性の排除の観点からも、県はJR九州と早急に協議を開始すべきであろう。

指摘	3-3	法人の存続意義の再検討について
改善		法人の組織や取引の実態、関係企業を取り巻く経営状況の変化を踏まえて、法人の存続意義について、再検討することが求められる。

《補足》

当法人は取締役3名、監査役1名の計4名で構成されている。取締役及び監査役の出身母体はJR九州が3名と大分県副知事で構成され、常勤は、JR九州を母体とする実務担当者を兼ねている取締役1名である。従って、経営は実態としてJR九州により行われていると言える状態である。また、常勤者は1名であり組織体制は内部統制の牽制が機能しにくい。そして、主な資金移動についても施設貸付金収入はJR九州から58百万円を収受、借入金返済支出はJR九州ビジネスパートナーへ42百万円を返済している内部取引がメインである。

以上のように、組織体制の問題や取引の内容等を勘案すれば、当法人は令和10年度に清算する予定となっているものの、それまで継続して出資を維持する必要性は乏しいと言わざるを得ない。加えて、JR九州グループは多角化で収益力を高め、平成28年10月に東京証券取引所に上場している。平成13年当時の会社設立時における経営環境からすれば改善していると考えられる。このようなJR九州の経営環境も考慮すれば、前倒しの清算に向けた協議も進めやすいのではないだろうか。

当法人の借入金の返済完了は事業目的の達成でもあり、返済完了見込みの令和7年度清算は選択肢の一つではないだろうか。前倒しの清算は、出向負担金、固定資産税、手数料等の販売費及び一般管理費の圧縮の他、県の所管課の業務削減にも通じると考える。会社の組織や取引の実態、経営状況の変化を踏まえ、法人の存続意義についての再検討が望まれる。

指摘	3-4	小口現金及び預金の管理について
勧奨		帳簿残高と現物を照合した証跡が残っていなかった。両者が一致していることを照合した証跡を残すことが望ましい。

《補足》

当法人を往査し現金および預金の管理状況について確認した。現金は、小口現金として50千円を上限として保有していた。出金がある都度、帳簿に記録しており、帳簿残高と現金残高は一致していた。また、預金は毎月の帳簿残高と通帳残高の照合とともに、年度末には残高証明を入手し照合されていた。その上で、それらの資料を外部の会計専門家にも提示し検証されていることも確認した。

現金及び預金ともに帳簿残高と現物が一致しており、特段の問題は認められないが、照合した証跡が残っていなかった。適切に管理している状況が把握できるよう照合した証跡を残すことが望ましい。

指摘	3-5	規程類の見直しについて
勸奨	会社設立から20年以上が経過しているが、規程類が全く見直されていないため、見直し等の必要がないか精査することが望まれる。	

《補足》

当法人は、平成13年に設立されている。設立に合わせて多くの各種規程、例えば経理規程、取締役会規則、就業規則等を制定している。ところが、設立から20年以上が経過しているにも関わらず、それらが全く見直されていない状況であった。

例えば、経理規程に定めた財務書類として、既に廃止された「利益処分案及び損失処理案」が記載されていた。全ての規程類を対象にして、見直し等の必要がないか精査する必要がある。

指摘	3-6	固定資産の現物確認について
勸奨	当法人は、固定資産台帳を整備しているが、現物確認を実施していない。台帳に記載のある固定資産が、現物として存在するかどうかの確認をすることが望まれる。	

《補足》

当法人は、令和3年度末で固定資産を2億円程度保有しているが、現物確認を実施していない。固定資産は、主に構築物等の鉄道運行に必要な施設であるため、JR九州に現物確認を依頼するなど、適切な対応が望まれる。

会社清算に関して、「日豊本線（大分～佐伯間）の高速化に伴う鉄道施設の使用に関する契約」では、鉄道設備の譲渡価額は、帳簿価額等を勘案するものとある。従って、当法人における固定資産の現物確認は、非常に重要性が高いと言え、適切かつ定期的実施する必要があると考える。



## 大分航空ターミナル株式会社

### 1. 概要

設立年月日	昭和31年12月17日							
総出資額	495,000千円	県出資額	142,500千円	出資比率	28.8%			
県以外の出資状況	出資団体名		出資額		出資比率			
	ANAホールディングス株式会社		75,000千円		15.2%			
	日本航空株式会社		55,000千円		11.1%			
	大分交通株式会社		36,250千円		7.3%			
	大分航空ターミナル従業員持株会		27,000千円		5.5%			
	宮崎産業海運株式会社		25,000千円		5.1%			
設立目的	旧大分空港の定期航空路開設に当たり航空会社や航空旅客へ必要な施設・整備・サービスを行う。							
県出資(支援)の意義	この法人は、本県の空の玄関口である大分空港の管理運営を主要な業務としており、本県経済の発展に寄与すると考えている。							
事業内容	航空機による運送代理店業及び航空事業、航空旅客並びに航空貨物に対する役務及び施設の提供等。							
理事会(役員会)	理事(役員)数	8人	開催回数	5回	理事(役員)出席率	100.0%		
幹事(監査役)監査	監事(監査役)数	2人	実施回数	1回	実施延べ日数	1日	主な内容	業務監査及び会計監査
特記事項	昭和31年、民間会社4社が出資し、資本金300万円にて大分航空株式会社設立。昭和45年、資本金1億9,200万円に増資、うち5,700万円を大分県が出資							

### 2. 県関与の状況

#### (1) 人的支援の状況

(人)	令和3年度(7月1日現在)				令和4年度(7月1日現在)			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	10	0	1	9	10	0	1	9
常勤	5	0	1	4	5	0	1	4
非常勤	5	0	0	5	5	0	0	5
職員数	149	0	1	148	137	0	1	136

#### (2) 財政支出の状況

##### ① 財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	0	0	0	県借入金残高	0	0	0
県補助金	183,896	20,358	710	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	0	0	0				

## ②主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① 大分県地域活力づくり地域創生事業費補助金	宇宙港の実現に向けた機運醸成や誘客促進のための宇宙港PR(足湯の「宇宙のおんせん県おおいた」バージョンへの意匠変更、宇宙グッズ販売コーナーの常設、空ビル前のフラッグ掲示)	710	0	補助金

## 3. 実施事業等

### (1) 実施事業

(1) 航空機による運送代理店業 (2) 貸室業並びに施設、設備の賃貸業 (3) 損害保険代理業  
(4) 旅行業者代理業 (5) 食堂及び喫茶店並びに娯楽施設の経営 (6) 酒類、薬品、飲食物等の販売 (7) 広告宣伝業 (8) 航空事業者、航空旅客及び航空貨物に対する役務及び施設の提供

### (2) 活動指標

指標名	算式(単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度(%)	目標値
① イベント開催日数	賑わいを目的とした観光物産展等の各種イベント開催日数	320	541	169.1	550
② 空港見学団体数	学校行事や各種団体の空港見学団体数	18	36	200.0	36
指標設定に関する留意事項	<p>イベント開催日数は、イベントスペース及び従業員の動員可能人数等を勘案し、前年度と同程度を見込んでいる。</p> <p>前年度は、修学旅行の代替行事として空港見学を実施する県内学校が多く見受けられた。令和4年度は県外への修学旅行の実施が見込まれるため、前年度より県内からの空港見学団体数が減少すると考えられる。しかし、宇宙港関連の空港見学の増加を見込み、前年度と同程度を見込んでいる。</p> <p>厳しい状況下ではあるが、自社の経営状況や社会情勢等を考慮しつつ、いずれも可能な範囲で取り組んでいく。</p>				

## 4. 財務状況等

### (1) 3年間の推移

損益計算書 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売上高	2,859,433	1,567,428	1,882,961	資産 A	4,734,138	4,761,202	4,654,261
売上原価	1,045,888	422,806	588,218	流動資産	803,976	1,098,799	1,240,288
売上総利益	1,813,544	1,144,622	1,294,742	固定資産	3,930,162	3,662,403	3,413,973
販売費及び一般管理費	1,637,130	1,341,104	1,320,268	負債 B	1,863,646	1,880,629	1,734,530
営業利益	176,414	▲ 196,482	▲ 25,525	流動負債	508,665	457,109	487,125
営業外収益	213,423	249,944	99,716	固定負債	1,354,980	1,423,519	1,247,404
営業外費用	250,992	31,482	15,032	純資産 A-B	2,870,493	2,880,573	2,919,731
経常利益	138,844	21,980	59,158	株主資本	2,870,493	2,880,573	2,919,731
税引前当期純利益	138,844	21,980	59,158	資本金	495,000	495,000	495,000
法人税、住民税及び事業税	46,000	2,000	20,000	資本剰余金	0	0	0
当期純利益	92,844	19,980	39,158	利益剰余金	2,375,493	2,385,573	2,424,731



(2)財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度 (%)	目標値
① 自己資本比率	純資産÷資産×100 (%)	50.0	62.7	125.4	64.0
② 経常利益	(千円)	75,000	59,158	78.9	54,000
③ 売上高営業利益率	営業利益÷売上高×100 (%)	2.5	▲1.4	▲56.0	2.4
指標設定に関する留意事項	自己資本比率・経常利益・売上高営業利益率は、令和4年度予算（国内線乗降客数をコロナ前（約180万人）の70%と見込む）より算出した数値を記載。				

5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>令和3年度から令和5年度までの3ヶ年の中期経営計画の初年度として、5項目の重点課題「お客様満足度の高い空港づくり」、「安全・安心な空港づくり」、「SDGsに対応した取組の推進」、「課題解決に向けた提案実行ができる人材の育成」、「事業発展に向けた財務基盤の強化」に取り組んだ。収支については、退職者の不補充による人件費の抑制や雇用調整助成金制度の活用等により、当期純利益は黒字となった（前期比196%）。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>中期経営計画の2年目として、引き続き5項目の重点課題に取り組むとともに、新たに「DXの推進」、「脱炭素の取組の推進」、「宇宙港・大分の空の玄関口として地域振興への貢献」についても取り組む。</p> <p>収支については、令和4年度の国内線乗降客数をコロナ前（約180万人）の70%と予測し、営業利益の黒字化を目指し、収益の最大化とコストの最小化に向けた取組を行う。</p>
「人的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>県職員の役員就任、業務援助職員の派遣はない。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>今後も県職員の役員就任、業務援助職員の派遣予定はない。</p>
「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>大分空港の取り巻く状況を踏まえ、インバウンド拡大に伴う国際線ターミナルビルの増改築工事や新型コロナウイルス感染症への対策である新しい生活様式を踏まえた公共交通安全・安心対策事業、宇宙港の実現に向けた機運醸成や誘客促進を図るための宇宙港PR事業に対して、事業の必要性や実施効果を十分に検討した上で補助金を交付した。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>本県経済の活性化や観光振興を図るため、当該団体に補助金を交付する際は、その必要性や事業の実施効果等を十分に検討した上で予算措置をするとともに、補助に見合った効果が発現しているか、事後検証をしていく。</p>

## 6. 監査結果

指摘 4-1	非上場株式（関係会社株式含む）の評価について
不備	<p>当法人の完全子会社である（株）大分航空トラベルは令和4年3月末において債務超過会社となっているが、法人の決算書では、関係会社株式（帳簿価額50,000千円）について評価損が計上されておらず、また評価損の可否を検討した資料なども確認できなかった。</p> <p>非上場株式について評価損の可否を每期検討し、必要に応じて会計上の手当を行うべきである。</p>

### 《補足》

令和4年3月末の（株）大分航空トラベルの債務超過額は9百万円となっている。なお、有価証券（上場株式）について、平成22年度の包括外部監査において類似の監査意見が出ている。

### ＜監査意見1＞

#### 投資有価証券の会計処理について

金融商品会計基準によれば、上場有価証券は時価評価を行うこととし、売買目的ではない投資有価証券の評価損益は「その他有価証券評価差額金」として純資産に計上しなければならない。また、簿価に対して時価が50%超下落している有価証券については、評価損を「その他有価証券評価損」として特別損失で計上し、減損処理することが要求されている。大分航空ターミナル株式会社においては、このような金融商品会計基準に従った有価証券の会計処理が行われていなかった。

結果的に、前回の包括外部監査の指摘事項が改善されていないと言わざるを得ない。

指摘 4-2	内部統制について
改善	<p>会計上、過年度分の処理誤りが散見された。可能な限りタイムリーに修正が行われるよう内部統制を含む業務改善が必要である。過去の外部監査等の指摘も踏まえ、会社全体として対応を丁寧に行っていく必要があるといえる。</p>

### 《補足》

令和4年3月期の勘定科目内訳書（科目明細書）を閲覧すると、雑収入や雑損失で過年度分修正が発生していた。なお、総勘定元帳を閲覧したところ仮払金（労働保険）の繰越額が△1,109千円となっていたため、県の所管課に質問したところ、過年度の処理が誤っていたとの回答を受けた。

会計数値についてのチェックが甘いと不正を実行する機会を与えることにもつながりかねない。誤りがタイムリーに発見、是正されるよう、経理上の内部統制を含め改善する必要がある。

また、子会社である（株）大分航空トラベルにおいても長期にわたるシステムエラーの発

生や担当者の処理漏れ等により令和3年度に15百万円の過年度勘定科目違算修正等の特別損失が計上されていることから、子会社への指導監督の在り方も改善することが求められる。

なお、平成22年度の包括外部監査において下記の監査意見が出ている。

＜監査意見2＞

内部統制の構築について

不正や誤謬が発生するリスクに配慮した内部統制の整備・運用に取り組むべきである。

大分航空ターミナルでは、昨年職員による現金横領という不祥事件が発生した。これを受けて、会社では現金確認業務の作業分担によるダブルチェック化、定期的なコンプライアンス研修、業務監査担当及びコンプライアンス委員会を設置し社内監査を実施する等の改善措置が取られている。

また、これとは別に売掛金の会計処理間違いにより残高に差異が発生したため、前期決算において特別損失 33,316 千円を計上するに至っている。これは、POS システム（販売管理システム）上の残高と経理システム上の残高との照合を怠っていたことにより生じた誤りであったため、これについても以後は毎月両システムの残高を照合する改善措置が取られている。

このように、個別の案件についてはそれぞれ改善措置が取られているものの、内部統制の不備から生じる事例が発生していることを考慮すれば、その改善は喫緊の課題となっている。今回発生した事例にかかわる業務のみならず、すべからく会社全体の業務を対象としてその見直しを進めるとともに、不正や誤りが発生するリスクに配慮した業務体制の構築に取り組むべきである。

平成30年度においても180万円を超える売上金の着服の不祥事案が判明しており、監査委員（監査事務局）からも内部統制の不備が原因であり、再発防止策の実施状況の確認と指導監督の強化を図るよう指摘されている。結果的に平成22年度の監査意見への対応が一時的なものになっていたと言わざるを得ない。

指摘 4-3	理論在庫数の正確性について
改善	在庫（商品）の理論数量がマイナスとなっているものが散見された。理論数量が正しく設定されていなければ、実地棚卸数量との差異が正しく算出されず、誤った結論に導く可能性があるため、理論数量の精緻化を図る必要がある。

＜補足＞

棚卸差異表（令和4年3月1日～令和4年3月31日）の理論数量を見て、上記のとおり判断した。

指摘 4-4	法人が受け取った退任慰労金について
不備	<p>「大分空港給油施設退任慰労金」名目で234,000円が当法人の雑収入に計上されていた。これは当法人の役員が、関係会社である大分空港給油施設(株)の役員を務めており、関係会社の役員退任に伴い、法人が代わりに受け取ったものであるとの説明を受けた。</p> <p>法人は、株主にはなれるが会社役員にはなれないため、退任慰労金を法人が直接受け取ることは適切ではないと結論付けた。</p>

指摘 4-5	指定団体の関係会社の取扱いについて
改善	<p>県は、当法人の関係会社である大分空港給油施設(株)及び(株)大分航空トラベルについても、大分航空ターミナル(株)と同様、指定団体あるいはそれに準じる団体としての取扱いを設ける必要がないか検討すべきと言える。</p>

《補足》

大分県公社等外郭団体に関する指導指針では、県の事務と密接な関係を有する事業を行う団体で基本財産、資本金等に県が出資又は出えん（以下、「出資等」という。）を行っておりその比率が25%以上の団体（ただし、地方独立行政法人及び専ら国等が指導を行う団体を除く。）は指定団体であるとされている。

同指針では、持株比率が直接的か間接的かについては明示されていないが、外郭団体の運営指導を徹底するとして同指針の趣旨からすると、子会社への実質的な支配権を親会社が有している以上、子会社の運営状況もある程度把握しておく必要があると考えるべきであろう。

令和3年度は(株)大分航空トラベルから当法人に出向者が2名派遣されており、子会社の人件費の一時軽減が図られるなど、密接な取引、人的関係も認められるため、当法人のグループ全体を注視する必要がある。

指摘 4-6	活動指標の設定について
勸奨	<p>活動指標が①イベント開催日数、②空港見学団体数となっており、①、②のいずれも目標値を達成しているにもかかわらず、大幅な営業損失を計上している。当法人は外郭団体である一方、株式会社であり営利企業である。活動指標の達成が利益に結び付かないのであれば、法人が当該活動を真剣に行うことに繋がらないのではないかと。活動指標を設定することが目的になっていないかを検討することが望ましい。</p>

指摘 4-7	出資の引き揚げについて
勸 奨	<p>当法人は昭和31年に民間会社4社が出資し、設立されている。昭和45年の空港移転に伴う新ターミナル建設の際に増資を行い、県が出資したことから今日に至っている。</p> <p>今日、会社は自主経営が可能となっており、県が出資を継続する必要性が高いとは考えられないことから、株式譲渡による出資の引き揚げができないか検討されたい。</p>

《補足》

県の所管課の調査によると、各県の空港について令和3年決算時の出資比率は次のとおりである。

名称	ビル運営事業者名	各県の出資比率
福岡空港	福岡国際空港(株)	10%
北九州空港	北九州エアターミナル(株)	30.51%
長崎空港	長崎空港ビルディング(株)	29.13%
熊本空港	熊本国際空港(株)	2.0%
大分空港	大分航空ターミナル	28.8%
宮崎空港	宮崎空港ビル(株)	5.0%
鹿児島空港	鹿児島空港ビルディング(株)	20.0%

指摘 4-8	役員への餞別について
勸 奨	<p>功労金・餞別として「役員」に金銭が支払われているが、退職金ではなく「交際費」で処理されている。外郭団体の業務運営は団体自らが主体的に判断し、その責任において行っていくことが基本であるが、県行政と密接な関係を持つものであることから、公正かつ公平に業務を遂行し県民の信頼を確保することが重要であるという点を鑑みると、このような取引・処理は望ましいとは言えない。</p>



## 社会福祉法人大分県社会福祉協議会

### 1. 概要

設立年月日	昭和 28 年 11 月 24 日						
総出資額	15,000 千円	県出資額	0 千円		出資比率	0.0 %	
県以外の出資状況	出資団体名			出資額		出資比率	
	九州電力(株)			5,000 千円		33.3 %	
	大分ヤクルト販売(株)			4,900 千円		32.7 %	
	その他個人や団体からの寄附			5,100 千円		34.0 %	
設立目的	大分県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。						
県出資(支援)の意義	この法人は、県域での地域福祉の推進を担う中核的機関であり、広く県民福祉の向上を図るうえで重要と考え、支援している。						
事業内容	社会福祉法第110条の規定等により、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成・研修、社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導助言、市町村社会福祉協議会(以下「市町村社協」という。)の相互の連絡及び事業の調整等を実施している。						
理事会(役員会)	理事(役員)数	11人	開催回数	4回	理事(役員)出席率	92.5 %	
幹事(監査役)監査	監事(監査役)数	3人	実施回数	1回	実施延べ日数	1日	主な内容 事業の実施状況及び経理状況の監査
特記事項	「大分県社会福祉介護研修センター」及び「大分県身体障害者福祉センター」の指定管理者を受託						

### 2. 県関与の状況

#### (1) 人的支援の状況

(人)	令和3年度(7月1日現在)				令和4年度(7月1日現在)			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	9	0	1	8	11	0	2	9
常勤	2	0	1	1	2	0	2	0
非常勤	7	0	0	7	9	0	0	9
評議員数	16	2	1	13	16	2	1	13
職員数	82	0	3	79	95	0	4	91

#### (2) 財政支出の状況

##### ① 財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	298,800	306,212	316,279	県借入金残高	0	0	0
県補助金	154,928	157,141	200,596	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	2,074	2,094	2,080				

## ②主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① 大分県社会福祉介護研修センター管理運営事業	大分県社会福祉介護研修センターの管理運営(指定管理)	164,483	164,483	委託料
② 大分県身体障害者福祉センター管理運営事業	大分県身体障害者福祉センターの管理運営(指定管理)	54,021	54,021	委託料
③ 日常生活自立支援事業	判断能力不十分な方の福祉サービスの利用援助、金銭管理等	51,636	62,776	補助金
④ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	豊の国ねんりんピックの開催、全国健康福祉祭への派遣等	15,572	25,786	委託料
⑤ 福祉・介護人材確保対策事業	再就業促進事業、合同面接会の開催、コーディネーターによるマッチング等	18,466	19,523	委託料

## 3. 実施事業等

### (1) 実施事業

(1) 地域共生社会の実現に向けた市町村社協の取り組み支援
(2) 福祉サービス利用者の利益保護のための日常生活自立支援事業や、福祉サービスの質の向上を目指す福祉サービス第三者評価事業
(3) 低所得世帯や失業者等の生活支援、生活再建のための生活福祉資金貸付事業
(4) 福祉・介護分野の人材確保を図る福祉人材センター事業
(5) 災害に強い地域づくりのため、災害ボランティアセンターリーダー・スタッフ研修、災害ボランティア体験型研修(避難所運営訓練)
(6) 大分県社会福祉介護研修センター及び大分県身体障害者福祉センターの管理運営(指定管理)

### (2) 活動指標

指標名	算式(単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度(%)	目標値
① 小地域組織化活動	地区社協設置数(団体)	259	214	82.6	259
② 福祉ボランティア活動者数	福祉ボランティア登録者数(人)	40,000	28,965	72.4	40,000
③ 社会福祉施設職員等研修	研修参加者による平均評価(5段階評価)	4.5	4.62	102.7	4.5



#### 4. 財務状況等

##### (1) 3年間の推移

事業活動計算書 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収益 A	1,336,316	905,737	886,895	資産 A	15,139,877	15,800,769	16,402,398
サービス活動	714,887	697,818	775,180	流動資産	299,853	296,640	949,484
サービス活動外	621,429	207,919	111,715	固定資産	14,840,024	15,504,129	15,452,914
費用 B	1,317,326	874,535	796,916	負債 B	13,088,998	13,685,812	14,021,477
サービス活動	719,754	677,572	710,949	流動負債	128,331	117,653	137,029
サービス活動外	597,572	196,963	85,967	固定負債	12,960,667	13,568,159	13,884,448
経常増減差額 A-B	18,990	31,202	89,979	純資産 A-B	2,050,879	2,114,957	2,380,921
(注)生活福祉資金貸付事業は、特別会計で経理処理しているため、含んでいない。				うち基本金	15,544	15,544	15,544
				うち基金	255,704	254,498	273,987
				うち積立金	1,602,423	1,666,092	1,886,769

##### (2) 財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度 (%)	目標値
① 人件費比率	(人件費/収入額) × 100 (%)	54.6	55.0	99.3	46.0
指標設定に関する留意事項	目標値については、例年新年度予算(社会福祉事業区分)を元に人件費/収入(県助成+償還金+利息を除く)で算出している。よって、この比率を上回ることはないよう執行管理を行っている。				

#### 5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>大分県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)の進むべき事業の方向性を定めた「だいふくプラン2018(第四次中長期活動計画)」に掲げられた「強い絆で結ばれた地域社会の構築」のため、地域共生社会の実現、社会的孤立の解消の促進をはじめ、権利擁護システムの早期確立や災害に強い地域づくりなど7つのテーマを重点とした地域福祉施策に積極的に取り組んでいる。</p> <p>また、令和元年度に策定した「経営基盤強化・発展計画2019」に基づき、内部統制機能や情報発信の強化、コスト縮減等、経営基盤の強化に取り組み、令和3年度決算における当期経常増減差額は黒字となった。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>令和4年度以降も、「だいふくプラン2022(第五次中長期活動計画)」に掲げる地域福祉施策を着実に実行できるよう連携を密にして事業を展開するとともに、「経営基盤強化・発展計画2022」に掲げる経営基盤の強化の取組を支援していく。</p>
「人的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>県社協の行う各種事業は県施策と密接不可分であり、県としての関与の実効性をより高める観点から、平成30年度まで福祉保健部審議監と関係課長の計7名が評議員に就任していた。</p> <p>社会福祉法の規定により、関係行政庁の職員は、役員の総数の5分の1を超えられないことから、令和元年度から福祉保健部審議監と生活環境部担当課長の計2名が評議員に就任している。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>県としての関与の実効性をより高める観点から、福祉保健部審議監と生活環境部担当課長の評議員就任を継続する。</p>

「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>(委託料) 見直し方針どおり、大分県社会福祉介護研修センター及び大分県身体障害者福祉センターの指定管理料については、令和3年度も継続とした。その他の委託事業や福祉サービス事業への補助については、事務事業評価や予算編成時に成果等を検証した。</p> <p>(補助金) 福祉サービス事業への補助については、必要性、成果や効率的な事業運営が図られているかなどの観点から、事務事業評価や予算編成時に検証した。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 令和4年度以降も、必要性、成果や効率的な事業運営が図られているかなどの観点から引き続き検証を行っていく。</p>
---------------	--

## 6. 監査結果

指摘 5-1	事業計画における目標設定について
勸奨	事業計画においては、一定の定量的な目標を掲げることが、好ましい緊張感とモチベーションに通じる。従って、可能な限り、定量的な目標とすることが望ましい。

### 《補足》

社会福祉法人大分県社会福祉協議会では、2018年3月に大分県社協第四次中長期活動計画「だいふくプラン2018」を策定し、同プランに掲げる地域福祉施策に係る事業を展開している。また、年度当初に「令和3年度事業計画」を策定しており、全体的な基本方針の下、それらをブレイクダウンして部門毎に課題・懸案事項及び重点項目を定めている。つまり、上位に中長期活動計画があり、それを達成するための年度の事業計画という構成となっている。

しかし、年度の事業計画の目標や重点項目は、中長期活動計画の重点テーマや基本目標とは紐づけているものの、かなり曖昧であると言わざるを得ない。なぜならば、事業計画の記載内容が定性的な表現に終始しており、これまで中長期活動計画の達成に向けて取り組んだ実績値や、それを踏まえた新年度の目標値といった定量的な記載が明らかに不足しているからである。

事業計画においては、一般的には定量的な目標を掲げることが事業を遂行する上で好ましい緊張感とモチベーションに通じることが多い。可能な限り、定量的な目標を記載すべきであると考える。

指摘 5-2	年度当初の事業計画と実施結果である事業報告書との関連について
勸奨	事業報告書では、事業計画で記載した内容との関連性についても丁寧に記載することが望まれる。

《補足》

令和3年度の事業計画には、令和3年度基本方針として「・・・「第四次中長期活動計画（だいふくプラン2018）」と「経営基盤強化・発展計画2019」を抜本的に見直し、2025年度を目標年度とした新たな計画を策定する。」との明記があった。

一方、令和3年度事業報告書では、「・・・「第四次中長期活動計画（だいふくプラン2018）」及び「経営基盤強化・発展計画2019」の見直し年度を前倒し、次期計画の令和4年度の完成に向け策定委員会等で協議を行った。」と結んでいる。令和3年度の事業計画を読む限りでは、令和3年度には策定されるものと理解する読み手がほとんどではないだろうか。

当初予定の令和3年度に策定されなかったのは、昨今のコロナ禍のため作業部会である策定委員会が、対面ではなくメールによる協議によらざるを得なかった影響があるのかもしれない。いずれにしても、令和3年度の事業報告書では完成時期が予定どおりとならなかった諸事情についても丁寧に記載すべきであったと考える。

指摘	5-3	中長期活動計画の評価について
勸奨		<p>中長期活動計画の評価について、以下のとおりとすることが望ましい。</p> <p>[1]中長期活動計画の重点テーマに対して、目標指標を設定し、実績評価の際には、目標指標と定量的な比較をした上で評価する。</p> <p>[2]中長期活動計画の評価・分析結果には、実績に基づいた評価と、当該実績を踏まえた解決すべき事項を中心に記載する。</p>

《補足》

[1]2018年3月に大分県社協第四次中長期活動計画「だいふくプラン2018」を策定している。計画の内容を閲覧すると、重点テーマである「法人の基盤強化」に係る基本目標「組織体制の強化」について目標指標が記載されていない。目標指標の設定が難しいのであろうが、重点テーマであるからには目標指標を設定すべきであると考ええる。

また、同計画の資料編では、前回の第三次中長期活動計画「だいふくプラン2013」の評価・分析結果一覧が記載されており、そこでは評価結果A～Cが記載されている。評価指標がない取組項目に対し、どのような根拠を持って評価を決定したのだろうか。若干の不透明感を感じざるを得ない。定性的な表現にとどまる分析結果からの評価の決定は、読み手には納得感が得られないであろう。

可能であれば、全ての基本目標に対する取組項目について目標指標を設定し、その後の実績評価についても目標指標と定量的な比較をした上での決定が望ましいと考える。

[2]大分県社協第5次中長期活動計画「だいふくプラン2022」にて前回の第4次中長期

活動計画「だいふくプラン2018」の評価・分析結果を掲載している。そこでの重点テーマ「7. 財政の安定化の経費削減」として、事務費の縮減を評価している。

その中で、分析結果の課題として「指標とする数値は、現に法人の財政安定化に繋がるものであるべきである」という記載があった。しかし、ここで記載すべきは、設定する指標に関する考え方ではなく、経費削減の実績に基づき問題となった今後解決すべき事項を中心にすべきと考える。

また、経費削減に係る事務費の縮減については、実績としては目標である毎年度の対前年度比500千円の支出減を達成できていなかった。ただし、これは、“生活福祉資金事務費（新型コロナ特例開始による送金手数料等の急増）などの影響で大幅に支出が増えている”ことによるものであった。つまり、コロナ禍により、法人自らが管理できない支出である送金手数料が従前に比べ数千万円単位で増加したのが影響したと考えられるのである。

今後は、このような特殊事情を除いた数値実績を把握し提示すべきであり、また目標設定についても真に管理可能な支出項目を対象とすることを検討すべきであろう。

指摘	5-4	倉庫にある保管物品について
勸奨		固定資産の適切な管理に資するため、使用する見込みの無い物品については、速やかな廃棄処分が望まれる。

《補足》

当法人が保有する固定資産の管理状況を現地で確認した。固定資産台帳に記載のある物品は、現物に管理番号シールが貼付され、固定資産台帳と照合が可能となっており、現物の実在性が確認できた。

しかし、一部倉庫には、今後使用しないであろうと思われる古いパソコンやプリンターが保管されていた。それらの今後の使用や処分の見込みを確認したところ、令和4年度中に処分し帳簿上も除却処理する予定として準備を進めているとのことであった。保管倉庫は限られたスペースである点、また固定資産の適切な管理の面から、今後使用する見込みの無い物品については速やかな廃棄処分が望まれる。

## 公益財団法人大分県地域保健支援センター

### 1. 概要

設立年月日	平成7年2月22日						
総出資額	20,000千円	県出資額	5,000千円	出資比率	25.0%		
県以外の出資状況	出資団体名			出資額		出資比率	
	市町村			5,000千円		25.0%	
	(財)結核予防会			5,000千円		25.0%	
	(財)大分県対がん協会			5,000千円		25.0%	
設立目的	保健医療に関する知識の普及啓発、疾病予防のための検診により、県民の保健の向上に寄与することを目的とする。						
県出資(支援)の意義	県民の検診受診率の向上と保健事業の円滑な実施を図り、市町村の健康増進事業の推進に資するため。						
事業内容	結核、がん、循環器及びその他の疾病予防のための検診、保健医療に関する知識の普及啓発等						
理事会(役員会)	理事(役員)数	13人	開催回数	3回	理事(役員)出席率	85.0%	
幹事(監査役)監査	監事(監査役)数	2人	実施回数	2回	実施延べ日数	2日	主な内容 事業報告及び決算書類の監査
特記事項	なし						

### 2. 県関与の状況

#### (1) 人的支援の状況

(人)	令和3年度(7月1日現在)				令和4年度(7月1日現在)			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	15	1	2	12	15	1	2	12
常勤	1	0	1	0	1	0	1	0
非常勤	14	1	1	12	14	1	1	12
評議員数	7	1	1	5	7	1	1	5
職員数	55	0	0	55	57	0	0	57

#### (2) 財政支出の状況

##### ① 財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	18,309	20,713	20,569	県借入金残高	0	0	0
県補助金	0	0	0	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	0	0	0				

②主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① 検診委託業務	県職員、県立学校教職員及び生徒の各種検診事業	20,569	20,000	委託料

3. 実施事業等

(1)実施事業

(1) 各種検診事業(特定健診、生活習慣病健診、結核検診、がん検診)
(2) 普及啓発事業(結核予防会及び日本対がん協会の県支部としての事業)
(3) 研究・研修事業(がん検診各部門の委員会開催、講習会、学会及び研修会等の参加)

(2)活動指標

指標名	算式(単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度(%)	目標値
① 各種検診事業	受診者数(人)	156,600	165,666	105.8	167,600

4. 財務状況等

(1)3年間の推移

正味財産増減計算書(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	662,456	624,514	640,911	資産 A	758,591	768,227	803,770
経常費用	647,484	614,426	625,059	流動資産	264,434	296,611	311,266
当期経常増減額	14,972	10,088	15,852	固定資産	494,157	471,616	492,504
経常外収益	0	0	0	負債 B	271,152	276,999	302,990
経常外費用	0	0	0	流動負債	81,054	63,227	42,715
当期経常外増減額	0	0	0	固定負債	190,098	213,772	260,275
当期一般正味財産増減額	14,972	10,088	15,852	正味財産(純資産)A-B	487,439	491,227	500,779
一般正味財産期首残高	255,292	270,264	280,352	指定正味財産	217,175	210,875	204,575
一般正味財産期末残高	270,264	280,352	296,204	(うち基本財産への充当額)	0	0	20,000
当期指定正味財産増減額	▲6,300	▲6,300	▲6,300	(うち特定資産への充当額)	0	0	0
指定正味財産期首残高	223,475	217,175	210,875	一般正味財産	270,264	280,352	296,204
指定正味財産期末残高	217,175	210,875	204,575	(うち基本財産への充当額)	20,000	20,000	0
正味財産期末残高	487,439	491,227	500,779	(うち特定資産への充当額)	0	0	0

(2)財務指標

指標名	算式(単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度(%)	目標値
① 事業(経常)比率	経常収益÷経常費用×100%	100	102.5	102.5	100
② 人件費比率	人件費÷経常収益×100%	53	53.9	101.7	53
指標設定に関する留意事項	人件費比率については、平準化を図るため退職金を除いた額で計算している。				

## 5. 指導指針への対応状況

<p>「適正な運営指導」等の取組状況</p>	<p>【令和3年度までの取組】 定款に掲げる事業活動を通じて、県民の健康の増進、保健の向上に寄与していくため、「経営改善計画」を策定し、中長期を見据えた経営に努めてきたところである。 基本方針として、「適正な収入の確保・増加」と「支出の削減・抑制」のための取組に加え、「受診者サービスの向上」や「職員の意識改革・連携強化」のための取組を並行的に実施し、各種取組の相乗効果による経営改善の円滑な推進によって、平成30年度より安定した経営が図られている。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 今後、本格的な人口減少社会が到来すると同時に、検診対象者数そのものの減少が見込まれていることから、受診者の確保のための検診内容の充実と営業活動の推進に努めるとともに、適正な収入の確保のため検診料金の改定を行う。</p>
<p>「人的関与」の見直し状況</p>	<p>【令和3年度までの取組】 平成25年度から県職員の役員就任は、理事の健康づくり支援課長及び評議員の大分県立病院長としている。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 今後も県職員の役員就任は、理事1名、評議員1名を基本とする。</p>
<p>「財政的関与」の見直し状況</p>	<p>【令和3年度までの取組】 市町村住民の健康増進を図るため、他の検診機関が実施しない山間部など僻地において検診事業を実施するなど、公益性の高い事業を実施していることから、検診車2台の無償貸与と建物用地の土地使用料の減免（10/10）を実施している。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 今後も同様の措置を継続する。</p>

## 6. 監査結果

<p>指摘 6-1</p>	<p>会計規程の周知と見直しについて</p>
<p>改善</p>	<p>会計規程に沿った業務が行われていない点が散見された背景に、ルール目的や重要性に対する認識が組織全体で甘くなっていることが考えられる。 会計規程、必要に応じて他の規程についても、定期的に目的の周知や、ルールの見直しを行っていくことが必要である。</p> <p>規程に沿って行われていない業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>[1] 領収証の管理</li> <li>[2] 現金有高の照合</li> <li>[3] 固定資産の現物の照合</li> </ul>

### 《補足》

ルールの陳腐化や形骸化が放置されてしまうと、例えば「他の者に見つからない」というケースでは、不正の機会を与える恐れがあり、「ルールが陳腐化している」といった理由で行動する正当化は不正行為の実行を容認することにも繋がる恐れがあるため、注意が必要である。健全な組織風土づくりに努められたい。

[1] 領収証の管理

当法人の会計規程は次のとおりであるが、実務上は、パソコンで出納事務責任者以外の者により領収証が発行、管理されている状況であった。

(領収証の発行)

第41条 この法人の金銭の収納については、所定の領収証を発行しなければならない。

2 前項の領収証の発行は、出納事務責任者がこれを行う。ただし、特定の事由により所定の領収証以外の領収証を発行する必要があるときは、出納責任者の承認を得て、これを発行することができる。

(領収証用紙)

第42条 領収証用紙は、あらかじめ一連の通し番号を記載し、冊数と各冊の枚数を明確にして、一定の場所に保管しなければならない。

[2] 現金有高の照合

当法人の会計規程は次のとおりである。

(現金有高の照合)

第49条 出納事務責任者は、現金について、毎日の現金出納終了後、現金有高伝票を作成し、現金出納帳と照合して、出納責任者の認証を得なければならない。

実際の処理は、経理課の職員が金種票の作成、売上表とのチェックを行い、それをもとに入力者と別の職員が入金するといったプロセスであり、出納事務責任者が関与していなかった。権限と責任のある者による管理が必要である。

[3] 固定資産の現物の照合

当法人の会計規程は次のとおりである。固定資産の現物の照合が、規定どおりに行われたことが確認できなかった。

(現物の照合)

第61条 固定資産管理事務責任者は、常に良好な状態において管理し、各会計年度1回以上は、固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て、帳簿の整備を行わなければならない。

指摘 6-2	満期保有目的の債券について
改善	満期保有目的の債券について、財務諸表に注記がなされていない。適切に注記すべきである。

《補足》

センターの会計規程において財務諸表に対する注記として、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は注記しなければならないとされている。



指摘 6-3	退職給付引当金の算定について
改善	<p>センターから入手した資料によると、令和4年3月末の要支給額は147,098,045円となっているが、貸借対照表計上額は160,500,000円となっている。</p> <p>自己都合による退職金要支給額は、センターが定めている5年毎の見直しではなく、毎期計算されるよう規定の見直しと合わせて改善すべきである。</p>

《補足》

「公益法人会計基準」の運用指針（改正令和2年5月15日内閣府公益認定等委員会）では退職給付について次のような定めがある。

#### 退職給付会計における退職給付債務の期末要支給額による算定について

退職給付会計の適用に当たり、退職給付の対象となる職員数が300人未満の公益法人のほか、職員数が300人以上であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない公益法人や原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる公益法人においては、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定することができるものとする。

#### 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異の取扱について

退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異については、平成20年12月1日以後開始する最初の事業年度から12年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理するものとする。なお、既に退職給付会計の導入が行われている公益法人においては、従前の費用処理方法により引き続き行うものとする。

法人の会計処理において、退職給付引当金は次のような定めがある。

#### 重要な会計方針（退職給付引当金）

期末退職給付の要支給額に相当する金額を計上する。ただし、当分の間、平成20年度期末要支給額を15年間（※）、定額計上処理とし、5年ごとに見直しを行う。

※過去の監査の指導により、毎期繰入することになり、当時の要支給額相当分を15年間で分割計上することとされている。

指摘 6-4	仮払金の処理について
改善	<p>小口現金を仮払いにより出金した後、未精算の部分として期末日に残っている100,000円について貸借対照表上、仮払金として計上されている。現金勘定で表示するよう改めるべきである。</p>

《補足》

令和4年3月31日現在の財産目録の仮払金勘定の使用目的等欄に「小口現金」との記載があり、所管課に確認した結果、上記のとおり判断した。

指摘 6-5	財産目録の内容について
改善	財産目録のリース資産の内容が誤っていた。利害関係者に誤った情報を伝達しないよう記載内容を丁寧にチェックする必要がある。

《補足》

具体的には、令和4年3月31日現在の財産目録において、リース資産勘定の場所・物量等の欄に「空調熱源工事、エレベータ工事」との記載が見られたが、「エレベータ工事」は自己資金で実施されており、リース取引ではなかった。正しくは「乳房撮影装置」であった。

指摘 6-6	特定資産の計上の合理性について
改善	令和4年3月31日現在の貸借対照表において、機器整備積立特定預金10,170千円が特定資産に計上されているが、用途や使用見込時期が明らかになっておらず、当該特定資産に係る積立・取崩要領等も確認できなかった。合理性に乏しいものが計上されている。

指摘 6-7	検診車の設備更新の予定について
勸奨	車両運搬具（検診車両）の取得価額が416百万円で減価償却累計額が416百万円となっていることから、検診車や検診機器の更新、財政上の手当をどのようにするかについて具体的な中長期の計画を策定する必要があると考える。

指摘 6-8	役員の選任について
勸奨	センターの役員名簿をみると、理事長に県医師会会長、評議員には県医師会副会長が選任されている。理事（長）の評価やチェックを行うのが評議員であるといった観点からすると、バランスを欠いているとも見て取れる。監督機能が発揮されることについて、可能な限り疑念を持たれないようにしておくことが望ましい。

指摘 6-9	借入金、リース債務の計上区分について
改善	令和4年3月末の借入金が長期借入金として固定負債の区分に66,946千円計上されているが、1年以内に支払予定のものについては、「1年内返済予定長期借入金」として流動負債の区分に計上すべきである。 また、令和4年3月末のリース債務が固定負債に32,829千円計上されているが、1年以内に支払予定のものについては、流動負債に計上すべきである。

《補足》

借入金の明細

(令和3年度 附属明細書より抜粋 単位：千円)

	期首残高	当期減少額	期末残高
計	79,522	12,576	66,946

リース債務の明細

(令和3年度 附属明細書より抜粋 単位：千円)

	当期増加額	当期減少額	期末残高
空調熱源工事	19,790	2,067	17,722
乳房撮影装置	17,542	2,436	15,106
計	37,333	4,504	32,829

指摘 6-10	仮受金の残高の妥当性について
不備	令和4年3月末において、一時的に預かっている複十字シール募金に係る財団法人結核予防会大分県支部の残高証明書の金額(2,105,421円)と流動負債の仮受金計上額(2,123,351円)との間に17,930円差額が生じていたため、当法人に質問したところ、手数料相当分の調整が適切に行われていなかったとの回答を受けた。毎年度、残高証明書と帳簿の照合を適切に行い、必要な調整を行う必要がある。



## 公益財団法人大分県臓器移植医療協会

### 1. 概要

設立年月日	平成2年8月22日						
総出資額	66,500千円	県出資額	20,000千円	出資比率	30.1%		
県以外の出資状況	出資団体名			出資額		出資比率	
	大分県ライオンズクラブ他			34,420千円		51.8%	
	大分市			3,140千円		4.7%	
	別府市			1,000千円		1.5%	
	佐伯市			890千円		1.3%	
	日田市			680千円		1.0%	
設立目的	この法人は、移植医療を推進するため、県民への移植医療の知識や意義の普及啓発、医療機関への教育及び腎臓移植が適正に行われるための支援を行い、以って県民の健康福祉に資することを目的とする。						
県出資（支援）の意義	市町村はじめ多くの民間団体からの出資を引き出すとともに、法人の運営に公益性を付与することができる。						
事業内容	臓器移植に関する知識の普及啓発、臓器移植希望者の登録、臓器提供協力医療機関・臓器移植医療機関との連絡調整等						
理事会（役員会）	理事（役員）数	10人	開催回数	2回	理事（役員）出席率	85.0%	
幹事（監査役）監査	監事（監査役）数	2人	実施回数	2回	実施延べ日数	2日	主な内容
特記事項	なし						

### 2. 県関与の状況

#### (1) 人的支援の状況

(人)	令和3年度（7月1日現在）				令和4年度（7月1日現在）			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	12	1	0	11	12	1	0	11
常勤	0	0	0	0	0	0	0	0
非常勤	12	1	0	7	10	3	0	7
評議員数	10	3	0	7	10	3	0	7
職員数	1	0	0	1	1	0	0	1

#### (2) 財政支出の状況

##### ① 財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	0	0	0	県借入金残高	0	0	0
県補助金	2,301	3,244	3,244	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	0	0	0				

②主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① 大分県臓器移植連絡調整者設置事業	臓器移植の推進を図るため、ドナー発生時のコーディネーター業務等を行う大分県臓器移植連絡調整者を設置する。	3,244	3,244	補助金

3. 実施事業等

(1)実施事業

臓器移植に関する知識の普及啓発、臓器移植希望者の登録、臓器提供協力医療機関・臓器移植医療機関との連絡調整等
---

(2)活動指標

指標名	算式(単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度(%)	目標値
① 献腎摘出協力医療機関数	献腎摘出協力登録医療機関数(機関)	30	27	90.0	30
② 臓器移植コーディネーター啓発回数	病院啓発回数+一般啓発回数(回) ※R3 32回+16回	40	48	120.0	40

4. 財務状況等

(1)3年間の推移

正味財産増減計算書(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	4,980	5,733	5,668	資産 A	70,207	70,646	70,674
経常費用	4,113	5,338	5,649	流動資産	5,557	5,996	4,024
当期経常増減額	867	395	19	固定資産	64,650	64,650	66,650
経常外収益	0	0	0	負債 B	64	109	117
経常外費用	0	0	0	流動負債	64	109	117
当期経常外増減額	0	0	0	固定負債	0	0	0
当期一般正味財産増減額	867	395	19	正味財産(純資産)A-B	70,143	70,537	70,556
一般正味財産期首残高	69,276	70,143	70,537	指定正味財産	0	0	0
一般正味財産期末残高	70,143	70,537	70,556	(うち基本財産への充当額)	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	(うち特定資産への充当額)	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	一般正味財産	70,143	70,537	70,556
指定正味財産期末残高	0	0	0	(うち基本財産への充当額)	0	0	0
正味財産期末残高	70,143	70,537	70,556	(うち特定資産への充当額)	0	0	0

(2)財務指標

指標名	算式(単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度(%)	目標値
① 賛助会員数	法人会員口数+個人会員口数(口) 法人 59口 個人 19口	150	78	52.0	150

## 5. 指導指針への対応状況

<p>「適正な運営指導」等の取組状況</p>	<p>【令和3年度までの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臓器移植に関する普及啓発の推進に取り組んでいる。(院内移植コーディネーター研修会の実施・病院説明会・グリーンリボンステッカーの車両貼付・一般商業施設での普及啓発イベントの開催)</li> <li>・献腎摘出医療機関・腎臓移植医療機関等と適宜情報交換を行い、連携強化に努めている。</li> <li>・賛助会費および寄附金の増強に引き続き取り組む。(一般企業・病院・個人等)</li> </ul> <p>賛助会費 R2実績 902千円 → R3実績 836千円          寄附金 R2実績 1,220千円 → R3実績 1,221千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援型自動販売機の設置並びに募金箱の設置による普及啓発および財政強化に取り組む。</li> </ul> <p>自動販売機 R2実績 15台 699千円 → R2実績 15台 694千円          募金箱 R2実績 35個 287千円 → R2実績 35個 294千円</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、臓器移植に関する普及啓発の推進等に取り組むとともに、賛助会費および寄附金の増強等に取り組むことで、財政基盤の強化に努めていく。</li> </ul>
<p>「人的関与」の見直し状況</p>	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>平成25年4月の公益財団法人への移行にあわせ、平成25年3月末で福祉保健部長が副理事長を退任。理事は、大分県病院局長1名のみとなっている。評議員3名と併せて、県施策が反映されるよう運営に参加している。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>令和3年度までの方針を継続。</p>
<p>「財政的関与」の見直し状況</p>	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>コーディネーター設置事業を実施し、本協会の活動が充実した内容となるよう県の支出を継続する。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>令和3年度までの方針を継続。</p>

## 6. 監査結果

<p>指摘 7-1</p>	<p>自主財源の拡大について</p>
<p>勸奨</p>	<p>自主財源の拡大に向けた、デジタル化の進展に合わせた新たな方策の検討、実施が望まれる。</p>

### 《補足》

当法人は、財務面ではドナー発生時のコーディネート業務を行う臓器移植連絡調整者の活動支援に係る県からの補助金が経常収益の中で大きなウエイトを占めている。県からの補助金の当協会の経常収益に占める割合は、令和2年度は56.6%、令和3年度は57.2%と、5割以上を依存している。

法人は、自主財源の確保に向けて支援型自動販売機や募金箱の設置依頼活動を継続し、一定の安定財源となるよう努力しているが、減少傾向あるいは頭打ちといった状況である。また、個人寄付金や法人寄付金に関しては、年度により大きな増減が見られるものの、これら自主財源全体の傾向としては、至近のコロナ禍の影響もあり、期待するほどの増加とはなっていない状況である。

以上のことから、従来の方法による自主財源の獲得には限界があると考えられる。例えば、

I T化が進展しつつある今日の状況に鑑みて、ネットによるオンライン寄付やクレジットカードによる寄付、クラウドファンディングの利用等、I Tを利用した新たな寄付の方法についても活用できないか検討されたい。

指摘	7-2	財務指標について
勸 奨		財務指標としては、賛助会員数ではなく、賛助会員収入額を目標とすることが望まれる。

《補足》

公社等外郭団体経営状況等調書では、当法人の財務指標を賛助会員数としている。令和2年度では、目標150口に対して77口と51.3%である。また、令和3年度についても目標150口に対して154口と102.7%になっている。しかし、財務指標というのであれば賛助会員口数ではなく、賛助会員収入額を指標とすべきであろう。

指摘	7-3	臓器移植コーディネーターの活動について
勸 奨		県は、臓器移植の推進を図るために必要なコーディネーターの活動が充分に行えるよう、当法人及びコーディネーターとの綿密なコミュニケーションをとって、活動を支援することが望まれる。

《補足》

大分県は当法人に、臓器移植コーディネーター業務に係る補助金を年間3,244千円拠出しており、臓器移植コーディネーターはこれをもとに臓器移植に関する普及啓発活動や医療機関との連絡調整活動を行っている。当該補助金は、ここ数年3,244千円で固定化しており、コーディネーターの活動に係る諸経費もこの補助金額相当となっている。そして、当法人の正味財産期末残高は、平成26年度から令和3年度まで8年連続で増加している状況である。

ここで懸念されるのは、当法人の経常収益が県の補助金による割合が大きいため、コーディネーターの活動が県の補助金額により制約される場合があるのではないかと、言い換えれば、県や当法人がコーディネーターに期待する活動が県の補助金額の見合いである1人分の人件費だけで可能なものであろうか、という点である。

現実問題として、腎臓提供数の至近7年間の大分県の実績は2件であり、九州各県と比較して最も少ない（下図参照）。このことがコーディネーターのマンパワー不足によるものなのか、それとも単に提供者の絶対数が少ないことによるものなのか、検証する必要があると考える。そのうえで、県はコーディネーターの活動が充分に行えるよう、当法人とコーディネーターとの緊密なコミュニケーションを促し、必要な補助金を拠出する等の支援をすることが望まれる。



## 九州各県別 腎臓提供数

(件)

年次別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
2015	5	0	1	1	1	1	1	2
2016	2	1	5	3	0	1	0	3
2017	3	0	1	0	1	0	3	4
2018	4	1	2	5	0	0	1	1
2019	7	1	0	1	0	0	3	1
2020	1	1	2	1	0	0	0	2
2021	0	0	3	1	0	1	0	3
合計	22	4	14	12	2	3	8	16

指摘 7-4	内部統制が機能する経理業務の実施体制の構築について
勸奨	3団体の混在した経理業務体制から脱却して、内部統制が機能する経理業務の実施体制の構築が望まれる。

## 《補足》

当法人は、ライオンズ大分県アイ・腎バンク協力会に経理業務等の事務を委託している。また、公益財団法人大分県アイバンク協会も同様に経理業務等の事務を委託している。そして、両協会はライオンズ大分県アイ・腎バンク協力会の執務室に同居している。

つまり、同一執務室にて3つの団体の経理事務等が実施されている状況である。そして、当該委託契約により2つの公益財団法人及びライオンズ大分県アイ・腎バンク協力会の経理業務を同一人物が行っており、3団体の現金や預金通帳などは区分されているものの同一金庫に収納されている。このような体制を採っているのは、3団体の経理業務等を行っている実務者の仕事能力の高さを評価し、全面的な信頼を寄せているものと推察される。

従って、現体制は属人的な信頼関係の上に成り立っている体制と言わざるを得ない。しかし、本来は属人的な信頼関係に依拠することなく、相互チェックなどの有効な内部統制が機能する体制の構築が必要である。そのため、現状のような3団体の経理業務を1名で行うという体制は、有効に内部統制が機能しているとは言い難く、早急に解消されることが望まれる。

指摘 7-5	業務執行理事等の理事会に対する職務執行報告について
勸奨	業務執行理事は自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないが、令和2年度は全2回の理事会について書面開催の方法を採っており、法に基づく職務執行報告が行われなかった。

## 《補足》

令和2年度の理事会開催については、1回目が5月26日決議省略（書面開催）、2回目が

3月11日決議省略（書面開催）の形で開催した。また、令和3年度の理事会開催について、1回目が5月27日決議省略（書面開催）の形で、2回目が3月3日WEB会議により開催した。

上記に関連し、内閣府公益認定等委員会が策定した「法人運営における留意事項」には、「一般法人法第91条第2項の規定により、代表理事及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないとされています。なお、当該報告は、第98条第1項による理事会への報告の省略の対象外となっています（同条第2項）」とあり、全ての理事会を书面決議で行えないとの解釈がある。これに照らすと、令和2年度は、業務執行理事等の理事会に対する職務執行報告が行われていない、と解釈せざるを得ない。所管課は、当法人との連携を密にして、関係各所に相談等すべきであったと思われる。

また、令和3年度については、令和3年11月26日の公益認定法に基づく立入検査の際、自己の職務の執行状況の報告は书面決議の対象外となるが、コロナ感染予防のため书面決議となったため、次回開催時にまとめて報告する旨の指導を受け、令和4年3月3日のWEB会議にて報告している。しかし、これでは、法人が定めた「理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない」（定款第28条5項）という要件を満たさないのではないだろうか。今一度、公益認定法に基づく手続の適正化について検証されたい。

指摘	7-6	共通費用の配賦基準について
勸奨		現行の配賦基準が適切かどうか検証が望まれる。

《補足》

令和3年度の正味財産増減計算書における賃金 2,808,191 円の内訳は、公益目的事業が 2,527,375 円、法人会計が 280,816 円である。配賦基準は 9 : 1 であり、その根拠資料の提示を求めたが、公益法人移行申請（平成 25 年 4 月 1 日）の際に 9 : 1 で申請したとの回答を得たものの、当時の資料については確認ができなかった。

移行申請から 10 年近く経過しており、当該配賦基準について現時点においても合理的な配賦割合であるか否かの検証が必要と考える。

指摘	7-7	一般正味財産の過大な保有について
勸奨		一般正味財産が事業規模に比べて過大な規模となっている。県は、この過大な規模の財産を保有することの是非について検討すべきである。

《補足》

令和3年度末の当協会の一般正味財産は 70,556 千円である。一方、経常収益及び経常費用は、それぞれ 5,667 千円及び 5,648 千円である。ここで懸念されるのは、一般正味財産が

経常収益等から測れる事業規模に比べて10倍以上の規模となっており、一般正味財産が過大に保有されているのではないか、という点である。

一般正味財産は、寄付者等からの意思により用途について制約が課されない法人自らの責任に基づく運営の結果としての財産であり、それは法人の意思で用途を決めることができる財産となる。県は、当協会がこのような過大と考えられる規模の一般正味財産を保有することの必要性について検討すべきであると考えている。



## 公益財団法人大分県生活衛生営業指導センター

### 1. 概要

設立年月日	昭和 58 年 3 月 15 日						
総出資額	5,000 千円		県出資額	2,000 千円		出資比率	40.0 %
県以外の出資状況	出資団体名			出資額		出資比率	
	大分県飲食業生活衛生同業組合			950 千円		19.0 %	
	大分県理容生活衛生同業組合			530 千円		10.6 %	
	大分県美容業生活衛生同業組合			462 千円		9.2 %	
	大分県旅館ホテル生活衛生同業組合			370 千円		7.4 %	
	大分県喫茶飲食生活衛生同業組合			238 千円		4.8 %	
設立目的	大分県における生活衛生関係営業（生活関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第 2 条第 1 項各号に掲げる営業をいう。）の経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて県内における利用者または消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。						
県出資（支援）の意義	生活衛生関係営業の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者または消費者の利益の擁護を図り、安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進する。						
事業内容	生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上、並びに経営の健全化についての相談及び指導・生活衛生関係営業に関する利用者又は消費者の苦情処理及び苦情に関する営業者又は生活衛生同業組合の指導等						
理事会（役員会）	理事（役員）数	14 人	開催回数	4 回	理事（役員）出席率	83.9 %	
幹事（監査役）監査	監事（監査役）数	2 人	実施回数	1 回	実施延べ日数	1 日	主な内容 収支決算についての監査
特記事項	なし						

### 2. 県関与の状況

#### (1) 人的支援の状況

(人)	令和 3 年度（7 月 1 日現在）				令和 4 年度（7 月 1 日現在）			
	合計	県職員	県 OB	プロパー等	合計	県職員	県 OB	プロパー等
役員数	14	0	2	12	14	0	2	12
常勤	1	0	1	0	1	0	1	0
非常勤	13	0	1	12	13	0	1	12
評議員数	13	0	1	12	13	0	1	12
職員数	2	0	0	2	2	0	0	2

#### (2) 財政支出の状況

##### ① 財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	0	0	0	県借入金残高	0	0	0
県補助金	17,619	17,619	15,970	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	0	0	0				

②主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① 生活衛生営業経営指導員等設置事業	生活衛生営業経営指導員等の設置	11,568	12,936	補助金
② 相談指導事業	生活衛生営業指導員・生活衛生営業経営特別相談員による相談・指導	3,297	2,901	補助金
③ 情報化整備事業	生活衛生営業情報ネットワークシステムの管理運営	400	394	補助金
④ 後継者育成支援事業	協議会を組織し、高校生を対象に生活衛生営業の体験学習等を実施	305	695	補助金
⑤ 生活衛生関係営業振興事業	ホームページ等の情報発信機能の充実・促進	400	400	補助金

3. 実施事業等

(1)実施事業

生活衛生営業に対する相談・指導、生活衛生関係営業に関する調査、後継者育成支援、生活衛生営業振興助成、クリーニング師研修、クリーニング業務従事者講習等
--

(2)活動指標

指標名	算式(単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度(%)	目標値
① 地区相談実施回数	(回)	22	22	100.0	22

4. 財務状況等

(1)3年間の推移

正味財産増減計算書(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	20,471	19,762	18,039	資産 A	14,239	14,489	14,305
経常費用	20,334	19,639	18,164	流動資産	2,453	2,524	2,406
当期経常増減額	137	123	▲124	固定資産	11,786	11,964	11,899
経常外収益	0	0	0	負債 B	1,044	1,171	1,112
経常外費用	0	0	0	流動負債	207	156	162
当期経常外増減額	0	0	0	固定負債	837	1,015	950
当期一般正味財産増減額	137	123	▲124	正味財産(純資産)A-B	13,195	13,317	13,193
一般正味財産期首残高	8,058	8,195	8,317	指定正味財産	5,000	5,000	5,000
一般正味財産期末残高	8,195	8,317	8,193	(うち基本財産への充当額)	5,000	5,000	5,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0	(うち特定資産への充当額)	0	0	0
指定正味財産期首残高	5,000	5,000	5,000	一般正味財産	8,195	8,317	8,193
指定正味財産期末残高	5,000	5,000	5,000	(うち基本財産への充当額)	0	0	0
正味財産期末残高	13,195	13,317	13,193	(うち特定資産への充当額)	5,715	5,715	5,715

(2)財務指標

指標名	算式(単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度(%)	目標値
① 県補助比率	(委託料+補助金+交付金等)/経常費用計×100(%)	85	88	96.6	85

## 5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】 見直し方針に従い、多くの生活衛生関係業者の相談に応じるため地区相談室を開催し、令和3年度は、14地区で22回開催し、672人からの相談に応じている。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 引き続き事業者に対する相談・指導体制を維持するとともに、組合への加入促進を進めることで、事業者の経営健全化を通じた衛生水準の維持向上を図る。</p>
「人的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 県職員の役員就任、業務援助職員の派遣はない。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 今後も県職員の役員就任、業務援助職員の派遣予定はない。</p>
「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 生活衛生施策推進のため、生活衛生営業指導員の設置補助などを継続して行っている。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 生活衛生施策推進のためには当センターの事業が必要であるため、引き続き補助を継続する。</p>

## 6. 監査結果

指摘	8-1	預金残高の管理について
改善	<p>経理部門の担当者は、毎月末通帳の残高と会計システム上の預金残高との一致を確認するとともに、年度の決算時には残高証明書を銀行から入手して、口座残高の確認をする必要がある。また、会計処理規程の26条にも当該事項を記載すべきである。</p>	

### 《補足》

当法人は、年度末に銀行から残高証明書を入手しているものの、口座残高との照合を実施していない。この点、会計処理規程の26条2項には「預金の残高については、取引明細照合表等により帳簿と照合し、差額がある場合は、銀行勘定調整表を作成しなければならない。」と規定されており、毎月末の通帳残高との照合及び年度末の残高証明書との照合については明記されていないため、当該照合を実施するとともに、会計処理規程に記載すべきである。なお、取引明細照合表は法人内部の資料であり、通帳や残高証明書等の証拠力の強い法人外部の資料との照合が内部統制として重要である。

入金及び出金のプロセスにおいては、不正を未然に防ぐため、また早期に発見するためにも、内部牽制を機能させる統制をデザインし、金銭出納規程を整備することが肝要である。

指摘	8-2	賞与引当金の設定について
改善	<p>期末勤勉手当に関して、賞与引当金を設定する必要がある。</p>	

### 《補足》

当法人は、毎年厚生労働省が策定している補助金交付要綱等に従い、毎年6月及び12月

に期末勤勉手当を支給しているものの、期末時点において発生している期末勤勉手当の未払い分について、何ら処理をしていない。

企業会計原則注解（注 18）では、引当金の計上要件として以下の 4 つが挙げられている。すなわち、①将来の特定の費用又は損失であること、②その費用又は損失が当期以前の事象に起因して発生するものであること、③発生の可能性が高いこと、④その金額を合理的に見積もることができることの 4 要件である。これらの要件を満たしたものが引き当ての対象とされ、当期に帰属する金額が費用（引当金繰入額）として認識されるとともに、その相手勘定として負債（引当金）が計上される。

この点、当法人は、期末日時点を基準とすると、期末勤勉手当は翌期に支払われるものであるため、①将来の特定の費用又は損失であり、当期における職員からの役務提供に対して支払われるものであると考えられることから、②当期以前の事象に起因して発生する費用と言える。そして、経営環境や過去の支給実績等を考慮した場合に、③発生の可能性が高いものと認められ、かつ、補助金交付要綱等に支給割合（期末手当 1.275 か月、勤勉手当 0.95 か月）が示されているため、④その発生金額を合理的に見積もることが可能であり、賞与引当金を計上すべき 4 要件に該当すると判断できる。

なお、期末勤勉手当に係る社会保険料等の法人負担分も賞与が支給されれば必ず発生し、その金額を合理的に見積もることができるため、併せて見積計上する必要がある。

指摘	8-3	什器備品の償却漏れについて
改善		什器備品の帳簿価額 33,810 円について、備忘価額 1 円まで償却する必要がある。

《補足》

当法人は、平成 11 年 6 月 28 日に 338,100 円で取得したシュレッダー（摘要：キャノン 4270 MU-AUTO）に関して残存価額 10%までの 5 年償却を行っており、平成 17 年 3 月 31 日以降、帳簿価額 33,810 円が貸借対照表に計上されている。この点、平成 19 年度税制改正により、残存価額という概念が撤廃され、残存簿価を償却終了後 5 年間で均等償却する処理が可能となっている。したがって、会計上も法人税法の規定に従い、備忘価額 1 円まで償却することが可能である。

指摘	8-4	経営支援緊急対策事業経費における専門家への謝金について
勸奨		当法人は、経営支援緊急対策事業として中小企業診断士や行政書士といった専門家に対して謝金を支払っているが、金額が実態に見合った適正な謝金単価となっているかを検討する必要がある。

《補足》

当法人は、全国生活衛生営業指導センター（以下「全国センター」という。）から事業を



受託し、経営支援緊急対策事業として、中小企業診断士や行政書士等の専門家と連携して生活衛生関係営業者（以下「生衛業者」という。）に対する相談・経営指導等を実施している。当該事業は、全国センターが都道府県生活営業指導センター（以下「都道府県センター」という。）と連携し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経営悪化した生衛業者への支援対策を構築し、公的支援等の活用促進を通じた生衛業者に対する緊急支援を展開するものである。

この事業に関して、当法人は、中小企業診断士や行政書士といった専門家に対して、全国センターが作成した生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業実施要領が規定する中小企業診断士や行政書士に対する1時間当たりの単価の上限額50,000円を謝金として支払っている。これは、当法人の謝金等報償費の取扱に定められた専門家（専門知識又は特別な知識を有するもの）への1時間単価4,500円と大幅に乖離する金額である（事実として、法人が顧問弁護士に支払っている報酬は単価4,500円の契約となっている）。当該実施要領によれば、専門家に対する謝金の単価は都道府県センターの関係規程及び通常支払っている謝金額を基本と考えることが謳われており、当該金額が当財団法人の規程及び通常の支払額に見合ったものとなっているか検討が必要である。当該謝金については全額、全国センターが負担することになっており、当法人の経費負担とはならないことから、十分な検討がなされていない可能性がある。

#### ※1 実施要領

専門家の属性	1時間当たりの単価の上限額
① 弁護士・公認会計士 上記と同等とみなされる者	100,000円以内
② <u>社会保険労務士・中小企業診断士・行政書士・税理士・コンサルタント</u> 上記と同等とみなされる者	<u>50,000円以内</u>
③ 官公庁職員OB・金融機関OB 上記と同等とみなされる者	20,000円以内
④ 経営特別指導員	10,000円以内

#### ※2 謝金等報償費の取扱に関する規程

区分	単価
大学職員・教授	1時間につき6,000円
大学職員・准教授	1時間につき5,500円
大学職員・講師	1時間につき5,000円
<u>専門知識又は特別な技能を有する者</u>	<u>1時間につき4,500円</u>
経営特別相談員	1時間につき1,000円

指摘	8-5	経費の出金伝票について
勸 奨		経費の出金伝票には、摘要欄に購入したものと購入先を記載することが望ましい。

《補足》

当法人は、システム上 20 文字までしか記載できないという理由から出金伝票に関して、摘要欄に購入したものや購入先を記載していない。20 文字という制約はあるものの、記載を簡略化する等の方法により、摘要欄に必要な情報を記載することは可能であると考えられるため、内部管理上の観点からも記載することが望ましい。

指摘	8-6	附属明細書における重要な増減の脚注について
改 善		附属明細書における基本財産及び特定資産の明細において、退職給付引当資産に重要な増減があると考えられるため、その理由、具体的な内容及び金額の脚注が必要である。

《補足》

公益法人会計基準の運用指針 13(5)において、基本財産及び特定資産について、重要な増減がある場合には、その理由、資産の種類、具体的な内容及び金額の脚注をするものとされており、令和3年度の附属明細書上、退職給付引当資産に重要な増減があると判断されることから、当該脚注をすべきである。

もともと、公益法人会計基準第6において、基本財産及び特定資産の明細、引当金の明細については財務諸表の注記に記載している場合には、その旨の記載をもって内容の記載は省略できると書かれていることから、その旨の記載を行い、内容の一部を省略することも可能である。

## 公益財団法人大分県産業創造機構

### 1. 概要

設立年月日	昭和 58 年 12 月 15 日						
総出資額	881,520 千円	県出資額	206,000 千円	出資比率	23.4 %		
県以外の出資状況	出資団体名			出資額		出資比率	
	(株) アステム			175,000 千円		19.9 %	
	(株) 大分銀行			107,375 千円		12.2 %	
	中津市			32,630 千円		3.7 %	
	(株) トキハ			20,335 千円		2.3 %	
	(株) 東芝			20,000 千円		2.3 %	
設立目的	県内産業の自立的発展及び新たな産業創造を支援し、企業人材の育成や経済・産業等に関する調査研究等を行うことにより、県民生活の向上と県産業経済の発展に寄与することを目的とする。						
県出資(支援)の意義	主要な活動である中小企業支援業務は、商工観光労働施策に密接な関連があり、県産業経済の発展に寄与すると考え出資している。						
事業内容	県内中小企業に対する経営相談・指導、取引振興、新事業・新技術の創出支援、人材育成、調査研究及び情報提供等に関する事業						
理事会(役員会)	理事(役員)数	16人	開催回数	4回	理事(役員)出席率	93.4 %	
幹事(監査役)監査	監事(監査役)数	2人	実施回数	1回	実施延べ日数	1日	主な内容 決算及び業務の執行状況
特記事項	なし						

### 2. 県関与の状況

#### (1) 人的支援の状況

(人)	令和3年度(7月1日現在)				令和4年度(7月1日現在)			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	18	1	2	15	18	1	2	15
常勤	1	0	1	0	1	0	1	0
非常勤	17	1	1	15	17	1	1	15
評議員数	6	1	0	5	6	1	0	5
職員数	42	6	2	34	41	6	2	33

#### (2) 財政支出の状況

##### ①財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	32,179	34,331	31,459	県借入金残高	4,010,000	4,010,000	4,010,000
県補助金	229,066	237,304	219,180	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	11,289	11,289	11,289				

## ②主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① おおいたスタートアップ支援事業	おおいたスタートアップ支援センターの設置及び運営経費に対する助成	136,720	149,997	補助金
② 下請企業振興事業	中小企業の受注確保、取引先拡大の支援を行う経費に対する助成	43,900	44,591	補助金
③ 自動車関連産業新規参入促進事業	中小企業の自動車産業への新規参入、取引拡大の支援を行う経費に対する助成	19,324	19,324	補助金
④ 6次産業化サポートセンター体制整備事業	6次産業化サポートセンターの運営委託	23,377	22,932	委託料
⑤ 産業創造機構負担金	当財団の正会員としての負担金	11,289	11,289	負担金

## 3. 実施事業等

### (1)実施事業

(1) 経営相談・指導に関する事業	(4) 企業の人材を育成するための事業
(2) 取引の振興及び販路拡大に関する事業	(5) 調査研究及び情報提供に関する事業
(3) 新事業・新技術の創出を支援するための事業	(6) 施設の管理運営に関する事業

### (2)活動指標

指標名	算式(単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度(%)	目標値
① 窓口相談・訪問件数	(件)	8,000	12,709	158.9	8,000
② 発注開拓企業件数	(件)	100	75	75.0	100
③ 企業間取引紹介件数	(件)	500	544	108.8	500

## 4. 財務状況等

### (1)3年間の推移

正味財産増減計算書(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	602,813	557,229	555,924	資産 A	7,433,480	7,410,089	7,404,173
経常費用	601,865	555,050	555,151	流動資産	355,531	273,571	270,734
当期経常増減額	948	2,179	773	固定資産	7,077,949	7,136,518	7,133,439
経常外収益	385	510	651	負債 B	6,175,970	6,105,045	6,112,326
経常外費用	0	0	0	流動負債	295,988	210,393	204,063
当期経常外増減額	385	510	651	固定負債	5,879,982	5,894,652	5,908,264
当期一般正味財産増減額	1,333	2,689	1,424	正味財産(純資産)A-B	1,257,510	1,305,044	1,291,847
一般正味財産期首残高	376,443	377,776	380,465	指定正味財産	879,734	924,579	909,958
一般正味財産期末残高	377,776	380,465	381,889	(うち基本財産への充当額)	25,000	25,000	25,000
当期指定正味財産増減額	0	44,845	▲ 14,621	(うち特定資産への充当額)	854,734	899,579	884,958
指定正味財産期首残高	879,734	879,734	924,579	一般正味財産	377,776	380,465	381,889
指定正味財産期末残高	879,734	924,579	909,958	(うち基本財産への充当額)	0	0	0
正味財産期末残高	1,257,510	1,305,044	1,291,847	(うち特定資産への充当額)	115,688	115,688	115,688

(2)財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度 (%)	目標値
① 基本財産等運用効率	基本財産等運用収入÷基本財産等×100 (%)	0.35	0.33	94.3	0.35
② 県補助金等比率	県補助金等収入÷事業活動収入×100 (%)	23.00	47.12	204.9	23.00

5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】 見直し方針のとおり、県内唯一の中小企業に対する中核的支援機関として、経営相談や取引支援、新事業・新技術の創出支援などの各種事業を継続して実施している。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 今後も、中期経営計画に沿って、引き続き安定した経営基盤の確立や職員の育成に努めるとともに、国・県等の支援施策に係る情報提供を密に行う。また、商工団体等の支援機関や金融機関との連携を強化し、多様化・複雑化する経営課題の解決を支援していく。</p>
「人的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 機構職員の育成等により、平成29年度末で県からの派遣職員を1名引き揚げたことから、30年度以降の派遣職員は6名となっている。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 県からの派遣職員は、事務局長や各課長など重要なポストを担っており、団体の事業実施に欠くことのできない配置となっている。事業の一層の充実等を図るため、今後も県の関与は必要であり、6名の派遣を継続する。</p>
「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 平成30年9月に「おおいた地域資源活性化基金事業」を終了したが、10年間の事業延長が決定した。「おおいた中小企業活力創出基金事業」として基金規模を拡大(50億円→60億円)して継続実施しているが、金融機関からの借入増(9億円→18億円)が主な増要因である。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 中小企業の経営及び技術支援に関する事業に補助しており、今後も真に必要な財政的支援を実施していく。</p>

6. 監査結果

指摘	9-1	財政調整積立資産について
改善		令和4年3月末時点において特定資産に「財政調整積立資産」が82百万円計上されている。当該資産は法人の特定資産取扱要領に基づき計上されているものの、用途が特定されておらず特定資産として適正ではないことから全額を取り崩す必要がある。

《補足》

当法人では次の要領に基づき財政調整積立資産を計上している。

公益財団法人大分県産業創造機構特定資産取扱要領

(財政調整積立資産)

①資産の目的

機構の財政基盤の確立を目的としている

②積立の方法

過去の実績や事業環境の見通しを踏まえて、活動見込みを見積もり、必要額の計上を行う。なお、当該資産の上限額は、当分の間、平成 22 年度から平成 24 年度の平均総支出額のおよそ 10%である 75,000 千円とする。

③目的取崩の要件

当該年度の決算時に、収支の調整を行うために取り崩すものとする。

④目的外取崩の要件

なし。

⑤運用方法

資産運用規程及び資産運用基準による

⑥その他

経過措置として、上記②の上限額は、中期経営計画期間中は適用しない。

県の所管課からは、平成 24 年度以降当該資産の増減は発生していないとの回答を受けた。ただ、当法人が計上している積立資産は、資金の目的である活動や具体的な使途が特定されていない問題は残ったままである。使途が明らかではない以上、積立額の基準が定められていたとしても、その合理性を認めるのは困難である。

他の団体の事例として、(公財) 公益法人協会が、財政基盤安定化基金を平成 29 年度に積立てたものの、翌年度、不適切な処理だったとして積立額を全額取り崩したと考えられる事例があるので、参照されたい。

※参考：(公財) 公益法人協会の理事会議事録資料

[https://kohokyo.or.jp/files/jaco40/disclosure/gijiroku/rijikai-gijiroku43\\_170927.pdf](https://kohokyo.or.jp/files/jaco40/disclosure/gijiroku/rijikai-gijiroku43_170927.pdf)

指摘 9-2	会計、表示処理の適切性について
改善	細かい会計処理や表示の不備が散見された。公益法人会計基準や公益法人会計基準の適用指針等を理解するとともに、可能な限り会計基準に沿った正確な経理処理を行うべきである。

《補足》

・ソフトウェアについて備忘価額を計上しているが、無形固定資産のため、ゼロ円まで償却する必要がある。

・リース債務がすべて固定負債に計上されているが、1年以内に返済予定のものは流動負債として計上する必要がある。

指摘 9-3	派遣職員の給与負担の明良性について
改善	派遣職員の給与手当について、派遣元と派遣先との間で負担割合の明確な基準がないため、派遣職員により差が生じている。負担割合が明らかになるよう基準を定めるべきである。

《補足》

派遣元と負担関係は次のとおりである。

派遣元	負担関係
県	通勤手当、時間外手当、社会保険料を機構が負担
市	すべて市が負担
民間	すべて県補助金により負担
金融機関	時間外手当を機構が負担

指摘 9-4	会員へのサービスについて
勸奨	会員については、加入した月に会費を請求している。また、会員に対しては創造誌を送付しているが、会員全員に対して送付しているため、未入金の者についても創造誌が送付されている。入金済みの者と未入金の者との間で公平性に問題がないよう工夫する余地があると考え。

指摘 9-5	指定団体の活動指標に対する所管課の評価について
勸奨	所管課は外郭団体の活動指標の達成度合を評価する際、目標値が妥当かどうかといった観点から評価することも肝要である。

《補足》

当法人の活動指標の1つである窓口相談・訪問総件数の過去の推移をみると次のとおりである。

	目標値(件)	実績値(件)	達成度(%)
平成29年度	5,000	7,854	157.1
平成30年度	5,000	7,928	158.6
令和元年度	5,000	9,455	189.1
令和2年度	8,000	12,512	156.4
令和3年度	8,000	12,709	158.9

所管課は、指標の達成度を見ると大幅な過達の状態が毎年度生じている。目標を達成することは望ましいことではあるが、果たして目標値が適切に設定されているのかといった点について、より検討することが望ましい。

公社等外郭団体経営状況等調書においても単に達成度を記載するのではなく、目標値自体の妥当性についての評価結果も必要に応じて開示されたい。



## 公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所

### 1. 概要

設立年月日	平成5年3月29日						
総出資額	429,000千円	県出資額	150,000千円	出資比率	35.0%		
県以外の出資状況	出資団体名			出資額		出資比率	
	日本電気(株)			100,000千円		23.3%	
	富士通(株)			100,000千円		23.3%	
	(株)NTTデータ			50,000千円		11.7%	
	日本電信電話(株)			29,000千円		6.8%	
設立目的	ハイパーネットワーク社会を実現するための社会的・技術的課題を調査研究し、地域での実証実験を通じて、日本と世界の発展、市民生活の質の向上に寄与する。						
県出資(支援)の意義	この法人の主要な活動である地域情報化に関する調査・研究及び情報提供は、県民生活の情報化推進に広く寄与すると考え出資している。						
事業内容	ハイパーネットワーク社会に関する調査・研究及び情報提供						
理事会(役員会)	理事(役員)数	6人	開催回数	7回	理事(役員)出席率	88.1%	
幹事(監査役)監査	監事(監査役)数	2人	実施回数	1回	実施延べ日数	1日	主な内容 令和3年度決算及び主要事業の運営状況
特記事項	なし						

### 2. 県関与の状況

#### (1) 人的支援の状況

(人)	令和3年度(7月1日現在)				令和4年度(7月1日現在)			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	6	0	1	5	6	0	1	5
常勤	2	0	1	1	2	0	1	1
非常勤	4	0	0	4	4	0	0	4
評議員数	6	1	0	5	5	0	0	5
職員数	11	1	0	10	11	1	0	10

#### (2) 財政支出の状況

##### ① 財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	39,836	86,431	70,390	県借入金残高	0	0	0
県補助金	0	0	0	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	0	0	0				

②主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① 地域コミュニティ 情報化推進事業	「情報コミュニティセンター」の運営等	16,313	16,313	委託料
② 大分県学校ICT 教育支援アドバイザー 等委託業務	大分県学校ICT教育支援アドバイザーの設置、教 育関係者を対象とした研修の実施	9,933	4,057	委託料
③ 都市圏女性移住促 進事業	都市圏の女性向け魅力発信動画の制作・配信、移住促 進セミナー等の実施	9,701	8,419	委託料
④ ICT教育サポーター育成 プラットフォーム 運営委託業務	ICT教育サポーターの確保・育成、プラットフォーム の運営等	7,664	89,707	委託料
⑤ DX推進人材育成 事業	企業向けAI活用人材育成研修会、ビッグデータ活 用人材育成研修会等の実施	4,000	2,740	委託料

3. 実施事業等

(1)実施事業

(1) 地域コミュニティ情報化推進事業（情報コミュニティセンター設置運営等）
(2) 教育情報化推進関連事業（学校ICT機器教育支援アドバイザー設置やICT教育サポーター育成プラットフォームの運営等）
(3) 高度情報化社会に対応する人材育成事業（未来のIT技術者発見事業やAI・ビッグデータ活用人材育成事業の実施等）
(4) AIテクノロジーセンターの運営 等

(2)活動指標

指標名	算式(単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度(%)	目標値
① フォーラム参加者数	1回あたり参加者数(人)	100	80	80.0	100
② 研修ルーム利用者数	年間利用者(人)	4,800	1,196	24.9	4,800

4. 財務状況

(1)3年間の推移

正味財産増減計算書(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	142,374	176,704	157,593	資産 A	487,524	524,572	502,051
経常費用	143,908	160,025	168,158	流動資産	81,937	121,791	99,308
当期経常増減額	▲1,534	16,678	▲10,565	固定資産	405,587	402,781	402,744
経常外収益	0	0	0	負債 B	76,791	97,160	85,205
経常外費用	0	0	0	流動負債	76,791	97,160	85,205
当期経常外増減額	0	0	0	固定負債	0	0	0
当期一般正味財産増減額	▲1,534	16,678	▲10,565	正味財産(純資産)A-B	410,733	427,412	416,846
一般正味財産期首残高	13,267	11,733	28,411	指定正味財産	399,000	399,000	399,000
一般正味財産期末残高	11,733	28,411	17,846	(うち基本財産への充当額)	399,000	399,000	399,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0	(うち特定資産への充当額)	0	0	0
指定正味財産期首残高	399,000	399,000	399,000	一般正味財産	11,733	28,411	17,846
指定正味財産期末残高	399,000	399,000	399,000	(うち基本財産への充当額)	0	0	0
正味財産期末残高	410,733	427,411	416,846	(うち特定資産への充当額)	0	0	0

(2)財務指標

指標名	算式(単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度(%)	目標値
① 管理費比率	管理費÷経常費用計×100(%)	8.0	7.6	105.3	8.0

5. 指導指針への対応状況

<p>「適正な運営指導」等の取組状況</p>	<p>【令和3年度までの取組】 令和元年度から令和4年度までの中期経営計画により経営基盤を強化しているところである。 A I等の先端技術を活用した企業の課題解決やG I G Aスクール構想の実現に向けた学校のICT教育支援など、新規事業の積極的な実施や、経費の節減、内製化等により安定的な経営に努めている。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 今後は、研究員の資質向上など更なる経営基盤の強化を図るとともに、民間事業者や自治体等が実施するDX(デジタルトランスフォーメーション)の取組支援など、外部環境の変化に対応した事業を一層充実させることとしている。</p>
<p>「人的関与」の見直し状況</p>	<p>【令和3年度までの取組】 ①設立当初から、理事に副知事(大分県C I O)が就任していたが、公益財団法人への移行に伴い、当時の商工労働部長を評議員とし、情報政策課長を理事に変更した。平成29年度は、業務援助派遣職員(商工労働部参事監)が理事に就任し、平成30年度には、新たに県職員O Bが事務局長へ就任したことを機に、同O Bを理事としている。 公益財団法人としての適正な事業執行を確保する観点から、県職員又は県O Bの役員就任は重要と考えられる。</p> <p>②設立当初から県職員の業務援助派遣を実施している。県の情報化施策推進にあたり引き続き常駐業務援助が必要と考える。また、県の人的支援体制が確立されていることで、企業からの研究員出向や大学等の共同研究員体制も継続されており、財団の組織基盤そのものの下支えとなっている。平成30年度には、理事長交代(常勤理事長から非常勤理事長へ)に伴い、事務局体制を強化するため、県職員の業務援助派遣に加えて、県O Bが事務局長に就任している。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 事業の一層の充実等を図るため、今後も県の関与は必要である。</p>
<p>「財政的関与」の見直し状況</p>	<p>【令和3年度までの取組】 県からの財政支出に依存することなく、国関連事業や市町村・企業からの事業受託など、収入の多角化を進めているところである。 一方で、人材育成などの一部の事業については、提案競技を行った結果として、同法人の知見やネットワーク、これまでの実績等を活かす提案がなされたことから受託事業者として選定している。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 引き続き社会情勢に即した必要性等を検証のうえ、必要に応じて歳出の削減等を指導する。</p>

## 6. 監査結果

指摘	10-1	活動指標の目標値の設定について
勸奨		当法人は、活動指標として研修ルーム利用者数を定めており、目標値を 4,800 人としている。実績値は令和 3 年度 1,196 人（達成度 24.9%）と大幅に下回っており、そもそも目標値が実効性のある数値なのか検討する必要がある。

### 《補足》

当法人は、地域コミュニティ情報化推進事業等の実施事業に関連して活動指標として研修ルーム利用者数を設定しており、平成 21 年度に直近の実績値である 5,702 人をベースに 5,800 人の目標値を設定していた。その後、取引先の研修会が終了するなどの事業を勘案し、目標値を 4,800 人に下方修正している。

当該目標値に関しては、長年にわたって据え置かれており、昨今のコロナ禍の状況を鑑みれば目標値の下方修正は必要であったように思われる。事実として、令和 2 年度の実績値は 1,130 人（達成度 23.5%）、令和 3 年度は 1,196 人（達成度 24.9%）と大幅に目標値から乖離しており、また、令和 4 年度の目標値も 4,800 人のまま現状の目標値が据え置かれている。

今後、新型コロナウイルスも収束に向かいつつあり、ある程度の研修ルーム利用者数の回復は見込めると思料される。しかしながら、当該活動指標については形骸化しているように見受けられるため、より実効性のある活動指標の設定および当該指標の達成度の結果を踏まえた有効活用を検討されたい。

指摘	10-2	賞与引当金の設定について
改善		特別手当に関して、賞与引当金を設定する必要がある。

### 《補足》

企業会計原則注解（注 18）では、引当金の計上要件として以下の 4 つが挙げられている。すなわち、①将来の特定の費用又は損失であること、②その費用又は損失が当期以前の事象に起因して発生するものであること、③発生の可能性が高いこと、④その金額を合理的に見積もることができることの 4 要件である。これらの要件を満たしたものが引き当ての対象とされ、当期に帰属する金額が費用（引当金繰入額）として認識されるとともに、その相手勘定として負債（引当金）が計上される。

この点、当法人は、期末日時点を基準とした場合、特別手当は翌期に支払われるものであるため、①将来の特定の費用又は損失であり、給与規程に定められているように勤務成績等を勘案して定められ、当期における職員からの役務提供に対して支払われるものであると考えられることから、②当期以前の事象に起因して発生する費用と言える。そして、経営環境や過去の支給実績等を考慮した場合に、③発生の可能性が高いと認められ、かつ、給与規程第 6 条に規定されているとおり、月額給与の 100 分の 200 と④その発生金額を合理的に

見積もることが可能であることから、賞与引当金を計上すべき4要件に該当する。なお、支給対象期間が給与規程に定められていないため、特別手当の支給対象期間を定めるべきである。

さらに、特別手当に係る社会保険料等の法人負担分も賞与が支給されれば必ず発生し、その金額を合理的に見積もることができるため、併せて見積計上する必要がある。

※参考：給与規程

第6条 特別手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を基準日という）に在職する職員に対して支給する。

2 特別手当の支給額は、第3条に規定する月額に、次の支給割合を乗じて得た額を基準として、勤務成績等を勘案し定めた額とする。

6月1日 100分の200

12月1日 100分の200



## 公益財団法人日田玖珠地域産業振興センター

### 1. 概要

設立年月日	昭和 56 年 10 月 24 日						
総出資額	5,000 千円	県出資額	1,600 千円	出資比率	32.0 %		
県以外の出資状況	出資団体名		出資額		出資比率		
	日田市		2,350 千円		47.0 %		
	(協) 日田家具工業会		300 千円		6.0 %		
	J A おおいた日田		150 千円		3.0 %		
	日田木材協同組合		100 千円		2.0 %		
	日田商工会議所		100 千円		2.0 %		
設立目的	日田玖珠地域における地場産業振興のための事業を行うことにより、地場産業の健全な育成及び発展に貢献し、もって、活力のある地域経済社会の形成並びに地域住民の生活向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。						
県出資(支援)の意義	日田玖珠地域の唯一の地場産業振興拠点として、地場産品の普及促進、販路拡大の核となる団体であり、振興センターを通じて県内有数の地場産業集積地域である日田玖珠地域の振興に寄与すると考え出資している。						
事業内容	①地場産品の展示及び宣伝に関する事業 ②地場産品の商品改良及び開発に関する事業 ③地場産品の需要開拓に関する事業 ④振興センターの貸館業務に関する事業 ⑤振興センターの施設共同利用に関する事業 ⑥その他振興センターの目的を達するために必要な事業						
理事会(役員会)	理事(役員)数	10人	開催回数	4回	理事(役員)出席率	72.5 %	
幹事(監査役) 監査	監事(監査役)数	2人	実施回数	1回	実施延べ日数	1日	主な内容 会計及び業務全般について
特記事項	なし						

### 2. 県関与の状況

#### (1) 人的支援の状況

(人)	令和3年度(7月1日現在)				令和4年度(7月1日現在)			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	10	0	0	10	10	0	0	10
常勤	0	0	0	0	0	0	0	0
非常勤	10	0	0	10	10	0	0	10
評議員数	4	0	1	3	4	0	1	3
職員数	5	0	0	5	4	0	0	4

#### (2) 財政支出の状況

##### ①財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	2,000	0	0	県借入金残高	0	0	0
県補助金	0	0	0	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	0	0	0				

②主な財政支出の内容

該当なし

3. 実施事業等

(1)実施事業

(1) 地場産品展示普及支援事業	(2) 需要開拓事業	(3) 地産地消強化事業
(4) 後継者育成事業	(5) 貸館事業	(6) 県産品の需要開拓に関する事業

(2)活動指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度 (%)	目標値
① 日田市アンテナショップ販売額	日田市アンテナショップ大丸福岡天神店における販売額 (千円単位)	0	0	-	0
② ふるさと納税返礼品販売額	ふるさと納税返礼品の販売実績 (千円単位)	60,000	57,467	95.8	60,000
指標設定に関する留意事項	日田市アンテナショップ大丸福岡天神店はR2年度末をもって事業終了。				

4. 財務状況等

(1)3年間の推移

正味財産増減計算書 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	146,998	140,721	76,069	資産 A	498,966	488,610	472,264
経常費用	132,093	137,228	77,921	流動資産	59,167	58,550	51,711
当期経常増減額	14,905	3,493	▲1,852	固定資産	439,798	430,061	420,553
経常外収益	0	0	0	負債 B	30,086	25,852	15,981
経常外費用	14	9,614	4,623	流動負債	19,973	19,403	13,078
当期経常外増減額	▲14	▲9,614	▲4,623	固定負債	10,113	6,449	2,903
当期一般正味財産増減額	14,890	▲6,121	▲6,475	正味財産(純資産)A-B	468,879	462,758	456,283
一般正味財産期首残高	448,989	463,879	457,758	指定正味財産	5,000	5,000	5,000
一般正味財産期末残高	463,879	457,758	451,283	(うち基本財産への充当額)	5,000	5,000	5,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0	(うち特定資産への充当額)	0	0	0
指定正味財産期首残高	5,000	5,000	5,000	一般正味財産	463,879	457,358	451,283
指定正味財産期末残高	5,000	5,000	5,000	(うち基本財産への充当額)	0	0	0
正味財産期末残高	468,879	462,758	456,283	(うち特定資産への充当額)	0	0	0

(2)財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度 (%)	目標値
① 会場 (使用料収入)	会場使用料金額 (千円単位)	4,000	4,112	102.8	4,00
② 販売手数料	販売手数料金額 (千円単位)	10,000	13,800	138.0	10,000



## 5. 指導指針への対応状況

<p>「適正な運営指導」等の取組状況</p>	<p>【令和3年度までの取組】 監査委員事務局との監査による運営実態の確認、法務室の協力のもと公益法人会計の会計処理方法等について指導した。物販を主とする地場産品展示普及支援事業、需要開拓事業、地産地消販売強化事業等は新型コロナウイルス感染症によるイベントの中止や観光客の減少により大きな影響を受けることから、コロナ禍においても好調なECサイトYahoo!ショッピングに「H I T A SHOP」を開設し、物販の売上改善を図った。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 公益目的事業比率50%以上に向けた事業検討、収益確保と経営改善に向けて当団体及び最大出捐者である日田市と連携し指導する。</p>
<p>「人的関与」の見直し状況</p>	<p>【令和3年度までの取組】 県職員の役員就任、業務援助職員の派遣はない。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 県職員の役員就任、業務援助職員の派遣予定はない。</p>
<p>「財政的関与」の見直し状況</p>	<p>【令和3年度までの取組】 財政的関与はない。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 財政的関与の予定はない。</p>

## 6. 監査結果

<p>指摘</p>	<p>11-1</p>	<p>公益目的事業費率について</p>
<p>改善</p>	<p>公益目的事業費率が50%を下回っているため、早急に50%以上達成に向けた事業の検討を行う必要がある。</p>	

### 《補足》

公益法人は、公益目的事業を行うことを主たる目的とし、公益目的事業費率が50%以上であることが必要である（公益認定法5条8号）。公益目的事業費率は、法人の活動を費用で換算するものであり、公益目的事業に係る経常費用額を法人全体の経常費用額で除して計算する。当財団法人は、公益目的事業であった日田市アンテナショップ大丸福岡天神店が令和2年度末に終了したこと等に伴い、令和3年度の公益目的事業費率は約35%と50%を大幅に下回っている。令和4年度以降、ECサイトYahoo!ショッピングに「H I T A SHOP」を開設し、事業費率の改善を図っているものの、現時点では依然として50%以上の達成可能性は不透明である。

公益目的事業費率50%以上未達成により、直ちに認定取消とはならないものの、行政庁が公益認定を取り消すことができる事由に該当することとなるため（公益認定法29条2項1号）、引き続き公益認定を維持継続していくためには早急な対策が必要である。

### ※参考：公益認定の取消

第29条2項 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

- 1 第5条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。
- 2 前節の規定を遵守していないとき。
- 3 前2号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

指摘	11-2	タイムリーな仕訳の入力について
改善	往査時に最新の取引明細を通査したところ、2か月以上仕訳の入力がされていないように見受けられた。適時適切な仕訳の入力を行うべきである。	

《補足》

往査時に当法人の預金の実査をする目的で最新の取引明細書を通査したところ、2か月以上前の仕訳以降の入力がされておらず、前月末の会計システム上の預金残高と通帳との照合の実施が不可能であった。

当法人は、毎月末の預金照合を会計規程第31条2項に規定しているものの、当該状況では通帳と会計帳簿との照合は不可能である。さらに、往査時に取引先への二重支払いが発見されたが、当該事象は適時適切な起票が行われていれば防げた事象であったように見受けられる。今後は、最低限1月以上は仕訳の入力が滞らないような経理の体制を構築するなど、内部管理の面からも適時適切な仕訳の起票に努めるべきである。

指摘	11-3	現金の管理について
改善	運転資金の必要額に比して、比較的多額の現金を保有しているため、必要最低限の金額にするとともに、保有上限額を定める必要がある。また、現金の現物照合は毎日実施すべきである。	

《補足》

当法人は、令和4年3月31日時点490,743円の現金を保有しており、令和3年度の総勘定元帳を通査したところ、日末残高として1,600,000円を超える金額を保有している日も散見された。当法人のビジネス上、運転資金として経常的に多額の現金が必要となるケースは想定されず、必要以上に多額の手許現金を保有することは、現金着服や職員等による不祥事があった場合の損害金額が多額となる恐れがあるため、多額の手許現金を保有すべきではない。なお、日田家具工業への支払い等、一時的にまとまった現金が必要な際は都度預金から振り出して対応するとともに、取引先と預金取引への移行を検討されたい。

また、多額の現金保有及び不正や盗難のリスクを抑制するためにも、小口現金の保有上限額を会計規程に明確に定めるとともに、会計事務担当者は、毎日現金出納後、現物照合を行い、会計事務責任者の承認を受ける必要がある（現状、2日に1日程度の照合にとどまっている）。

指摘	11-4	財務諸表の注記について
不備		<p>下記の注記を記載する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産の減価償却方法（重要な会計方針として）</li> <li>・引当金の計上基準（設定した場合、重要な会計方針として）</li> <li>・表示方法の変更（令和3年度のみ）</li> <li>・基本財産及び特定資産の増減額及びその残高</li> <li>・基本財産及び特定資産の財源等の内訳</li> <li>・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高</li> <li>・補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高</li> </ul> <p>また、会計監査人設置義務法人ではなく、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フロー計算書関係の注記は不要である。</p>

《補足》

上記のとおりである（公益法人会計基準第5）。

指摘	11-5	固定資産の除却処理及び現物照合の規程化について
改善		<p>現物がない固定資産については台帳上、除却処理を行う必要がある。また、固定資産の現物照合の定めが存在しないため、規程に明確に定める必要がある。</p>

《補足》

当法人往査の際に固定資産の現物照合を台帳からサンプルで実施したところ、下記の器具及び備品については現物が見当たらなかった。

- ・富士通パソコン（固定資産コード117）
- ・経理ソフト（固定資産コード129）

本来は固定資産を廃棄処分したタイミングで固定資産管理システムから除却処理をすべきである。今回のようなサンプル実査ではなく全件の現物実査を当法人において自主的に実施し、現物が存在しないものについては、台帳から除却処理をすべきである。

また、固定資産の実在性及びその使用状況を確認するためには、定期的に固定資産の実査を実施する必要があるが（毎年度末が望ましい）、現状規程に定められていないため、会計規程等において明確に定めておく必要がある。

なお、当該事項については平成22年度の包括外部監査においても監査意見として指摘したものであり、当年度の包括外部監査においても改善が不十分であると判断した。

指摘	11-6	退職給付引当金の設定について
改善		退職給付引当金を設定する必要がある。

《補足》

当法人は、退職金規程第2条において、「服務規程第5条に規定する職員（日田市の職員の身分を保有する職員、嘱託職員及び臨時職員（パートを含む。）を除く。）が退職したときは、この規程に定めるところにより、その者（死亡による退職の場合はその遺族。以下同じ。）に対し退職金を支給する。」と規定している。退職給付の性格は、労働の対価として支払われる賃金の後払いであることから、実質的な長期債務である日田市の職員等以外のプロパー職員における期末要支給額を計算し、退職給付引当金として計上する必要がある。さらに、期首及び期末の退職給付引当金の差額については該当年度の退職給費費用となる。

なお、当該事項については平成22年度の包括外部監査においても監査意見として指摘されたものであり、当年度の包括外部監査においても改善が不十分であると判断した。

指摘	11-7	賞与引当金の設定について
改善		賞与に関して、賞与引当金を設定する必要がある。

《補足》

企業会計原則注解（注18）では、引当金の計上要件として以下の4つが挙げられている。すなわち、①将来の特定の費用又は損失であること、②その費用又は損失が当期以前の事象に起因して発生するものであること、③発生の可能性が高いこと、④その金額を合理的に見積もることができることの4要件である。これらの要件を満たしたものが引き当ての対象とされ、当期に帰属する金額が費用（引当金繰入額）として認識されるとともに、その相手勘定として負債（引当金）が計上される。

この点、当法人は、期末日時点を基準とした場合、特別手当は翌期に支払われるものであるため、①将来の特定の費用又は損失であり、給与規程に規定されているとおり、勤務成績等を勘案して定められ、当期における職員からの役務提供に対して支払われるものであると考えられることから、②当期以前の事象に起因して発生する費用と言える。そして、経営環境や過去の支給実績等を考慮した場合に、③発生の可能性が高いと認められ、かつ、給与規程第16項に規定されているとおり、④その発生金額を合理的に見積もることが可能であることから、賞与引当金を計上すべき4要件に該当する。また、支給対象期間が給与規程に定められていないため、特別手当の支給対象期間を定めるべきである。

なお、特別手当に係る社会保険料等の法人負担分も賞与が支給されれば必ず発生し、その金額を合理的に見積もることができるため、併せて見積計上する必要がある。

※参考：給与規程

第 16 条 賞与は6月1日、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する職員に対して、7月15日、12月5日に支給する。

2 支給日については、その日が金融機関の定休日の場合はその前日とする。

3 賞与の額については、それぞれの基準日現在（退職し、または死亡した一般職員にあっては退職し、または死亡した日現在）において一般職員が受けるべき給与の月額に、7月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては、100分の250を乗じて得た額に、さらに基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額の範囲内とする。

在職期間	割合
6ヶ月	100分の100
5ヶ月以上6ヶ月未満	100分の80
3ヶ月以上5ヶ月未満	100分の60
3ヶ月未満	100分の30

4 嘱託職員の賞与については、理事長が決定する。

5 臨時職員の賞与は、支給日については一般職員に準じ、支給額については、6ヶ月間（途中採用あるいは、退職した場合はその出勤期間）の平均出勤日数及び時間を計算し、その1ヶ月相当額に対し、7月に支給する場合は、100分の40、12月に支給する場合は、100分の60を支給する。なお、在職期間区分においては、前項を準用する。

指摘	11-8	役員ガバナンス体制について
勸 奨		現状、役員数10名は全員非常勤となっており、常勤の役員が不在である。役員による十分なガバナンス体制が構築されているか検討する必要がある。

《補足》

当法人は、プロパーの非常勤役員が10名いるものの、常勤の役員が1名もいない状況である。理事は、法人を代表し、法令、定款、社員総会の決議を順守し、法人のため忠実にその職務を行わなければならない、理事会の構成員として、法人の業務上の意思決定に参画し、代表理事等の業務執行を監視する役割を担う（法人法77条、83条及び197条）。非常勤役員のみによって、十分なガバナンス体制が構築できているのか今一度検討されたい。



## 大分ブランドクリエイイト株式会社

### 1. 概要

設立年月日	平成 18 年 1 月 4 日						
総出資額	95,000 千円	県出資額	50,000 千円	出資比率	52.6 %		
県以外の出資状況	出資団体名		出資額		出資比率		
	九州旅客鉄道(株)		10,000 千円		10.5 %		
	九州電力(株)		10,000 千円		10.5 %		
	大分中央保険(株)		3,500 千円		3.7 %		
	(株) 大分銀行		3,500 千円		3.7 %		
	(株) オーシー		3,500 千円		3.7 %		
設立目的	この法人は、次の事業（レストランの経営、大分県特産品の販売、他）を営むことを目的とする。						
県出資（支援）の意義	坐来大分を活用し、大分ブランドの確立と、「食」を通じた大分県の情報発信を行うため出資している。						
事業内容	大分県フラッグショップ「坐来大分」の運営						
理事会（役員会）	理事（役員）数	2 人	開催回数	6 回	理事（役員）出席率	100.0 %	
幹事（監査役）監査	監事（監査役）数	1 人	実施回数	1 回	実施延べ日数	1 日	主な内容 業務監査及び会計監査
特記事項	なし						

### 2. 県関与の状況

#### (1) 人的支援の状況

(人)	令和3年度（7月1日現在）				令和4年度（7月1日現在）			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	4	1	0	3	3	0	0	3
常勤	1	0	0	1	1	0	0	1
非常勤	3	1	0	2	2	0	0	2
職員数	22	0	0	22	23	0	0	23

#### (2) 財政支出の状況

##### ①財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	9,984	14,534	13,683	県借入金残高	0	0	0
県補助金	0	0	0	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	0	0	0				

②主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① 広報・情報発信事業	インターネットを活用した大分県の情報発信、ギャラリー展示・管理等を行う。	611	611	委託料
② ステップアップ支援事業	県産品を活用した新メニュー開発のための食材現地調査やスタッフの語り部研修を行う。	0	2,567	委託料
③ 県産品イメージアップ推進事業	坐来大分において、ワークショップを開催し、首都圏での新規顧客の拡大を図る。	816	816	委託料
④ 世界農業遺産首都圏情報発信事業	坐来大分において、「世界農業遺産」の国東半島・宇佐地域のメニューフェアと、PRイベントを行う。	735	1,000	委託料

3. 実施事業等

(1)実施事業

大分県フラッグシップ「坐来大分」の運営
(1) 大分県産品の食材を使ったレストラン運営事業
(2) 大分県産品の販売事業
(3) 県等と連携した各種事業(観光情報発信、農林水産品の商談会開催など)

(2)活動指標

指標名	算式(単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度(%)	目標値
① デイナー来客数	ディナー来客数(人)	5,645	4,396	77.9	9,692
② HPアクセス数	HPアクセス数(件)	165,000	211,843	128.4	165,000
③ 物産売上	売上高(千円)	8,100	10,972	135.5	10,150

4. 財務状況等

(1)3年間の推移

損益計算書	(千円)			貸借対照表	(千円)		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度
売上高	159,690	82,758	116,211	資産 A	67,095	44,194	80,034
売上原価	51,117	23,316	34,042	流動資産	63,182	39,930	73,362
売上総利益	108,572	59,442	82,169	固定資産	3,913	4,264	6,672
販売費及び一般管理費	113,258	96,048	115,197	負債 B	13,929	8,037	42,906
営業利益	▲ 4,685	▲ 36,606	▲ 33,028	流動負債	13,589	7,297	13,766
営業外収益	1,579	905	1,505	固定負債	340	740	29,140
営業外費用	1,104	115	1,465	純資産 A-B	53,166	36,157	37,128
経常利益	▲ 4,211	▲ 35,815	▲ 32,988	株主資本	53,166	36,157	37,128
税引前当期純利益	▲ 4,311	▲ 16,646	1,319	資本金	77,500	77,500	77,500
法人税、住民税及び事業税	363	363	348	資本剰余金	17,500	17,500	17,500
当期純利益	▲ 4,673	▲ 17,009	971	利益剰余金	▲ 41,834	▲ 58,843	▲ 57,872



(2)財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度 (%)	目標値
① 売上高	売上高 (千円)	177,984	134,955	75.8	177,984
② 総費用	売上原価+販売費及び一般管理費 (千円)	40	29.5	73.8	40
指標設定に関する留意事項	②の総費用は、販売費及び一般管理費のうち減価償却費、引当金繰入等の現金支出を伴わない非資金費用は除く。				

5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>地域の食材、観光、文化をPRする地域フェア等の開催や、SNSの活用、パブリシティによる各種情報誌等での大分県の情報発信のほか、県産品の評価結果や首都圏の需要動向などの有益な情報を生産者へフィードバックする等の支援を行った。経営については、その時の社会経済情勢等を反映した年次計画を総会で定め、更には年4回の取締役会において適正な執行管理を行っている。</p> <p>令和3年度は5月の移転オープン時より、緊急事態宣言に伴う時短営業やその後約4ヶ月に及ぶ酒類提供の停止の影響により、前年度同様に来客数の減少が続いた。しかし平常営業に戻った11月、12月には単月で過去最高売上を記録したほか、都からの時短協力金等もあり、当期純利益は黒字となった。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>好立地への店舗移転を機に、有楽町周辺のビジネス客や、女性客など新たな客層への訴求、ランチ営業を通じたディナー利用への誘導促進、物販ではオリジナル商品の販売やオンラインの活用等による顧客獲得に向けた取組を実施し、ウィズコロナにおける消費回復に努める。</p>
「人的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>役員として、商工観光労働部長が取締役（非常勤）に就任している。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>取締役については、県の出資比率が52.6%であり、また、大分県フラッグショップとしての坐来大分の運営は県行政と密接不可分であり、各種施策を推進する上で県の一定の関与が必要なことから、引き続き就任は必要と考える。</p>
「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>インターネットを活用した大分県の情報発信、情報発信を行うサービススタッフを育成する語り部の研修事業、県産品の販路開拓を行うための事業、おおいたブランドの確立を図るために必要な事業費のみを委託料として計上している。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>今後もその方針を継続する。</p>

6. 監査結果

指摘 12-1	預金・現金等管理規程について
勸奨	<p>当法人の事業は、社長が常駐する東京都内で行われている一方で、経理部門は大分市内（本社）にあり、職員が1名の体制となっている。事業所と本社の間で相互にどのようなチェックを実施するのか、預金・現金等管理規程で明確に定められていないため、牽制機能が十分に確保されるよう内部統制上のデザインを改善することが求められる。</p>

《補足》

本社では立替払が実施されており、支払証明書やレシート添付などを社長が常駐している東京の事業所に定期的を送付、チェックされていることは確認できたが、どのような取引について立替精算を認めるのか、内容や金額、頻度を明確に定めておくことが望ましい。

指摘 12-2	インターネットバンキングの事後チェックについて
勸奨	会計処理担当者がインターネットバンキングの操作担当者となっており、牽制機能が十分ではない。インターネットバンキングによる事前の上席者の承認が行われているが、出金処理の後に事前承認どおりの金額で出金したことは上席者に報告されていない。この点については、統制上の弱点が存在している。

《補足》

会計処理及びインターネットバンキングの操作担当者が同一の1名のみとなっていることから、外観的にはリスクが高い。

指摘 12-3	一括取消（レジ操作）について
改善	レジの精算レポートを見たところ、一括取消操作を行っているものがあつたが理由等が残されていなかった。不正リスクを考慮すると、一括取消の使用条件を厳格に定め、使用した場合にはその理由を残し、チェックする内部統制を整備、運用する必要がある。

《補足》

レジ上の操作で一括取消という処理がある。これは、入力済みの取引（注文）データをまとめて削除するものである。

本法人においては、一括取消をするケースが2つあるとの説明を受けた。

- ・毎月のメニュー替えの際に、正しく出力されるかどうかの試し打ちを実施する。その際レジを打つ必要があるが、売上としては計上されないよう取り消すために利用される。
- ・飲料代金が1人当たり定額の場合、オーダーを受けたドリンクは既定の単価でレジに登録されるため、会計金額と不一致が生じてしまうために利用される。

レジにおける一括取消は、特定の顧客に対する売上取引（会計）を取り消し、当該売上に対応する現金をレジから抜き取るといった手段を可能にしてしまう。一括取消操作を認めるのは、レジ操作者に不正を実行する機会を与えていることになる。したがって、仮に一括取消の操作を認めた場合は、一括取消したレシートを操作者以外がチェックするとともに、一括取消を行った理由について問題がないか検討しなければならない。

指摘 12-4	事業、経営のあり方について
勸奨	<p>当法人の経営について、新型コロナウイルス感染症の影響は勘案すべき事項であるが、感染症拡大前の平成 30 年度においても出資が毀損し続けている状況は変わっていなかった。結果を見れば、前回の包括外部監査の指摘が十分改善されたとは言いきれない状況である。</p> <p>法人に対する県からの経済的な支援として、主に店舗の家賃、内部造作（店舗工作物）の無償貸与があり、当法人はその費用を免除されている状況にある。</p> <p>課題として、賃借料が無償のまま継続されており経済的に自立可能な経営となることや賃借料の一部負担を想定した経営管理が行われていないこと、広告宣伝効果ではなく実際に県民が享受できた経済効果を測量するのが困難なことが挙げられる。</p> <p>そのような中、事業継続可否の検討基準は設けられていない。定量的な基準（例えば連続赤字、繰越欠損金の期限切れの発生）を設け、当該基準に当てはまる場合は、幅広い事業手法の見直しを検討されたい。</p>

《補足》

平成 22 年度の包括外部監査において次のような監査結果を受け、その際に次のような措置状況を公表していた。

前回の監査結果	前回公表された措置状況
<p>【「坐来大分」の経営戦略について】</p> <p>「坐来大分」は東京における大分県産品の普及に取り組み「おおいた」ブランドの確立を図ることを目的としているが、現状は繰越利益剰余金がマイナスでありさらに大分県から賃借料を免除されている。</p> <p>「おおいた」ブランドを確立するという目的があるにせよあまりにも赤字体質が続くようであれば大分県の出資が毀損し続け、県民の理解も得られなくなるおそれがある。県民の理解を得るために赤字を出さないような実現可能性のある経営戦略の策定を急ぐべきである。</p>	<p>県の情報発信機能を担う組織体制のもと、マーケティング活動等を踏まえ、年度当初に健全経営に向けた売上目標・費用を設定している。また、目標の達成や取組状況などについて、四半期ごとに開催する取締役会において執行管理を行っている。平成 23 年度は、ディナー来客数の増加を図るとともに、店内や出張での物産販売等を通じて、売上増加による経常利益の黒字化を目指している。なお、平成 22 年度の経常利益は、震災の影響による 13 日間の休業があり、黒字とはならなかったものの、昨年の赤字幅を圧縮した。</p>

直近 2 年間の財政状態、経営成績は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
総資産	73,067	67,095	44,194	80,034
純資産	57,839	53,166	36,157	37,128
利益剰余金	△37,161	△41,834	△58,843	△57,872

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
売上高	165,150	159,690	82,758	116,211
営業利益	3,269	△4,685	△36,606	△33,028
経常利益	4,593	△4,211	△35,815	△32,988
当期純利益	4,056	△4,673	△17,000※	971※

※補助金、移転補償金などによる特別利益の計上の影響がある。

上表のとおり、法人の繰越損失は解消されていない。また、「坐来大分」の店舗賃料や内部造作物は県が負担しており、当法人はその費用を免除されている状況である。

現状県が負担している「坐来大分」の店舗家賃は次のとおりである。

期間	令和 2 年 10 月～7 年 9 月 30 日
家賃（年額）	55,804 千円（共益費、税込）
敷金	50,731 千円（税抜月額×12 カ月）

また、県が当法人に貸し付けている店舗造作雑工事一式は次のとおり。

雑工作物一式台帳価格	275,000 千円
年額使用料（減免額）	25,410 千円（25,410 千円）

今回の包括外部監査において、前回の外部監査の結果について現状ではどのような取組を行っているか尋ねたところ次のような回答があった。

（県所管課回答）

- ・年間の売上や活動計画については、年度当初に目標を定め、取締役会に報告し、その後四半期ごとに進捗管理を行っている。
- ・昨年、コロナ禍での移転となったが、新たにランチ営業や折詰のテイクアウト、オリジナル商品の開発など、工夫を凝らした営業で新規顧客の獲得に取り組んだ。
- ・昨年は時短営業に加え酒類提供の制限が続き、売上の低迷が続いたものの、感染拡大が落ち着いた令和 3 年 11 月、12 月には単月で過去最高の売上となっており、今後、感染症が落ち着きを見れば、損益分岐点を超える売上が見込まれる。

上記所管課の損益分岐点は、あくまで減免された家賃や使用料が計上されない場合の値となっている。

県有財産の合議書伺いを見ると、当法人が使用料を減額される根拠として、下記のとおり記載されている。

行政財産の目的外使用許可事務取扱要領

付表3 行政財産の使用料の免除基準（A-2（イ））

ア) 県行政側からの必要性

- 2 公共団体及び公共的団体その他の者において県の事務又は事業に直接関連のある公益を目的とした事務、事業の用に直接供与するために使用する場合であって、次の各号の一に該当するとき。

(イ) 県の要請及び指定を受けて試験・研究、役務の提供等を行う団体が使用するとき。

監査人が疑問を抱いているのは次の点である。

・ 飲食事業の必要性の程度

県は減免理由に県行政の立場からの必要性を挙げているが、大分県が直接あるいは間接的に飲食事業を実施することは法令で強制されていない。おおいたブランドの確立や情報発信等を目的とすることと、飲食事業を行うことはイコールではない。飲食事業以外でもおおいたブランドの確立の方法は考えられる。

・ 公益性の観点

大分県が店舗ビルを所有者から賃借し、内部造作物を所有しているところであるが、相手方が当法人に限られており競争性が確保されていない。県ではなく、法人がビル所有者から賃借し、内部造作物を所有するのが通常のものであろう。大分県産やおおいたのグルメを扱っている飲食店は都内でも他にあることから、特定の法人に対して家賃や使用料の減免を行っている点に公益性や公平性が認められにくい。

また、大分県公社等外郭団体に関する指導指針にも次のような定めがある。

第7 外郭団体の適正な運営指導

2 事業収入の確保と財政基盤の強化

(1) 既存事業については、採算性が確保されるよう経営努力により事業量の確保を図ること。

(3) 運営費補助を恒常的に受けている外郭団体については、団体としての自立性確保に向け、収支内容・運営体制の見直しを行うこと。

今後も出資や経済的な支援を継続するのであれば、県内在住者からも応援されやすくなるような活動に励むことが求められる。少なくとも次の点に取り組む必要がある。

1. 事業継続可否の検討基準を設け、当該基準に従い、事業の見直しが行われること。
2. 法人の自立を促し、家賃、賃借料の負担を求めていくこと。
3. 県民が享受できた効果を可能な限り具体的に測定、公表すること。

指摘 12-5	人的関与の見直しについて
勸 奨	<p>部長が当法人の非常勤取締役就任しているが、県は法人の出資比率の過半数を保有しており、役員を選任・解任も行える、経営を支配し得る立場である。そのため、役員に就任せずとも県の意向を経営に反映することはある程度可能であるとも考えられる。</p> <p>その中で、県は指導指针对応状況において県職員が役員になることの「真」の必要性が高いと説明しているが、記載内容が不十分で、根拠の具体性を欠いており、就任ありきの説明になっているようにも見て取れた。</p> <p>対応状況の記載内容又は人的関与そのものを見直すべきではないだろうか。</p>

《補足》

県からの人的関与について、大分県公社等外郭団体に関する指導指針の定め、及び令和3年度 外郭団体の経営状況等における指導指针对応状況の記載内容は次のとおりである。

外郭団体に関する指導指針	指導指针对応状況
<p>第8 外郭団体に対する県の「人的関与」の見直し</p> <p>1 県職員等の役員就任</p> <p>(1) 県職員の役員(監事等を除く)就任</p> <p>① 県職員は、当該外郭団体の業務が県行政と密接不可分であり、施策を推進するうえで県の一定の関与が真に必要と認められる場合のみ、役員に就任するものとする。また、役員に就任した県職員は、役員としての自覚と責任を十分認識したうえで、その職務に当たるものとする。</p>	<p>【令和2年度までの取組】</p> <p>役員として、商工観光労働部長が取締役(非常勤)に就任している。</p> <p>【令和3年度以降の方針】</p> <p>取締役については、県の出資比率が52.6%であり、また、大分県フラッグショップとしての坐来大分の運営は県行政と密接不可分であり、各種施策を推進する上で県の一定の関与が必要なことから、引き続き就任は必要と考える。</p>

## 公益財団法人大分県総合雇用推進協会

### 1. 概要

設立年月日	平成 11 年 4 月 1 日 (当初成立 昭和 55 年 8 月 27 日)							
総出資額	1,111,492 千円	県出資額 799,620 千円 出資比率 71.9 %						
県以外の出資状況	出資団体名		出資額		出資比率			
	大分市		54,000 千円		4.9 %			
	別府市		15,000 千円		1.3 %			
	(株)大分銀行		15,030 千円		1.4 %			
	(株)豊和銀行		10,000 千円		0.9 %			
設立目的	高齢者、障がい者及び若年者等の安定した雇用の確保や雇用をめぐる諸問題等に関し必要な事業を行うことにより、県内産業及び企業における雇用の確保と安定に資することで、県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。							
県出資(支援)の意義	高齢者、障がい者、若年者等の雇用の確保に関する各種事業を実施することにより、県内産業及び企業における雇用の確保や県民の福祉の向上に資すると考えている。							
事業内容	高齢者、障がい者、若年者等の安定した雇用の確保に関する各種事業							
理事会(役員会)	理事(役員)数	8人	開催回数	5回	理事(役員)出席率	100.0 %		
幹事(監査役) 監査	監事(監査役)数	2人	実施回数	1回	実施延べ日数	1日	主な内容	業務監査及び会計監査
特記事項	(社)大分県地域雇用推進協会(県出資額 950,000 千円)は平成 11 年 3 月 31 日解散し、残余財産(1,261,322 千円)を当協会に寄附した。							

### 2. 県関与の状況

#### (1) 人的支援の状況

(人)	令和3年度(7月1日現在)				令和4年度(7月1日現在)			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	8	0	2	6	8	0	2	6
常勤	1	0	0	1	1	0	0	1
非常勤	7	0	2	5	7	0	2	5
評議員数	5	1	1	3	5	1	1	3
職員数	41	0	0	41	41	0	0	41

#### (2) 財政支出の状況

##### ① 財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	87,409	100,886	98,641	県借入金残高	0	0	0
県補助金	0	0	0	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	0	0	0				

## ②主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① おおいた産業人財センター運営委託事業	おおいた産業人財センター及びジョブカフェおおいた本センターの運営	87,049	88,978	委託料
② 就職氷河期世代支援業務委託	氷河期世代の雇用に関する求人開拓	11,592	11,592	委託料

## 3. 実施事業等

### (1) 実施事業

(1) 広報啓発事業（広報誌の発行、障がい者や高齢者の雇用優良企業・優良勤労者の表彰を行う雇用促進フェスタの開催）
(2) 若年者の雇用対策事業（新卒予定者・学卒後早期離職者の県内就職促進やU・Iターン希望者の県内定住促進のための説明会や面接会の開催、人材定住情報システムの運営など）
(3) 高齢者の雇用対策事業（生涯現役社会実現のための広報や、高齢者雇用支援に関する相談やセミナーの実施など）
(4) 障がい者の雇用対策事業（障がい者の雇用促進のためのセミナーや就職面接会の開催など）

### (2) 活動指標

指標名	算式(単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度(%)	目標値
① 人材定住システムの利用促進	新規求職者登録数(人)	500	556	111.2	500
② 産業人財センターの活性化	UIJターン求職新規登録数(人)	600	524	87.3	600
③ ジョブカフェおおいたの活性化	相談件数(件)	2,880	4,120	143.1	2,880
指標設定に関する留意事項	平成28～令和3年度のおおいた産業人財センターの運営を公募型プロポーザルにより受託				

## 4. 財務状況等

### (1) 3年間の推移

正味財産増減計算書(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	216,288	241,241	221,214	資産 A	1,341,745	1,308,505	1,264,781
経常費用	208,380	243,028	218,679	流動資産	82,549	82,700	83,179
当期経常増減額	7,908	▲1,787	2,535	固定資産	1,259,196	1,225,805	1,181,602
経常外収益	50	0	0	負債 B	22,624	23,435	20,605
経常外費用	0	0	0	流動負債	17,777	19,998	18,578
当期経常外増減額	50	0	0	固定負債	4,847	3,437	2,027
当期一般正味財産増減額	7,958	▲1,787	2,535	正味財産(純資産)A-B	1,319,121	1,285,070	1,244,176
一般正味財産期首残高	74,236	82,194	80,407	指定正味財産	1,236,926	1,204,663	1,161,234
一般正味財産期末残高	82,194	80,407	82,942	(うち基本財産への充当額)	1,236,926	1,204,663	1,161,234
当期指定正味財産増減額	▲29,993	▲32,263	▲43,429	(うち特定資産への充当額)	0	0	0
指定正味財産期首残高	1,266,919	1,236,926	1,204,663	一般正味財産	82,194	80,407	82,942
指定正味財産期末残高	1,236,926	1,204,663	1,161,234	(うち基本財産への充当額)	0	0	0
正味財産期末残高	1,319,120	1,285,070	1,244,176	(うち特定資産への充当額)	7,200	6,400	10,000



(2)財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度 (%)	目標値
① 会費収入	会費収入額 (千円)	12,900	11,667	90.4	11,800
指標設定に関する留意事項	R4年3月に策定した中期計画 (令和4年度～8年度) による会費収入額目標を指標とする。				

5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>H29年3月に中期計画 (H29年度～R3年度) を策定し、会費収入の確保や基本財産の効果的な運用、経費節減等に取り組むとともに、安定的な事業の確保のため基本財産を取り崩し事業費に充当し、県内企業及び求職者のための自主事業を実施している。また、R4年3月に次期中期計画 (R4年度～R8年度) を策定した。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>今後も基本財産の取り崩し等により自主事業の充実を図っていく。</p>
「人的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>県職員の役員就任、業務援助職員の派遣はなし。 商工観光労働部審議監が評議員に就任している。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>県職員の役員就任、業務援助職員の派遣予定なし。 引き続き評議員就任により県も関与し、効果的な自主事業の実施や適正な法人運営の審議を行う。</p>
「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>平成28年度～令和2年度に引き続き令和3年度も公募型プロポーザルにより、おおいた産業人財センターの運営を委託している。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>運営委託については引き続き公募型プロポーザルにより決定する。</p>

6. 監査結果

指摘 13-1	環境変化への対応について
勸奨	<p>本県の有効求人倍率の推移を見ると、過去10年の動きとしては、全体的に職不足から人手不足に変化しているものと言える。このような事業環境の大幅な変化に対し、既存の組織構造や事業構造についての見直しが必要と考える。</p> <p>県所管課においては、社会的な変化を踏まえて、本法人に対する姿勢や評価のあり方を変えていくべきである。</p>

《補足》

大分県の有効求人倍率の推移は次のとおりである。

大分県の有効求人倍率の推移

(上段：和暦、中断：年度、下段：有効求人倍率)

平成									令和		
22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
0.58	0.68	0.74	0.80	0.94	1.07	1.25	1.45	1.56	1.49	1.12	1.21

団塊の世代の大量退職等に伴い、「職不足」よりも「人手・人材不足」が顕在化している状況であり、全体としては雇用者（就職受入先）の確保よりも被雇用者（担い手）の確保とといった点が重要といった大きな変化があったように見て取れる。

そのような中、これまでの公社等外郭団体経営状況等調書における県所管部局の評価内容を見てみると、多少の記載の変化はあるものの、事業の洗練に繋がるようなものとは判断できなかった。

年度	外郭団体の経営状況等 総合評価県所管部局評価【事業面】を抜粋
平成 28 年度	厚生労働省及び県から事業を受託し、若年者・高齢者・障がい者を対象とした求職者の支援を行っている。また、高等学校や大学等の新卒者に対する県内企業への就職説明会を実施するなど若者の県内定着支援にも積極的に取り組み、県政の新たな課題である人口の社会減抑制のためU I J ターン就職支援に取り組む姿勢は評価できる。
平成 29 年度	厚生労働省、県等から事業を受託し、若年者・高齢者・障がい者を対象とした求職者の支援を行っている。また、大学等の新卒者に対する県内企業への就職説明会を実施するなど若者の県内定着支援にも積極的に取り組んでおり、県政の新たな課題である人口の社会減の抑制に努めている姿勢は評価できる。 さらに平成 28 年度より基本財産（人材定住基金）を一部取崩し、若年者及び高齢・障がい者の就労支援に関する自主事業を県等からの受託事業と連携しながら実施している。
平成 30 年度	厚生労働省、県等から事業を受託し、若年者・高齢者・障がい者を対象とした求職者の支援を行っている。また、大学等の新卒者や早期離職者に対する県内企業への就職説明会を実施するなど、若者の県内定着支援にも積極的に取り組んでおり、県政の課題である人口の社会減の抑制に努めている姿勢は評価できる。 さらに平成 28 年度より基本財産（人材定住基金）を一部取崩し、若年者及び高齢・障がい者の就労支援に関する自主事業を県等からの受託事業と連携しながら実施している。
令和元年度	厚生労働省、県等から事業を受託し、若年者・高齢者・障がい者を対象とした求職者の支援を行っている。また、大学等の新卒者や早期離職者に対する県内企業への就職説明会を実施するなど、若者の県内定着支援にも積極的に取り組んでおり、県政の課題である人口の社会減の抑制や企業の人材不足解消に向けて努めている姿勢は評価できる。 さらに平成 28 年度より基本財産（人材定住基金）を一部取崩し、若年者及び高齢・障がい者の就労支援に関する自主事業を県等からの受託事業と連携しながら実施している。

令和2年度	厚生労働省、県等から事業を受託し、若年者・高齢者・障がい者を対象とした求職者の支援を行っている。また、大学等の新卒者や早期離職者に対する県内企業への就職説明会を実施するなど、若者の県内定着支援にも積極的に取り組んでおり、県政の課題である人口の社会減の抑制や企業の人材不足解消に向けて努めている姿勢は評価できる。 さらに平成28年度より基本財産（人材定住基金）を一部取崩し、若年者及び高齢・障がい者の就労支援に関する自主事業を県等からの受託事業と連携しながら実施している。
令和3年度	厚生労働省、県等から事業を受託し、若年者・高齢者・障がい者を対象とした求職者の支援を行っている。また、大学等の新卒者や早期離職者に対する県内企業への就職説明会を実施するなど、若者の県内定着支援にも積極的に取り組んでおり、県政の課題である人口の社会減の抑制や企業の人材不足解消に向けて努めている姿勢は評価できる。 さらに平成28年度より基本財産（人材定住基金）を一部取崩し、若年者及び高齢・障がい者の就労支援に関する自主事業を県等からの受託事業と連携しながら実施している。

指摘 13-2	財産目録の記載誤りについて
改善	財産目録の定期預金の支店名が誤って記載、公開されていた。内部のチェックや監査等によって適切に作成されるよう改善する必要がある。

《補足》

具体的には、財産目録（令和4年3月31日現在）の特定資産に計上されているシステム改修準備積立金が、大分銀行の大分駅前支店ではなく、大分銀行本店営業部のものであった。

指摘 13-3	監事の専門性について
勸奨	当法人は年間1千万円を超える賛助会費があり、有価証券及び定期預金で10億円を超える基本財産を有している。 県の他の指定団体では、現預金の不正が発生した後、対応策として会計の専門家を1名を監事に選任する措置を講じた。このような内部統制のさらなる充実等の必要がないか、今一度検討することも有用であると考えられる。

指摘 13-4	固定資産の管理について
改善	「組織並びに処務規程」等の法人の規程類では、固定資産の金額基準が定められておらず、固定資産に対する定期的な現物照合を実施する定めもなかった。固定資産の会計処理や資産の保全が適切に継続して行われるよう規程の整備が必要である。

指摘 13-5	財産目録の記載について
勸 奨	財産目録の記載に当たっては、可能な限り資産や負債の内容がわかるような形で記載することが望ましい。

《補足》

財産目録（令和4年3月31日現在）の基本財産の投資有価証券の記載事項を一部抜粋したものである。

投資有価証券	使用目的等	金額
国債	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用している。	98,929,000
地方債		100,000,000
外債（仕組債）		620,000,000
評価損益		44,292,900
投資有価証券 計		863,221,900

評価損益については、国債や地方債、外債に対するものであり、財産を表示するという観点からは下記のように評価損益をそれぞれ種類別に反映した方がよいのではないかと。

投資有価証券	使用目的等	金額
国債	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用している。	111,820,000
地方債		99,069,900
外債（仕組債）		652,332,000
投資有価証券 計		863,221,900

## 公益社団法人ツーリズムおおいた

### 1. 概要

設立年月日	平成 17 年 4 月 1 日						
総出資額	0 千円		県出資額	0 千円		出資比率	0.0 %
県以外の出資状況	出資団体名			出資額		出資比率	
	なし			0 千円		0.0 %	
設立目的	大分県内における観光事業の健全な発展と振興並びに地域の活性化を図り、併せて健全な観光旅行の普及発展と国際観光の振興を促し、もって県民の生活、文化、経済の向上発展及び国際親善に寄与することを目的とする。						
県出資（支援）の意義	県域観光振興の中核的役割を担う団体であり、人的支援を行うことによって当該団体と県との連携が強化され、円滑な観光行政が展開できる。						
事業内容	国内外観光宣伝及び観光客の誘致、観光・地域振興事業の実施、観光地の環境整備、観光情報・地域総合情報の提供、観光従事者の資質向上、観光・地域づくり事業に係る調査研究及び指導、観光・地域づくり関係機関及び団体との連絡調整。						
理事会（役員会）	理事（役員）数	37 人	開催回数	4 回	理事（役員）出席率	79.5 %	
幹事（監査役）監査	監事（監査役）数	2 人	実施回数	1 回	実施延べ日数	1 日	令和 2 年度決算及び主要行事の運営状況
特記事項	なし						

### 2. 県関与の状況

#### (1) 人的支援の状況

(人)	令和 3 年度（7 月 1 日現在）				令和 4 年度（7 月 1 日現在）			
	合計	県職員	県 OB	プロパー等	合計	県職員	県 OB	プロパー等
役員数	39	0	1	38	39	0	1	38
常勤	1	0	1	0	1	0	1	0
非常勤	38	0	0	38	38	0	0	38
職員数	18	3	0	15	18	3	0	15

#### (2) 財政支出の状況

##### ① 財政支出

(千円)	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	(千円)	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
県委託料	320, 277	644, 930	374, 143	県借入金残高	0	0	0
県補助金	22, 814	33, 690	9, 357	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	0	0	0				

## ②主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① インバウンド推進事業	国、地域ごとのニーズに応じたプロモーション活動や誘客対策を展開するとともに、訪日外国人旅行客受入れ態勢整備の推進を図る。	64,764	117,564	委託料
② 国内誘客総合対策事業	地域資源のターゲット特性に応じた誘客対策、情報発信を展開。誘客効果が高いMICEや教育旅行の団体誘致の推進を図る。	60,000	86,182	委託料
③ 県域版DMO推進事業	大分県観光の舵取り役として、県域版DMOとして求められる機能強化を図るとともに、県内の観光組織等の取組を支援する。	26,062	28,470	委託料 補助金
④ 観光マーケティング事業	観光産業の競争力強化と効率的な観光誘客を図るため、SNS等から得られる観光客の消費動向等のデータを収集・分析し、最適な情報発信や旅行商品の開発等に取り組む。	12,105	26,508	委託料
⑤ 広域ツーリズム推進事業	長崎県・熊本県・宮崎県と連携して、素材発信や誘客プロモーション及び周遊ルート商品の販売を図る。	4,880	5,140	委託料

## 3. 実施事業等

### (1)実施事業

<p>(1) インバウンド推進事業（中国、香港、台湾、韓国、ASEAN諸国へのプロモーション展開）</p> <p>(2) 国内誘客総合対策事業（日帰り旅行、近距離対策、富裕層対策、商談会による販売促進）</p> <p>(3) 県域版DMO推進事業（専門人材の確保、マーケティング機能の強化、商品販売システムの充実、新コンテンツや商品の開発）</p> <p>(4) 観光マーケティング事業（観光統計、観光客評価、消費調査、デジタル活用研修会の開催）</p> <p>(5) 広域ツーリズム推進事業（長崎県・熊本県・宮崎県と連携したプロモーション、周遊ルート商品の販売）</p>
--

### (2)活動指標

指標名	算式(単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度(%)	目標値
① 宿泊者数(延人数)	観光庁宿泊統計調査(令和3年1月～令和3年12月 確定値)より(人泊)	5,532,000	4,287,570	77.5	5,769,000
② 外国人宿泊者数(延人数)	観光庁宿泊統計調査(令和3年1月～令和3年12月 確定値)より(人泊)	260,000	25,410	9.8	72,000
指標設定に関する留意事項	令和4年度の目標値は、中期経営計画(2022年度～2024年度)で設定している目標指標。				

#### 4. 財務状況等

##### (1) 3年間の推移

正味財産増減計算書 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	369,726	701,290	412,556	資 産 A	98,585	354,779	276,486
経常費用	365,499	704,311	428,000	流動資産	74,556	317,750	235,857
当期経常増減額	4,227	▲ 3,021	▲ 15,444	固定資産	24,029	37,029	40,629
経常外収益	0	0	25,455	負 債 B	58,958	305,478	215,789
経常外費用	0	305	2,216	流動負債	58,958	305,478	215,789
当期経常外増減額	0	▲ 305	23,239	固定負債	0	0	0
当期一般正味財産増減額	4,227	▲ 3,326	7,795	正味財産(純資産)A-B	39,627	49,301	60,697
一般正味財産期首残高	11,371	15,598	12,273	指定正味財産	24,029	37,029	40,629
一般正味財産期末残高	15,598	12,273	20,068	(うち基本財産への充当額)	0	0	0
当期指定正味財産増減額	9,665	13,000	3,600	(うち特定資産への充当額)	24,029	37,029	40,629
指定正味財産期首残高	14,364	24,029	37,029	一般正味財産	15,598	12,273	20,068
指定正味財産期末残高	24,029	37,029	40,629	(うち基本財産への充当額)	0	0	0
正味財産期末残高	39,627	49,302	60,697	(うち特定資産への充当額)	0	0	0

##### (2) 財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度 (%)	目標値
① 会費収入額	収支予算書より (千円)	18,270	18,269	100.0	17,200

#### 5. 指導指針への対応状況

<p>「適正な運営指導」等の取組状況</p>	<p>【令和3年度までの取組】 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（公益法人認定法）に基づき、毎年度、事業計画書や事業報告等の提出を求め、概ね3年ごとに法人の運営組織及び事業活動の状況に関する立入検査を実施している。（令和3年度中には10月26日に実施。） 法人から令和2年度決算業務中に使途不明金を確認したと報告があったため、徹底した原因の究明と再発防止策に関する報告を求める文書を発出。再発防止策の進捗について適宜報告を求め、取組状況を確認するとともに、その取組の一環として実施した諸規程の改正等に関して事前協議に対応した。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 使途不明金について、早急な事実関係の確定と公社等外郭団体チェックリストの活用等による再発防止策の徹底を求めるなどして、管理体制を含め適正な運営の確保に向けて助言、指導を行う。</p>
<p>「人的関与」の見直し状況</p>	<p>【令和3年度までの取組】 県と密接に連携しながら各種の観光振興事業を実施していることから、連携を強化するため平成22年度から業務援助職員3名を派遣している（事務局長、課長、主事）。 民間団体の知識等の活用といった観点から、県職員は役員に就任しておらず、今後もその方針に沿った役員体制を継続する。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 令和3年度と同様の取組を継続する。</p>

「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 収入の大部分を県からの受託事業収入が占めているが、観光庁公募事業や日本観光振興協会助成金の活用、さらには事業実施における受益者負担金の徴収、旅行商品やおんせん県グッズ等の販売により、財政基盤の強化に努めている。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 本県観光やツーリズム振興を図るため、当団体に補助金を交付する際は、その必要性や事業の実施効果等を十分に検討したうえで予算措置をするとともに、補助に見合った効果が発現しているか、事後検証を行っていく。</p>
---------------	---

## 6. 監査結果

指摘 14-1	使途不明金事案に対する外郭団体、所管課の対応について
改善	<p>今回の使途不明金事案については、本法人及び県所管課双方において、過去の外部監査等の指摘・意見に対する内部統制上の対応が徹底されていれば防ぐことができた可能性がある。</p> <p>また、情報開示に消極的な姿勢は、法人内部で不正を発見できたとしても内部告発や通報しづらい組織環境につながりかねない。</p> <p>事案の詳細・対応が公表されない一方で、県からの事業委託が継続して行われている点について合理性が十分にあるとは判断できなかった。積極的な情報開示を求め、法人及び県の信頼回復に努めるとともに、組織風土の改善、継続的なモニタリングが必要である。</p>

### 《補足》

#### (1) 過去の外部監査等の指摘・意見

公益法人化される前（「社団法人ツーリズムおおいた」）、平成22年度包括外部監査「大分県における外郭団体の事業運営とこれに対するモニタリング及び統制」に係る監査の際に次のような意見を受け、所管課は監査結果（平成23年3月公表）に対する措置状況として次のとおり回答していた。

監査結果	措置の内容
<p>（現預金の照合体制について） 現金の照合作業を1名で行っており、チェックも受けていなかった。現金事故防止のためには、複数人での照合もしくは上席者のチェックが必要である。</p>	<p>現金の照合作業は、事務局長が業務の確認を行うよう業務の執行体制を改めた。 <b>【対応済】</b></p>

使途不明金事案の発生を招いたことから、結果として上記の措置は一時的なものにとどまり、現預金へのチェックは十分に行われていなかったと考えざるを得ない。



(2) 使途不明金事案への対応、情報開示

使途不明金事案を時系列で整理すると次のとおりとなる。

令和3年5月	使途不明金発見 弁護士への相談、内部調査
令和3年6月	理事会 警察相談 記者会見 通常総会
令和3年7月	外部調査委員会立ち上げ
令和3年8月	刑事告訴
令和3年9月	外部調査委員会中間報告（口頭）
令和4年3月	外部調査委員会報告書受理
令和4年6月	記者会見 通常総会
令和4年9月	財務担当をしていた元職員逮捕
令和4年12月	上記職員4回目の再逮捕

使途不明金事案について、法人のホームページ上には概要などの説明はなく、下記の情報のみが開示されている。

令和3年6月18日	使途不明金の発生のお詫び
令和4年9月30日	当法人元職員の逮捕について

外部調査委員会の調査結果を公表できない理由などを法人のホームページに掲載していない状況からは、法人が情報開示に消極的になっていると感じざるを得ない。コロナ禍によって多くの観光関連業者が経済的な影響を受ける中、本県の観光振興を担う法人において使途不明金事案が発生したことは残念であり、県民及び関係者からの信頼を揺るがす事態となっている。

所管課によると県の委託事業の範囲において使途不明金はなかったとして事業を継続して行っているとの説明を受けた。その一方、捜査が継続中との理由から元職員の逮捕後も事案の調査結果や責任の所在、対応策の内容が公表されていないのは、真相が明らかになっていない事項が存在している可能性があるのではないかと考えられてしまう。

法人においては、少なくとも現時点で調査結果を公表できない理由や公表できる条件、時期の見通しなどを公表すべきものとする。

なお、令和5年1月31日時点において詳細は公表されていない。

指摘 14-2	委託事業の見直しについて
勸 奨	県の所管課によると、県と本法人との委託契約はすべて随意契約となっている。また、委託事業の多くが再委託されていることが見て取れるが、最近の社会情勢や本法人の使途不明金事案の発生を踏まえ、県からの委託事業について見直しを図ることが望まれる。

《補足》

国会やマスメディアなどでも「再委託」について業務運営の不透明さや予算の無駄の疑念について、指摘や意見が出ているところである。

県からの受託事業決算額（過去3年分）を示すと次のとおりとなっている。

県からの受託事業決算額（R3年度）

（単位：円）

NO	事業名	事業費精算額	うち諸経費	事業費のうち委託した額
1	おもてなし人材育成事業	10,595,987	1,251,332	7,929,987
2	国内誘客総合対策事業	60,000,000	9,820,000	42,245,551
3	インバウンド推進事業	64,763,543	8,476,588	48,590,019
4	観光マーケティング事業	12,104,662	1,543,000	10,406,550
5	広域ツーリズム推進事業	5,609,682	727,250	3,649,000
6	県域版DMO促進事業	26,061,973	3,254,554	8,735,342
7	インバウンド推進体制整備事業	124,968,315	15,570,061	117,900,138
8	メディア露出度アップ事業	10,671,424	970,129	0
9	ウイズコロナに向けたメディア露出度アップ事業	29,610,460	2,691,860	0
10	東アジア文化都市エクスカーション運営・実施計画策定業務	261,855	31,050	0
11	おおいた文化観光循環にかかる旅行業関係への広報業務	2,990,662	390,086	593,600
12	高付加価値事業	1,541,221	140,111	0
13	農山漁村ツーリズム推進事業	3,312,580	297,560	2,345,750
14	おんせん県誘客回復推進事業	7,391,149	0	7,391,149
15	九州域内誘客促進事業	14,259,599	410,189	13,838,000
合計		374,143,112	45,573,770	263,625,086

県からの受託事業決算額（R2年度）

（単位：円）

NO	事業名	受託事業収入	うち諸経費	事業費のうち委託した額
1	おもてなし人材育成事業	10,836,139	1,250,112	8,133,139
2	国内誘客総合対策事業	71,568,000	9,253,079	51,904,351
3	インバウンド推進事業	53,220,240	6,759,715	44,303,614
4	観光マーケティング事業	21,085,216	2,682,000	17,932,450
5	広域ツーリズム推進事業 注1)	12,701,513	1,248,969	13,031,817
6	県域版DMO促進事業	29,055,000	1,679,155	7,553,262
7	インバウンド推進体制整備事業	109,602,847	15,026,177	93,910,792
8	メディア露出度アップ事業	10,089,807	917,255	750,000
9	GOTOキャンペーンに向けたメディア露出度アップ事業	43,650,460	3,968,223	0
10	おんせん県宿泊施設感染症対策強化支援事業	60,183,910	2,783,770	57,400,140
11	農山漁村ツーリズム推進事業	2,775,712	0	2,006,400
12	おんせん県誘客回復推進事業	199,407,811	5,828,234	193,423,160
13	九州域内誘客促進事業	753,269	0	732,160
14	豪雨被災地域復旧・復興プロモーション事業	20,000,000	1,019,162	18,771,640
合計		644,929,924	52,415,851	509,852,925

注1)県からの受託事業収入以上の委託費が計上されているが、（公社）熊本県観光連盟など3団体から2,398,776円の負担金を受け入れて事業を実施しているため。

県からの受託事業決算額（R1年度）

（単位：円）

NO	事業名	受託事業収入	うち諸経費	事業費のうち委託した額
1	おもてなし人材育成事業	15,358,000	1,521,377	13,043,187
2	国内誘客総合対策事業	55,873,474	4,914,408	31,445,880
3	インバウンド推進事業	59,181,001	6,820,893	32,198,224
4	県域版DMO促進事業	40,876,000	1,620,252	16,428,612
5	広域ツーリズム推進事業	10,142,999	1,129,083	6,809,334
6	メディア露出度アップ事業	10,963,176	996,652	0
7	RWC観光推進事業	123,898,999	14,939,199	88,951,297
8	国際政策連携事業	160,960	0	0
9	農山漁村ツーリズム推進事業	2,431,204	0	99,000
10	食観光事業	1,391,500	165,000	1,100,000
合計		320,277,313	32,106,864	190,075,534

再委託については、法人から県に再委託承諾申請書が提出され、相手方の住所・氏名、再委託の必要性、再委託を行う業務の範囲、契約金額などを確認した上で県が承認することとされている。

法人には、再委託先が適切に業務を行ったかどうかを管理することが求められるが、再委託の割合が高い業務については、法人に委託すべきものか十分に検討し、他の事業者への委託が適切と考えられるものがあれば、適切に見直しを図るべきである。また、再委託という行為自体、キックバックなどの不適切な取引が発生するリスクが存在している点に留意すべきである。

また、委託契約ごとに諸経费率（受託事業収入のうち諸経費の割合）も異なっている。それ自体に問題は認められないが、委託事業の内容により、諸経費の額が本当に必要な額であるかを可能な限り厳しくチェックすることを期待したい。

指摘 14-3	ジョブローテーションについて
勸奨	経理部署も含めたジョブローテーション（定期異動）が取り入れられていないということ自体がリスクであるということ認識し、対応策を検討する必要がある。

《補足》

県所管課からは、法人について常に検討はしているが職員数や雇用時の条件、入れ替わり等があるため困難という説明を受けた。

指摘 14-4	例外条件の取扱いについて
勸 奨	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により観光関連業者の多くが経済的な影響を受けた。会員の権利の停止、会費の休止及びサービスの無償提供の条件等についての取扱いを明確に定めておくことが望ましい。</p>



## 公益社団法人大分県農業農村振興公社

### 1. 概要

設立年月日	昭和46年4月17日						
総出資額	770,000千円	県出資額	496,667千円	出資比率	64.5%		
県以外の出資状況	出資団体名		出資額		出資比率		
	市町村		255,833千円		33.2%		
	大分県信用農業協同組合連合会		5,000千円		0.6%		
	全国農業協同組合連合会		1,500千円		0.2%		
	全国共済農業協同組合連合会		1,000千円		0.1%		
	大分県酪農業協同組合		1,000千円		0.1%		
設立目的	大分県における農業の振興を図るため、農地の利用の効率化及び高度化、農業基盤の整備、青年就農者の育成、新規就農者の確保等を促進し、もって国土の有効な利用及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。						
県出資(支援)の意義	農地の流動化を促進し、農業の経営規模の拡大を助長することによって農業の構造改革を進め、もうかる農業の実践及び青年就農者の確保・育成を図る。						
事業内容	農地の流動化に関する事業をメインに、大規模リース団地整備支援対策事業や畜産公共事業、青年農業者の確保・育成に関する事業、就農支援資金の貸付に関する事業など						
理事会(役員会)	理事(役員)数	9人	開催回数	4回	理事(役員)出席率	86.8%	
幹事(監査役)監査	監事(監査役)数	3人	実施回数	1回	実施延べ日数	3日	主な内容 業務及び財産の状況調査、計算書類及び付属明細書の検討
特記事項	なし						

### 2. 県関与の状況

#### (1) 人的支援の状況

(人)	令和3年度(7月1日現在)				令和4年度(7月1日現在)			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	12	1	1	10	12	0	2	10
常勤	1	0	1	0	1	0	1	0
非常勤	11	1	0	10	11	0	1	10
職員数	48	2	6	40	48	2	6	40

#### (2) 財政支出の状況

##### ① 財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	131,409	150,003	137,494	県借入金残高	103,085	87,096	73,397
県補助金	330,224	411,286	312,869	県の損失補償契約等に基づく債務残高	128,187	102,719	86,416
県交付金・負担金・出資金	0	0	0				

## ②主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① 農地中間管理事業	県から農地中間管理機構の指定を受け、担い手の農地集積・集約化の促進を図るため、農地を借り受け、担い手に農地を貸し付ける事業	129,364	223,250	補助金
② 農地売買支援事業	農業経営の規模拡大、農地の集団化を図るため、認定農業者等に農用地を売り渡し又は貸し付ける事業	16,967	16,967	補助金
③ 畜産公共事業	畜産経営に係る環境整備を行い、飼料基盤の確保、食料自給率の向上、コスト削減を図り、畜産農家の経営安定を図る事業	22,264	251,731	補助金
④ 新規就農者確保等支援事業	新規就農者確保・育成のための農業情報提供、就農相談活動及び就農促進のための資金の交付を行う事業	141,443	188,763	補助金等
⑤ 大分農業文化公園管理運営委託事業	県の施設である大分農業文化公園の管理運営に関する事業(指定管理)	136,694	136,873	委託料

## 3. 実施事業等

### (1) 実施事業

(1) 農地中間管理事業：農地の集積・集約化を進めるため、農地を出し手から借り受け、担い手に農地を貸し出す事業
(2) 新規就農者確保等支援事業：新規就農者確保のための、空き屋等情報の収集、地元農業情報の提供、就農促進及び相談活動、資金の交付
(3) 大規模リース団地整備支援対策事業：豊の国農業人材育成基金等を活用して、新規就農者の農業参入や後継者の残る農業企業者の育成を図る事業

### (2) 活動指標

指標名	算式(単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度(%)	目標値
① 農地集積率	(%)	66	44	66.5	74
② 新規就農者の確保	(人)	274	280	102.2	279
③ 大分農業文化公園入場者数	(人)	310,000	335,747	108.3	320,000

## 4. 財務状況等

### (1) 3年間の推移

正味財産増減計算書(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	968,776	1,096,431	1,054,032	資産 A	9,333,081	9,324,950	9,192,779
経常費用	1,112,829	1,218,393	1,192,723	流動資産	396,463	404,313	421,878
当期経常増減額	▲144,053	▲121,962	▲138,690	固定資産	8,936,618	8,920,638	8,770,901
経常外収益	25,722	193,714	194,394	負債 B	6,719,364	6,672,170	6,648,351
経常外費用	77,821	50,789	25,000	流動負債	1,861,028	1,829,093	1,813,933
当期経常外増減額	▲52,099	142,925	169,394	固定負債	4,858,336	4,843,078	4,834,418
当期一般正味財産増減額	▲196,223	20,379	30,010	正味財産(純資産)A-B	2,613,717	2,652,780	2,544,427
一般正味財産期首残高	1,820,209	1,623,987	1,644,366	指定正味財産	989,730	1,008,415	870,052
一般正味財産期末残高	1,623,987	1,644,366	1,674,375	(うち基本財産への充当額)	70,000	70,000	70,000
当期指定正味財産増減額	52,099	18,684	▲138,363	(うち特定資産への充当額)	912,746	931,661	800,052
指定正味財産期首残高	937,631	989,730	1,008,415	一般正味財産	1,623,987	1,644,366	1,674,375
指定正味財産期末残高	989,730	1,008,415	870,052	(うち基本財産への充当額)	0	0	0
正味財産期末残高	2,613,717	2,652,780	2,544,427	(うち特定資産への充当額)	1,521,414	1,524,305	1,546,300



(2) 財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度 (%)	目標値
① 管理費比率	管理費÷経常費用 (事業費) × 100 (%)	3.0	0.3	923.4	3.0
② 小作料未収金	(円)	8,720,563	7,118,863	122.5	7,118,863

5. 指導指針への対応状況

<p>「適正な運営指導」等の取組状況</p>	<p><b>【令和3年度までの取組】</b>            平成26年度に農地中間管理機構として県知事の指定を受けて農地中間管理事業を開始し、令和3年度は、借入700.2ha・転貸656.8haを実施した。令和3年度までの累計では、借入4,741.7ha・転貸4,662.6haの取組を行い、農地の集積・集約化を進めている。            また、県では「おおいた農林水産業活力創出プラン2015」に基づき大規模リース団地事業に取り組んでいる。現在、公社では、竹田市他6市で133棟のハウスを新規就農者等にリースしている。            さらに、県の指定管理者として、平成18年度から「大分農業文化公園及び大分県都市農村交流研修館」の適正な管理運営を行っている。</p> <p><b>【令和4年度以降の方針】</b>            農地中間管理事業については、県が毎年度作成する「農地集積・集約化重点戦略指針」に基づき、重点実施区域を中心に農地の集積・集約化に取り組む。            また、大規模リース団地整備支援対策事業等については、県、市町等の関係機関と連携し、事業量及び事業収入の確保に努め、公社経営の安定化を図る。            さらに、大分農業文化公園及び大分県都市農村交流研修館は、令和3年度より5年間、県の指定管理を受託しており、新たな愛称である「るるパーク」として、公園の魅力づくりを行いながら、適正な管理運営を行う。</p>
<p>「人的関与」の見直し状況</p>	<p><b>【令和3年度までの取組】</b>            農地中間管理事業、新規就農者確保等支援事業など、大分県の農業振興において重要な役割を担う公社の健全な運営を管理・指導する観点から、理事長（非常勤）には、平成24年度から農林水産部審議監（農政担当）が就任している。            また、農地中間管理事業の開始に伴う体制強化のため、平成26年度から、県職員2名を派遣している。</p> <p><b>【令和4年度以降の方針】</b>            令和4年度は、公社の業務や課題に迅速かつ的確に対応する体制を整備するため、県OBの専任の理事長（非常勤）を配置するとともに、農地中間管理事業に係る県職員の派遣を継続する。</p>
<p>「財政的関与」の見直し状況</p>	<p><b>【令和3年度までの取組】</b>            県指定の農地中間管理機構として実施している農地中間管理事業や県の指定管理者としての受託事業など、公共性の高い事業を主体に適正な団体運営を行っており、事業推進のために必要な限度において財政的関与を行っている。</p> <p><b>【令和4年度以降の方針】</b>            今後も、農地中間管理事業や指定管理事業等について、必要な限度で財政的関与を行う。</p>

## 6. 監査結果

指摘 15-1	大規模リース事業におけるモニタリングについて
勸奨	<p>リース料が回収できない可能性について懸念される豊後高田市施設花き生産組合において、このような状況に陥った原因の一つに、当初4名で経営する方針であったが、3名となったことが考えられる。</p> <p>不測の事態が生じた場合は市及び県が関与することが協定書に記載されているが、不測の事態に陥るリスクを低減するための事前的な措置に関しては触れられていない。法人が継続的に実施するモニタリングのルールを契約書に記載するなど、不測の事態に陥るリスクを低減する仕組みを検討していただきたい。</p>

### 《補足》

豊後高田市施設花き生産組合に対するリース料総額：48,439千円

リース期間：平成29年11月～令和13年10月

リース料未納分：令和5年3月時点において6,732千円（見込み）

### ※参考：基本協定書

（公社及び組合等への支援体制）

第6条 市及び県は、組合等の離脱等不測の事態等が生じた場合には、リース施設等の継続的、安定的な利用が図られるよう、責任を持って対処するものとする

指摘 15-2	大規模リース事業における決算報告について
勸奨	<p>豊後高田市施設花き生産組合の決算報告は受けているが、各個人の決算書や税務申告書の入手はできていない。今後は入手に努める必要がある。</p>

### 《補足》

リース契約書

第13条 乙（契約者）は、甲（当法人）から要求があったときは、その事業の状況を説明するとともに、決算期毎に計算書類その他甲の指定する関係書類を甲に提出しなければならない。

指摘 15-3	中間管理事業賃料について
勸奨	<p>令和3年度の農地中間管理事業の賃貸料収入において、当法人で中間保有をしている農地が、農地の基盤整備のため、担い手に賃貸がなされていない期間がわずかながら生じている。なお、中間保有は新規就農者等が安心して就農できることを目的に国が認めた制度であり、法人が支払う賃料の負担額824千円については、国庫補助金で賄われている。</p> <p>農地の基盤整備には、2年から3年程度の期間を要し、その間は貸すことができない状況であるとの説明を所管課から受けた。中間保有している農地が一時遊休となることはやむをえないものの、可能な限り早期に基盤整備を完了し、完了と同時期に賃貸できるよう努めて頂きたい。</p>

《補足》

農地中間管理事業

農地経営の規模拡大、耕作に供される農用地の集団化、新たな農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化と高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資するために、当法人が農用地等を借り入れて、担い手に貸付ける事業である。



# 一般財団法人大分県主要農作物改善協会

## 1. 概要

設立年月日	昭和 44 年 4 月 1 日							
総出資額	20,000 千円	県出資額	8,000 千円	出資比率	40.0 %			
県以外の出資状況	出資団体名		出資額		出資比率			
	市町村		7,000 千円		35.0 %			
	全国農業協同組合連合会大分県本部		5,000 千円		25.0 %			
設立目的	<p>稲・麦・大豆の優良種子の資産確保と普及の促進を図り、品質改善及び生産向上の推進をもって、農家経済の安定に寄与すること。</p>							
県出資(支援)の意義	<p>稲・麦・大豆の種子生産は、主要農作物種子法に基づいて実施されていた。この法律において、①種子ほ場の指定及び審査(第3、4条)、②種子生産者等への勧告・助言・指導(第6条)、③原原種、原種生産(第7条)等が県の責務として定められていた。</p> <p>また、主要農作物種子運用制度基本要綱第3の3(1)では、「都道府県は、都道府県段階における主要農作物種子の安定的な供給に関する事項について協議等を行うため、都道府県主要農作物種子協会を設置するものとする」と定められていた。</p> <p>このように、稲・麦・大豆の種子生産においては県が各段階で関与する責務が法律等で定められていることから、協会運営に関与することが稲・麦・大豆の優良種子安定供給に資すると考え出資している。</p> <p>平成30年4月1日に主要農作物種子法は廃止されたが、同日付けで同様の内容の大分県主要農作物種子制度基本要綱を施行しており、引き続き優良種子安定供給のため当協会の役割が重要となっている。</p>							
事業内容	<p>①稲・麦・大豆の種子の需給調整及び生産流通に関すること。</p> <p>②稲・麦・大豆の種子の安定的な生産及び品質改善に関すること。</p> <p>③種子更新の啓発に関すること。</p> <p>④稲・麦・大豆の優良な品種の普及に関すること</p>							
理事会(役員会)	理事(役員)数	6人	開催回数	4回	理事(役員)出席率	90.0 %		
幹事(監査役)監査	監事(監査役)数	2人	実施回数	1回	実施延べ日数	1日	主な内容	令和2年度の決算及び事業実施状況
特記事項	なし							

## 2. 県関与の状況

### (1) 人的支援の状況

(人)	令和3年度(7月1日現在)				令和4年度(7月1日現在)			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	8	1	0	7	8	1	0	7
常勤	0	0	0	0	0	0	0	0
非常勤	8	1	0	7	8	1	0	7
評議員数	3	1	0	2	3	1	0	2
職員数	1	0	0	1	1	0	0	1

### (2) 財政支出の状況

#### ①財政支出等

該当なし

②主な財政支出の内容

該当なし

3. 実施事業等

(1)実施事業

(1) 種子対策事業：種子の安定供給及び種子更新率向上に向けた取組
(2) 品質改善対策事業：種子高品質化のためのほ場審査・下見会等での栽培管理・調製管理に関する指導

(2)活動指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度 (%)	目標値
① 種子更新率 (水稲)	供給種子数量÷必要種子数量×100 (%)	80	102	127.5	80
② 種子確保率 (水稲)	県内産種子確保数量÷県内産生産計画数量×100 (%)	95	98	103.2	95

4. 財務状況

(1)3年間の推移

正味財産増減計算書 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	79,043	89,967	83,255	資 産 A	132,857	140,246	156,413
経常費用	63,726	79,142	58,945	流動資産	112,857	120,246	136,413
当期経常増減額	15,318	10,825	24,310	固定資産	20,000	20,000	20,000
経常外収益	0	0	0	負 債 B	12,963	9,527	1,383
経常外費用	0	0	0	流動負債	12,963	9,527	1,383
当期経常外増減額	0	0	0	固定負債	0	0	0
当期一般正味財産増減額	15,318	10,825	24,310	正味財産(純資産)A-B	119,895	130,720	155,030
一般正味財産期首残高	104,577	119,895	130,720	指定正味財産	0	0	0
一般正味財産期末残高	119,895	130,720	155,030	(うち基本財産への充当額)	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	(うち特定資産への充当額)	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	一般正味財産	119,895	130,720	155,030
指定正味財産期末残高	0	0	0	(うち基本財産への充当額)	20,000	20,000	20,000
正味財産期末残高	119,895	130,720	155,030	(うち特定資産への充当額)	0	0	0

(2)財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度 (%)	目標値
① 経常収支率	経常収益÷経常費用×100 (%)	110	141	128.4	110

## 5. 指導指針への対応状況

<p>「適正な運営指導」等の取組状況</p>	<p>【令和3年度までの取組】 平成23年度決算で一般正味財産期末残高は▲17,910千円となったが、平成24年度以降収支の是正を図り、令和3年度決算では一般正味財産期末残高は155,030千円まで回復しており、順調に推移している。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 当協会は、種子対策事業及び品質改善対策事業を通して主要農作物の優良種子の生産、供給及び需給調整を行う唯一の団体であるため、今後も事業実施を通じて主要農作物の安定生産に寄与していくことが必要である。</p> <p>今後とも、採種計画に基づく需要量に即した種子確保により、収支の適正化を図り、黒字経営を維持していく。</p>
<p>「人的関与」の見直し状況</p>	<p>【令和3年度までの取組】 平成25年度の一般財団法人移行時に、県としての関与の実効性を高める観点から見直しを行い、県職員から役員として評議員1名、理事1名が就任している。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 県関与の実効性を維持するため、引き続き、評議員1名、理事1名の就任を継続する。</p>
<p>「財政的関与」の見直し状況</p>	<p>【令和3年度までの取組】 これまで実施していない。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 今後も実施予定はない。</p>

## 6. 監査結果

<p>指摘 16-1</p>	<p>特定資産の積立について</p>
<p>勸奨</p>	<p>正味財産増減計算書を見ると、残量処理積立金収入や需給調整積立金収入など積立金収入として収益計上しているものがある。貸借対照表上は通常の預金として計上されているが、運用方法等に制約があるため特定資産として計上する必要がある。</p>

《補足》

特定資産

特定の目的のために使途、保有または運用方法等に制約のある資産

<p>指摘 16-2</p>	<p>財産目録の書式について</p>
<p>勸奨</p>	<p>一般財団法人においては、財産目録の作成義務はないが任意で作成が行われている。ただし、作成されるのであれば公益法人会計基準に準拠したフォーマットで作成し、財産の使用目的等まで記載することが望ましい。</p>

《補足》

財産目録のひな型は公益法人会計基準の運用指針「13. 様式について」の「(6) 財産目録」を参照





## 一般社団法人大分県農業会議

### 1. 概要

設立年月日	昭和 29 年 9 月 1 日						
総出資額	0 千円		県出資額	0 千円		出資比率	0.0 %
県以外の出資状況	出資団体名			出資額		出資比率	
	なし			0 千円		0.0 %	
設立目的	農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与すること。						
県出資（支援）の意義	平成 28 年度より県が「農業委員会ネットワーク機構」に指定したことから、法定業務の適正かつ確実な実施について、関与していく必要がある。						
事業内容	農業及び農民に関し、意見を公表し、行政庁に建議し、又はその諮問に応じて答申すること等						
理事会（役員会）	理事（役員）数	6 人	開催回数	3 回	理事（役員）出席率	75.0 %	
幹事（監査役）監査	監事（監査役）数	3 人	実施回数	1 回	実施延べ日数	2 日	主な内容 R 3 事業報告書、収支決算書、証拠書類の監査
特記事項	なし						

### 2. 県関与の状況

#### （1）人的支援の状況

(人)	令和 3 年度（7 月 1 日現在）				令和 4 年度（7 月 1 日現在）			
	合計	県職員	県 OB	プロパー等	合計	県職員	県 OB	プロパー等
役員数	9	0	1	8	9	0	1	8
常勤	1	0	1	0	1	0	1	0
非常勤	8	0	0	8	8	0	0	8
職員数	4	0	0	4	5	0	0	5

#### （2）財政支出の状況

##### ①財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	2,567	1,420	1,700	県借入金残高	0	0	0
県補助金	14,459	12,992	12,151	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	18,034	18,155	18,148				

②主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① 農業委員会ネットワーク機構負担金	会員費、職員給与費、法定福利費	18,148	18,148	負担金
② 農業委員会等活動強化支援事業費補助金	農業委員会活動強化対策事業	4,616	4,616	補助金
③ 農地集積・集約化対策推進事業費補助金	広域的な農地利用調整活動への支援	6,735	6,200	補助金
④ 農業委員会ネットワーク機構費補助金	役員費、農政活動費、農用地利用対策事業費、維持管理費	800	800	補助金
⑤ 大分県農業法人協会運営支援業務委託費	大分県農業法人協会の会員に対し研修会等を実施	1,280	1,290	委託料

3. 実施事業等

(1)実施事業

(1) 農業委員会等活動強化支援事業：農業委員及び事務局職員に対する研修等
(2) 機構集積支援事業：農業委員会活動をサポートするための巡回相談等
(3) 農の雇用事業：農業法人等の研修費助成等

(2)活動指標

指標名	算式(単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度(%)	目標値
① 研修会出席人数	(人)	1,500	1,009	67.3	1,600

4. 財務状況

(1)3年間の推移

正味財産増減計算書(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	58,270	57,271	57,607	資産 A	37,453	25,320	30,045
経常費用	59,175	52,631	55,728	流動資産	37,453	21,520	26,245
当期経常増減額	▲905	4,640	1,879	固定資産	0	3,800	3,800
経常外収益	0	0	0	負債 B	36,783	20,011	22,856
経常外費用	0	0	0	流動負債	21,619	3,044	3,888
当期経常外増減額	0	0	0	固定負債	15,164	16,967	18,968
当期一般正味財産増減額	▲905	4,640	1,879	正味財産(純資産)A-B	670	5,309	7,189
一般正味財産期首残高	1,574	669	5,309	指定正味財産	0	0	0
一般正味財産期末残高	669	5,309	7,189	(うち基本財産への充当額)	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	(うち特定資産への充当額)	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	一般正味財産	669	5,309	7,189
指定正味財産期末残高	0	0	0	(うち基本財産への充当額)	0	0	0
正味財産期末残高	669	5,309	7,189	(うち特定資産への充当額)	0	0	0

(2)財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度 (%)	目標値
① その他収入比率	その他収入÷収入決算額合計×100(%)	20.0	19.2	96.0	20.0

5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】 収入のほぼ全額が補助金、委託金、拠出金によって賄われ、収益事業ができないことから、経営状況は非常に厳しいが、県から「農業委員会ネットワーク機構」として指定されていることから、業務を適正に実施していくことが重要であり、必要に応じて、県から指導している。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 必要に応じて、県から指導する。</p>
「人的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 県職員の役員就任、業務援助職員の派遣は行っていない。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 県職員の役員就任、業務援助職員の派遣は行っていない。</p>
「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 補助事業については、「農業委員会ネットワーク機構」として、適切な業務運営が図られているか等の観点から精査している。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 必要に応じて見直しを検討する。</p>

6. 監査結果

指摘 17-1	職員数の確保について
勸奨	職員数は、正規職員4名、嘱託職員3名の計7名で組織の運営を行っており、九州内での同団体では最も少ない人員である。そのため、将来に向けた人員確保を計画的に行っていく必要がある。

《補足》

大分県公社等外郭団体に関する指導指針

6 組織の簡素合理化と理事会等の機能強化

(3) 職員数の適正化

中長期的な視野に立った職員数の適正化計画を策定するなど、事業規模に応じて職員数の適正化を図ること。

指摘 17-2	預金残高の確認作業について
勸奨	毎月作成される試算表には事務局長の確認印が押されている。この試算表を用いて預金通帳の残高との照合が行われているが、照合した証跡が残っていない。会計上の預金残高と通帳残高を照合した証跡を残した上で、事務局長が確認することが望ましい。

《補足》

現預金に関する内部統制は不正を防止するために必要不可欠の手段である。試算表上には現預金の照合証跡が残されていないため、客観的に見ると確認したかどうか不明瞭である。書面での運用の場合は、確認印等で確認証跡を残すことが必要である。

指摘 17-3	自主事業の開発について
勸奨	<p>農業法人が集まる団体として農業法人協会というものがある。ここでの当法人の役割は事務局としての役割のみであり協会の運営には参画できていない。宮崎県や熊本県では農業法人協会を法人化している。大分県農業法人協会も他県同様に法人化して、当法人がその事務局支援で収入を得るという方策が可能か検討することも必要と考える。</p> <p>これによって事業規模が拡大し、経営基盤の強化や公益性の高い業務が今よりも増加するのであれば、自主事業として行っていくことに合理性はあると考えられる。県との協議を行い、経営基盤の強化や公益事業の拡大に努めていただきたい。</p>

《補足》

大分県公社等外郭団体に関する指導指針

第7 外郭団体の適正な運営指導

2 事業収入の確保と財政基盤の強化

- (1) 既存事業については、採算性が確保されるよう経営努力により事業量の確保を図ること。
- (2) 新規事業の導入や受託事業の確保等により経営基盤の強化を図ること。
- (3) 運営費補助を恒常的に受けている外郭団体については、団体としての自立性確保に向け、収支内容・運営体制の見直しを行うこと。
- (4) 県からの補助金、委託料等によらない事業分野の開拓に努め、財源の多様化を図ること。

指摘 17-4	農の雇用事業について
勸奨	農の雇用事業とは、OJT研修を行っている法人に対して研修費用を助成する制度であるが、毎年中止する研修生の割合が比較的高いように見受けられる。各年度の途中で中止した研修生の割合は令和元年度33%、令和2年度51%、令和3年度22%である。中止した研修生の理由を把握し、極力途中で中止することがないように助言や指導に力を注ぐ必要がある。

《補足》

農の雇用事業の制度概要

農業法人等が農業経験の少ない新規就農者を正規雇用し、農業生産技術や経営ノウハウ等の実践的なOJT研修を行う場合の研修費用を一部助成により支援している。

過年度の研修者数や中止した研修生 単位：人

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経営体	23	23	30
研修生	24	27	35
中止研修生	8	14	8

指摘 17-5	総会議案書の事業実績報告について
勸奨	<p>総会議案書の事業実績報告では当年度に実施した事業の決算額の報告が中心となっているが、事業の成果についての報告は行われていない。</p> <p>例えば、新規就農者確保体制整備事業における成果である新規就農者の人数などが記載されていない。また、各事業の中で研修を実施したことは記載されているが、参加人数は記載されていない。</p> <p>実施した事業の効果を計るためにも可能な限り事業の成果については記載すべきである。</p>

《補足》

成果が数値化できる事業に関しては、大分県が取り入れている事務事業評価を参考にアウトプット指標、アウトカム指標を定めたほうが投資の効果が明瞭となり望ましい。



## 公益社団法人大分県畜産協会

### 1. 概要

設立年月日	昭和 31 年 1 月 26 日						
総出資額	278,240 千円		県出資額	125,000 千円		出資比率	44.9 %
県以外の出資状況	出資団体名			出資額		出資比率	
	大分県農業協同組合			55,390 千円		19.9 %	
	全国農業協同組合連合会大分県本部			38,970 千円		14.0 %	
	大分県信用農業協同組合連合会			9,660 千円		3.5 %	
	大分県酪農業協同組合			8,000 千円		2.9 %	
	全国共済農業協同組合連合会			5,330 千円		1.9 %	
設立目的	畜産業を営む者及びその組織する団体の経営・運営指導、家畜改良、畜産環境保全、家畜及び畜産物の価格安定対策、肉用子牛生産者補給金の交付、畜産の飼養管理及び保健衛生に関する技術指導、自衛防疫の推進その他畜産の発展に資するための事業を行い、畜産経営の安定的発展と畜産の振興を促進し、もって国民への安全で安心な畜産物の安定供給の確保に寄与することを目的とする。						
県出資（支援）の意義	協会の業務は、畜産経営の安定的発展と畜産の振興を促進し、県民への安全で安心な畜産物の安定供給の確保に寄与することを目的としていることから、県行政と密接不可分であり、施策を推進するうえでも、また県の行政目的を達成するために、重要な役割を担っている協会に対し出資等を行っている。						
事業内容	畜産の経営及び技術の改善指導に関する事業、家畜及び畜産物の価格対策に関する事業、家畜伝染性疾病の予防措置及び畜産物の生産衛生指導に関する事業、畜産の啓発及び情報提供に関する事業、畜産に関する技術者及び指導員の教育及び養成に関する事業、種豚登録に関する事業、その他協会の目的を達成するために必要な事業。						
理事会（役員会）	理事（役員）数	13 人	開催回数	3 回	理事（役員）出席率	82.1 %	
幹事（監査役）監査	監事（監査役）数	3 人	実施回数	2 回	実施延べ日数	2 日	主な内容 令和 2 年度事業及び収支決算の監査、令和 3 年度上半期監査
特記事項	なし						

### 2. 県関与の状況

#### （1）人的支援の状況

(人)	令和 3 年度（7 月 1 日現在）				令和 4 年度（7 月 1 日現在）			
	合計	県職員	県 OB	プロパー等	合計	県職員	県 OB	プロパー等
役員数	16	1	1	14	16	1	1	14
常勤	1	0	1	0	1	0	1	0
非常勤	15	1	0	14	15	1	0	14
職員数	17	0	1	16	17	0	1	16

(2) 財政支出の状況

①財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	3,132	5,296	6,718	県借入金残高	0	0	0
県補助金	32,278	79,541	28,912	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	0	0	0				

②主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① 畜産コンサルタント委託事業	経営改善指導として、肉用牛繁殖経営、酪農経営の個別指導を実施	2,643	2,643	委託料
② 肉豚価格安定対策事業	肉豚生産者の経営安定を図るため、基金造成を実施	6,855	7,086	補助金
③ 肉用牛肥育経営安定対策事業	肉用牛農家の経営安定を図るため、基金造成及び補てん金交付を実施	6,848	8,330	補助金
④ 獣医師確保対策事業	本県で就業を希望する獣医系学生に対する修学資金の給付を実施	13,494	19,824	補助金
⑤ 死亡牛適正処理促進事業	死亡牛の適正な保管・処理を推進すると共に、BSE検査の円滑な実施を図る	1,039	1,138	補助金

3. 実施事業等

(1)実施事業

(1) 畜産経営及び技術改善指導 (2) 畜産物価格安定対策事業 (3) 家畜の伝染性疾病の予防措置・予防接種 等
---

(2)活動指標

指標名	算式(単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度(%)	目標値
① コンサルタント指導農家数	指導農家数÷コンサルタント職員(戸/人)	5	3	57.4	5
② 肉用子牛生産者補給金制度加入農家数	当該年度加入農家数－前年度加入農家数(対象農家100%加入)	対象農家100%加入	対象農家100%加入	100.0	対象農家100%加入
③ 予防注射接種率	異常産ワクチン接種頭数÷子とり雌牛(%)	70	68	97.0	70



#### 4. 財務状況

##### (1) 3年間の推移

正味財産増減計算書 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	277,907	423,607	283,972	資 産 A	1,697,730	1,368,568	1,496,057
経常費用	276,667	414,363	276,815	流動資産	140,458	142,786	159,205
当期経常増減額	1,240	9,244	7,156	固定資産	1,557,272	1,225,782	1,336,853
経常外収益	0	0	0	負 債 B	1,343,990	1,005,584	1,125,917
経常外費用	0	0	0	流動負債	58,892	38,172	46,778
当期経常外増減額	0	0	0	固定負債	1,285,098	967,412	1,079,138
当期一般正味財産増減額	1,240	9,244	7,156	正味財産(純資産)A-B	353,740	362,984	370,141
一般正味財産期首残高	352,500	353,740	362,984	指定正味財産	0	0	0
一般正味財産期末残高	353,740	362,984	370,141	(うち基本財産への充当額)	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	(うち特定資産への充当額)	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	一般正味財産	353,740	362,984	370,141
指定正味財産期末残高	0	0	0	(うち基本財産への充当額)	217,635	217,635	217,635
正味財産期末残高	353,740	362,984	370,141	(うち特定資産への充当額)	43,395	13,803	18,498

##### (2) 財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度 (%)	目標値
① 管理費比率	当該年度自己収入費÷前年度自己収入費×100 (%)	100.0	104.1	104.1	100

#### 5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>令和2年度に令和2年度から令和6年度までの中期計画を策定し、経営基盤の安定化を図るために国や県等の補助事業や受託事業に積極的に取り組むとしたところである。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の定年退職を考慮し、計画的に職員の新規採用を行うとともに人材育成に取り組む。</li> <li>・ 協会の財政基盤の安定を図るため、事業内容の見直しや国、県等の補助事業や受託事業に積極的に取り組むとともに、農業者への積極的な情報提供を行い、農家支援体制の強化を進める。</li> </ul>
「人的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>県の出資比率は45%であり、役員(理事)として、畜産振興課長が非常勤理事に就任していた。本県の畜産振興のため、県との連携強化や情報提供などを行い、畜産経営及び技術改善指導等に積極的に取り組んできた。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>本県の畜産振興のため、県との連携強化や情報提供などを行い、畜産経営及び技術改善指導等に積極的に取り組む必要がある。</p> <p>また、協会の事業推進並びに運営状況等を把握し、指導、助言という観点からも引き続き役員(理事)の就任は必要である。</p>

「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>肥育牛農家並びに養豚農家の経営安定に資する基金造成への補助については、県計画の達成や畜産農家の経営支援の観点から、県からの支援継続が必要である。畜産経営の安定的発展と畜産の振興を促進するという公益法人の目的達成のために、これまでのコンサルタント事業について畜産農家にとっては、経営の改善につながる有益な事業となるよう取り組みの見直しを行い、対象農家の選定など各振興局との連携を強化し、経営指導の強化を行ってきた。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>令和4年度以降も継続的なコンサルタントの実施による効果の把握を行うとともに、事業評価や予算編成の際に、必要性や実施効果等を検証し、より有効な事業となるよう見直しを検討していく。</p>
---------------	---

## 6. 監査結果

指摘 18-1	委託費の承認について
勸奨	<p>法人内で補給金制度運営適正化事業、肥育経営安定制度委託事業にかかる委託費は理事会決裁が必要であることが定められている。理事会の議案書には、委託先の業者が記載されているが、その業者を選定した理由や金額までは記載されていない。選定業者に関しては限られているため説明する必要性は低いかもしれないが、定期的に理事の変更が生じることから説明は必要と考える。</p> <p>取引の透明性を確保するために業者の選定理由や契約予定金額を理事会に報告し承認を受ける必要がある。</p>

### 《補足》

継続的な契約は馴れ合いが生じるリスクがあるため、業者の選定理由や契約見込金額も理事会の承認を得ることが望ましい。

指摘 18-2	預金口座について
勸奨	<p>法人の沿革を見てみると、平成14年に3団体が合併し社団法人が発足している。その影響もあり、事業ごとに口座を管理する仕組みが今日まで続いており、普通預金の口座数は32件となっている。口座が多いと管理業務が煩雑になることや不正が生じやすい環境となるため望ましい状況ではない。</p> <p>統合できる口座に関しては統合を行い、経費の支払いに関しては本部口座で集中して払うような運用を検討していただきたい。</p>

### 《補足》

本法人の沿革を見てみると、社団法人大分県畜産会が社団法人大分県畜産物価格安定基金協会と社団法人大分県家畜畜産物衛生活動協会と統合し、平成14年7月に社団法人大分県畜産協会が発足した経緯がある。

この合併により、業務運用を見直し統一できる口座がないかの検証をすべきであったが十分に行われてきていないように見受けられた。口座運用の適正化について法人内で検証を行い、不必要である口座に関しては解約することが望ましい。

指摘	18-3	基金について
勸奨	貸借対照表の固定負債に「業務運営基金」、「肥育安定基金」が計上されているが、公益法人では基金を取り扱うことはできない。実質的には負債にあたることから、勘定科目の名称を変更することが望ましい。	

《補足》

「基金」とは、一般社団法人に拠出された金銭その他の財産であって、当該一般社団法人が拠出者に対して法及び当該一般社団法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従い、返還義務を負うものとされている。また、公益法人会計においては、負債では正味財産に計上されることになる。

指摘	18-4	特別の積立金について
勸奨	貸借対照表の特定資産に「特別の積立資産」、固定負債に「特別の積立金」が同額計上されている。これは、生産者のために利用する目的で特定資産に計上しているが、同額の負債については生産者への返還義務もないため負債の要件を満たしていない。本来は過去の肉用子牛生産者補給制度が終わった時点で収益計上する必要があったと考えられる。	

《補足》

肉用子牛生産者補給制度

子牛価格が低落した場合でも生産者の皆様が安心して経営が続けられるよう、肉用子牛生産者に対して生産者補給金を交付する制度である。

過去の肉用子牛生産者補給制度においては、対象とした期間が終了すれば生産者に返還することまで制度化されていなかった。そのため、制度終了際に返還義務が免除される仕組みとなっていた。現在の運用においては、制度終了後は生産者に返還される仕組みとなっている。

貸借対照表計上額

(資産) 特別の積立資産 50,474,774 円

(負債) 特別の積立金 50,474,774 円

指摘	18-5	償還円滑化積立資産、償還円滑化積立金について
勸奨		<p>貸借対照表の特定資産に「償還円滑化積立資産」、固定負債に「償還円滑化積立金」が同額計上されている。これも過去の肉用子牛生産者補給制度で使用しなかった残金である。</p> <p>「肉用子牛生産者補給制度における生産者積立準備金等の返還の取扱いに関する指針」に沿って処理を行っていく必要がある。</p>

《補足》

#### 肉用子牛生産者補給制度

子牛価格が低落した場合でも生産者の皆様が安心して経営が続けられるよう、肉用子牛生産者に対して生産者補給金を交付する制度である。

過去の肉用子牛生産者補給制度においては、対象とした期間が終了すれば生産者に返還することまで制度化されていなかった。そのため、制度終了時の残額は貸借対照表上に残ったままとなっている。一方、現在の運用は制度終了後に生産者に返還される仕組みとなっている。

#### 貸借対照表計上額

(資産) 償還円滑化積立資産 58,359,737 円

(負債) 償還円滑化積立金 58,359,737 円

## 公益財団法人森林ネットおおいた

### 1. 概要

設立年月日	平成3年10月30日						
総出資額	4,268,075千円		県出資額	3,200,000千円		出資比率	75.0%
県以外の出資状況	出資団体名			出資額		出資比率	
	市町村			500,000千円		11.7%	
	県下の森林組合及び(株)トライ・ウッド			500,000千円		11.7%	
	林業関係団体ほか			68,075千円		1.6%	
設立目的	当法人は、林業の担い手の確保・育成、機械化林業の推進、森林の整備及び生活環境の緑化に関する事業等を行い、県土の保全、地球温暖化の防止、林業及び山間地域の振興並びに県民生活の向上に寄与することを目的とする。						
県出資(支援)の意義	県下全域の林業技術者の就労環境を整備し、雇用の安定を図るとともに、若年林業者の育成、確保を促進するため。						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業の担い手確保・育成に関する事業</li> <li>・機械化林業の普及、広報及び高性能林業機械の導入推進に関する事業</li> <li>・林業就業促進資金貸付事業</li> <li>・森林及び林業に関する広報並びに研修事業</li> <li>・造林、育林及び伐採に関する事業</li> <li>・森林の施業又は管理の受託事業</li> <li>・分取造林又は分取育林の促進に関する事業</li> <li>・県営林の受託事業</li> <li>・森林経営管理制度及び森林環境譲与税に関する市町村支援事業</li> <li>・緑化に関する普及、広報、指導等の事業</li> <li>・緑の募金に関する事業</li> <li>・公共施設等の緑化に必要な樹木及び資材等の斡旋に関する事業</li> <li>・公共施設等の緑地及び森林の調査設計、監理監督等に関する事業</li> <li>・森林及び林業に関する公共施設等の管理の受託事業</li> <li>・おおいた林業アカデミー研修事業</li> <li>・林業就業支援講習</li> <li>・その他この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ul>						
理事会(役員会)	理事(役員)数	8人	開催回数	2回	理事(役員)出席率	100.0%	
幹事(監査役)監査	監事(監査役)数	2人	実施回数	1回	実施延べ日数	1日	主な内容 事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査を行う
特記事項	第35回理事会(R4.2.24)は、理事全員の書面決議による。						

### 2. 県関与の状況

#### (1) 人的支援の状況

(人)	令和3年度(7月1日現在)				令和4年度(7月1日現在)			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	10	0	2	8	10	0	2	8
常勤	2	0	1	1	2	0	1	1
非常勤	8	0	1	7	8	0	1	7
評議員数	8	1	0	7	8	1	0	7
職員数	43	0	5	38	49	0	7	42

(2) 財政支出の状況

①財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	321,994	306,977	313,591	県借入金残高	0	0	0
県補助金	260,224	226,635	236,829	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	0	0	0				

②主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① 県営林管理受託事業	県営林(県有林+県行分収林+県民有林)の管理・施業受託	143,165	139,071	委託料
② 県営林補助事業	県営林(県有林+県行分収林+県民有林)の造林事業	211,835	213,703	補助金
③ 林業就業準備支援事業	おおいた林業アカデミー研修事業(研修事業・給付金事業)	22,750	28,750	補助金
④ 県民の森事業	県民の森施設の指定管理	82,132	82,280	委託料
⑤ 林業研修所事業	林業研修所施設の指定管理	23,363	23,363	委託料

3. 実施事業等

(1)実施事業

○林業労働者確保対策事業・林業担い手対策事業…森林整備法人、労確法に基づく認定事業者への社会保険料等の助成
○県営林補助事業…県から管理委託を受けた県民有林及び県営林について、造林補助金を活用した間伐等の実施

(2)活動指標

指標名	算式(単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度(%)	目標値
① 若年労働力新規参入促進対策事業	若年労働力新規参入補助対象者数(人)	16	20	125.0	18
② 搬出間伐事業	収益を目的とした間伐の事業量(ha)	350	288	82.3	350

#### 4. 財務状況等

##### (1) 3年間の推移

正味財産増減計算書 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	758,973	703,135	748,399	資産 A	5,178,945	5,156,795	5,231,916
経常費用	745,661	693,275	707,162	流動資産	718,636	694,966	765,798
当期経常増減額	13,311	9,860	41,237	固定資産	4,460,309	4,461,829	4,466,118
経常外収益	0	0	0	負債 B	149,643	117,351	152,465
経常外費用	0	0	1,000	流動負債	149,643	105,037	137,559
当期経常外増減額	0	0	▲ 1,000	固定負債	0	12,314	14,906
当期一般正味財産増減額	13,166	9,586	40,095	正味財産(純資産)A-B	5,029,302	5,039,444	5,079,450
一般正味財産期首残高	5,014,026	5,027,192	5,036,778	指定正味財産	2,111	2,666	2,577
一般正味財産期末残高	5,027,192	5,036,778	5,076,873	(うち基本財産への充当額)	0	0	0
当期指定正味財産増減額	▲ 424	555	▲ 89	(うち特定資産への充当額)	0	0	0
指定正味財産期首残高	2,534	2,111	2,666	一般正味財産	5,027,192	5,036,778	5,076,873
指定正味財産期末残高	2,110	2,666	2,577	(うち基本財産への充当額)	4,268,075	4,268,075	4,268,075
正味財産期末残高	5,029,302	5,039,444	5,079,450	(うち特定資産への充当額)	72,172	74,764	79,036

##### (2) 財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度 (%)	目標値
① 人件比率	人件費/経常費用 (減価償却を除く) (%)	27.8	27.8	100.0	27.8

#### 5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】 基本財産の安全かつ効率的な運用により運用益を確保し、効果的な事業実施に取り組んできた。また、平成30年度から5年間の中期的な経営計画を策定し、より一層の経営健全化を図っている。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 今後も、基本財産の安全かつ効率的な運用により運用益を確保し、効果的な事業実施に取り組む。</p>
「人的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 事業運営等のチェック機能強化を図るため、公益財団法人設立時(平成23年4月1日)から、農林水産部審議監が評議員に就任している。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 令和4年7月現在、河野智久審議監が就任しており、評議員会長を務めている。各種事業の一層の充実等を図るため、今後も県の関与が必要である。</p>
「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 県営林全体の一体的な管理や積極的な路網整備などにより、効率的な森林整備事業の実施を図っている。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 令和4年度以降も引き続き、事業内容の見直しを行いながら、経営の健全化を図る。</p>

## 6. 監査結果

指摘	19-1	預金の管理について
改善		経理部門の担当者は、保有する預貯金について、毎月末、通帳の残高と帳簿残高の一致を確認し、年度の決算時には残高証明書と帳簿残高の一致を確認する必要があるとともに、当該照合については会計処理規程に明確に定めておくことが望ましい。また、管理コストの面からも、不必要な口座については解約することが望ましい。

### 《補足》

当法人は、会計処理規程第38条第2項において、「預貯金については、毎月一回預貯金の残高の証明できる書類によりその残高を帳簿残高と照合」することを規定している。この点、残高のない口座については年度末のみ、三井住友銀行口座については年3回程度の照合にとどまっており、会計処理規程に沿った照合が実施されていない。内部統制上、預金残高の管理については、帳簿残高と通帳残高との照合は毎月末、帳簿残高と残高証明書との照合は毎年度末、実施する必要がある。会計処理規程を整備するとともに、整備後の規程に則った照合管理を実施することが望まれる。

また、当法人は、26口座保有しているものの、実際に使用していないように見受けられる口座もあり、残高証明書発行手数料の負担や照合作業といった管理コストの観点からも不要な口座は解約すべきである。

指摘	19-2	退職給付引当金について
改善		毎年度末に要支給額を退職給付引当金として計上する必要がある。

### 《補足》

当法人では、職員の退職手当の支給及び管理に関する規程の第4条において、「理事長は、職員の退職時における退職手当の基準と前条の中小企業退職金共済法に定められた額の差額を退職給付引当金として毎年度予算の範囲内で積み立てられるものとする。」と定めている。この点、当法人は要支給額の計算自体は毎年度実施しているものの、5年単位で引当額の見直しを行っており、5年間は同額が引き当てられる運用となっている。退職給付引当金は毎年度、期末の要支給額を計上し、期首及び期末の退職給付引当金の差額については該当年度の退職給付費用とする必要がある。

なお、規程上、予算の範囲内で引当金を計上する定めとなっているものの、より適正な期間損益計算と財政状態の適正表示の観点からは、たとえ予算を上回ったとしても要支給額が積み立てられる必要があると思料する。



指摘	19-3	固定資産の取得価額の少額判定について
改善	固定資産の取得価額が10万円未満になるかどうかの判定において、一体で機能するものについては、その単位ごとに判定する必要がある。	

《補足》

当法人は、会計処理規程第46条第2項において、「その他の固定資産に掲記した有形固定資産は、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上の使用目的の資産をいう。」と定めている。ここで、取得価額10万円を判断する際、一体で機能する固定資産については、その単位ごとに判断すべきである。例えば、応接セットの場合は、通常、テーブルと椅子が1組で取引されるものであり、1組で10万円未満になるかどうかを判定する必要がある（国税庁タックスアンサーNo.5403）。

この点、法人は下記の取引について各々で判定を行っており、少額の減価償却資産として一時的に印刷消耗品費として費用処理をしている。

- ・ドローン（2台）198,000円
- ・バッテリー14,300円
- ・FlyMoreキット49,500円

ドローン1台で判定した場合には10万円未満になるものの、上記取引については通常、一体で機能すると考えられ、1単位当たり10万円以上となることが明白であるため、固定資産として計上する必要がある。今後は固定資産の1単位当たりの少額判定においては、取引の都度、上記の観点にも注意されたい。

指摘	19-4	財務諸表の注記について
不備	<p>下記の注記を記載する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資有価証券の評価基準及び評価方法（重要な会計方針として）</li> <li>・引当金の計上基準（重要な会計方針として）</li> <li>・基本財産及び特定資産の増減額及びその残高</li> <li>・基本財産及び特定資産の財源等の内訳</li> <li>・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高</li> </ul>	

《補足》

上記のとおりである（公益法人会計基準第5）。

指摘	19-5	附属明細書について
不備	森林管理積立資産の期末帳簿価額が貸借対照表の金額と不一致であり、当期増加額を加味した金額を記載すべきである。	

《補足》

上記のとおりである。もっとも、公益法人会計基準第6において、基本財産及び特定資産

の明細、引当金の明細については財務諸表の注記に記載している場合には、その旨の記載をもって内容の記載は省略することができると思われることから、その旨の記載を行い、内容の一部を省略することも可能である。

指摘	19-6	賞与引当金の設定について
改善	期末手当及び勤勉手当に関して、賞与引当金を設定する必要がある。	

《補足》

企業会計原則注解（注 18）では、引当金の計上要件として以下の4つが挙げられている。すなわち、①将来の特定の費用又は損失であること、②その費用又は損失が当期以前の事象に起因して発生するものであること、③発生の可能性が高いこと、④その金額を合理的に見積もることができることの4要件である。これらの要件を満たしたものが引き当ての対象とされ、当期に帰属する金額が費用（引当金繰入額）として認識されるとともに、その相手勘定として負債（引当金）が計上される。

この点、当法人は、期末日時点を基準とすると、期末手当及び勤勉手当は翌期に支払われるものであるため、①将来の特定の費用又は損失であり、給与規程第 18 条及び 19 条に定められているとおり、基準日以前 6 か月以内の期間における、その者の在職期間に応じて算定され、当期における職員からの役務提供に対して支払われるものであると考えられることから、②当期以前の事象に起因して発生する費用と言える。そして、経営環境や過去の支給実績等を考慮した場合に、③発生の可能性が高いと認められ、かつ、給与規程第 18 条及び 19 条に規定されているとおり、月額給与の 100 分の 200（在職期間 6 か月の場合の手当基礎額）と、④その発生金額を合理的に見積もることが可能であることから、引当金の計上要件を満たすため賞与引当金を計上する必要がある。また、支給対象期間が給与規程に明確に定められていないため、期末手当及び勤勉手当の支給対象期間を定めるべきである。

なお、期末手当及び勤勉手当に係る社会保険料等の法人負担分も賞与が支給されれば必ず発生し、その金額を合理的に見積もることができるため、併せて見積計上する必要がある。

## 公益社団法人 大分県漁業公社

### 1. 概要

設立年月日	昭和46年10月1日						
総出資額	84,400千円	県出資額	50,000千円	出資比率	59.2%		
県以外の出資状況	出資団体名			出資額		出資比率	
	大分県漁業協同組合			17,000千円		20.1%	
	佐伯市			3,300千円		3.9%	
	国東市			2,300千円		2.7%	
	大分市			1,900千円		2.3%	
	宇佐市			1,900千円		2.3%	
設立目的	栽培漁業の推進と水産資源の維持増大に関する事業を行い、大分県における漁業の振興を図り、もって、農山漁村の経済の発展及び県民に対する水産物の安定供給を目的とする。						
県出資(支援)の意義	県水産行政の重要施策である栽培漁業推進のための放流種苗に対し、安心・安全な種苗の確保が可能となる。						
事業内容	海面及び内水面における放流用並びに養殖用種苗の生産、販売、あっせん。種苗の放流又は育成並びに放流効果の実証及び成果の普及						
理事会(役員会)	理事(役員)数	10人	開催回数	4回	理事(役員)出席率	100.0%	
幹事(監査役) 監査	監事(監査役)数	2人	実施回数	1回	実施延べ日数	1日	主な内容 理事の職務の執行の監査、業務及び財産の状況の調査
特記事項	なし						

### 2. 県関与の状況

#### (1) 人的支援の状況

(人)	令和3年度(7月1日現在)				令和4年度(7月1日現在)			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	9	2	1	6	9	2	1	6
常勤	1	0	1	0	1	0	1	0
非常勤	8	2	0	6	8	2	0	6
職員数	7	1	0	6	7	1	0	6

#### (2) 財政支出の状況

##### ① 財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	56,966	63,138	63,419	県借入金残高	0	0	0
県補助金	0	0	0	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	0	0	0				

## ②主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① 資源造成型栽培漁業推進事業	クルマエビ・アワビ・ウニ・イサキ等の自主放流に対する上乘せ支援用種苗の生産委託	62,694	63,523	委託料
② 種苗生産施設保守管理業務	種苗生産施設の保守管理	725	623	委託料

## 3. 実施事業等

### (1)実施事業

(1) 生産事業：漁業者等の要望に応じて公社が独自に放流用や養殖用種苗を生産、販売、斡旋する事業 (マコガレイ、ヒラメ、アユ、クルマエビ、ガザミ、マダイ、イサキ、カサゴ、モズクガニ、アワビ等)
(2) 自主放流事業：会員の市町村、県漁協が漁場特性を活かした魚種の計画的放流事業を実施する際、公社が実施団体の要請に応じて放流用種苗の生産、育成、放流を行うことにより地域栽培漁業の定着、拡大を図る事業
(3) 受託事業：県等からの委託を受け、放流用種苗の生産と放流技術開発に取り組む事業

### (2)活動指標

指標名	算式(単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度(%)	目標値
① 生産事業比率	事業収入÷事業活動収入×100(%)	52	55	105.8	51
② 種苗生産額	種苗生産事業収入(千円)	96,600	106,915	110.7	91,104

## 4. 財務状況等

### (1)3年間の推移

正味財産増減計算書(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	178,521	193,706	193,123	資産 A	143,727	129,370	134,693
経常費用	176,946	186,106	185,324	流動資産	90,103	91,696	99,954
当期経常増減額	1,575	7,600	7,798	固定資産	53,624	37,674	34,739
経常外収益	0	0	0	負債 B	31,990	42,392	48,712
経常外費用	0	32,029	7,619	流動負債	12,843	13,350	19,909
当期経常外増減額	0	▲ 32,029	▲ 7,619	固定負債	19,147	29,042	28,803
当期一般正味財産増減額	1,454	▲ 24,759	▲ 997	正味財産(純資産)A-B	111,737	86,978	85,981
一般正味財産期首残高	110,283	111,737	86,978	指定正味財産	0	0	0
一般正味財産期末残高	111,737	86,978	85,981	(うち基本財産への充当額)	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	(うち特定資産への充当額)	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	一般正味財産	111,737	86,978	85,981
指定正味財産期末残高	0	0	0	(うち基本財産への充当額)	0	0	0
正味財産期末残高	111,737	86,978	85,981	(うち特定資産への充当額)	35,783	20,042	20,803

## (2)財務指標

指標名	算式（単位）	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度（%）	目標値
① 正味財産期末残高	正味財産期末残高（千円）	84,591	85,981	101.6	46,324

## 5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>平成26年度から不採算魚種の生産を止め、幹旋に切り替えるとともに価格の見直しを行なった。</p> <p>種苗生産体制について、県が漁業者や市町村の代表者などによる検討委員会を設け、検討した結果、高品質な放流用・養殖用種苗を漁業者のニーズに応じ安定供給する体制を確保するため、現行の2場体制を維持するという結論に達し、平成30年1月末に公表した。また、老朽化が著しい国東事業場は、生産体制を強化するため、令和3年度から現在地での建替工事を行っている。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>職員のコスト意識の徹底により、経費削減を図るとともに種苗の安定生産及び多様な需要への対応により収入の確保に努める。また、令和3年度から着手している国東事業場の建替工事について、令和5年度の新施設での本格稼働を目指し、現施設での生産の継続と建替工事を綿密なスケジュール調整により計画的に行う。</p>
「人的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>県職員の役職就任並びに業務援助職員については、平成27年度から業務援助職員を2名から1名に減員している。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>事業の一層の充実等を図るため、今後も県の関与は必要である。</p>
「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>水産資源を早期に回復させるため、県では、漁獲サイズの制限など、漁業者自らが資源管理に取り組む場合、自主放流に対して、種苗の上乗せ支援を行なっている。種苗の提供は、漁業公社への委託により行なわれており、令和2年度からこの取組を強化したところである。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>種苗放流と資源管理の一体的な取組による水産資源の維持・増大は、重要施策であることから、県の委託による放流種苗の上乗せ支援を継続し、事業実施に必要な施設の最低限の維持・管理経費についても引き続き県が負担する。</p>

## 6. 監査結果

指摘 20-1	小口現金及び預金残高の管理について
改善	小口現金の現物照合は毎日、また、預金の通帳残高との照合は毎月末、実施する必要がある。なお、当該照合については、財務規程や会計事務取扱要領に明確に定めるべきである。

### 《補足》

当法人は、資金前渡制度を設けており、消耗品の購入や納税証明書の発行手数料支払等の目的で小口現金を使用している。小口現金については月1回程度の照合にとどまっており、預金については毎月末の通帳との照合が徹底されていないように見受けられた。現金は持ち出しが容易で即時に支払手段として使えることから、着服や横領等の危険性がある。また、

預金についても内部統制が有効に機能していない場合には、不正な引出しや送金等による横領等の危険性がある。

不正や横領等を防止する観点からも、現金については毎日の出納業務の終了後、現金残高と帳簿残高の一致を確認し、上長はその確認を行い承認する必要がある。預金については、毎月末通帳の残高と会計システム上の預金残高の一致を確認するとともに、年度の決算時には残高証明書を銀行等から入手し、帳簿残高との一致を確認する必要がある。

また、このように照合の頻度を上げることは、差異が発生した際にその原因究明を容易にするという効果もある。なお、当該照合に関する内部統制については、現状財務規程や会計事務取扱要領において明文化されていないため、規程等の整備が必要である。

指摘	20-2	固定資産の管理について
改善		固定資産については、財務規程第34条第2項の規定に従い、毎年（年度末が望ましい。）、固定資産の現状を調査し、台帳と照合する必要がある。また、既に現物がない資産については、台帳から除却処理をすべきである。

《補足》

当法人は、財務規程第34条第2項において、「出納員は、毎年一回以上、固定資産の現状を調査し、台帳と照合しなければならない。」と規定している。この点、現地往査時に現物照合を固定資産の明細からサンプル抽出で実施したところ、機械装置として計上されている揚水ポンプ及び高圧ポンプについては現物が見当たらなかった。また、同じく機械装置として計上されている第1号ボイラーについて、明細上、第1号ボイラーとなっているものの、現物は第2号ボイラーとなっており、固定資産の登録誤りがみられた。今回は国東事業場旧施設の解体工事に伴い、解体済みのものが台帳上で除却処理されなかったと考えられるが、本来は固定資産を廃棄処分したタイミングで固定資産管理システムから除却処理をすべきである。当法人としては、固定資産の照合は実施しているとの認識であるが、今回のような指摘事項が検出されているため、より一層の管理を徹底されたい。さらに、今回のサンプル照合は国東事業場のみ実施しているため、上浦事業場においても今一度、固定資産の管理に不備がないか自主点検されたい。

なお、当該事項については平成22年度の包括外部監査においても監査意見として指摘されたものであり、当年度の包括外部監査においても改善が不十分であると判断した。

指摘	20-3	賞与引当金に関する社会保険料について
改善		賞与引当金に関する社会保険料の法人負担分についても、その金額を合理的に見積もることが可能であるため、費用計上する必要がある。

《補足》

当法人は、賞与引当金の算定表を作成し、期末手当及び勤勉手当について、当期に帰属す

る費用を賞与引当金繰入額として計上している。一方、当該賞与引当金の社会保険料部分については、支払の段階で計算を行い、法定福利費として計上する処理を行っており、賞与引当金の計上時点では考慮されていない。賞与に係る社会保険料の法人負担分も賞与が発生すれば必ず発生し、その金額を合理的に見積もることが可能であるため、賞与引当金繰入額に含めて見積計上すべきである。

指摘 20-4	貸倒引当金の取崩し処理及び貸倒引当金の設定額について
改善	与信先の貸倒れが発生した場合、貸倒引当金を取崩すとともに、残額を貸倒損失として処理すべきである。また、令和3年度において、引当金積立額を大幅に上回る貸倒損失が発生しており、引当額が妥当であったのか検討を行う必要がある。

《補足》

当法人は、令和3年度取引先の倒産に伴い、貸倒損失 497,178 円を計上している。この点、令和3年度に期首貸倒引当金 101,000 円を計上しているものの、当該貸倒れに伴う貸倒引当金の取崩しは行っておらず、全額を貸倒損失として経常外費用に計上している。取引先の債権が貸倒れた場合には、まずは貸倒引当金を取り崩した上で、残額を貸倒損失として処理すべきである。

また、当法人は、貸倒引当金の計算において、税務上の考え方にに基づき、法定繰入率に基づく総括引当を実施している。この点、令和3年度のように貸倒引当金を大幅に上回る貸倒れが発生した状況を鑑みれば、当該引当額が妥当であったかのか再検討すべきである。債権については、債務者の財政状態などにより、将来において確実に回収することができなくなってしまふ場合があり、債権の価値を貸借対照表上で正しく示すために、回収不能の見込額を債権の金額から差し引く必要がある。貸倒見積高の算定に当たり、債務者の財政状態及び経営成績等を勘案した債権区分（一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等）に応じて回収不能額を見積り、貸倒引当金を設定することが望まれる。

指摘 20-5	県保有施設に係る利用料の負担等について
勸奨	県保有施設の使用について、利用料の負担など、今後の扱いを検討すべきである。

《補足》

当法人は、国東事業場の建替に伴う解体費用については全て負担しているものの、当該施設については、大分県が保有しており、恒常的に無償で貸与を受けている。外郭団体にあつては、大分県公社等外郭団体に関する指導指針の第7 外郭団体の適正な運営指導に謳われているとおり、「運営費補助を恒常的に受けている外郭団体については、団体としての自立性確保に向け、収支内容・運営体制の見直しを行うこと」が必要である。

当法人が担っている栽培漁業の推進と水産資源の維持・増大は、県民にとって重要な施策

ではあると考えられるものの、無条件に施設を無償貸与することは法人の自助努力による事業収入の確保と財政基盤の強化を妨げている可能性も否定できない。令和2年度及び令和3年度は解体費用の負担等により、一時的に赤字経営に陥っているものの、今後は施設の賃借料の一部負担等も含めた収支内容・運営体制の見直しを図っていくことが求められる。

※大分県公社等外郭団体に関する指導指針

第7 外郭団体の適正な運営指導

2 事業収入の確保と財政基盤の強化

- (1) 既存事業については、採算性が確保されるよう経営努力により事業量の確保を図ること。
- (2) 新規事業の導入や受託事業の確保等により経営基盤の強化を図ること。
- (3) 運営費補助を恒常的に受けている外郭団体については、団体としての自立性確保に向け、収支内容・運営体制の見直しを行うこと。
- (4) 県からの補助金、委託料等によらない事業分野の開拓に努め、財源の多様化を図ること。

指摘 20-6	適正な販売単価の設定について
勸奨	3年程度、不採算の種苗のあぶり出しがされていないが、適正な種苗販売単価の設定の観点からは早急に実施する必要がある。

《補足》

当法人は、建替工事に伴う混乱等により精緻な数字が把握できないことから、3年程度、不採算魚種のあぶり出しを行っていない。解体費用の負担を除けば黒字経営ができていたため、販売単価の設定に問題は無いとも考えられるが、施設の無償貸与を受けている状況を考慮すれば、販売価格に問題がないとは言い切れない。昨今の原材料価格の高騰や燃料コストの上昇等の状況を鑑みれば、不採算となっている種苗があることは想像に難くないため、早急に不採算魚種のあぶり出しができる体制を構築し、不採算の種苗については販売単価の見直し等を検討すべきである。



## 公益財団法人大分県建設技術センター

### 1. 概要

設立年月日	平成6年4月1日						
総出資額	30,000 千円		県出資額	20,000 千円		出資比率	66.7 %
県以外の出資状況	出資団体名			出資額		出資比率	
	大分市			1,610 千円		5.4 %	
	佐伯市			1,100 千円		3.7 %	
	日田市			800 千円		2.7 %	
	中津市			770 千円		2.6 %	
	豊後大野市			710 千円		2.4 %	
設立目的	良質な社会資本の整備と秩序ある県土づくりによる地域社会の健全な発展を目指し、それらを担う人材の育成、社会資本の整備や維持管理及び安全・安心を共有できる社会づくりへの支援等を行い、もって広く県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。						
県出資(支援)の意義	この法人の主要な活動である技術職員の研修、土木材料試験、積算及び施工監理は、県や市町村の公共事業執行体制を補完し、良質な社会資本の充実を積極的に推進するとともに、快適で安全な県土を築くことに寄与すると考え出資している。						
事業内容	(1) 社会資本の整備及び県土づくりを担う人材育成に向けた技術・技能の研修、普及啓発及び情報提供事業 (2) 社会資本の整備や維持管理、県土づくり等に関する技術相談及び積算、技術審査、品質監理、検査等に係る支援事業 (3) 社会資本の品質確保に係る各種材料試験及び調査研究事業 (4) 社会資本の情報化へ向けての支援事業 (5) その他目的を達成するために必要な事業						
理事会(役員会)	理事(役員)数	9人	開催回数	5回	理事(役員)出席率	100.0 %	
幹事(監査役) 監査	監事(監査役)数	2人	実施回数	1回	実施延べ日数	1日	主な内容 令和2年度決算及び主要事業の運営状況
特記事項	なし						

### 2. 県関与の状況

#### (1) 人的支援の状況

(人)	令和3年度(7月1日現在)				令和4年度(7月1日現在)			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	11	1	3	7	11	1	3	7
常勤	2	0	2	0	2	0	2	0
非常勤	9	1	1	7	9	1	1	7
評議員数	7	1	2	4	7	1	2	4
職員数	50	1	3	46	50	1	3	46

(2) 財政支出の状況

①財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	140,329	145,094	163,583	県借入金残高	0	0	0
県補助金	0	0	0	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	0	12,276	12,689				

②主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① 技術審査・積算支援事業	道路、河川、都市計画、港湾事業等の土木積算等業務の受託	134,975	134,083	委託料
② 品質監理支援事業	発注者責任の主要素である公共工事の品質確保等を支援するための現場施工監理業務を受託	16,858	18,139	委託料
③ 県市町村共同利用型積算システム事業	県、市町村共同利用型積算システムの運用保守等	11,904	12,132	負担金
④ 資料作成支援事業	道路台帳システムのデータ処理及びチェック等の道路台帳調製管理業務や道路施設現況調査業務等を受託	11,750	14,700	委託料
⑤ 研修事業	県職員の研修受講料	785	1,020	負担金

3. 実施事業等

(1)実施事業

(1) 研修広報事業（県・市町村職員、建設業関係者を対象とした研修事業、長期建設技術実務研修、「おおいた建設人材共育ネットワーク」を通じた広報事業等）
(2) 土木積算等技術支援事業（技術審査・積算支援事業、品質監理支援事業、災害等緊急時支援事業等）
(3) 建設材料試験、審査事業（建設材料試験事業、アスファルト混合物事前審査事業）
(4) 情報化支援事業（積算システム運用事業等）

(2)活動指標

指標名	算式(単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度(%)	目標値
① 技術研修開催数	(回)	28	28	100.0	33
指標設定に関する留意事項	昨年に引き続き、①民間向け研修の拡大、②類似講座の集約、③受講者少数講座の廃止、④高要望講座の募集定員の拡大、⑤各種技術基準の改訂等、土木を取り巻く社会情勢に対応した講座の創出、⑥講師選定の見直しを考慮し、より時代のニーズにあった研修を計画し、実施することとしている。				

#### 4. 財務状況等

##### (1) 3年間の推移

正味財産増減計算書 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	391,653	430,145	473,309	資 産 A	1,386,745	1,462,303	1,551,615
経常費用	318,040	351,472	376,650	流動資産	180,387	199,799	250,602
当期経常増減額	73,613	78,673	96,659	固定資産	1,206,358	1,262,504	1,301,013
経常外収益	0	20	1	負 債 B	117,009	117,722	110,374
経常外費用	0	3,848	0	流動負債	35,304	33,919	23,622
当期経常外増減額	0	▲ 3,828	1	固定負債	81,705	83,803	86,751
当期一般正味財産増減額	73,613	74,845	96,660	正味財産(純資産)A-B	1,269,736	1,344,581	1,441,241
一般正味財産期首残高	1,166,123	1,239,736	1,314,581	指定正味財産	30,000	30,000	30,000
一般正味財産期末残高	1,239,736	1,314,581	1,411,241	(うち基本財産への充当額)	30,000	30,000	30,000
当期指定正味財産増減額	▲ 1,028	0	0	(うち特定資産への充当額)	0	0	0
指定正味財産期首残高	31,028	30,000	30,000	一般正味財産	1,239,736	1,314,581	1,411,241
指定正味財産期末残高	30,000	30,000	30,000	(うち基本財産への充当額)	0	0	0
正味財産期末残高	1,269,736	1,344,581	1,441,241	(うち特定資産への充当額)	998,101	839,236	659,193

##### (2) 財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度 (%)	目標値
① 市町村受託事業収入額	市町村からの受託事業収入の合計額 (千円)	15,244	33,377	219.0	14,870
② 公共土木施設データベース事業収益額	県土木建築部の公共施設に関する測量、調査から工事完成図書等のデータベース化収入額 (千円)	115,000	153,124	133.2	120,000
指標設定に関する留意事項	令和3年度の①市町村受託事業収入額については、災害関連の積算等が増加したこと、②公共土木施設データベース事業収益額については、委託成果品等の登録件数が増加したことによる。				

#### 5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>各市町村を訪問し、担当者等との対面によるマーケティング調査を行い、ニーズの掘り起こしを行う等、見直し方針に基づき、市町村事業の積極的な受注活動を実施している。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>専門研修の内容や講座数の更なる充実等に加え、前述の市町村事業の受託増につながる新規事業の検討等、事業内容の見直しを適宜図っていく。</p>
「人的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>平成25年4月の公益財団法人への移行に伴い、役員就任を見直し、非常勤理事を土木建築部審議監から建設政策課長に変更した。業務援助は、プロパー職員の役職登用に合わせて、平成28年4月から1名削減し、1名体制に見直した。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>現在1名(技術部長)の派遣となっているが、センター事業は、地域社会の健全な発展を目指し、県や市町村の業務支援を行うことであり、幅広い行政経験と知識、的確な調整能力を有し、併せて職員の技術力向上にも貢献が期待できる人材が必要であることから、当面職員派遣を継続する。</p>

「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>技術職員の研修、土木材料試験、積算及び施工監理は、県や市町村の公共事業執行体制を補完し、良質な社会資本の充実を積極的に推進するとともに、快適で安全な県土を築くことに寄与するため、積算及び施工監理等の必要な業務委託を行っている。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>日頃から、技術的な問い合わせ等に対して的確なアドバイスを行うなど、これまでの経験や解決事例等の蓄積、専門的な知見に基づいた技術的な助言と相談への積極的な取組を行い、実績を積み重ねて、市町村への支援事業を拡大しているため、今後も必要な業務委託については、内容を検証の上、引き続き行っていく。</p>
---------------	--

## 6. 監査結果

指摘 21-1	花津留庁舎 研修室について
勸奨	<p>コロナ禍の中の研修はオンラインを利用した研修も行われ、その際は、県・市町村職員のみを対象とした研修となっている。これは、各資格保持者に必要な要件であるCPD（継続教育制度）の認定講座であるため、認定講座の要件を満たすための条件を整備することが困難であったためである（要件は下記記載）。</p> <p>将来的には、一般事業者にもオンライン研修ができる体制を整備していただきたい。</p>

### 《補足》

令和3年6月、大分市花津留に試験庁舎が開設された。コンクリート試験、アスファルト試験などの建材の試験や92名入場できる研修室で研修を行うことが目的で建設されたものである。

研修は土木を中心としたテーマで実施し、令和3年度の事業計画では29講座が計画され、ほぼ計画とおりに実施されている。また、令和4年度においては33講座が計画されている。

### ※CPD認定の必要条件

- ①CPDの認定は、研修受講後に研修についての所見を提出すること。
- ②CPDSの認定は、オンライン研修中の受講状況のスクリーンショットを一定の時間毎に撮影する受講確認の管理を行うこと。

指摘 21-2	情報セキュリティに関する規程について
勸奨	<p>法人はITの利用頻度が大きい事業を行っており、情報セキュリティについての規程等を定めるべき法人である。情報セキュリティ等の規程は令和4年8月9日から施行され、現時点においても大きな問題は生じていない状況である。</p> <p>しかし、すでに公共土木施設のデータベース化業務や大分県の共同利用型積算システムの運用が過年度から開始されており、本来は事業開始前までに業務上のリスクを洗い出し、管理規程を定めるべきであったと考える。</p>

《補足》

大分県共同利用積算システムの運用は令和2年4月より開始されている。

公共土木施設のデータベース化は平成12年度から実施されている。

※令和4年8月9日から施行された規程

- ・情報セキュリティに関する規程
- ・センタータブレット端末機及びノートパソコン等の管理運用に関する規程

指摘	21-3	遊休財産額の上限について
勸奨		令和4年3月期において遊休財産の保有制限に抵触はしていないものの、保有上限額に近い状態となっている。 遊休財産の保有制限額に抵触しないよう、公益的な事業費の拡大を図って頂きたい。

《補足》

遊休財産の保有制限

公益目的事業又は公益目的事業に必要なその他の活動に使うことが具体的に定まっていない財産（遊休財産額）の保有は、その年度の公益目的事業会計における経常費用額を超えてはならない。

※遊休財産から除かれる控除対象資産

- ① 公益目的保有財産
- ② 公益目的事業を行うために必要な収益事業等や管理運営に供する財産
- ③ 資産取得資金
- ④ 特定費用準備資金
- ⑤ 寄付等によって受け入れた財産で、財産を交付した者の定めた用途に従って使用又は保有されているもの及び定めた用途に充てるために保有している資金

※令和4年3月期の検証結果を示すと以下のとおり。

① 保有上限額（経常費用額）	356,159,820 円
② 遊休財産額	337,718,852 円
差額 ① - ②	18,440,968 円

※遊休財産額の計算

①純資産額 1,441,241,483 円

①控除額

基本財産	30,000,000 円
固定資産	611,819,559 円
積立資産合計	461,703,072 円
合計	1,103,522,631 円

②純資産額 — ①控除額 = 337,718,852 円 (遊休財産額)

## 大分県土地開発公社

### 1. 概要

設立年月日	昭和 48 年 3 月 31 日					
総出資額	30,000 千円	県出資額	30,000 千円	出資比率	100.0 %	
県以外の出資状況	出資団体名		出資額		出資比率	
	なし		0 千円		0.0 %	
設立目的	公共用地、公用地等の取得、造成、管理、処分などを行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。					
県出資（支援）の意義	公共用地の取得、造成の公的専門機関として、行政の事務を補完する重要な役割を担うと考え出資している。					
事業内容	公共用地の取得、造成、管理及び処分、内陸工業用地等の土地造成事業					
理事会（役員会）	理事（役員）数	8 人	開催回数	2 回	理事（役員）出席率 62.5 %	
幹事（監査役）監査	監事（監査役）数	2 人	実施回数	1 回	実施延べ日数 1 日	主な内容 令和 2 年度決算内容についての監査
特記事項	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された特別法人					

### 2. 県関与の状況

#### （1）人的支援の状況

(人)	令和 3 年度（7 月 1 日現在）				令和 4 年度（7 月 1 日現在）			
	合計	県職員	県 OB	プロパー等	合計	県職員	県 OB	プロパー等
役員数	10	1	2	7	10	1	2	7
常勤	2	0	2	0	2	0	2	0
非常勤	8	1	0	7	8	1	0	7
職員数	17	0	0	17	18	0	0	18

#### （2）財政支出の状況

##### ①財政支出

(千円)	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	(千円)	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
県委託料	2,770,450	2,816,056	4,008,652	県借入金残高	1,000,000	1,000,000	3,190,297
県補助金	2,313	200,589	201,136	県の損失補償契約等に基づく債務残高	3,000,000	2,794,800	0
県交付金・負担金・出資金	0	0	0				

## ②主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① 国道442号(宗方拡幅)	用地協議・登記・支払事務	193,284	608,509	委託料
② 国道197号(鶴崎拡幅)	用地協議・登記・支払事務	1,954,687	617,663	委託料
③ 庄の原佐野線(下郡工区)	用地協議・登記・支払事務	831,902	1,525,109	委託料
④ 玖珠川(災害復旧等関連緊急事業)	用地協議・登記・支払事務	224,146	-	委託料
⑤ 大肥川(災害復旧等関連緊急事業)	用地協議・登記・支払事務	72	-	委託料

## 3. 実施事業等

### (1)実施事業

(1) 公有地取得事業	… 公共用地の取得(協議・登記・支払事務)。先行取得を含む。
(2) 土地造成事業	… 内陸工業用地、住宅用地、事務所等用地等の取得・造成・処分
(3) あっせん等事業	… 国、地方公共団体の委託に基づいて行う土地取得のあっせん、調査、測量業務
(4) 関連施設整備事業	… 上記事業にあわせて整備される関連公共・公用施設の整備を地方公共団体の委託に基づいて行う事業

### (2)活動指標

指標名	算式(単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度(%)	目標値
① 市町村事業の受託	大分市新環境センター整備事業他	815,805	1,826,415	223.9	2,089,296

## 4. 財務状況等

### (1)3年間の推移

損益計算書	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売上高		3,669,381	5,062,758	5,282,083	資産	A	8,772,523	7,584,038	8,898,856
売上原価		3,628,098	5,028,898	5,203,413	流動資産		8,509,372	7,423,357	8,739,875
売上総利益		41,283	33,860	78,669	固定資産		263,151	160,681	158,982
販売費及び一般管理費		25,775	23,879	44,305	負債	B	7,259,156	6,055,925	7,331,921
営業利益		15,508	9,981	34,364	流動負債		5,416,932	3,884,448	1,285,509
営業外収益		5,367	4,736	4,611	固定負債		1,842,224	2,171,477	6,046,412
営業外費用		0	0	154	純資産	A-B	1,513,367	1,528,113	1,566,935
経常利益		20,875	14,717	38,822	株主資本		0	0	0
特別利益		0	30	0	資本金		30,000	30,000	30,000
特別損失		26,067	0	0	資本剰余金		0	0	0
当期純利益		▲ 5,191	14,747	38,822	利益剰余金		1,483,367	1,498,113	1,536,935



(2)財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度 (%)	目標値
① 管理費比率	管理費/営業収益×100 (%)	2.9	3.0	96.7	2.2
② 自己資本比率	純資産/(負債+純資産)×100 (%)	19.4	17.6	90.8	21.1

5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>県下で実施される公共用地取得事業等を、適切に支援する体制を確保するため、平成29年度以降、県と公社で中期事業計画を策定し、計画に基づき迅速な用地取得等に取り組んできた。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>引き続き中期事業計画に基づき、用地取得の専門機関として県下の公共用地取得事業を支援していくとともに、市町村事業についても積極的に公社を活用してもらえよう、働きかけを行う。</p>
「人的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>平成24年度までは土木建築部長が非常勤理事となっていたが、平成25年3月31日の任期満了に伴い、役員就任の見直しを行い、新役員には土木建築部長に代わり、土木建築部審議監が就任している。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>公社は県の100%出資団体であり、今後も運営状況を把握し業務を推進するためには、県職員の役員就任を継続する必要がある。</p>
「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>県の財政的関与については、用地の取得を中心とした受託業務と工業団地及び先行取得用地の資金貸付がある。</p> <p>受託業務については、県の補完的役割として用地取得業務を実施しているものであり、資金貸付については、県の重点施策である企業誘致のための工業団地の整備に係る事業資金である。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>今後も、国や市町村の用地取得等の受託事業の安定的確保と、経費削減や効率的な人員配置等の経営合理化に努めるよう指導を行ない、令和3年度までの取組を継続する。</p>

6. 監査結果

指摘 22-1	出納業務の効率化について
勸奨	<p>経費の支払いは、普通預金から当座預金への小切手での資金移動を行った後、当座預金からの請求者への支払いが行われている。その際、当座預金からの支払いはインターネットバンキングが用いられている。</p> <p>インターネットバンキングの導入の目的の一つには業務の効率性が掲げられるが、小切手の振り出し、資金移動に関しては窓口業務での対応となり、ネットバンキングの導入の効果が希薄化している。出納業務の内部統制は有効に機能していることに鑑みれば、小切手の振り出しは省略することも可能と思われる。</p>

《補足》

インターネットバンキングは他の外郭団体においても利用されており、DX化が推進される社会において、ITの業務への適用は必要不可欠である。もちろんダブルチェックや上司の承認などの内部統制の構築が必要となることを忘れてはならない。

指摘 22-2	事業報告書について
勸奨	事業報告書の「2. 事業実績」において、計画額と実績額に大きな差額（例えば1千万円以上の差額などが考えられる。）が生じている事業については、摘要欄に差額の要因を記載した方が望ましい。

《補足》

計画額と実績額の差額が大きい事業（1千万円以上の差額）

単位：円

事業名	計画額	実績額	差額
庄の原佐野線	787,765,000	831,901,706	43,136,706
国道10号（高江拡幅）	392,170,000	364,943,306	△27,226,694
国道210号（横瀬拡幅）	399,810,000	389,418,477	△10,391,523
大分市環境整備センター	1,283,905,000	1,297,832,388	13,927,388

計画額に比べて実績額が多い場合は、予定より進捗が進んでおり、問題となるケースは少ないと思われる。一方、計画額に比べて実績額が少ない場合は、公共工事の計画に影響が出るため、原因を明瞭化することが望ましい。

指摘 22-3	貸借対照表について
改善	貸借対照表上のソフトウェアの帳簿価額は間接控除法ではなく、直接控除法を用いるべきである。

《補足》

会社計算規則

（無形固定資産の表示）

第八十一条 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しなければならない。

指摘 22-4	決算書類の注記表について
改善	重要な会計方針「2 固定資産の減価償却方法」には、有形固定資産償却方法は定率法と記載されているが、建物や建物附属設備には定率法だけでなく定額法も存在していることから、記載内容を修正する必要がある。

《補足》

国税庁ホームページ

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産（以下「旧減価償却資産」といいます。）については、「旧定額法」や「旧定率法」などの償却方法で、平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産については、「定額法」や「定率法」などの償却方法で減価償却を行います。さらに、平成10年4月1日以後に取得した建物の償却方法は、旧定額法または定額法のみとなり、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物の償却方法は定額法となります。



# 株式会社大分国際貿易センター

## 1. 概要

設立年月日	平成6年12月15日							
総出資額	659,000千円	県出資額	180,000千円	出資比率	27.3%			
県以外の出資状況	出資団体名		出資額		出資比率			
	(独) 中小企業基盤整備機構		123,000千円		18.7%			
	大分市		80,000千円		12.1%			
	鶴崎海陸運輸(株)		55,000千円		8.3%			
	大分海陸運送(株)		32,000千円		4.9%			
	日本通運(株)		30,000千円		4.6%			
設立目的	大分港大在コンテナターミナルの利用促進をはじめとした大分県の貿易拡大を目的とする。							
県出資(支援)の意義	本県産業の国際競争力を高める重要基盤施設である大分港大在コンテナターミナルの運営を効率的かつ効果的に行うため出資							
事業内容	貿易関係事業者への不動産賃貸業、荷役用機器の賃貸業、港湾施設の管理に関わる受託業務							
理事会(役員会)	理事(役員)数	9人	開催回数	4回	理事(役員)出席率	75.2%		
幹事(監査役) 監査	監事(監査役)数	2人	実施回数	1回	実施延べ日数	1日	主な内容	前年度事業報告及び計算書類等の監査
特記事項	県施設「大分港大在コンテナターミナル」の管理を指定管理者として受託している。							

## 2. 県関与の状況

### (1) 人的支援の状況

(人)	令和3年度(7月1日現在)				令和4年度(7月1日現在)			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	11	1	1	9	11	1	1	9
常勤	1	0	1	0	1	0	1	0
非常勤	10	1	0	9	10	1	0	9
職員数	6	0	1	5	5	0	1	4

### (2) 財政支出の状況

#### ① 財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	52,411	55,236	55,917	県借入金残高	0	0	0
県補助金	0	0	0	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	0	0	0				

②主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① 大分港大在コンテナターミナル管理運営事業	大分港大在コンテナターミナルの管理業務(指定管理)	55,917	52,897	委託料

3. 実施事業等

(1)実施事業

(1) 県の大分港大在コンテナターミナルの管理に関わる受託業務(指定管理者)
(2) 所有する大分国際貿易センタービル、冷凍冷蔵倉庫及び食品流通加工センターの賃貸業
(3) 貿易業務及びポートセールスの支援業務(コンテナターミナルの利用促進)

(2)活動指標

指標名	算式(単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度(%)	目標値
① 安全管理率	安全に管理された日数÷年間日数(%)	100	100	100.0	100
② 企業訪問数	企業訪問数(延べ社)	50	41	82.0	50
③ 外貿及び内貿コンテナ(実入)取扱量	単位:TEU(20フィートコンテナ換算個数)	42,500	41,937	98.7	43,800
指標設定に関する留意事項	安全に管理された日数とは、2基あるガントリークレーンが1基以上24時間使用可能状況であった日数				

4. 財務状況等

(1)3年間の推移

損益計算書 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	売上高	128,671	129,398		131,314	資産 A	880,327
売上原価	91,899	94,499	95,026	流動資産	533,115	402,436	538,357
売上総利益	36,772	34,899	36,288	固定資産	347,212	529,131	383,163
販売費及び一般管理費	18,383	18,809	24,596	負債 B	62,627	93,962	64,266
営業利益	18,389	16,090	11,692	流動負債	29,804	61,616	31,782
営業外収益	13,912	15,289	15,284	固定負債	32,823	32,345	32,484
営業外費用	0	0	0	純資産 A-B	817,700	837,605	857,254
経常利益	32,301	31,378	26,977	株主資本	817,700	837,605	857,254
税引前当期純利益	32,301	28,921	26,977	資本金	659,000	400,000	400,000
法人税、住民税及び事業税	10,051	9,016	7,328	資本剰余金	0	259,000	259,000
当期純利益	22,250	19,905	19,648	利益剰余金	158,700	178,605	198,254
財務指標	指標名	算式(単位)		令和3年度			令和4年度
	① 経常収支比率	収入/支出(R3:146,598千円/119,622千円)	1.1	1.2	109.1	1.3	
指標設定に関する留意事項							

(2)財務指標

指標名	算式(単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度(%)	目標値
① 経常収支比率	収入/支出(R3:146,598千円/119,622千円)	1.1	1.2	109.1	1.3

## 5. 指導指針への対応状況

<p>「適正な運営指導」等の取組状況</p>	<p>【令和3年度までの取組】                  港湾施設の適切な管理運営による利便性の向上や、県と連携した効率的なポートセールス活動の実施により、大分港大在コンテナターミナルの利用促進を図ってきた。                  コスト管理の徹底や業務の効率化により21期連続で黒字経営を行っており、繰越欠損金も平成23年度には解消している。</p> <p>【令和4年度以降の方針】                  今後もコストの管理や利用事業者のニーズの的確な把握を行い、民間利用の状況に応じたサービス提供により、収益性の確保を図りながら、港湾機能の充実を推進する。</p>
<p>「人的関与」の見直し状況</p>	<p>【令和3年度までの取組】                  本県の貿易施策の推進に向け、県と連携して大在コンテナターミナルの利用促進と、経営の安定化の観点から、県職員（土木建築部長）の非常勤取締役就任を継続してきた。                  なお、業務援助職員の派遣はない。</p> <p>【令和4年度以降の方針】                  大在コンテナターミナルにある県有施設の改修・更新と大分県内の貿易体制の維持を円滑に進めるためには、県と株式会社大分国際貿易センターの連絡体制が重要であることから、引き続き県職員（土木建築部長）の非常勤職員就任については継続する。</p>
<p>「財政的関与」の見直し状況</p>	<p>【令和3年度までの取組】                  大分港大在コンテナターミナルの指定管理を平成18年度より委託している。</p> <p>【令和4年度以降の方針】                  大分港大在コンテナターミナルの指定管理期間中（現在の契約は令和5年度まで）は現状の関与を継続する。</p>

## 6. 監査結果

<p>指摘 23-1</p>	<p>一般社団法人との取引について</p>
<p>不備</p>	<p>当法人は（一社）大分県貿易協会と出向契約書を交わし、貿易協会に従業員を派遣しているところであるが、出向先から支払われる費用について、覚書で定められている契約金額と異なる金額が支払われている。</p> <p>また、貿易協会の所在地は当法人の事務所とされているが、賃貸借契約などは締結されておらず、貿易協会は当法人に家賃を支払っていない。</p> <p>当法人は貿易協会との取引を整理、改善する必要がある。</p>

<p>指摘 23-2</p>	<p>取引業者の選定について</p>
<p>改善</p>	<p>固定資産や経費取引について見積合わせが行われていない取引が複数見られるなど、当法人の規程に沿った業務が行われていない。内規に従い、一定以上の金額の取引は見積合わせを行い、また、随意契約の場合にはその理由を明らかにした上で、内部決裁を経て取引を行うといった対応が必要である。</p>

### 《補足》

例えば、除草作業の委託作業や固定資産に計上すべきと考えられる応接セットの購入について随意契約となっていたが、その理由が記載されていなかった。

当法人の経理規程において、原材料、物品等の購入は、費用の節減等を購入理念として、

適当な品質のものを低廉な価格にて時期適切に購入しなければならないものとされ、購入する場合は、原則として信用ある業者2社以上の見積を徴し、購入先を選定して発注しなければならないとされている。

指摘 23-3	貸借対照表の表示区分について
改善	令和4年3月末の貸借対照表において、固定資産の投資有価証券 250 百万円のうち 50 百万円は、償還日が1年以内に到来する債券であることから、固定資産ではなく流動資産に計上すべきである。

《補足》

会社計算規則において、売買目的有価証券及び1年以内に満期の到来する有価証券は、流動資産に属するものであると定められている。なお、前述の50百万円の有価証券は償還日が令和5年3月20日の利付国債（満期保有目的）である。

指摘 23-4	規程の改廃について
改善	規程の内容が取引実態と明らかに異なっている点が見受けられることから、規程の見直しを行う必要がある。

《補足》

経理規程の閲覧、当法人の管理職員へのヒアリングの結果、上記のとおり判断した。例えば、法人の規程を見ると、支払は原則として小切手によるものとされている一方、実際は当座預金を有していない等の状況が見受けられた。

指摘 23-5	県有地に外郭団体の施設が建設されていることについて
改善	<p>県が所有する大分港大在コンテナターミナルの敷地内において、使用許可の上、センターが自己施設を設け外部業者等に賃貸し収入を得ている。</p> <p>センターは平成18年から継続してターミナルの指定管理者にもなっている。ターミナル内にセンター所有の施設が置かれ、外部業者との賃貸契約が継続している点などを勘案すると、5年ごとの指定管理者の公募において、センター以外の者が参入することは容易ではなく公平な競争が行われているとは判断できず、公募が形式的であるようにも見て取れる。</p> <p>公平性の観点からセンターの建物がターミナル内に恒常的に置かれている状況について、建物を県が取得するよう働きかけるか、使用期間を終了させて他の営利企業も参入できる機会を確保するなどの見直しを検討するべきである。</p>

《補足》

大分港大在地区の附属地 39（県有地）に設置されている F A Z 施設（管理棟・冷凍冷



蔵倉庫・食品流通加工センター) は、指定管理者制度が導入される前である平成8～9年度に県へ港湾施設使用許可申請書を提出し、許可を受け当法人の負担で建設された。

また、港湾施設使用許可は大分県港湾施設管理条例に基づき、毎年度申請及び許可が行われている。また、許可条件には、使用者は使用期間が満了したとき、又は使用許可を取り消され若しくは制限されたときは、自己の負担で知事の指定する期日までにその施設を原状に回復しなければならないとする旨定められている。なお、県有地に建設されている民間施設等は概ね同じルールとなっている。

施設を建設する際、単年度ではなく長期間の利用によって投下資本を回収することが一般的である。港湾施設の使用許可は毎年申請・許可が行われているものの、単年度の申請は形式的なもので、利用実態を見ると実質的には長期にわたり使用許可を行っているとの疑念を感じざるを得ない。

なお、管理棟、冷凍冷蔵倉庫、食品流通加工センターの業者からの受取賃借料は年間8,000万円程度、センターから県に支払う附属地の使用料は1,500万円程度となっている。

指摘 23-6	配当金について
勸 奨	業績が安定しており配当金を恒常的に出してよいのではないかと考えられる。

《補足》

過去の配当金額の推移は下表のとおりである。

単位：千円

年度	当期純利益	純資産合計	配当金額
平成24年度	19,084	700,423	0
平成25年度	21,393	721,816	0
平成26年度	20,200	742,017	0
平成27年度	19,050	761,068	0
平成28年度	17,944	779,012	0
平成29年度	12,230	791,242	0
平成30年度	23,949	815,190	0
令和元年度	22,250	817,700	19,740
令和2年度	19,905	837,605	0
令和3年度	19,648	857,254	0
令和4年度	-	-	19,740

指摘 23-7	監査役監査の内容の証跡について
勸 奨	<p>監査役の監査報告書は入手しているが、当該監査報告書は定型様式となっているため、監査内容や意見、講評メモなどが当法人において十分に記録されていなかった。</p> <p>監査役がどのような監査を実施したのか、センターの経営等に資する情報について集約整理する必要がある。</p>

指摘 23-8	役員への餞別について
勸 奨	<p>「役員の前任に基づく餞別贈呈規程」に基づき監査役に餞別が支払われ、雑費として処理されている。規程どおりの支払いではあるものの、退職金勘定ではなく雑費勘定の処理であると、その事実を外部から把握することが困難になる恐れがある。より透明性を確保するために外郭団体として改善できる事項がないか検討されたい。</p>

指摘 23-9	固定資産の実査について
勸 奨	<p>決算に関する資料として固定資産台帳は出力されているものの、チェックマークなどが付されておらず、現物調査が行われているのか判別がつかなかった。今後は、いつ誰がどのように調査したのかが明らかになるように記録を残しておくことが望ましい。</p>

《補足》

当法人の経理規程第58条によると、「固定資産管理責任者は、毎期末または随時に、有形固定資産の現状につき、調査し、その過不足、要修理の如何につき、本社に報告しなければならない」とされている。

## 大分県住宅供給公社

### 1. 概要

設立年月日	昭和40年9月20日					
総出資額	10,000千円	県出資額	10,000千円	出資比率	100.0%	
県以外の出資状況	出資団体名		出資額		出資比率	
	なし		0千円		0.0%	
設立目的	勤労者に居住環境の良好な住宅及び宅地を供給し、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。					
県出資(支援)の意義	大分県の住宅政策の一翼を担うべく、勤労者の生活の安定と社会福祉の増進に寄与すると考え出資している。					
事業内容	住宅及び宅地の建設並びに譲渡、公社賃貸住宅等の管理、公営住宅の受託管理					
理事会(役員会)	理事(役員)数	8人	開催回数	2回	理事(役員)出席率 62.5%	
幹事(監査役)監査	監事(監査役)数	2人	実施回数	1回	実施延べ日数 1日	主な内容 定款第7条第4項に基づく令和2年度決算内容等の監査
特記事項	県営住宅管理業務を、平成26年度から管理代行者として受託している。					

### 2. 県関与の状況

#### (1) 人的支援の状況

(人)	令和3年度(7月1日現在)				令和4年度(7月1日現在)			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	10	1	2	7	10	1	2	7
常勤	2	0	2	0	2	0	2	0
非常勤	8	1	0	7	8	1	0	7
職員数	103	0	0	103	103	0	0	103

#### (2) 財政支出の状況

##### ① 財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	372,076	375,489	375,489	県借入金残高	0	0	0
県補助金	0	0	0	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	0	0	0				

##### ② 主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① 県営住宅管理事業	県営住宅の入退去、家賃収納、建物維持管理等	375,489	417,079	委託料

### 3. 実施事業等

#### (1) 実施事業

(1) 公営住宅等の管理受託事業
(2) 公社所有の賃貸住宅及び賃貸施設管理事業
(3) 宅地分譲事業
(4) 公共建築物等の設計及び工事施工監理業務等の受託事業

#### (2) 活動指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度 (%)	目標値
① 宅地販売件数	販売(契約)実績件数÷販売(契約)目標件数×100 (件)	6	1	16.7	5
② 県営住宅家賃(現年度)収納率	家賃(現年度)収納額÷家賃(現年度)調定額×100 (%)	99.86	99.95	100.1	99.96

### 4. 財務状況等

#### (1) 3年間の推移

損益計算書 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売上高	1,206,321	1,306,622	1,225,001	資産 A	3,111,268	3,055,509	3,101,838
売上原価	1,039,597	1,149,897	1,071,768	流動資産	745,337	696,447	749,658
売上総利益	166,724	156,725	153,233	固定資産	2,365,931	2,359,061	2,352,181
販売費及び一般管理費	58,085	65,178	65,279	負債 B	969,274	840,393	816,489
営業利益	108,639	91,547	87,954	流動負債	330,238	274,678	323,088
営業外収益	600	325	1,176	固定負債	639,036	565,715	493,401
営業外費用	21,592	18,690	18,914	純資産 A-B	2,141,994	2,215,115	2,285,349
経常利益	87,646	73,182	70,216	株主資本	0	0	0
特別利益	86	0	18	資本金	10,000	10,000	10,000
特別損失	0	60	0	資本剰余金	1,350,896	1,350,896	1,350,896
当期純利益	87,733	73,121	70,234	利益剰余金	781,098	854,219	924,453

#### (2) 財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度 (%)	目標値
① 自己資本比率	資本合計÷総資本(負債+資本)×100 (%)	50.0	73.7	147.4	50.0
② 売上高経常利益率	経常利益÷売上高×100 (%)	5.0	5.7	114.0	5.0

## 5. 指導指針への対応状況

<p>「適正な運営指導」等の取組状況</p>	<p>【令和3年度までの取組】 平成30年3月に第2期中期経営計画（平成30年度～令和4年度）を策定した。策定にあたって、県が分譲事業の継続について検討を指導したため、計画期間内の分譲事業の終了及び市営住宅等公営住宅の管理受託の拡大等を目標として定め、適正な事業運営に取り組んでいる。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により住宅の退去を余儀なくされた人や住宅確保要配慮者の受皿となっている。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 令和4年度中に第3期中期経営計画を策定する。策定にあたって、大分県公営住宅マスタープランに対応した公営住宅の管理運営方法（IT化・DX化による住民の利便性向上、業務の効率化）や公社賃貸住宅の将来的な方針など、社会情勢の変化に柔軟に対応し、本県の住宅政策の一翼を担うための公社の組織、運営の方向性について検討する。 第3期中期経営計画策定に向けて県の住宅施策が反映されるよう助言する。</p>
<p>「人的関与」の見直し状況</p>	<p>【令和3年度までの取組】 平成24年度に土木建築部長が就任していた役員構成の見直しを行い、平成25年4月1日から土木建築部審議監が役員に就任している。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 公社は県の100%出資団体であり、今後も運営状況を的確に把握し住宅困窮者に対する施策のタイムリーな反映など業務の適正な執行を推進するためには、県職員の役員就任を継続する必要がある。</p>
<p>「財政的関与」の見直し状況</p>	<p>【令和3年度までの取組】 平成26年度に運営費助成金を廃止し、現在は県営住宅の管理業務委託料として適正な経費を支払っている。 公社への財政的関与は出資金を除き県営住宅管理業務にかかる委託料である。同業務については平成26年度から管理代行者として取り組んでいるものである。公社の事務処理上の権限が拡大されたことによる事務処理の迅速化など県民サービス向上の効果が期待できるほか、家賃収納率の向上、建物の適切な管理に取り組んでいる。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 今後も、県営住宅管理業務にかかる委託料とする。</p>

## 6. 監査結果

<p>指摘 24-1</p>	<p>出納業務の効率化について</p>
<p>勸奨</p>	<p>経費の支払いは、普通預金から当座預金への小切手での資金移動を行った後、当座預金からの請求者への支払いが行われている。その際、当座預金からの支払いはインターネットバンキングが用いられている。 インターネットバンキングの導入の目的の一つには業務の効率性が掲げられるが、小切手の振り出し、資金移動に関しては窓口業務での対応となり、ネットバンキングの導入の効果が希薄化している。出納業務の内部統制は有効に機能していることに鑑みれば、小切手の振り出しは省略することも可能と思われる。</p>

《補足》

インターネットバンキングの利用は他の外郭団体においても利用している先は多く、D

X化が推進される社会において、ITの業務への適用は必要不可欠である。もちろんダブルチェックや上司の承認などの内部統制の構築が必要となることを忘れてはならない。

指摘	24-2	目標入居率の設定について
勸奨		県営住宅に関しては令和4年度からの基本協定書に、設備が充実している一定の居住水準を満たす住宅の入居率95.5%の目標指標が設定された。一方、市営住宅で設定されているところは現時点では無いため、今後、県営住宅同様に一定の水準を満たす市営住宅に関しては目標水準を定めることが望まれる。

《補足》

#### 公営住宅法

第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

民間の住宅投資であれば投資回収まで把握する必要があるが、公営住宅は上記を目的としており投資回収を目的としていない。しかし、公有財産の有効利用の観点からは一定水準の条件を満たす物件に関しては入居率を高める必要がある。

指摘	24-3	財産目録の作成方法について
勸奨		財産目録上に記載されている預金は総額のみ記載となっており、内訳が記載されていない。財産の内容が明瞭となるように預金種別毎に、主な金融機関名を付して、金額を記載することが望ましい。

《補足》

#### 地方住宅供給公社会計基準

第39 財産目録は、貸借対照表日におけるすべての資産及び負債の状況の詳細を明らかにするため、原則として、貸借対照表の科目ごとの内訳として、具体的な内容、数量、金額等、その他適宜な構成要素に細分して記載しなければならない。

指摘	24-4	決裁システムの導入、拡大について
勸奨		<p>令和4年度から、ワークフローシステムを導入し、発注伺いや支出負担行為の郵送等の手間を省き、電子決裁とすることで業務フローの改善が行われている。業務が大分県全域で行われていることに鑑みれば適切な対応であると思われる。</p> <p>しかしながら、一般企業と比較すると導入までの意思決定に時間を要していると言わざるを得ない。業務改善に関しては迅速に意思決定ができる体制が望まれる。</p> <p>また、導入されたワークフローシステムは現状すべての経費に対応できていないため、これに関しても順次対応し、業務の効率化を推進して頂きたい。</p>

《補足》

業務範囲が広域に及ぶ場合はITを活用した管理方法が効率的である。令和3年度までは各市町村から書面での伺書の閲覧が行われていたが、監査時点の令和4年度からはワークフローの決裁が可能となっている。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、社会的には急速なDX化が進んでおり、今後も柔軟かつ迅速な対応が求められる。

指摘	24-5	大分県住宅供給公社の今後の展望について
勸奨		<p>大分県住宅供給公社は大分県下で公営住宅の管理業務を行っており、その実績は全体の約75%の公営住宅の業務に携わっているところである。公営住宅は築年数が長いものが多く、今後は老朽化による改修工事、建替工事さらには閉鎖等が生じてくるであろう。公営住宅の所有者である県や各市町村において改修、建替等の意思決定が行われているが、行政側も建築の専門職員が減少してきている。</p> <p>そのため、将来的には現場の状況を最も理解している公社が公営住宅のマネジメントにも参画するような体制づくりを検討していく必要があると考える。</p>

《補足》

一般社団法人 全国住宅供給公社等連合会ホームページより

地方住宅供給公社は、平成20年3月時点では57公社でありましたが、近年、地方公共団体の住宅施策の変化の中でその役割を終了させた公社や公社経営の破綻などを要因として20公社が解散して、令和2年4月現在では37公社（全住連加盟公社）となっています。

- ・都道府県 29公社
- ・政令指定市 8公社

このような背景をみると、住宅を供給するといった公社の役割は終わりに近づいており、これ以外に公社が必要とされる業務がない場合は、解散も視野に入れる必要があると史料する。一方で、公営住宅法第47条には、地方公共団体や地方住宅公社が公営住宅及び共同施設の管理に関する特例が定められている。この管理の特例に関する業務においては、地方公共団体において専門職の確保が困難となっている背景が見てとれ、この点では公社の今後の活躍が期待される場所である。





## 公益財団法人大分県奨学会

### 1. 概要

設立年月日	昭和36年4月3日						
総出資額	2,034,173千円	県出資額	475,911千円	出資比率	23.4%		
県以外の出資状況	出資団体名			出資額		出資比率	
	財団法人 大分県育英会（寄附）			955,000千円		46.9%	
	財団法人 大分県関西育英会（寄附）			552,500千円		27.2%	
設立目的	大分県内に住所を有する者の子弟のうち、優秀な学生及び生徒で、経済的理由により修学困難な者に対する援護補導を行い、もって社会における有為な人材の育成と教育の振興に寄与することを目的とする。						
県出資（支援）の意義	経済的理由で修学が困難な学生及び生徒の教育機会を確保するために奨学金を貸与することが不可欠であるため支援している。						
事業内容	1 奨学資金の貸与 2 奨学資金の貸与を受ける学生及び生徒の補導 3 その他目的を達成するために必要な事業						
理事会（役員会）	理事（役員）数	11人	開催回数	4回	理事（役員）出席率	97.7%	
幹事（監査役）監査	監事（監査役）数	2人	実施回数	1回	実施延べ日数	1日	主な内容 令和2年度の事業報告、収支計算書に関する監査
特記事項	なし						

### 2. 県関与の状況

#### （1）人的支援の状況

（人）	令和3年度（7月1日現在）				令和4年度（7月1日現在）			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	11	3	1	7	11	3	1	7
常勤	1	0	1	0	1	0	1	0
非常勤	10	3	0	7	10	3	0	7
評議員数	15	4	0	11	15	4	0	11
職員数	8	1	2	5	8	1	2	5

#### （2）財政支出の状況

##### ①財政支出

（千円）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	（千円）	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	5,527	5,527	5,527	県借入金残高	6,619,670	6,682,945	6,743,770
県補助金	10,264	13,253	11,325	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	0	0	0				

②主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① 大学奨学金貸与事業費貸付金	大学奨学金貸与事業に係る貸与原資の貸付	62,705	50,950	貸付金
② 高等学校等奨学金(第一種)貸与事業費補助金	高等学校等奨学金貸与事業に係る経費の補助	5,484	5,484	補助金
③ 高等学校等奨学金(第二種)貸与事業費補助金	高等学校等奨学金貸与事業に係る経費の補助	5,841	5,841	補助金
④ 債権管理事務委託	債権回収に従事する職員を配置	5,527	5,527	委託料

3. 実施事業等

(1)実施事業

(1) 奨学資金の貸与
(2) 奨学資金の貸与を受ける学生及び生徒の補導

(2)活動指標

指標名	算式(単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度(%)	目標値
① 高校奨学金貸与者数	第一種奨学金貸与者数(人) + 第二種奨学金貸与者数(人)	1,160	985	84.9	985
② 大学奨学金貸与者数	大学奨学金貸与者数	305	303	99.3	303

4. 財務状況等

(1)3年間の推移

正味財産増減計算書(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	36,846	37,006	33,122	資産 A	10,675,810	10,738,334	10,756,682
経常費用	33,372	32,327	32,829	流動資産	33,529	36,237	36,985
当期経常増減額	▲ 80,461	▲ 928	▲ 44,465	固定資産	10,642,281	10,702,097	10,719,697
経常外収益	0	0	0	負債 B	6,621,999	6,685,452	6,748,264
経常外費用	0	0	0	流動負債	2,113	1,836	3,514
当期経常外増減額	0	0	0	固定負債	6,619,886	6,683,616	6,744,750
当期一般正味財産増減額	▲ 80,461	▲ 928	▲ 44,465	正味財産(純資産)A-B	4,053,810	4,052,882	4,008,417
一般正味財産期首残高	2,691,560	2,611,098	2,610,170	指定正味財産	1,442,712	1,442,712	1,442,712
一般正味財産期末残高	2,611,098	2,610,170	2,565,705	(うち基本財産への充当額)	571,737	412,312	112,312
当期指定正味財産増減額	0	0	0	(うち特定資産への充当額)	870,975	1,030,400	1,330,400
指定正味財産期首残高	1,442,712	1,442,712	1,442,712	一般正味財産	2,611,098	2,610,170	2,565,705
指定正味財産期末残高	1,442,712	1,442,712	1,442,712	(うち基本財産への充当額)	1,405,590	1,559,487	1,814,999
正味財産期末残高	4,053,810	4,052,882	4,008,417	(うち特定資産への充当額)	1,172,185	1,013,614	713,692

(2)財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度 (%)	目標値
① 高校奨学金等返還率	高校奨学金等返還額÷高校奨学金等返還予定額×100%	73.3	71.9	98.1	73.3
② 大学奨学金返還率	大学奨学金返還額÷大学奨学金返還予定額×100%	94.7	94.3	99.6	94.7

5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】 法人経営の安定のためには、奨学金事業の財源となる貸与者からの返還金の確実な回収が不可欠であり、平成21年度から債権管理事務委託の導入により専ら債権回収に従事する職員を配置し回収率の向上に努めている。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 引き続き債権回収に従事する職員を中心に、返還金の早期回収に努めていく。</p>
「人的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 見直し方針に基づき、平成24年4月に公益財団法人への移行に伴う役員就任の見直しを行った。 副理事長は副知事が退任し教育長が就任、専務理事は教育財務課長が就任した。 常務理事は県職員から当法人の事務局長に交代し、理事は生活環境部長が退任、県立学校長協会会長が就任した。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 事業の継続・充実等を図るため、今後も県の関与は必要である。 奨学金返還者数は増加しているが、引き続き事業の効率化等を進めながら、事務局及び役員の人員体制について、随時検討を行っていく。</p>
「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 高等学校奨学金のうち、通学費の貸付に対する県からの貸付金は、奨学会の自主財源で運用できるようになったため、平成30年度から中止とした。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 大学奨学金について、貸与者から返還が始まったことから、大学奨学金貸付の原資となる県からの貸付額を精査し、必要な額を貸し付ける。</p>

6. 監査結果

指摘	25-1	高校奨学金等返還率の向上施策について
勸奨	令和3年度の高校奨学金等返還率は71.9%と低調であるため、返還率の向上に向けた実効性のある対策が望まれる。	

《補足》

当法人は、大分県内に住所を有する者の子弟のうち優秀な学生及び生徒で、経済的理由により修学困難な者に対する援護補導を行い、もって社会における有為な人材の育成と教育の振興に寄与することを目的としている。この目的を達成するために、奨学資金の貸与を行っている。ここで、当該奨学資金には、高等学校等奨学金及び大学奨学金があり、令和3年度の貸与総額は前者が275,131千円であり、後者が173,560千円となっている。また、奨学

金等返還率（奨学金等返還額÷奨学金等返還予定額×100%）に目を移せば、前者が71.9%であり、後者が94.3%となっている。2010年に開始した高等学校等就学支援金制度等が整備されたことに伴い、当該制度でも不十分である、より状況の芳しくない先へ貸し出すことが多くなり、結果として高校奨学金等返還率が年々悪化している状況となっている。

貸与総額の規模や返還率の低迷を勘案すれば高校奨学金返還率の向上が急務であり、サービサーへの外部委託等の検討はしているものの、具体的な計画には至っておらず、未だ不透明な状況である。平成21年度から専らその回収に従事する職員を配置し、平成24年度からは人数を2名に増員するとともに債権管理に精通した人材を配置している。しかし、与信先の身辺調査など困難な事案も多く、現状返還率の状況や他県の債権管理の人員数等を鑑みれば、職員の充分性についても更なる検討の余地があろう。

指摘	25-2	有価証券の保有目的について
改善		満期まで所有する意図をもって保有する有価証券については、満期保有目的の債券に区分すべきである。

《補足》

当法人は、基本財産として多額の投資有価証券を保有しており、それらをすべて「その他有価証券（公益法人会計基準上、満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券）」に区分し、時価評価を行っている。担当者にヒアリングしたところ、保有する有価証券はすべて満期まで所有する意図を持っているとのことであるものの、これまでの処理に従い、継続性の観点から「その他有価証券」に分類しているとの回答を得た。投資有価証券を「その他有価証券」として保有することにより時価評価され、基本財産評価損益等として損益計上されるため、法人の正味財産増減計算書上、当期経常増減額が当該有価証券の評価損益によって左右され、適正な期間損益計算が歪められてしまう可能性がある。

なお、「満期保有目的の債券」については、満期まで所有する意図は取得時点において判断されるものであるため、一旦、他の保有目的で取得した債券について、その後、保有目的を変更して「満期保有目的の債券」に振り替えることは認められていない（金融商品会計実務指針69項）。そのため、「その他有価証券」として保有している投資有価証券を「満期保有目的の債券」として今後分類することはできないものの、今後取得する有価証券については「満期保有目的の債券」に区分することを検討されたい。

指摘	25-3	備品の管理（備忘価額）について
改善		当法人は、現在使用中の固定資産（備品）についても、0円まで減価償却を行っている。台帳上、存在しているものと処分済みのものが明確でないため、今後は存在しているものについては帳簿上備忘価額1円とすることが望ましい。

《補足》

当法人は、パソコンやプリンターといった備品を保有しているが、現在使用中のものについても0円まで償却を行っている。これでは、台帳上償却が完了しているが未だ使用中の固定資産と、既に除却等により存在していない固定資産の区別が困難である。従って、未処分の固定資産については、備忘価額として1円を帳簿上残しておくことが管理上有用と考えられるため、今後取得する資産から対応して頂きたい。



## 公益財団法人大分県スポーツ協会

### 1. 概要

設立年月日	昭和48年2月24日							
総出資額	13,958千円	県出資額	2,000千円	出資比率	14.3%			
県以外の出資状況	出資団体名		出資額		出資比率			
	県スポーツ協会基本金		2,549千円		18.3%			
	郡市体育協会		1,034千円		7.4%			
	競技団体		470千円		3.4%			
	学校体育団体		250千円		1.8%			
	企業・地域団体		7,175千円		51.4%			
設立目的	スポーツを振興し、県民体力の向上とスポーツ精神の養成を通じて、心身の健全な発展を図ること							
県出資(支援)の意義	法人の活動が、青少年の健全育成と県民誰もがスポーツを享受できる明るく元気な大分県の創造に寄与するものであるため							
事業内容	加盟団体の強化発展と相互の連絡、スポーツに関する各種事業の計画実施と援助、競技力の向上、青少年の健全育成							
理事会(役員会)	理事(役員)数	30人	開催回数	5回	理事(役員)出席率	89.3%		
幹事(監査役)監査	監事(監査役)数	3人	実施回数	1回	実施延べ日数	1日	主な内容	重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査
特記事項	アマチュア競技団体、地域スポーツ団体、学校体育団体で構成し、公益財団法人日本スポーツ協会に加盟している。							

### 2. 県関与の状況

#### (1) 人的支援の状況

(人)	令和3年度(7月1日現在)				令和4年度(7月1日現在)			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	30	6	2	22	30	6	2	22
常勤	0	0	0	0	0	0	0	0
非常勤	30	6	2	22	30	6	2	22
評議員数	66	10	6	50	67	10	6	51
職員数	3	3	0	0	3	3	0	0

#### (2) 財政支出の状況

##### ① 財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	0	0	0	県借入金残高	0	0	0
県補助金	0	0	0	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	232,719	87,989	114,360				

## ②主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① 競技スポーツ振興費	国体予選大会負担金、全国都道府県対抗駅伝大会負担金ほか	6,913	7,484	負担金
② スポーツ大分パワーアップ事業	競技団体に対し補助する選手強化費負担金	85,149	110,000	負担金
③ 国民体育大会参加費	国体に出場する選手・監督・役員の参加費負担金	22,299	175,294	負担金
④ 国民体育大会 PCR 検査費	国体に出場する選手・監督・役員のPCR検査費	0	18,982	負担金

## 3. 実施事業等

### (1)実施事業

(1) 国民体育大会・九州ブロック大会等の各種スポーツ大会及びスポーツに関する技能・体力・競技力の向上に対する助成、並びに指導者の資質向上等を図る事業
(2) スポーツを通じて児童・青少年の健全な育成を図るための各種大会の開催、助成、並びにスポーツに関する講習会・研修会等の開催及び助成事業
(3) スポーツに関する指導体制等の拡充及びスポーツ選手の育成・強化等に関する事業並びに地域のスポーツ振興及びスポーツに関する団体の組織拡充等に関する事業
(4) スポーツの健全な普及・振興等に功績のあった個人・団体に対する表彰事業
(5) スポーツ水準の向上を図るためスポーツ医科学等の調査・研究等に関する事業
(6) ホームページの運営、広報誌発行等によるスポーツの普及事業並びに関係機関への情報提供、連携等によるスポーツの振興に関する事業

### (2)活動指標

指標名	算式(単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度(%)	目標値
① 国民体育大会天皇杯得点	(点)	1,000	なし	-	1,000
② スポーツ少年団加入者数	(人)	15,000	13,393	89.3	15,000
指標設定に関する留意事項	※令和3年度は、国民体育大会本大会(三重国体)が中止となったことから実績値なし。				



#### 4. 財務状況等

##### (1) 3年間の推移

正味財産増減計算書 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	269,490	120,100	151,275	資産 A	41,678	52,013	58,260
経常費用	268,668	116,161	147,738	流動資産	23,182	31,662	38,249
当期経常増減額	822	3,939	3,537	固定資産	18,496	20,351	20,012
経常外収益	0	0	0	負債 B	4,465	10,861	13,572
経常外費用	0	1	0	流動負債	4,465	10,861	13,572
当期経常外増減額	0	▲ 1	0	固定負債	0	0	0
当期一般正味財産増減額	822	3,939	3,537	正味財産(純資産)A-B	37,213	41,152	44,689
一般正味財産期首残高	33,807	34,629	38,568	指定正味財産	2,584	2,584	2,584
一般正味財産期末残高	34,629	38,568	42,105	(うち基本財産への充当額)	0	0	0
当期指定正味財産増減額	▲ 632	0	0	(うち特定資産への充当額)	2,584	2,584	2,584
指定正味財産期首残高	3,216	2,584	2,584	一般正味財産	34,629	38,568	42,105
指定正味財産期末残高	2,584	2,584	2,584	(うち基本財産への充当額)	0	0	0
正味財産期末残高	37,213	41,152	44,689	(うち特定資産への充当額)	15,767	15,967	16,167

##### (2) 財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度 (%)	目標値
① 自主財源 (賛助会費、受取寄付金等)	(千円)	21,880	30,139	137.7	29,815

#### 5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】 平成29年度に中期経営計画を策定し、収支の改善に向けた取り組みを行っている。具体的には、分担金の改定を行い、収支の改善を図ったほか、賛助会員増に取り組み、令和3年度の大幅増に繋がった。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 今後は、ホームページやSNSを活用し、積極的に協会の活動をPRするなど、広報活動を充実させ、課題である賛助会員の増加を図り、自主財源の確保に取り組んでいく。</p>
「人的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 令和元年度より、会長であった知事が名誉会長に就任したが、副会長に教育長、専務理事に体育保健課長が就任している。本団体の活動は、県民の体力向上やスポーツ振興であり、県との連携を密にして取り組んでいかなければならないことから、役員の人的関与については現状を継続する。 業務援助として、職員3名(事務局長、総務部長、事業部長)の派遣がある。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 事業の一層の充実等を図るため、今後も県の関与は必要であり、引き続き、業務援助職員の派遣の継続が必要である。</p>
「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 事務事業評価や予算査定の際に、必要性や有効性、実施効果等を検証した。また事業毎の予算執行状況を確認しながら、無駄のない予算案の検討も実施した。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 今後も競技力向上をはじめとした本県のスポーツ振興と、県民がライフステージに応じて、主体的にスポーツに親しむ生涯スポーツの実現につながる支出となるよう検討していく。</p>

## 6. 監査結果

指摘 26-1	事業費負担金変更承認申請の意義について
勸奨	令和4年3月15日付の当該事業費負担金変更承認申請書で申請した金額が4月20日付の事業実績報告書では、提示金額の半分以下となっていた。変更申請を必要とする意義について、県の所管課と当協会は理解を共有することが望まれる。

### 《補足》

県が負担金を拠出しているスポーツ大分パワーアップ事業において、当法人から令和4年3月15日付で提出された当該事業費負担金変更承認申請書では、当該事業の実施項目の一つである国体サポート対策の金額が4,620,000円とされていた。

その約1ヶ月後、令和4年4月20日付で提出された事業実績報告書では、上記の国体サポート対策の精算額が1,977,531円となっていた。概ねの年度実績が把握可能な3月に入ってからの変更承認申請書に記載した金額が、実績と大きな差異が生じた理由を確認したところ、国体サポート対策の返納額の精査、その他特別強化対策費の返納額の精査や特殊競技基盤整備等の最終実績見込みの精査ができていなかったことが要因とのことであった。

このような杜撰な変更承認申請では、何ら意味を持たない。変更申請を必要とする意義について、県の所管課と当法人は理解を深める必要がある。

指摘 26-2	自主財源確保の取り組みについて
勸奨	県からの負担金が経常収益の7割を超えており、負担金割合の低減が望まれる。自主財源確保に向けたこれまでの取組の成果がある程度出ていると考えられるものの、より一層の成果を得るために今後も継続的な取組が望まれる。

### 《補足》

当法人では、県からの負担金が経常収益の7割を超えていることから、安定的な自主財源の確保による財務基盤の確立が必要であり、ホームページやSNSを活用した広報活動を充実させている。

その結果、賛助会員の会費収入は、平成29年度の3,820千円から令和3年度の6,065千円と約1.6倍に増加し、目標を上回る大幅な伸びを達成し、一定の成果が得られている。また、具体的施策として、①令和2年度のホームページのリニューアルに伴う5口以上の法人会員が希望する場合の当該法人のホームページ等へのリンクバナー広告の掲載、②本会ホームページでのインスタグラムを活用した写真投稿キャンペーン等の実施、③本会公式ユーチューブチャンネルでの行事の様子などの公開等による新たな試みも積極果敢に取り組んでおり、評価されるべきであろう。

しかし、県からの負担金割合は、令和3年度が75.9%と令和2年度の73.3%を若干であるが上回っている。コロナの影響が考えられるものの、負担金割合の低減を図るためには、今後も自主財源確保の取組を継続的に行っていくことが望まれる。

指摘	26-3	効率的な業務実施について
勸	県は、超過勤務状況について実態を把握し、法人と協働して必要な改善策等を検討、実施することが望まれる。	
奨	また、実施している業務について今一度振り返り、業務の廃止、統合等による効率的な業務の実施が望まれる。	

《補足》

当法人の現在の事務局は、県教育委員会からの派遣（業務援助）職員3名と臨時的任用職員5名＋総合型地域スポーツクラブアドバイザー1名の計9名で運営している。当法人では、少ない職員数でありながら多くの事業を抱えており、超過勤務が恒常的に発生している。令和2年度及び令和3年度の超過勤務時間はそれぞれ1,152時間及び1,090時間であった。

超過勤務の増減要因については、感染症に係る通知等の新たな業務の発生による増加があったものの、一方で、文書発送におけるメールの活用や会議のオンライン化、起案・決裁ルートの見直し、複合機の活用等の業務の効率化による削減があったと分析されている。一概に増減要因を把握することは難しいものの、所管課は超過勤務状況について協会と意見交換等により実態を把握し、協会と協働して必要な改善策を模索することが望まれる。

また、当法人は、スポーツを振興し、県民体力の向上とスポーツ精神の養成を通じて心身の健全な発展を図ることを設立目的としており、事業内容として、新進の加盟67団体の強化発展と相互の連絡、スポーツに関する各種事業の計画実施と援助、競技力の向上、青少年の健全育成に係る事業を実施している。

具体的な業務としては、加盟競技団体へ補助する選手強化費や国民体育大会の選手等の参加に資する資金を県より負担金として受領し、それを実施団体に配分する作業があり、この作業が当協会の業務として大きな比重を占めている、と見受けられた。

事務局人員は9名であり、上述した配分に関する業務に追われ、人手の殆どがそれに割かれてしまい、本来の設立目的から懸け離れた運営になってはいないだろうか。現在実施している仕事の中に、単に当協会を経由しているだけの業務など廃止できるものがないだろうか。また、業務が特段の意味がなく複雑となっており、工夫することで簡素化できるものはないだろうか。

包括外部監査の対象となったこの機会を捉え、当法人のあるべき姿と現状に乖離がないかどうかを検討するとともに、今一度、業務全体の流れを把握し、業務効率化に資する見直しへの着手が望まれる。

指摘 26-4	経費削減の目標指標について
勸 奨	経費削減の努力の成果が数字として表れるよう、適切な目標指標を事前に策定することが望まれる。

《補足》

当法人では、管理費削減の取組を行っている。しかし、管理費として公益目的事業会計の事業管理費と法人会計の管理費の合計額の推移は、令和元年度 28,931 千円、令和2年度 29,635 千円、令和3年度 34,154 千円と増加傾向にある。当法人は、業務の効率化等による光熱水料費や印刷消耗品費の削減など地道な努力を重ねている一方、事業管理費及び管理費の中には、職員異動に伴って変動する通勤手当も含まれること等の理由から、経費削減の努力の成果が数字となって表れにくい面があることは否めない。

管理費等の経費削減の指標には、固定費と変動費を区分した上で管理し、変動費においても管理可能費と管理不能費を区分したうえで管理するなど、経費削減の成果が数字として表れるような目標指標を策定することが望まれる。

指摘 26-5	クラブアドバイザー活動報告書の確認方法等について
勸 奨	テレワーク勤務を認める場合は、テレワーク勤務の事前承認を得た証跡を残し、次回、執務室で勤務する際にテレワーク勤務で実施した活動内容について、上長との対話による確認を行うことが望まれる。

《補足》

令和3年度において、事業管理費の中に諸謝金 4,080,000 円が発生している。内容を確認したところ、当協会クラブアドバイザー委嘱に伴う謝金であった。謝金は、実働8時間とする日額 17,000 円とし、1 カ月当たりの謝金の合計額は月 20 日間を上限とした 340,000 円である。

上記の諸謝金 4,080,000 円は、毎月上限の 20 日間を働いた 12 か月の合計額である。また、委嘱されたクラブアドバイザーは、当該月の活動報告書を作成し当協会に提出している。その活動報告書を閲覧したところ、A4 の複数の紙にひと月分を取りまとめて報告するものであり、日々の活動である日報について、そのひと月分を一度に監督者が確認の押印をしている体裁のものであった。

令和4年2月では、11日と23日の祝日にテレワーク勤務した旨の活動報告があった。当該活動報告は謝金の支払額の根拠となるものであることから、テレワーク勤務の場合は、第三者からの勤務実態の疑義が生じないようにすべきと考える。例えば、日報にはテレワーク勤務の事前承認を得た証跡を残した上で、次回の出勤日にテレワーク勤務での業務について上長が確認を実施する等、適切に勤務実態の把握を行うことが望まれる。

指摘 26-6	未使用の領収書の管理について
勸 奨	未使用の領収書については、金庫等に保管するなど適切な管理が望まれる。

《補足》

当法人では、賛助会費等の金銭收受の際に領収書を発行している。そして、将来の領収書の発行に備えた未使用の領収書綴の束を保管しているが、ノートなどの消耗品と同程度の扱いで保管されていた。

当該領収書は、法人の名称が記入されている独自の領収書である。紛失等が生じた場合は不正利用が懸念されることから、法人の金庫に保管するなど適切な管理が望まれる。



## 公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター

### 1. 概要

設立年月日	平成3年8月8日						
総出資額	608,911千円	県出資額	465,000千円	出資比率	76.4%		
県以外の出資状況	出資団体名			出資額		出資比率	
	市町村			107,800千円		17.7%	
	個人・企業			36,700千円		6.0%	
設立目的	この法人は、県民の暴力追放意識の高揚と暴力追放活動を推進することにより、暴力団の根絶を図り、もって暴力のない、明るく住みよい大分県の実現に寄与することを目的とする。						
県出資(支援)の意義	この法人の主要な活動である暴力根絶のための広域啓発活動や相談事業等の暴力追放活動は、暴力のない明るく住みよい大分県の実現に寄与すると考え出資している。						
事業内容	暴力根絶のための広報啓発活動、暴力団員による不当な行為に関する相談等及び受託事業(責任者講習・不当要求情報調査業務)						
理事会(役員会)	理事(役員)数	8人	開催回数	3回	理事(役員)出席率	83.3%	
幹事(監査役)監査	監事(監査役)数	2人	実施回数	1回	実施延べ日数	2日	前年度決算及び主要事業の運営状況
特記事項	なし						

### 2. 県関与の状況

#### (1) 人的支援の状況

(人)	令和3年度(7月1日現在)				令和4年度(7月1日現在)			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	10	0	1	9	10	0	1	9
常勤	1	0	1	0	1	0	1	0
非常勤	9	0	0	9	9	0	0	9
評議員数	8	0	1	7	8	0	1	7
職員数	4	0	3	1	4	0	3	1

#### (2) 財政支出の状況

##### ① 財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	7,454	7,566	7,497	県借入金残高	0	0	0
県補助金	0	0	0	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	0	0	0				

## ②主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① 不当要求防止責任者講習事業	県下各事業者等が専任した不当要求防止責任者に対する対応要領等の教示	3,251	3,165	委託料
② 不当要求情報調査業務	企業訪問等による情報調査・相談受理活動	4,247	4,824	委託料

## 3. 実施事業等

### (1)実施事業

1 暴力根絶のための啓発・広報	2 暴力追放運動組織に対する支援
3 暴力団員による不当な行為に関する相談	4 少年に対する暴力団の影響排除
5 暴力団からの離脱支援	6 事業者に対する援助活動
7 暴力団員による不当な行為の被害者の保護及び支援救済	
8 暴力団事務所の使用差止請求関係業務の推進	9 少年指導委員に対する研修
10 暴力団に関するモニター活動	11 暴力団員の市民に与える影響等に関する調査研究
12 民暴対策協議会に関する活動	13 その他の活動(暴追功労者の表彰等)

### (2)活動指標

指標名	算式(単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度(%)	目標値
① 責任者講習実施率	受講者数÷受講案内者数×100(%)	60	70	116.7	60
② 企業訪問数	(件)	1,000	875	87.5	1,000

## 4. 財務状況等

### (1)3年間の推移

正味財産増減計算書(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	24,953	24,445	23,616	資産 A	632,409	634,337	633,420
経常費用	24,474	22,948	24,443	流動資産	9,868	12,476	11,468
当期経常増減額	479	1,497	▲827	固定資産	622,541	621,861	621,952
経常外収益	0	0	0	負債 B	5,861	6,292	6,202
経常外費用	0	0	0	流動負債	823	1,254	1,163
当期経常外増減額	0	0	0	固定負債	5,038	5,038	5,038
当期一般正味財産増減額	479	1,497	▲827	正味財産(純資産)A-B	626,548	628,045	627,218
一般正味財産期首残高	621,066	621,545	623,042	指定正味財産	5,003	5,003	5,003
一般正味財産期末残高	621,545	623,042	622,215	(うち基本財産への充当額)	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	(うち特定資産への充当額)	0	0	0
指定正味財産期首残高	5,003	5,003	5,003	一般正味財産	621,545	623,042	622,215
指定正味財産期末残高	5,003	5,003	5,003	(うち基本財産への充当額)	609,500	608,820	608,911
正味財産期末残高	626,548	628,045	627,218	(うち特定資産への充当額)	3,000	3,000	3,000



(2)財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度 (%)	目標値
① 公益目的事業費率	公益実施費用額 ÷ (公益実施費用額 + 管理運営費用額) (%)	50	83	166.0	50
② 賛助会費	(千円)	5,000	5,145	102.9	5,000

5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>暴力のない、明るく住みよい大分県の実現に向け、不当要求防止研修会の開催等による啓発活動や民事介入暴力集中相談所の開設による相談等の各種活動を実施している。</p> <p>また、安定した事業活動を行うため不可欠である賛助会員の拡大については、積極的な取組により、賛助会費の目標値を達成している。(目標値 5,000 千円、実績値 5,145 千円)</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>令和4年度も引き続き安定した事業活動を行うための賛助会員の獲得や大分県暴力団排除条例に基づく県民等への暴力団排除意識高揚のための啓発活動、暴力団離脱者の社会復帰に関する支援、暴力団員による犯罪の被害にかかる援助活動等、効果的な事業を実施していく。</p>
「人的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>県職員等の役員就任、業務援助職員の派遣はない。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>令和4年度も県職員等の役員就任予定や業務援助職員等の派遣予定はない。</p>
「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>必要な事業費のみを委託料として計上した。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>前年度と同様に、必要な事業費のみ委託料として計上しており、今後もその方針を継続する。</p>

6. 監査結果

指摘 27-1	差止請求費用準備資産、訴訟費用積立資産について
勸奨	差止請求費用準備資産、訴訟費用積立資産については、予定される用途は明確になっている一方、使用される可能性が高い状況にはなく、公金が効率的に活用されているとは判断できない状況にある。今後も発生の可能性が低いのであれば、特定資産からの取崩しを検討することが望ましいと考える。

《補足》

令和4年3月末において、差止請求費用準備資産は5,003千円、訴訟費用積立資産は3,000千円特定資産に計上されている。

差止請求費用準備資産について、法人の差止請求関係業務規程に「センターは、差止請求関係業務に要する費用を準備するものとする」と定められており、他県における暴力団事務所使用差止請求を参考に、弁護士費用250万円、執行費用200万円、裁判費用等50万円を踏まえた金額を計上したものであり、計上金額の合理性は一定程度認められるものの、県内で暴力団事務所の使用差止請求の予定がなく、平成25年3月の預け入れから使用実績はな

かった。なお、当該準備資産は必要な場合には、差止請求について委託者に対して実費を請求することができるものとされている。

また、訴訟費用積立資産（預金）についても、平成 24 年 3 月の預け入れから 10 年以上使用実績が確認できなかった。

指摘 27-2	給与の支払方法について
勸 奨	当法人は給与規程に基づき、給与を現金で支払っているが、現金の紛失や受渡トラブルなどのリスクを考えると、支給対象者に確認の上、銀行振込に移行することが望まれる。

《補足》

現金支給は労働基準法第 24 条により「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」とされていること、また、法人の職員給与規程において「直接、通貨でその全額を支給するものとする」とされており、現金支給をすることに問題はない。さらに銀行振込手数料が節約できること、現金のありがたみを感じられるといった心理的な側面も考慮しているのかもしれないが、リスクを踏まえ、上記のように判断した。

指摘 27-3	法人の指標について
勸 奨	当法人は活動指標に責任者講習受講率や企業訪問数を、財務指標に公益目的事業比率や賛助会費を設定している。当該指標は法人が活動したことを示すものにはなるが、暴力根絶に繋がったかどうかの情報は提供されない。 暴力団に係る組織や問題事案の件数等の成果について、指標にすることができないか検討する必要がある。

指摘 27-4	管理者の書類等に対するチェックについて
勸 奨	備品台帳の廃棄について事務局長の検印が漏れていた。廃棄者以外の者がチェックすることにより、不適切な利用や処分を防止・発見するといったことが期待される。会計規程には備品台帳の詳細な取扱いが定められていないことから、備品の金額基準やチェック方法を明確にしておくことが肝要である。 また、前年度分（令和 3 年度）のはがきの受払簿に、責任者の検印がないものが見られた。受払簿に対する記載を完備するよう改善されたい。

指摘 27-5	債券の満期到来後の対応について
勸 奨	<p>近年の経済市場においては、満期保有債券の償還期限が到来した場合、再投資の際に期待される利回りが減少する可能性が高いと思われる。今後満期を迎える際の財政上の措置や対応の有無について、ある程度具体的な検討を行っていくことが望ましい。</p> <p>例えば、運用基準の見直し要否、元本取崩しの可否、運用益で充当されている職員給与をはじめとするコストの見直しといった項目が考えられる。</p>



## 公益財団法人大分県交通安全協会

### 1. 概要

設立年月日	昭和30年9月7日						
総出資額	45,155千円	県出資額	0千円		出資比率	0.0%	
県以外の出資状況	出資団体名			出資額		出資比率	
	公益財団法人 大分県交通安全協会			45,155千円		100.0%	
設立目的	地域住民の交通徳及び交通安全思想の普及と明朗で整然とした交通秩序を確立し、併せて交通事故の発生を防止し、安全安心な県民生活の実現に寄与することを目的とする。						
県出資(支援)の意義	県出費なし						
事業内容	交通安全思想普及のための広報啓発活動、交通安全教育事業、優良運転者育成・運転者教育事業、安全と円滑な交通のための企画・調査・研究等						
理事会(役員会)	理事(役員)数	20人	開催回数	1回	理事(役員)出席率	70.0%	
幹事(監査役)監査	監事(監査役)数	2人	実施回数	2回	実施延べ日数	2日	主な内容 前年度決算及び主要事業の運営状況
特記事項	新型コロナウイルス感染症予防の観点から、6月と12月の理事会は中止し、理事・監事全員の書面同意による方法で決議した。						

### 2. 県関与の状況

#### (1) 人的支援の状況

(人)	令和3年度(7月1日現在)				令和4年度(7月1日現在)			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	20	0	2	18	20	0	1	19
常勤	1	0	1	0	1	0	1	0
非常勤	19	0	1	18	19	0	0	19
職員数	174	0	31	143	172	0	31	141

#### (2) 財政支出の状況

##### ① 財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	235,018	260,422	243,084	県借入金残高	0	0	0
県補助金	1,840	1,840	1,840	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	0	0	0				

②主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① 広報啓発事業	交通安全活動推進のための広報啓発事業	1,840	1,840	補助金
② 更新時講習業務	運転免許更新時における法定講習	65,223	60,636	委託料
③ 運転免許業務	運転免許申請、再交付申請に関する事務	97,798	106,102	委託料
④ 停止処分者講習・違反者講習	停止処分者、違反者に対する法定講習	10,864	11,750	委託料
⑤ その他委託契約	免許関係通知、原付講習、道路使用適正化事業、保管場所入力業務	32,870	26,150	委託料

3. 実施事業等

(1)実施事業

(1) 適正な交通の方法、交通事故防止及び交通安全思想の普及のための広報啓発、交通安全教育に関する事業
(2) 交通事故の防止及び交通安全秩序維持のための優良運転者の育成、運転者教育に関する事業
(3) 道路における交通の安全と円滑を推進するための企画、調査、研究に関する事業
(4) その他目的を達成するために必要な事業

(2)活動指標

指標名	算式(単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度(%)	目標値
① 街頭活動従事人数	参加延べ人数(人)	60,000	54,869	91.4	60,000
② 自動車学校入校生数	四輪入校者数(人)+二輪入校者数(人)	1,150	1,338	116.3	1,150
指標設定に関する留意事項	新型コロナウイルス感染症予防の観点から、街頭活動従事人数が減少した。				

4. 財務状況等

(1)3年間の推移

正味財産増減計算書(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	866,304	870,608	826,055	資産 A	1,575,048	1,616,750	1,592,509
経常費用	834,802	858,075	819,125	流動資産	670,582	726,908	713,698
当期経常増減額	31,502	12,532	6,930	固定資産	904,466	889,842	878,811
経常外収益	990	0	210	負債 B	189,174	218,455	187,075
経常外費用	0	112	0	流動負債	75,983	99,451	67,987
当期経常外増減額	990	▲112	210	固定負債	113,191	119,004	119,088
当期一般正味財産増減額	32,492	12,420	7,140	正味財産(純資産)A-B	1,385,874	1,398,294	1,405,435
一般正味財産期首残高	1,353,382	1,385,874	1,398,294	指定正味財産	0	0	0
一般正味財産期末残高	1,385,874	1,398,294	1,405,435	(うち基本財産への充当額)	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	(うち特定資産への充当額)	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	一般正味財産	1,385,874	1,398,294	1,405,435
指定正味財産期末残高	0	0	0	(うち基本財産への充当額)	0	0	0
正味財産期末残高	1,385,874	1,398,294	1,405,435	(うち特定資産への充当額)	298,671	302,828	309,005

(2)財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度			令和4年度
		目標値	実績値	達成度 (%)	目標値
① 更新者会員加入率	会員加入者÷更新者×100 (%)	40.0	40.3	100.8	40

5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>子どもや高齢者に対して行う交通安全教室の開催や、四季ごとに行われる交通安全運動期間中の街頭広報活動などを県下全域で実施するとともに、メディアやホームページ等を通じて運営事業をPRし、会費収入の増加に努めてきたところである。</p> <p>平成26年に財政再建計画を実施した結果、黒字基調で推移している。</p> <p>令和3年度は、前年度と比較して、免許更新者数の減少による講習収益と会費収入が減収し、入校生減少による自動車学校事業に係る収益も減収となったが、事業費支出を抑制したこと等から経常黒字となった。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>今後は、免許更新者数減少による減収が見込まれることから、交通安全協会の活動内容を広く県民に周知する活動に取り組み、会費収入の増加を図るとともに、引き続き、業務内容の見直しにも努める必要がある。</p>
「人的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>県職員等の役員就任、業務援助職員の派遣はない。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>県職員等の役員就任、業務援助職員の派遣予定はない。</p>
「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>交通安全活動に係る補助金については、テレビ・ラジオ広報等、県民に広く効果のある啓発活動に対して交付することとしている。</p> <p>委託業務については、運転免許更新時講習をはじめとした10業務に及んでいる。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>令和4年度以降については、社会情勢に即した必要性を検証のうえ、補助の増減について見直しを行い、より効果的な事業を展開するための検証を適宜行っていく。</p>

6. 監査結果

指摘 28-1	自立性のある収益獲得が見込める新たな事業の立案・検討について
勸奨	今後の一層の電子化の進展により、従来型の受託事業に係る収入の減少が予想されることから、自立性のある収益獲得が見込める新たな事業の検討・実施が望まれる。

《補足》

将来的には県の行政手続の電子化等の進展による当協会の運転免許更新業務などの受託事業収入の減少、さらには国の方針による更新時講習のオンライン化が予想され、今よりも受託事業収入が減少することが懸念される。

現在の経常収益に占める県の財政的関与は30%前後であるが、今後は財政的関与を減らし、自立性のある収益獲得が見込める新たな事業を立案・検討していく必要性が高まるであろう。当法人には、自らの自立性を高める施策の検討・実施を期待したい。

指摘 28-2	理事会における監事の出席について
改善	令和2年度と令和3年度は、対面での理事会の開催は、コロナ禍の影響によりそれぞれの年度で1回のみであったが、監事の一人はいずれの理事会にも出席していなかった。監事は、重責な役割を担っていることから、理事会への出席が望まれる。

《補足》

令和2年度と令和3年度の理事会は、コロナ禍のもと決議の省略が多く、対面での開催は、それぞれの年度で1回のみであった。その貴重な対面での理事会には、二人の監事のうち、いずれも一人しか出席していなかった。しかも、前述した2回の理事会に欠席した監事は同一人物であり、確認したところ、他団体の会議と重なったことが欠席の理由であった。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律では、監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない（第101条）、また、監事は理事の職務の執行を監査する（第99条）とある。さらに、監事が複数いる場合でも、その権限は各監事が独立して行使でき、その義務は各監事がそれぞれ負う独任制となっている。このように監事は重責な役割を担っており、任務を怠った場合には善管注意義務違反を問われる可能性もある。理事会に欠席することは可能な限り避けなければならない。

また、理事会の開催方法については、最近のコロナ禍により令和2年度と令和3年度の理事会は決議の省略という手段に頼ることが多かった。可能ならば、Web会議やテレビ会議等により、理事会と同等の環境を整備することを検討されたい。

指摘 28-3	決議省略時における議案提案書の発出日と意思表示日が同一であったことについて
勧奨	議案に対する意思表示は、議案の提案から一定の期間が必要であるのが通常であり、全員の意思表示を必要とする日の数日前を議案提案書の発出日とすることが望まれる。

《補足》

令和3年度において、決議の省略による「みなし決議」となった理事会には、提案書を発出した日と、理事全員の同意及び監事全員からの異議なしの旨の書面を得た日が同一日となっていた事例があった。

これは、代表理事等の選出に関する議案であり、代表理事等が不在になる期間を作らないための措置であるとのことだった。しかし、そうであるならば、代表理事等の退任日を見据えた上で、提案から決議までの適切な期間を設けるべきであったと考える。



指摘 28-4	委託料の支払について
改善	体験型交通安全教育業務委託契約において、県は委託料の支払に際し、契約書に記載のある“未達となった理由が特別の事情”に該当するか否かを検討すべきであった。

《補足》

体験型交通安全教育業務委託契約に関して、委託業務の内容として、自転車シミュレータを活用した交通安全教育、歩行シミュレータを活用した交通安全教育、ドライビングシミュレータを活用した交通安全教育を定めている。その中で、自動車シミュレータ交通安全教育では240時間（14,400分）以上など、それぞれの実施時間を定めている。そして、業務量の特例として、“・・・各教育を前期（1）の時間（上記の定めた実施時間）とおりに実施するものとするが、特別の事情により契約期間終了時までには実施時間が未達成の場合にあつては、それぞれの交通安全教育の合計実施時間が1,600時間以上（96,000分以上）であれば、委託業務の業務量を実施したものとみなす”旨の定めがある。

令和3年度の教育実施に係る実施時間を確認したところ1,862時間（111,725分）であった。このうち、自動車シミュレータの実施時間は93時間（5,575分）であり、契約書に定めた実施時間の39%と著しく未達であった。しかし、委託料金については契約額がそのまま支払われていた。県は支払に際して、未達となった理由が特別の事情に該当しているのかどうかを検討せず、契約額をそのままを支払ったものと推察される。

安全教育の実施時間が目標を著しく下回っており、契約書に定めた交通安全教育の実施内容とは合致しないと判断せざるを得ない。そのため、特別の事情に該当するか否か、また契約額をそのままを支払うのが妥当か否かについて慎重に判断し、その結果を記録する必要があると考える。また、今後は著しくバランスを欠くことになった場合の委託料の精算についても、当該契約書に明記することが必要であるとする。

指摘 28-5	個人情報の取扱いをする者についての県への届出について
勸奨	対象となる一人の者に対する届出が確認できず、再発防止策が望まれる。

《補足》

道路使用許可調査事務委託及び自動車保管場所証明届等電算入力業務委託においては、個人情報を取り扱うことから、別途“機密保持及び個人情報保護に関する特記事項”に基づき、所定の書式で県に届出をする必要がある。当該書面の提出状況を確認したところ、対象となる一人の者に対する届出が確認できなかった。

今後はこのようなことがないように、例えば年度開始時等の一定の時点において、対象者全員について届出があるか否かの確認を行うことが望まれる。

指摘	28-6	公益事業積立預金及び収入激減対策積立預金の表示科目について
勸奨	上記の積立預金は、具体的な積算根拠や計画がないため、現金預金及び長期性預金として表示することが望ましい。	

《補足》

特定の目的のために使途、保有または運用方法等に制約を課した資産については、貸借対照表では「その他固定資産」ではなく「特定資産」に計上される（会計基準注解4）が、当法人では公益事業積立預金及び収入激減対策積立預金が「その他固定資産」に計上されている。この点について、所管課に確認したところ、「収入激減対策積立預金は、会員の減少等、大幅な収入の減少に備えたもの。公益事業積立預金は、台風や地震時の交通安全看板等の修繕や撤去等に備えたもの。両預金とも不測の事態に備えた資金であり、使途等を制約するものでもないこと、更に具体的な積算根拠や計画がないことを根拠に『特定資産』でなく、『その他固定資産』に計上している」との回答を得た。

しかし、特定資産に該当しないのであれば、当該資産の保有目的を示す勘定科目を使用せず（当該資産の保有目的を示す独立の科目を使用するのは特定資産の場合：注解4-3）、本事例では流動資産区分の現金預金勘定及びその他固定資産区分の長期性預金勘定にて表示することが適切であると考えます。

指摘	28-7	小口現金及び預金管理について
勸奨	小口現金については、当該帳簿残高と現物が一致していることの照合証跡を残すこと、また、預金については、全ての口座を対象として照合することが望ましい。	

《補足》

法人を往査して、現金及び預金の管理状況について確認した。現金は、小口現金として保有し、出金がある都度に帳簿へ記録、当該帳簿残高と現物との照合も行われていた。特段の問題はなかったが、照合した結果を示す証跡がなかった。小口現金については、日々の管理としての確認状況を残すため、照合証跡を残すことが望ましい。

また、預金については、毎月帳簿残高と通帳の照合が行われており、期末には金融機関から残高証明書を手入れし帳簿残高との照合も行われていた。しかし、郵便局口座については、インターネットにて残高確認を行う仕組みとなっていたこともあり、毎月の確認は行われていなかった。当該郵便局口座も毎月末時点の残高を手入れし、帳簿残高との照合を行うことが望ましい。

指摘 28-8	固定資産台帳における備品の管理について
勸奨	<p>固定資産台帳における備品の管理について、以下のとおりとすることが望ましい。</p> <p>[1] 同一目的かつ同種備品の複数単位取得において、備品毎にメーカーや購入価額が異なる場合には、それぞれ異なる管理単位にて固定資産台帳に記載する。</p> <p>[2] 固定資産台帳に登録した備品の現物確認が適切に行われるよう、現物には固定資産台帳に記載のある情報を記したシールの貼付を徹底する。</p>

《補足》

[1] 当法人の現地で現物確認を実施したところ、“A社教習用原付 10 台”と固定資産台帳に登録されていた現物は、A社以外のメーカーの原付自転車も存在し、取得価額も 10 台すべてが同一ではないと推察された。

固定資産台帳と現物の突合による現物管理の観点や将来の除売却時の帳簿価額算定の適正性確保のため、メーカーや取得価額が異なる場合には 1 台毎に固定資産台帳に登録することが望ましい。

[2] 当法人の現地で現物確認を実施したところ、固定資産台帳に記載のある備品の特定がスムーズにできなかつた。固定資産台帳に記載のある情報を記したシールを貼付する等、速やかに資産を特定できるようにすることが望ましい。

指摘 28-9	領収書の書損処理の徹底について
勸奨	<p>領収書発行時に書損が発生した場合には、当該書損領収書を使用した不正ができないよう、書き損じた領収書一式について、大きく斜線を引くなどの“書損処理”の徹底が望まれる。</p>

《補足》

当法人の現地で領収書の取扱いについて確認した。書損じた領収書については、先方に渡す領収書の本書等の一連が保管されていたが、大きく斜線を引く、無効印などを押印するなどの“書損処理”が無かったものがあつた。今後は当該書損領収書の不正使用ができないよう、“書損処理”の徹底が望まれる。

指摘 28-10	収入証紙、釣銭用現金の保管について
勸奨	<p>当法人では、各現場にて、それぞれ収入証紙及び釣銭用現金を保有しているが、盗難や紛失等のリスクを回避するため、適切な金庫にて保管することが望まれる。</p>

《補足》

当法人では、各現場にて各種手続に係る料金収受に関連して収入証紙や釣銭用現金を少なからず保有している。中には、鍵付きではあるが、書棚ロッカーの中に管理している現場があった。予め準備されている一定額の入った釣銭袋を渡すことが頻繁に生じるためという理由であったが、盗難や紛失等のリスクを回避するためには、適切な金庫を備え付けて保管することが望まれる。

(2) その他の出資等団体

株式会社大分フットボールクラブ

1. 概要

設立年月日	平成 11 年 1 月 7 日						
総出資額	190,519 千円	県出資額	10,000 千円	出資比率	5.2 %		
設立目的	サッカーを始めとするスポーツの普及、青少年の育成に取り組むことを通じて地域に貢献することを目的とする。						
県出資（支援）の意義	この法人の活動が、県内各地域のスポーツの振興や青少年の健全育成に寄与するとともに、サッカー観戦による経済効果が期待されるなど、地域活性化が図られることから公益性が認められると判断し、出資したもの。 平成 11 年に支出した出資は、当該団体の債務超過を解消するため、他株主の出資とともに平成 25 年 6 月に一旦 100%減資したが、この減資によって設立目的や支援する意義が変わったわけではないため、同社からの要請に応じ、平成 26 年 5 月に 1 千万円を再度出資したところである。						
事業内容	サッカーチームの経営、サッカーチームを活用したスポーツ教室の開催・普及、各種イベントの企画運営等						
理事会（役員会）	理事（役員）数	10 人	開催回数	13 回	理事（役員）出席率	88.3 %	
幹事（監査役）監査	監事（監査役）数	1 人	実施回数	1 回	実施延べ日数	1 日	主な内容 事業報告・計算書類の監査
特記事項	なし						

2. 県関与の状況

(1) 人的支援の状況

(人)	令和 3 年度（7 月 1 日現在）				令和 4 年度（7 月 1 日現在）			
	合計	県職員	県 OB	プロパー等	合計	県職員	県 OB	プロパー等
役員数	10	1	1	8	10	1	1	8
常勤	2	0	1	1	2	0	1	1
非常勤	8	1	0	7	8	1	0	7
職員数	39	1	0	38	38	1	0	37

(2) 財政支出の状況

①財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	18,185	41,804	40,785	県借入金残高	0	0	0
県補助金	0	0	0	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	8,685	0	0				
その他の県からの支援等	昭和電工ドーム大分でのホームゲーム開催時の使用料減免（全額）、事務所社屋・駐車場の県有財産使用料減免（全額）						

## ②主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① スポーツ振興広報事業	スポーツ振興に関する動画を大分トリニータホームゲームのビジョンにて放映	9,460	9,460	委託料
② スポーツによる地域の元気づくり事業	選手等による学校訪問や大分トリニータホームゲームを活用した観光資源等の情報発信	8,130	15,130	委託料
③ アーバンスポーツ広報動画放送事業	アーバンスポーツの魅力やマナーアップに繋がる動画を大分トリニータホームゲームのビジョンにて放映	8,800	8,800	委託料
④ 地域人権啓発活動活性化事業	選手等による学校訪問に合わせた人権サッカー教室の開催や大分トリニータホームゲームのビジョン・配布物を活用した情報発信	1,441	1,441	委託料
⑤ 感染症拡大防止及び相談窓口広報事業	新型コロナウイルス感染症対策や、いのちの相談窓口に関する動画を大分トリニータホームゲームのビジョンにて放映	8,800	13,200	委託料

## 3. 実施事業

<p>(1) サッカーチーム(大分トリニータ)の経営</p> <p>(2) サッカー等のスポーツ選手の養成、指導並びに管理</p> <p>(3) スポーツ教室の開催、普及</p> <p>(4) 各種イベントの企画運営等</p>
---

## 4. 財務状況(3年間の推移)

損益計算書 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売上高	1,866,188	1,756,751	2,096,517	資産 A	608,226	570,317	700,552
売上原価	1,404,559	1,604,422	1,822,664	流動資産	469,087	456,771	525,591
売上総利益	461,629	152,328	273,853	固定資産	139,139	113,546	174,962
販売費及び一般管理費	273,519	312,838	283,826	負債 B	381,757	477,625	503,614
営業利益	188,109	▲160,509	▲9,973	流動負債	381,757	352,625	372,354
営業外収益	2,627	4,188	5,875	固定負債	0	125,000	131,260
営業外費用	59	934	1,359	純資産 A-B	226,469	92,692	196,938
経常利益	190,677	▲157,256	▲5,457	株主資本	226,469	92,692	196,938
税引前当期純利益	190,677	▲164,327	▲5,457	資本金	40,267	40,267	95,267
法人税、住民税及び事業税	58,407	▲30,550	297	資本剰余金	40,252	40,252	95,252
当期純利益	132,270	▲133,777	▲5,754	利益剰余金	145,950	12,173	6,419

## 5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>①J1への定着、②事業規模の拡充、③経営基盤の安定の3項目の実現を目指して、堅実で安定した経営に取り組んでいたが、新型コロナウイルスの影響でスポンサーとチケットの収入が減少し、2年連続の赤字決算となった。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>今後は、スポンサーとチケット収入の2本柱に加え、融資や増資、クラウドファンディングなど様々な手段を活用して資金確保を行い、J1復帰に向けてチーム力の強化及び経営基盤の安定を図っていく。</p>
-----------------	---

「人的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】          県OBが常勤役員（代表取締役）に、企画振興部審議監が非常勤役員に就任した。また、県職員1名をソーシャル事業部副部長として派遣した。</p> <p>【令和4年度以降の方針】          責任企業がなく経営基盤が弱い地方クラブの大分トリニータを、県民、企業、行政が三位一体となって物心両面で支えていくためには、今後も県の関与は必要である。</p>
「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】          コロナ禍でも観客が5,000人を超える大分トリニータのホームゲームを活用し、県民スポーツの振興や観光PRなどを行う事業を委託した。</p> <p>【令和4年度以降の方針】          年間20試合、コンスタントに5,000人以上の観客が集まる機会を活用して効果的に事業を実施するため、委託事業に優先順位をつけながら、県と大分トリニータの双方にメリットがあるような効果的な事業実施を心がける。また、来場者数の増加を図るため、大分トリニータを支える県民会議や後援会活動を通じたチケット収入の確保に対する側面的支援も継続する。</p>

## 6. 監査結果

指摘 29-1	経営計画における収益目標について
勸奨	2030年の収益目標の達成に向けたロードマップや具体策が不足している。収益目標をブレークダウンした年度別目標を定めて、その具体的な施策を検討、実施することが望まれる。

### 《補足》

当法人の2022～2030経営計画における事業計画を閲覧した。そこには事業別戦略として6つの事業毎に2030年の収益目標があった。全体で75%を占める事業は、収益が大きい順にスポンサー事業、チケット事業、マーチャンダイジング事業、ソーシャル事業の4つである。

例えば、一番大きい収益であるスポンサー事業では現行7.4億円から2030年度には13.0億円と175%増の目標が掲げられている。この目標に対して、将来的に人口減少が続くと想定される中、達成に向けてどのようなシミュレーションを描いているのかを所管課に尋ねたが、出発点として目標とする未来像を先に描いたバックキャスト方式にて作成したとのことであった。

すなわち、目標達成への戦略や戦術は定性的には記載してあるものの、目標達成に向けた具体的なロードマップなどはなく、2030年の収益目標を具体化する観点が明らかに不足していると考えられる。2030年の収益目標をブレークダウンした年度別目標を明確にし、それに対する具体的な施策を検討、実施することによって2030年の目標値を達成していく、という姿勢が必要ではないかと考える。

指摘	29-2	経理規程や物品調達規程等の整備について
勸 奨	規程類は、属人的判断の排除を通じて業務が標準化されるなどの一定の効果が あることから、必要な規程類は整備すべきである。	

《補足》

規程類の整備状況を確認したところ、策定していないとの回答を得た。当法人の売上高は数十億円規模であり、決して小規模な組織とは言えない。規程類を整備することは、属人的判断を無くし、業務を標準化する効果がある。また、関係者が当法人のルールや仕組み制度やしくみを理解するための基礎資料となり、組織上の内部統制の構築やコンプライアンス遵守の観点からも有用である。

法人は“独立監査人からも規程等の策定に関する特段の意見は出ていません”として、規程類を整備する意義を認識していないようであるが、所管課は規程類を整備する意義について理解を促すべきと考える。

なお、大分県公社等外郭団体に関する指導指針においては、原則として下記の諸規程を整備、保存しなければならないとされている。

1 組織及び事務処理に関する規程

組織規程：事務局組織、職制、定数、内部牽制、監査実施基準等に係る事項

事務分掌規程：事務分掌に係る事項

事務決裁規程：決裁に係る事項

公印取扱規程：公印管守に係る事項

文書取扱規程：文書授受・保管に係る事項

2 財務会計に関する規程

会計・経理規程：収入、支出、契約、予算・決算等に係る事項

財産・物品管理規程：財産及び物品の管理等に係る事項

3 就業に関する規程

就業規則：勤務時間、休日、休暇、時間外、宿日直、欠勤、懲戒、分限、定年、任免手続等に係る事項

4 給与等に関する規程

給与規程：給料、報酬、諸手当の支給基準及び支給方法等に係る事項

旅費規程：旅費の支給基準及び支給方法等に係る事項

5 業務実施に関する規程

業務方法書、営業約款等



## 株式会社別府交通センター

### 1. 概要

設立年月日	昭和45年9月1日							
総出資額	180,000千円	県出資額	39,000千円	出資比率	21.7%			
設立目的	別府市に乗り入れする定期バスの発着を総合集約し、県民をはじめ観光客の利便と安全及び都市交通の整備を図り、あわせて地域開発に寄与する。							
県出資(支援)の意義	本法人が出資するバスターミナル事業等は、県民をはじめ観光客の利便性、安全の向上などに貢献するものと考え出資している。							
事業内容	ターミナル事業、その他付帯事業(売店、食堂等)							
理事会(役員会)	理事(役員)数	6人	開催回数	5回	理事(役員)出席率	93.3%		
幹事(監査役)監査	監事(監査役)数	1人	実施回数	1回	実施延べ日数	1日	主な内容	令和3年度決算及び事業の運営状況
特記事項	なし							

### 2. 県関与の状況

#### (1) 人的支援の状況

(人)	令和3年度(7月1日現在)				令和4年度(7月1日現在)			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	7	0	1	6	7	0	1	6
常勤	2	0	1	1	2	0	1	1
非常勤	5	0	0	5	5	0	0	5
職員数	23	0	0	23	22	0	0	22

#### (2) 財政支出の状況

##### ① 財政支出

該当なし

##### ② 主な財政支出の内容

該当なし

### 3. 実施事業

(1) バスターミナル事業
(2) 土産品等の販売
(3) 食堂の経営及び飲食物類の販売

#### 4. 財務状況（3年間の推移）

損益計算書 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売上高	423,166	120,929	153,142	資産 A	232,075	302,102	255,479
売上原価	263,390	75,086	94,564	流動資産	161,656	235,715	191,667
売上総利益	159,775	45,842	58,578	固定資産	70,419	66,387	63,811
販売費及び一般管理費	146,402	83,160	81,110	負債 B	50,343	149,372	125,093
営業利益	13,374	▲ 37,317	▲ 22,531	流動負債	34,331	32,382	24,612
営業外収益	1,615	579	623	固定負債	16,012	116,990	100,481
営業外費用	21	46	4	純資産 A-B	181,732	152,730	130,386
経常利益	14,968	▲ 36,784	▲ 21,913	株主資本	181,732	152,730	130,386
税引前当期純利益	13,738	▲ 32,422	▲ 19,938	資本金	180,000	180,000	180,000
法人税、住民税及び事業税	6,796	▲ 3,420	▲ 2,407	資本剰余金	0	0	0
当期純利益	6,942	▲ 29,002	▲ 22,345	利益剰余金	1,732	▲ 27,270	▲ 49,614

#### 5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】 長年の懸案である累積赤字を解消するため、積極的な営業活動や、お客様視点に立ったサービス提供に取り組んでいたが、令和2年度以降コロナ禍の影響で業績が悪化した。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 今後の観光需要の状況を見極めながら、誘客促進や販売商品の充実など営業の強化に取り組み、売上額回復を図る。</p>
「人的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 県職員の役員就任、業務援助職員の派遣はない。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 今後とも県職員の役員就任、業務援助職員の派遣の予定はない。</p>
「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 出資以外の財政的な関与は行っていない。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 今後とも財政的な関与を行う予定はない。</p>

#### 6. 監査結果

指摘 30-1	法人の経営状況について
勸奨	新型コロナウイルス感染症の影響等による利益のマイナスにより、累積赤字が膨らんでいることから、アフターコロナを見据えた法人の展望について出資者の立場から継続的なモニタリングを実施していく必要がある。

《補足》

直近3事業年度の法人の経営成績及び財政状態は下記のとおりである。

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売上高	423,166	120,929	153,142
営業利益	13,374	▲37,317	▲22,531
当期純利益	6,942	▲29,002	▲22,345
利益剰余金	1,732	▲27,270	▲49,614

令和4年度については、当期純利益を17,627千円と予想しており（上期実績は当期純利益1,487千円）、累積赤字は減少していく計画ではあるものの、計画の実現可能性は定かではないため、今後もモニタリングを強化していく必要がある。なお、令和4年度の実績が確定した時点で計画と実績との乖離が無かったのか振り返りを行い、当初の計画の妥当性についても検討されたい。さらに、累積欠損解消までの道のりを計画し、法人として外部環境に関わらず営業利益が一定程度確保できるような体制の構築が望まれる。

指摘	30-2	決算書上の仮払金について
改善		決算書上、適切な科目に振り替えることができる仮払金が計上されたままとなっていたため、決算では適切な科目に振り替えて精算すべきである。

《補足》

当法人は、貸借対照表上、令和4年3月期202,963円、令和3年3月期616,265円と仮払金を計上している。当該仮払金は利子補給金と未相殺の支払利息に係るものであり、利子補給金の入金が入金6月及び12月であるため、未相殺分が3月末に残っている。仮払金は一時的に資産計上される性質の勘定科目であり、決算時には未収入金へ振り替えるなど仮払金が残らないように精算すべきである。

指摘	30-3	会議室の有効活用について
勸奨		令和3年度の会議室の使用率は6.44%と低調であり、有効活用に向けた取組が求められる。

《補足》

当法人は、会議室を中ホール、大ホール、大広間及び2号室と有しているが、「使用回数÷(日数×4室)」により算出される会議室使用率は6.44%と低調であり、有効活用するための施策を検討されたい。

なお、大ホールに関しては、令和5年3月に1か月間、県外社団法人に貸し出すことが決定しているようであるが、依然として使用率は低い水準であると考えられることから、より積極的な会議室の利用促進に向けて誘客活動が望まれる。

指摘 30-4	規程の整備状況について
勸 奨	給与等に関する規程類は作成されているものの、財務会計に関する規程等が作成されていないため、整備することが望ましい。

《補足》

大分県公社等外郭団体に関する指導指針において、原則として下記の諸規程を整備、保存しなければならないとされている。

1 組織及び事務処理に関する規程

組織規程：事務局組織、職制、定数、内部牽制、監査実施基準等に係る事項

事務分掌規程：事務分掌に係る事項

事務決裁規程：決裁に係る事項

公印取扱規程：公印管守に係る事項

文書取扱規程：文書授受・保管に係る事項

2 財務会計に関する規程

会計・経理規程：収入、支出、契約、予算・決算等に係る事項

財産・物品管理規程：財産及び物品の管理等に係る事項

3 就業に関する規程

就業規則：勤務時間、休日、休暇、時間外、宿日直、欠勤、懲戒、分限、定年、任免手続等に係る事項

4 給与等に関する規程

給与規程：給料、報酬、諸手当の支給基準及び支給方法等に係る事項

旅費規程：旅費の支給基準及び支給方法等に係る事項

5 業務実施に関する規程

業務方法書、営業約款等

## 一般財団法人大分県自動車会議所

### 1. 概要

設立年月日	昭和 51 年 12 月 27 日							
総出資額	2,450 千円	県出資額	500 千円	出資比率	20.4 %			
設立目的	大分県における自動車各般の健全にして調和ある発達及び、相互の親睦を図ることを目的とする。							
県出資（支援）の意義	自動車各般の健全にして、調和のある発達は、県内の自動車関連産業において重要である。							
事業内容	交通会館の管理運営事業その他							
理事会（役員会）	理事（役員）数	11 人	開催回数	3 回	理事（役員）出席率	77.6 %		
幹事（監査役）監査	監事（監査役）数	2 人	実施回数	1 回	実施延べ日数	1 日	主な内容	事業報告及び貸借対照表や帳簿類等の監査
特記事項	なし							

### 2. 県関与の状況

#### （1）人的支援の状況

(人)	令和 3 年度（7 月 1 日現在）				令和 4 年度（7 月 1 日現在）			
	合計	県職員	県 OB	プロパー等	合計	県職員	県 OB	プロパー等
役員数	11	0	0	11	11	0	0	11
常勤	1	0	0	1	1	0	0	1
非常勤	10	0	0	10	10	0	0	10
職員数	1	0	0	1	1	0	0	1

#### （2）財政支出の状況

##### ①財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	0	0	0	県借入金残高	0	0	0
県補助金	0	0	0	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	5,949	5,949	5,949				

##### ②主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和 3 年度 決算額（千円）	令和 4 年度 予算額（千円）	種別
① 交通会館管理運営事業	交通会館の経営及び維持管理（共益費）	5,611	4,965	負担金
② 交通会館管理運営事業	交通会館の経営及び維持管理（営繕積立金）	338	338	負担金

### 3. 実施事業

(1) 自動車に関する調査研究及び普及宣伝
(2) 自動車に関する事業者間の連絡協調
(3) 自動車に関する意見の公表及び関係諸官庁への諸願建議
(4) 交通安全事業者の促進及び協力
(5) 交通会館の経営及び維持

### 4. 財務状況（3年間の推移）

正味財産増減計算書（千円）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表（千円）	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	29,123	28,725	29,361	資 産 A	123,151	127,149	129,790
経常費用	26,841	21,508	22,934	流動資産	4,564	7,204	7,377
当期経常増減額	2,282	7,217	6,427	固定資産	118,587	119,945	122,413
経常外収益	0	0	0	負 債 B	12,301	9,082	5,297
経常外費用	0	0	0	流動負債	989	1,366	1,147
当期経常外増減額	0	0	0	固定負債	11,312	7,716	4,150
当期一般正味財産増減額	2,282	7,217	6,427	正味財産(純資産)A-B	110,850	118,067	124,493
一般正味財産期首残高	55,593	57,875	65,092	指定正味財産	52,975	52,975	52,975
一般正味財産期末残高	57,875	65,092	71,519	(うち基本財産への充当額)	52,975	52,975	52,975
当期指定正味財産増減額	0	0	0	(うち特定資産への充当額)	0	0	0
指定正味財産期首残高	52,975	52,975	52,975	一般正味財産	57,875	65,092	71,519
指定正味財産期末残高	52,975	52,975	52,975	(うち基本財産への充当額)	0	0	0
正味財産期末残高	110,850	118,067	124,493	(うち特定資産への充当額)	3,748	2,748	3,748

### 5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】 交通会館の管理業務のほか、交通安全推進活動についてのラジオによる広報や、交通安全啓発ポスターの配布など、交通事故防止に向けて取り組んだ。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 上記の取組を継続して実施していく。</p>
「人的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの状況】 県の人的関与なし。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 今後も県の人的関与の予定なし。</p>
「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 大分県税事務所自動車税管理室の交通会館入居に係る負担金のみ支出した。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 上記の取組を継続して実施していく。</p>

### 6. 監査結果

指摘 31-1	当法人の今日的役割について
勸奨	当法人への出資の必要性について、日常的なモニタリングを通して、期待する役割が何であるかの視点に立った議論が望まれる。

《補足》

当法人の設立目的が「大分県における自動車各般の健全にして調和ある発達及び相互の親睦を図ることを目的とする」とある。令和2年度事業報告書を閲覧したところ、「自動車関係諸税の簡素化・軽減に向けた活動、交通安全や環境改善への諸対策及び交通会館の各設備の改修等の実施」との記載があった。

設立は1976年12月であり半世紀が経とうとしている。設立時は当時の環境下での一定の役割があったものと考えられる。しかし、現在においては他の業界団体などが各々で取り組んでいる内容と重複しているように見受けられ、設立時ほどの期待する役割があるのかどうか疑問を感じざるを得ない。

一方、会館建築後から44年が経過し、今後施設の老朽化に伴い必要となる各設備の修繕等が多額になることも懸念材料である。また、会館は1981年に新しく規定された「新耐震基準」を満たしていない。当法人への出資、そして存続の是非の議論において、この点はハード面からの考慮すべき事項の一つであると考えられる。

今回、包括外部監査のテーマに選定されたこの機会に、当法人への出資の必要性について、期待される役割がどこにあるのかについて議論を行い、再検討してほしい。

指摘 31-2	令和2年度および令和3年度の減価償却費の未計上について
改善	減価償却費の未計上は、会計上では一般に公正妥当と認められた会計処理ではなく、利害関係者に対する適切なディスクロージャーとは言えず、適切に計上するよう改めるべきである。

《補足》

当法人の経営状況について、正味財産増減計算書における当期経常増減が、令和元年度2,282千円、令和2年度7,217千円、令和3年度6,427千円と令和2年度以降は大幅に増加している。内容を確認したところ、節税目的に繰越欠損金を活用するため、毎年度約4百万円のある減価償却費を未計上とすることで課税所得を増やした影響ということであった。

すなわち、経営実態としては、本来ならば令和2年度及び令和3年度の当期経常増減額はそれぞれ約4百万円程度小さくなると考えられる。当該処理は、税法上は認められているものの、会計上は一般に公正妥当と認められた会計処理ではなく、利害関係者の判断に資する適切なディスクロージャーとは言い難い。

しかも、同法人が保有する交通会館には大分県税事務所自動車税管理室が入居している。大分県が20.4%を出資し、かつ適正な自動車税の徴収が求められる県税事務所が入居する交通会館を保有する同会議所が、適切な会計処理から逸脱することは望ましくないと云わざるを得ない。

指摘 31-3	理事会への理事の出席状況について
改善	令和2年度および3年度における理事会への理事の出席率が低い。また、ある理事は、当該期間に開催された理事会に一度も出席していない。理事の出席率の改善に改めるべきである。

《補足》

当法人では、対面での理事会を令和2年度は2回、令和3年度は3回開催している。理事は十数名いるが、出席率は令和2年度62.9%、令和3年度71.4%と高いとは言えない。

更に、ある理事は令和2年度から令和3年度の5回の理事会があつたが、いずれも出席していなかった。公益法人の理事は、理事会の構成員として法人の業務上の意思決定に参画し、代表理事等の業務執行を監視する役割を担っている。令和3年度全体の出席率が低いこと、特定の理事の出席が全くないこと等は今後改善されるべきものとする。



## 公益財団法人大分県アイバンク協会

### 1. 概要

設立年月日	昭和 56 年 8 月 25 日						
総出資額	73,000 千円	県出資額	5,000 千円	出資比率	6.8 %		
設立目的	この法人は、角膜等の眼球組織の移植術による視力障害者の視力の回復に資するため、臓器の移植に関する法律に定めるところにより眼球を提供すること又は眼球提供を受けることの斡旋を行うとともに、献眼及び角膜移植に関する普及啓発を図り、もって県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。						
県出資（支援）の意義	市町村はじめ多くの民間団体からの出資を円滑にするとともに、法人の運営に公益性を付与することができる。						
事業内容	献眼をする者の募集及び登録、提供される眼球の摘出、輸送、検査、保存及び斡旋						
理事会（役員会）	理事（役員）数	10 人	開催回数	2 回	理事（役員）出席率	85.0 %	
幹事（監査役）監査	監事（監査役）数	2 人	実施回数	2 回	実施延べ日数	2 日	主な内容
特記事項	なし						

### 2. 県関与の状況

#### （1）人的支援の状況

(人)	令和 3 年度（7 月 1 日現在）				令和 4 年度（7 月 1 日現在）			
	合計	県職員	県 OB	プロパー等	合計	県職員	県 OB	プロパー等
役員数	12	0	0	12	12	0	0	12
常勤	0	0	0	0	0	0	0	0
非常勤	12	0	0	12	12	0	0	12
評議員数	9	3	0	6	9	3	0	6
職員数	1	0	0	1	1	0	0	1

#### （2）財政支出の状況

##### ①財政支出

該当なし

##### ②主な財政支出の内容

該当なし

### 3. 実施事業

該当なし

#### 4. 財務状況（3年間の推移）

正味財産増減計算書（千円）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表（千円）	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	4,266	2,866	3,670	資 産 A	75,205	75,239	75,254
経常費用	4,238	3,094	3,428	流動資産	3,823	3,946	2,049
当期経常増減額	28	▲ 228	241	固定資産	71,382	71,293	73,205
経常外収益	0	0	0	負 債 B	5	11	12
経常外費用	0	0	0	流動負債	5	11	12
当期経常外増減額	0	0	0	固定負債	0	0	0
当期一般正味財産増減額	28	▲ 228	241	正味財産（純資産）A-B	75,200	75,228	75,242
一般正味財産期首残高	75,200	75,228	75,000	指定正味財産	0	0	0
一般正味財産期末残高	75,228	75,000	75,242	（うち基本財産への充当額）	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	（うち特定資産への充当額）	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	一般正味財産	75,200	75,228	75,242
指定正味財産期末残高	0	0	0	（うち基本財産への充当額）	0	0	0
正味財産期末残高	75,228	75,000	75,242	（うち特定資産への充当額）	0	0	0

#### 5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視力障害者に光を与えるため、移植医療としての献眼という行為の普及啓発に努めた。（ポスター、リーフレット、パンフレット等の配布）</li> <li>・賛助会費及び寄附金の増強に取り組んだ。 （ライオンズクラブ、眼科医、医師会、一般企業、団体） 賛助会費 R 2実績 790千円 → R 3実績 832千円 寄附金 R 2実績 580千円 → R 3実績 1,367千円</li> <li>・支援型自動販売機の設置に向けた周知を行った。 R 3実績 9台 342千円 （H25. 5月から設置（2台）H26 3台、H27 4台、H28 6台、H29 9台、H30 9台、R元 9台、R 2 9台、R 3 9台）</li> <li>・公益財団法人大分県アイバンク協会募金箱の設置に向けた周知を行った。 R 3実績 51個 423千円 （H25. 4月から設置（30個）H26 66個、H27 64個、H28 66個、H29 64個、H30 63個、R元 59個、R 2 59個、R 3 51個）</li> </ul> <p>【令和4年度以降の方針】 令和3年度までの方針を継続。</p>
「人的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 見直し方針どおり、平成24年度から、県職員の非常勤理事就任を廃止した。評議員として経営に参加し、県施策を反映した。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 令和3年度までの方針を継続。</p>
「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 財政的関与なし。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 令和3年度までの方針を継続。</p>

## 6. 監査結果

指摘 32-1	自主財源の拡大について
勸奨	自主財源の拡大に向け、今日のデジタル化の進展に合致した新たな方策の検討、実施が望まれる。

### 《補足》

当法人の収支状況は、眼球の斡旋による国庫交付金収入である眼球斡旋手数料の増減に依存しており、安定しているとは言い難い。当法人では、自主財源の確保に向けて、賛助会費や寄付金の増収活動、支援型自動販売機や募金箱の設置依頼活動を継続しているが、ここ数年は減少傾向にある。

より一層の自主財源確保のためには、上記のような従来の方策の更なる強化に加え、デジタル化の進展に合わせ、ネットによるオンライン寄付やクラウドファンディング等の新たな方策も検討して頂きたい。

指摘 32-2	経理規程等の整備について
勸奨	法人の規程類の存在は、属人的判断の排除を通じて業務が標準化されるなどの一定の効果があることから、必要な規程類は整備すべきである。

### 《補足》

経理規程等の整備状況を確認したところ、策定していない旨の回答を得た。規程類を整備することは、属人的判断を無くし、業務を標準化する効果がある。また、関係者が当法人の制度や仕組みを理解するための基礎資料となり、更には組織上の内部統制の構築やコンプライアンス遵守の観点からも有用である。以上の観点により整備することを検討されたい。

なお、大分県公社等外郭団体に関する指導指針においては、原則として下記の諸規程を整備、保存しなければならないとされている。

#### 1 組織及び事務処理に関する規程

組織規程：事務局組織、職制、定数、内部牽制、監査実施基準等に係る事項

事務分掌規程：事務分掌に係る事項

事務決裁規程：決裁に係る事項

公印取扱規程：公印管守に係る事項

文書取扱規程：文書授受・保管に係る事項

#### 2 財務会計に関する規程

会計・経理規程：収入、支出、契約、予算・決算等に係る事項

財産・物品管理規程：財産及び物品の管理等に係る事項

#### 3 就業に関する規程

就業規則：勤務時間、休日、休暇、時間外、宿日直、欠勤、懲戒、分限、定年、任免手続

等に係る事項

4 給与等に関する規程

給与規程：給料、報酬、諸手当の支給基準及び支給方法等に係る事項

旅費規程：旅費の支給基準及び支給方法等に係る事項

5 業務実施に関する規程

業務方法書、営業約款等

指摘 32-3	一般正味財産の過大な保有について
勸 奨	一般正味財産が事業規模に比べて、過大な規模となっている。県は、この過大な規模の財産を保有することの是非について議論すべきである。

《補足》

令和3年度末の当法人の一般正味財産は75,241千円である。一方、経常収益及び経常費用は、それぞれ3,669千円及び3,428千円である。ここで懸念されるのは、一般正味財産が経常収益等から測れる事業規模に比べて20倍以上の規模となっており、一般正味財産が過大に保有されているのではないか、という点である。

一般正味財産は、寄付者等からの意思により用途について制約が課されない法人自らの責任に基づく運営の結果としての財産であり、それは法人の意思で用途を決めることができる財産となる。県は、当法人がこのような過大と考えられる規模の一般正味財産を保有することの必要性について検討すべきであると考えます。

指摘 32-4	内部統制が機能する組織の構築について
勸 奨	組織としての牽制が効く内部統制の構築が望まれる。

《補足》

当法人は、ライオンズ大分県アイ・腎バンク協力会に経理業務等の事務を委託しており、公益財団法人大分県臓器移植医療協会も同様に経理業務等の事務を委託している。さらに、両協会はライオンズ大分県アイ・腎バンク協力会の事務所に同居している。つまり、同一事務所にて3つの団体の経理事務等を実施している状態である。

そして、当該委託契約により両協会の経理業務を同一人物が行っており、現金や預金通帳なども区分されているものの、同一金庫に納められている。このような体制を採っているのは、経理担当者の実務能力を評価し、全面的な信頼を寄せているためだと推察される。

すなわち、現体制は属人的な信頼関係の上に成り立つ体制と言える。しかし、人は異動するのが常であることから、属人的な信頼関係に依拠することなく、組織としての内部統制が機能する体制の構築が望まれる。

## 公益財団法人大分県環境管理協会

### 1. 概要

設立年月日	昭和 55 年 10 月 23 日							
総出資額	40,000 千円	県出資額	1,000 千円	出資比率	2.5 %			
設立目的	浄化槽の設置及びその適正な維持管理に関する普及・啓発等により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。							
県出資(支援)の意義	浄化槽法に基づく指定検査機関として行う主要な事業である浄化槽の法定検査等は、公衆衛生の向上に果たす役割は大きいと考え出資している。							
事業内容	①浄化槽法に基づく法定検査及び放流水の水質検査 ②環境衛生関係の各種講習会や調査研究 他							
理事会(役員会)	理事(役員)数	14人	開催回数	4回	理事(役員)出席率	80.4%		
幹事(監査役)監査	監事(監査役)数	2人	実施回数	2回	実施延べ日数	3日	主な内容	前年度決算及び主要事業の運営状況
特記事項	なし							

### 2. 県関与の状況

#### (1) 人的支援の状況

(人)	令和3年度(7月1日現在)				令和4年度(7月1日現在)			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	16	3	1	12	16	33	1	12
常勤	0	0	0	0	0	0	0	0
非常勤	16	3	1	12	16	3	1	12
評議員数	10	0	3	7	11	0	2	9
職員数	55	0	1	54	55	0	1	54

#### (2) 財政支出の状況

##### ①財政支出

該当なし

##### ②主な財政支出の内容

該当なし

### 3. 実施事業

<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽法に基づく浄化槽の水質検査に関する事業</li> <li>・公害防止関連法規等に基づく水質分析・調査事業</li> <li>・浄化槽に関する各種講習会及び研修会等の開催</li> </ul>
--

#### 4. 財務状況（3年間の推移）

財務状況	正味財産増減計算書（千円）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表（千円）	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	経常収益	440,104	450,443	455,587	資産 A	575,639	562,967	578,119
経常費用	418,359	420,402	438,447	流動資産	182,141	168,334	178,934	
当期経常増減額	21,745	30,040	17,139	固定資産	393,498	394,633	399,184	
経常外収益	0	0	0	負債 B	210,913	168,201	166,212	
経常外費用	0	0	0	流動負債	103,925	57,502	60,198	
当期経常外増減額	0	0	0	固定負債	106,988	110,698	106,015	
当期一般正味財産増減額	21,745	30,040	17,139	正味財産（純資産）A-B	364,726	394,767	411,906	
一般正味財産期首残高	322,981	344,726	374,767	指定正味財産	20,000	20,000	20,000	
一般正味財産期末残高	344,726	374,767	391,906	（うち基本財産への充当額）	20,000	20,000	20,000	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	（うち特定資産への充当額）	0	0	0	
指定正味財産期首残高	20,000	20,000	20,000	一般正味財産	344,726	374,767	391,906	
指定正味財産期末残高	20,000	20,000	20,000	（うち基本財産への充当額）	20,000	20,000	20,000	
正味財産期末残高	364,726	394,767	411,906	（うち特定資産への充当額）	14,053	44,053	62,969	

#### 5. 指導指針への対応状況

<p>「適正な運営指導」等の取組状況</p>	<p>【令和3年度までの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定検査受検率向上を目的に、行政機関等と連携し未受検浄化槽管理者への指導、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽転換への普及・啓発活動等を実施した。</li> <li>・受検者の利便性を考慮し、令和3年1月より、受検手数料をコンビニ収納にて行えるようにした。</li> <li>・令和2年3月に、新たにBOD分析機器を導入し、検査体制の強化を図った。</li> </ul> <p>以上の取組等により、11条検査の受検率は令和元年度43.6%、令和2年度44.9%、令和3年度45.5%と年々改善した。 （7条検査の受検率は昨年度同様、100%である。） ※7条検査：浄化槽設置後の水質検査、11条検査：年1回の法定検査</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記取組みを引き続き継続していき、着実に11条検査の向上を図っていく。</li> <li>・今後、検査件数増への対応、業務継続性確保の観点等から計画的に職員の採用を進めていく。</li> </ul>
<p>「人的関与」の見直し状況</p>	<p>【令和3年度までの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度に県職員の役員数2名減、評議員廃止を行っており、人的関与は必要最小限で適切であったと考えられる。</li> <li>・浄化槽法が14年ぶりに令和元年度改正（令和2年度施行）され、円滑な事業実施にはこれまで蓄積された知見のある者が必要であるため、県職員OBを常務理事として1名増員（令和2年度）したが、法改正に伴う事業の実施は堅調であることから、解任（令和3年6月）した。</li> </ul> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も法改正等必要に応じて最小限の関与としたい。</li> </ul>
<p>「財政的関与」の見直し状況</p>	<p>【令和3年度までの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出資以外の財政的関与は行っていない。</li> </ul> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで同様、原則、財政的関与は行わない。</li> </ul>

## 6. 監査結果

指摘 33-1	11条検査の受検率向上について
勸奨	浄化槽法第11条に定められる法定検査の受検率が令和3年度は45.5%と低水準にある。浄化槽法第12条の2において、県知事は浄化槽管理者に対し、11条検査を受けることを担保するために必要な指導及び助言等を行うことができることとされており、当団体が県と連携し、受検率の向上に向けて取り組むことが求められる。

### 《補足》

浄化槽法第11条（定期検査）において、「浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。」と定められている。定期検査（以下「11条検査」という。）は主に保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを判断するために行われるものである。受検手数料のコンビニ収納を可能にするなどの継続的な取組により、受検率は令和元年度43.6%、令和2年度44.9%、令和3年度45.5%と改善傾向にある。環境省が発表している令和2年度の当該受検率は45.7%と全国平均を僅かに下回る程度ではあるが、法律で定められている検査であり、法令遵守の観点からも早期のさらなる受検率の向上が求められる。

### ※浄化槽法

**第十一条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。**ただし、次条第一項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については、この限りでない。

2 第七条第二項の規定は、前項本文の水質に関する検査について準用する。

**第十二条の二 都道府県知事は、第十一条第一項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項本文の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言を行うことができる。**

2 都道府県知事は、浄化槽管理者が第十一条第一項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項本文の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

指摘	33-2	決算書上の仮受金について
勸 奨	決算書上、仮受金が計上されているため、決算時には可能な限り精算すべきである。	

《補足》

当法人は、貸借対照表上、令和4年3月期 222,584円、令和3年3月期 293,441円と仮受金を計上している。当該仮受金は翌年度検査費用に充当して欲しいと依頼された検査手数料の重複入金分や相手先不明の入金分等である。仮受金は一時的に負債計上される性質の勘定科目であり、決算時には翌年度充当分は前受金へ振り替えるなど、できる限り仮受金が残らないように精算すべきである。

指摘	33-3	役員のガバナンス体制について
勸 奨	現状、役員数16名は全員非常勤となっており、常勤の役員が不在である。役員による十分なガバナンス体制が構築されているか検討する必要がある。	

《補足》

当法人は、プロパーの非常勤役員が12名いるものの、常勤の役員が1名もいない状況である。理事は、法人を代表し、法令、定款、社員総会の決議を順守し、法人のため忠実にその職務を行わなければならない、理事会の構成員として、法人の業務上の意思決定に参画し、代表理事等の業務執行を監視する役割を担う（法人法77条、83条及び197条）。非常勤役員のみによって、十分なガバナンス体制が構築できているのかどうか、今一度検討されたい。



## 大分県信用保証協会

### 1. 概要

設立年月日	昭和 24 年 4 月 26 日							
総出資額	16,266,170 千円	県出資額	3,367,217 千円	出資比率	20.7 %			
設立目的	中小企業のために信用保証の業務を行い、金融の円滑化を図ることを目的とする。							
県出資(支援)の意義	協会事業は、経営体質が弱い中小企業者に対し公共的な保証人となり、融資の途を開くものであり、県内中小企業者の保護育成に資することから出資している。							
事業内容	中小企業者が金融機関から貸付等を受ける場合に貸付金等の債務を保証すること等							
理事会(役員会)	理事(役員)数	13 人	開催回数	2 回	理事(役員)出席率	92.3 %		
幹事(監査役)監査	監事(監査役)数	3 人	実施回数	5 回	実施延べ日数	30 日	主な内容	決算監査、内部監査、コンプライアンス等
特記事項	信用保証協会法に基づく特殊法人							

### 2. 県関与の状況

#### (1) 人的支援の状況

(人)	令和3年度(7月1日現在)				令和4年度(7月1日現在)			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	5	1	2	2	5	1	2	2
常勤	4	0	2	2	4	0	2	2
非常勤	1	1	0	0	1	1	0	0
職員数	53	0	0	53	53	0	0	53

#### (2) 財政支出の状況

##### ① 財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	0	0	0	県借入金残高	0	0	0
県補助金	305,186	457,781	504,246	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	0	0	0				

##### ② 主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① 信用保証料軽減補助事業	県制度資金を利用する中小企業者の保証料の軽減額の一部を補助する。	504,246	708,855	補助金

### 3. 実施事業

<ul style="list-style-type: none"> <li>・信用保証業務</li> <li>・求償権回収業務</li> </ul>
---

#### 4. 財務状況（3年間の推移）

正味財産増減計算書（千円）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表（千円）	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	1,845,867	2,360,021	2,795,825	資 産 A	153,394,435	289,964,642	292,544,477
経常費用	1,481,263	1,723,298	1,800,697	流動資産	23,738,078	28,490,585	29,369,372
当期経常増減額	364,605	636,722	995,128	固定資産	1,806,298	1,594,484	1,809,224
経常外収益	2,091,750	1,997,875	2,657,716	保証債務見返	127,850,059	259,879,573	261,365,881
経常外費用	2,302,875	2,837,258	2,810,133	負 債 B	131,736,975	268,509,844	270,246,968
当期経常外増減額	▲ 211,125	▲ 839,383	▲ 152,417	流動負債	2,318,501	6,354,142	6,585,491
当期一般正味財産増減額	153,480	▲ 202,661	842,711	固定負債	1,568,415	2,276,129	2,295,596
一般正味財産期首残高	21,503,979	21,657,460	21,454,798	保証債務	127,850,059	259,879,573	261,365,881
一般正味財産期末残高	21,657,460	21,454,798	22,297,509	正味財産（純資産）A-B	21,657,460	21,454,798	22,297,509
当期指定正味財産増減額	0	0	0	指定正味財産	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	一般正味財産	21,657,460	21,454,798	22,297,509
指定正味財産期末残高	0	0	0				
正味財産期末残高	21,657,460	21,454,798	22,297,509				

※令和2年度は新型コロナウイルス関連保証により保証債務残高が激増し、責任準備金の大幅増しが発生。収支差額変動準備金の取崩しにより当期収支差額は0円。

#### 5. 指導指針への対応状況

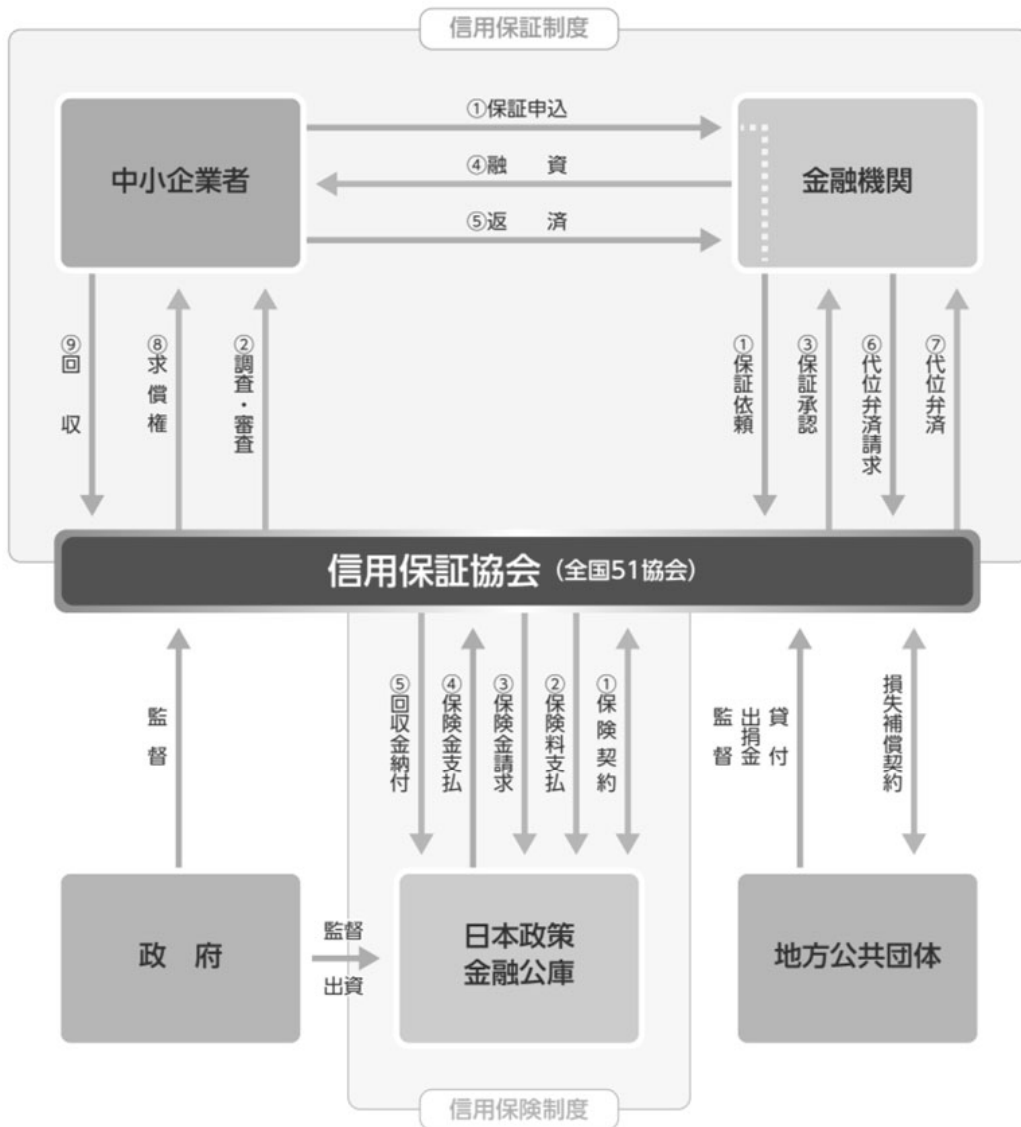
「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】 令和3年3月の理事会で承認された中期経営計画に沿って健全な経営を行った。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 中期経営計画に沿って健全な経営を継続しながら、保証協会としての公共性や社会的責任を認識し、新たに新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための基本的な方針やデジタル化、SDGsの取組などを定め、これらの業務を遂行するための経営基盤の強化にも努めていく。</p>
「人的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 見直し方針どおり、中小企業者の経営改善に向けた適正な信用保証業務を確保する観点から、商工観光労働部長の副会長就任を継続した。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 新型コロナウイルス感染症の影響等で中小企業者の経営環境は厳しさを増している。引き続き中小企業者の経営改善に向けた適正な信用保証業務を確保する観点から、現状の最低限の人的関与を継続する。</p>
「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 中小企業者が負担する信用保証料の引き下げを目的とした補助金を支出しているが、見直し方針どおり、補助金額については毎年度予算編成時に適正な額となるよう見直しを継続した。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 引き続き中小企業者が負担する信用保証料の引き下げを目的とした補助金を支出しているが、補助金額については毎年度予算編成時に適正な額となるよう見直しを継続していく。</p>

#### 6. 監査結果

指摘 34-1	当法人の業務の履行について
勸奨	<p>県の所管課は、当法人の審査や代位弁済、求償権の回収、求償権償却の処理が、タイムリーかつ適切に行われているかどうかといった点について、具体的に評価・検討した証跡を残しておくことが望ましい。</p>

《補足》

信用保証の仕組みは次の図のとおりである。



※大分県信用保証協会ディスクロージャー2022 より引用

県の所管課の話では、数年に一度、国とともに協会へ立入検査を行っており、その際、協会の各資料を確認の上、職員にヒアリングを行い、業務内容及び手順を把握しているとのことである。

協会の審査等の妥当性や適切性については、立入検査時に国と確認しているとの回答を受けたところであるが、協会の業務履行についての指導過程がわかるように資料等を整理、保管しておくよう努められたい。



## 株式会社大分放送

### 1. 概要

設立年月日	昭和 28 年 7 月 20 日							
総出資額	260,000 千円	県出資額	32,000 千円	出資比率	12.3 %			
設立目的	大分県内でのラジオ、テレビ放送事業							
県出資（支援）の意義	県内の情報格差の是正、ラジオ・テレビ放送の普及を促進する観点から出資							
事業内容	ラジオ放送、テレビ放送、その他放送に関連する事業							
理事会（役員会）	理事（役員）数	11 人	開催回数	5 回	理事（役員）出席率	96.4 %		
幹事（監査役）監査	監事（監査役）数	2 人	実施回数	2 回	実施延べ日数	2 日	主な内容	中間決算、本決算監査・承認
特記事項	なし							

### 2. 県関与の状況

#### （1）人的支援の状況

(人)	令和 3 年度（7 月 1 日現在）				令和 4 年度（7 月 1 日現在）			
	合計	県職員	県 OB	プロパー等	合計	県職員	県 OB	プロパー等
役員数	13	1	0	12	13	1	0	12
常勤	6	0	0	6	6	0	0	6
非常勤	7	1	0	6	7	1	0	6
職員数	133	0	0	133	132	0	0	132

#### （2）財政支出の状況

##### ①財政支出等

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	29,355	27,156	27,156	県借入金残高	0	0	0
県補助金	0	0	0	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	0	0	0				

##### ②主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和 3 年度 決算額（千円）	令和 4 年度 予算額（千円）	種別
① 広報活動費	県広報テレビ番組制作放送委託	27,156	27,156	委託料

### 3. 実施事業

ラジオ放送事業、テレビ放送事業、イベント・興業、放送に関する出版事業、セミナー関係など
---

#### 4. 財務状況（3年間の推移）

損益計算書 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売上高	5,026,697	4,557,894	4,738,781	資産 A	7,348,342	7,261,460	7,751,758
売上原価	1,980,921	1,824,590	1,915,688	流動資産	2,728,870	3,007,087	3,129,023
売上総利益	3,045,776	2,733,304	2,823,094	固定資産	4,619,472	4,254,373	4,622,735
販売費及び一般管理費	2,402,997	2,227,694	2,213,506	負債 B	3,918,904	3,646,985	4,045,660
営業利益	338,990	210,838	300,079	流動負債	2,032,280	1,950,020	2,009,534
営業外収益	91,011	85,333	102,590	固定負債	1,886,624	1,696,965	2,036,126
営業外費用	17,635	16,669	18,538	純資産 A-B	3,429,438	3,614,475	3,706,098
経常利益	412,366	279,502	384,132	株主資本	3,316,388	3,528,295	3,654,453
税引前当期純利益	248,911	332,696	261,924	資本金	260,000	260,000	260,000
法人税、住民税及び事業税	56,798	37,992	93,980	資本剰余金	0	0	0
当期純利益	157,565	243,107	157,359	利益剰余金	3,056,388	3,268,295	3,394,453

#### 5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】 定期的に訪問し、経営状況の聞き取りを行っている。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 定期的に訪問し、経営状況の聞き取りを行う。</p>
「人的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 平成24年度から、知事の非常勤取締役就任を見直し、副知事が就任した。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 引き続き、県民にとって有用な情報提供を図るため、人的関与を継続していく。</p>
「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 県広報番組委託料については、事務事業評価、予算編成の際に必要性、効果等を検証し、より有効な広報番組となるよう取り組んだ。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 引き続き、県広報番組委託料については、事務事業評価、予算編成の際に必要性、効果等を検証し、より有効な広報番組となるよう見直しを行っていく。</p>

#### 6. 監査結果

指摘 35-1	外郭団体へのモニタリングのあり方について
勸奨	<p>当法人の決算書類のみでは財政状態や経営状況が明らかでない点が見られるが、その内容を具体的に聞き取りした形跡が関係簿冊の中では確認できず、外郭団体の状況を的確に把握しようとしていない。</p> <p>出資を継続するのであれば、外郭団体へのモニタリング方法を改める必要がある。</p>

##### 《補足》

令和3年3月期の計算書類については内容が不明なものがいくつか見られる。例えば、次のようなものである。

- ・貸借対照表に1億円を超える仮払金が存在する。
- ・貸借対照表では投資有価証券が5億円以上計上され、関係会社株式の科目は存在しない一方で、個別注記表の重要な会計方針には子会社株式及び関連会社株式の記載がある。

- ・損益計算書に特別利益や特別損失が一括計上されている（個別注記表での説明はない）。

「令和3年度 外郭団体の経営状況等調書」において、指導指针对応状況として「定期的に訪問し、経営状況の聞き取りを行っている。」旨の記載があるが、これに関して、県の所管課が詳細に内容を把握、検討したような形跡はなく、決算書類を入手しているに過ぎないものと結論付けた。

所管課は、役員に副知事が就任しており、取締役会等において財政状態や経営状況を把握しているため、所管課において、改めて聞き取り等を行う必要はないと捉えているが、会社を経営する立場（取締役）と外部から指導監督する立場（県）を混在するべきではないと考える。

指摘 35-2	出資の意義について
勸 奨	県内の情報格差の是正、ラジオ・テレビ放送の普及を促進する観点から県が出資した経緯があるが、今日、県が求められた役割は終えたものと考えられる。特定の営利企業との結びつきを継続するよりは、株式譲渡や出資の払戻し（買取請求）を図ることが望ましい。

《補足》

大分県公社等外郭団体に関する指導指針は次のように定められている。

#### 第6 外郭団体のあり方（統廃合等）の検討

主管部局長は、各外郭団体の業績や経営状況等の実態に加え、設立当時からの外部環境の変化や実施事業の進捗・目的達成状況等を勘案し、団体のあり方（統廃合等）について常に検討を行い、次の基準に該当する団体について、積極的に統廃合等の指導を行うものとする。

##### 1 廃止又は縮小の対象とすべきもの

###### （1）設立目的が達成されたもの





## 大分朝日放送株式会社

### 1. 概要

設立年月日	平成4年5月25日							
総出資額	3,000,000千円	県出資額	150,000千円	出資比率	5.0%			
設立目的	テレビジョン放送により様々な情報を提供することで、大分県の発展に貢献することを目的とする							
県出資(支援)の意義	県内の情報格差の是正、地上波テレビ放送の普及を促進する観点から出資							
事業内容	放送法によるテレビジョン放送その他基幹放送事業							
理事会(役員会)	理事(役員)数	14人	開催回数	5回	理事(役員)出席率	91.8%		
幹事(監査役)監査	監事(監査役)数	3人	実施回数	3回	実施延べ日数	5日	主な内容	令和2年度決算及び主要事業の運営状況、支社往査等
特記事項	なし							

### 2. 県関与の状況

#### (1) 人的支援の状況

(人)	令和3年度(7月1日現在)				令和4年度(7月1日現在)			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	17	1	0	16	16	1	0	15
常勤	6	0	0	6	5	0	0	5
非常勤	11	1	0	10	11	1	0	10
職員数	73	0	0	73	71	0	0	71

#### (2) 財政支出の状況

##### ① 財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	26,224	20,347	20,347	県借入金残高	0	0	0
県補助金	0	0	0	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	0	0	0				

##### ② 主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① 広報活動費	県広報テレビ番組制作放送委託	20,347	20,347	委託料

### 3. 実施事業

テレビ放送事業、イベント・興業、出版関係事業等
-------------------------

#### 4. 財務状況（3年間の推移）

損益計算書	(千円)			貸借対照表	(千円)		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度
売上高	4,423,008	3,513,061	3,803,200	資 産	7,920,120	8,208,004	8,421,938
売上原価	2,129,799	1,653,477	1,656,066	流動資産	4,430,993	4,783,751	5,219,202
売上総利益	2,293,209	1,859,584	2,147,134	固定資産	3,489,127	3,424,253	3,202,736
販売費及び一般管理費	2,026,794	1,736,972	1,839,918	負 債	970,873	1,189,206	1,212,900
営業利益	266,413	122,611	307,215	流動負債	593,381	732,124	762,140
営業外収益	28,660	19,728	25,671	固定負債	377,492	457,082	450,760
営業外費用	7,245	2,287	3,237	純資産 A-B	6,949,247	7,018,798	7,209,038
経常利益	287,799	140,053	329,650	株主資本	6,946,031	7,004,257	7,196,623
税引前当期純利益	257,669	140,053	329,650	資本金	3,000,000	3,000,000	3,000,000
法人税、住民税及び事業税	92,724	68,355	117,128	資本剰余金	0	0	0
当期純利益	162,817	88,226	222,365	利益剰余金	3,946,031	4,004,257	4,196,623

#### 5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】 定期的に訪問し、経営状況の聞き取りを行った。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 定期的に訪問し、経営状況の聞き取りを行う。</p>
「人的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 平成24年度から、知事の非常勤取締役就任を見直し、副知事が就任した。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 引き続き、令和3年度までの取組を継続する。</p>
「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 県広報番組委託料については、事務事業評価、予算編成の際に必要性、効果等を検証し、より有効な広報番組となるよう取り組んだ。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 引き続き、県広報番組委託料については、事務事業評価、予算編成の際に必要性、効果等を検証し、より有効な広報番組となるよう見直しを行っていく。</p>

#### 6. 監査結果

指摘 36-1	外郭団体へのモニタリングのあり方について
勸 奨	<p>決算書類の内容についての聞き取りや内容を検討した形跡が関係簿冊の中では確認できなかった。</p> <p>出資を継続するのであれば、外郭団体の状況を可能な限りの確に把握し、その内容を記録、保管するなど、外郭団体へのモニタリングを改める必要がある。</p>

《補足》

「令和3年度 外郭団体の経営状況等調査」において、指導指针对応状況として「定期的に訪問し、経営状況の聞き取りを行っている。」旨の記載はあるが、関係簿冊においてその内容、証拠が確認できず十分なものとは判断できなかった。

県の所管課は、役員に副知事が就任しており、取締役会等において財政状態や経営状況を把握しているため、所管課において改めて聞き取り等を行う必要はないと捉えているが、会社を経営する立場（取締役）と外部から指導監督する立場（県）を混在するべきではないと考える。

指摘 36-2	出資の意義について
勸 奨	県内の情報格差の是正、地上波テレビ放送の普及を促進する観点から県が出資した経緯があるが、今日、県が求められた役割は終えたものと考えられる。特定の営利企業との結びつきを継続するよりは、株式譲渡や出資の払戻し（買取請求）を図ることが望ましい。

《補足》

大分県公社等外郭団体に関する指導指針では次のように定められている。

#### 第6 外郭団体のあり方（統廃合等）の検討

主管部局長は、各外郭団体の業績や経営状況等の実態に加え、設立当時からの外部環境の変化や実施事業の進捗・目的達成状況等を勘案し、団体のあり方（統廃合等）について常に検討を行い、次の基準に該当する団体について、積極的に統廃合等の指導を行うものとする。

##### 1 廃止又は縮小の対象とすべきもの

###### （1）設立目的が達成されたもの

なお、平成22年度の包括外部監査にも同様の指摘が行われており、これについて、平成24年3月の措置状況において、県は「対応困難」と公表している。「対応困難」とした理由は次のとおりである。

県の出資比率は5%で、保有株式は額面で1億5千万円、株式の譲渡には取締役会の承認が必要となっている。当該法人にとって県は重要安定株主と位置づけられており、知事が継続して取締役を務めている。地上デジタル放送完全移行後も引き続き連携した取組が必要な中で、地域の情報提供・発信や災害等緊急時の情報伝達手段など放送事業の公共性も考慮し、当面、株式の保有は継続する。

上記の措置状況について、結論ありきの理由付けになっているように見て取れ、現状の出資目的は曖昧であると言える。

営利法人から県が重要な安定株主と考えられているからと言って、県が出資しなければならない理由にはならないだろう。また、取締役の辞任は可能であり、災害等緊急事態の情報伝達手段など放送事業の公共性は放送法により、ある程度確保されているのではないかと。

#### 放送法

##### （災害の場合の放送）

第百八条 基幹放送事業者は、国内基幹放送等を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

出資の継続ありきではなく、どのようにしたら出資の引き揚げが可能になるかを積極的に検討すべきであろう。

## 株式会社エフエム大分

### 1. 概要

設立年月日	平成2年4月4日							
総出資額	80,000 千円	県出資額	4,000 千円	出資比率	5.0 %			
設立目的	放送法に基づく超短波放送事業及びその他の放送関連事業							
県出資(支援)の意義	FM放送普及促進の観点から出資							
事業内容	放送番組の制作及び販売並びに音楽会、演奏会等各種行事の企画及び開催に関する文化事業							
理事会(役員会)	理事(役員)数	7人	開催回数	3回	理事(役員)出席率	75.0 %		
幹事(監査役)監査	監事(監査役)数	1人	実施回数	2回	実施延べ日数	2日	主な内容	監査の報告および監査報告書作成
特記事項	なし							

### 2. 県関与の状況

#### (1) 人的支援の状況

(人)	令和3年度(7月1日現在)				令和4年度(7月1日現在)			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	8	0	0	8	8	0	0	8
常勤	3	0	0	3	3	0	0	3
非常勤	5	0	0	5	5	0	0	5
職員数	13	0	0	13	13	0	0	13

#### (2) 財政支出の状況

##### ① 財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	7,020	7,062	7,062	県借入金残高	0	0	0
県補助金	0	0	0	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	0	0	0				

##### ② 主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① 広報活動費	県政ラジオ番組制作放送委託等	7,062	7,062	委託料

### 3. 実施事業

FMラジオ放送事業
-----------

#### 4. 財務状況（3年間の推移）

損益計算書	(千円)			貸借対照表	(千円)		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度
売上高	317,820	298,887	295,139	資産 A	266,478	266,705	234,198
売上原価	157,589	187,987	155,936	流動資産	130,765	150,824	125,369
売上総利益	160,232	110,900	139,202	固定資産	135,713	115,881	108,830
販売費及び一般管理費	185,179	165,429	178,649	負債 B	74,924	129,778	132,930
営業利益	▲ 24,947	▲ 54,528	▲ 39,447	流動負債	34,632	30,281	34,512
営業外収益	968	4,297	903	固定負債	40,292	99,497	98,418
営業外費用	455	7,653	391	純資産 A-B	191,554	136,927	101,269
経常利益	▲ 24,434	▲ 57,885	▲ 38,935	株主資本	191,062	132,591	93,070
税引前当期純利益	▲ 29,098	▲ 57,885	▲ 38,935	資本金	80,000	80,000	80,000
法人税、住民税及び事業税	587	587	587	資本剰余金	163,914	163,914	163,914
当期純利益	▲ 29,684	▲ 58,471	▲ 39,521	利益剰余金	▲ 52,851	▲ 111,322	▲ 150,844

#### 5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】 平成25年に策定した中期経営計画に基づき、人件費、一般管理費の削減、自社制作比率の向上による番組費の抑制や、小ロスポンサーの新規獲得など、赤字幅の縮小に取り組んだ。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済に与える影響がスポンサー広告にも及ぶため、厳しい状況が予想されるが、地震や豪雨等の自然災害時の情報インフラとして、引き続き新規スポンサーの開拓や休眠スポンサーへのアプローチ等、地域密着型営業に取り組んでいく。</p>
「人的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 人的関与なし。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 今後も、人的関与の予定なし。</p>
「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 県広報番組委託料については、事務事業評価、予算編成の際に必要性、効果等を検証し、より有効な広報番組となるように取り組んだ。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 引き続き、効果検証を行い、県民にとって有用な情報が届けられるような広報番組となるように取り組んでいく。</p>

#### 6. 監査結果

指摘	37-1	委託業務の検証について
勸奨		<p>毎年、約7百万円の委託料が「県政ラジオ番組制作放送委託等」という名目で支払われている。県の資料である外郭団体の経営状況等では、委託料について、「事務事業評価、予算編成の際に必要性、効果等を検証し、より有効な広報番組となるように取り組んだ」と記載されている。</p> <p>しかし、簿冊の中には委託内容を検証したような資料は残されていない。委託内容の検証を実施したのであれば、検証資料や結論を簿冊に残す必要がある。</p>

指摘 37-2	FMラジオを利用した情報提供の影響度について
勸奨	<p>今日の社会を見てみると、情報入手としてのツールにFMラジオを選定する人はかなり少ないように見受けられる。</p> <p>委託料を支払ってまで、FMラジオで情報を流す必要性がどのくらいあるのか不明瞭である。委託の効果が見えるよう、何らかの数字目標を定めていただきたい。</p>

《補足》

2022年6月6日（月）～12日（日）に実施された「全国個人視聴率調査」の結果は次のとおりである。

ラジオ全体の1日の聴取時間は30分。調査を行った1週間に5分以上ラジオを聴いた人は、全体では36.0%で、男性の50代（43%）と60代（54%）と70歳以上（56%）、女性の60代（46%）と70歳以上（47%）で全体より高い。

今回の調査では、テレビやラジオのリアルタイム視聴が、60代以上の高年層で特に盛んに行われていることが確認された。





## 大分県デジタルネットワークセンター株式会社

### 1. 概要

設立年月日	平成 14 年 12 月 16 日							
総出資額	56,000 千円	県出資額	2,000 千円	出資比率	3.6 %			
設立目的	県内ケーブル局のネットワーク化、デジタル化の推進及び地域の情報格差の是正（デジタルヘッドエンド共同利用）							
県出資（支援）の意義	条件不利地域における情報格差の是正および、地域情報化の推進に資するため							
事業内容	デジタルヘッドエンドの共同利用、区域外波の共同利用、共同自主制作番組の放送等							
理事会（役員会）	理事（役員）数	6 人	開催回数	5 回	理事（役員）出席率	80.0 %		
幹事（監査役）監査	監事（監査役）数	1 人	実施回数	1 回	実施延べ日数	1 日	主な内容	会計監査
特記事項	なし							

### 2. 県関与の状況

#### （1）人的支援の状況

(人)	令和 3 年度（7 月 1 日現在）				令和 4 年度（7 月 1 日現在）			
	合計	県職員	県 OB	プロパー等	合計	県職員	県 OB	プロパー等
役員数	6	1	0	5	6	1	0	5
常勤	1	0	0	1	1	0	0	1
非常勤	5	1	0	4	5	1	0	4
職員数	0	0	0	0	0	0	0	0

#### （2）財政支出の状況

##### ①財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	2,640	2,640	2,640	県借入金残高	0	0	0
県補助金	0	0	0	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	0	0	0				

##### ②主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和 3 年度 決算額（千円）	令和 4 年度 予算額（千円）	種別
① 議会広報費	県議会中継	2,640	2,640	委託料

### 3. 実施事業

該当なし

#### 4. 財務状況（3年間の推移）

損益計算書 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売上高	49,047	44,537	40,632	資 産 A	79,834	78,736	79,888
売上原価	40,537	36,116	32,207	流動資産	79,834	78,736	79,888
売上総利益	8,510	8,421	8,425	固定資産	0	0	0
販売費及び一般管理費	7,723	7,670	7,697	負 債 B	7,202	5,767	6,626
営業利益	787	751	728	流動負債	7,202	5,767	6,626
営業外収益	5,600	4,879	5,279	固定負債	0	0	0
営業外費用	5,600	4,970	5,400	純資産 A-B	72,632	72,969	73,262
経常利益	787	660	606	株主資本	72,633	72,969	73,262
税引前当期純利益	787	660	606	資本金	56,000	56,000	56,000
法人税、住民税及び事業税	357	324	313	資本剰余金	0	0	0
当期純利益	429	336	293	利益剰余金	16,633	16,969	17,262

#### 5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】 上期と下期で各1回ずつ、運営状況等についてヒアリングを行った。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 昨年度と同様に運営状況等についてヒアリングを行う予定。</p>
「人的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 DX推進課長が非常勤取締役役に就任した。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 県内CATV局が豊の国ハイパーネットワークの光ファイバを活用して設備の共同利用等を行い、情報格差の是正等を図る第3セクターであり、県として適正な事業執行を確保する観点から、引き続き取締役就任は必要と考える。</p>
「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 補助金等の財政支援は行っていない。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 令和4年度以降も、財政支援の予定はない。</p>

#### 6. 監査結果

指摘 38-1	規程の整備状況について
勸奨	定款や運用規約は作成されているものの、他の規程類が作成されていないため、整備する必要がある。もっとも、当法人は現金の取扱いもなく、職員もいないため、まずは整備が必要な規程を洗い出す必要がある。

《補足》

大分県公社等外郭団体に関する指導指針において、原則として下記の諸規程を整備、保存しなければならないとされている。

##### 1 組織及び事務処理に関する規程

組織規程：事務局組織、職制、定数、内部牽制、監査実施基準等に係る事項

事務分掌規程：事務分掌に係る事項

事務決裁規程：決裁に係る事項

公印取扱規程：公印管守に係る事項

文書取扱規程：文書授受・保管に係る事項

2 財務会計に関する規程

会計・経理規程：収入、支出、契約、予算・決算等に係る事項

財産・物品管理規程：財産及び物品の管理等に係る事項

3 就業に関する規程

就業規則：勤務時間、休日、休暇、時間外、宿日直、欠勤、懲戒、分限、定年、任免手続等に係る事項

4 給与等に関する規程

給与規程：給料、報酬、諸手当の支給基準及び支給方法等に係る事項

旅費規程：旅費の支給基準及び支給方法等に係る事項

5 業務実施に関する規程

業務方法書、営業約款等



## 大分県農業信用基金協会

### 1. 概要

設立年月日	昭和 37 年 3 月 26 日							
総出資額	4,284,440 千円	県出資額	1,030,430 千円	出資比率	24.1 %			
設立目的	農業協同組合、その他融資機関の農業者等に対する貸付けの債務保証を行うことにより、農業者等が経営を近代化するために必要な資金の融通を円滑化し、もって農業者の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的とする。							
県出資（支援）の意義	この法人の主たる目的である農業者等に対する債務保証は、農業者等が必要な資金の融通を円滑化し、農業経営改善に寄与することから県が出資する意義がある。							
事業内容	融資機関から資金の貸付を受ける農業者等の債務を保証する。							
理事会（役員会）	理事（役員）数	7 人	開催回数	7 回	理事（役員）出席率	77.6 %		
幹事（監査役）監査	監事（監査役）数	3 人	実施回数	2 回	実施延べ日数	2 日	主な内容	事業報告書、財産目録、損益計算書、余剰金処分案
特記事項	なし							

### 2. 県関与の状況

#### （1）人的支援の状況

(人)	令和 3 年度（7 月 1 日現在）				令和 4 年度（7 月 1 日現在）			
	合計	県職員	県 OB	プロパー等	合計	県職員	県 OB	プロパー等
役員数	10	1	1	8	11	1	1	9
常勤	1	0	1	0	1	0	1	0
非常勤	9	1	0	8	10	1	0	9
職員数	13	0	0	13	15	0	0	15

#### （2）財政支出の状況

##### ①財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	0	0	0	県借入金残高	0	0	0
県補助金	356	0	2,511	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	0	0	0				

##### ②主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和 3 年度 決算額（千円）	令和 4 年度 予算額（千円）	種別
① 農業信用保証制度 円滑化対策事業	農業制度資金の円滑な融通を図るため、協会の財務基盤の強化に必要な特別準備金に対し補助する。	2,511	5,005	補助金

### 3. 実施事業

(1) 農業者等に対する債務保証業務
(2) 求償権回収業務

#### 4. 財務状況（3年間の推移）

収支計算書	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入	A	324,874	295,392	293,458	資産	A	90,782,641	92,927,362	94,381,104
事業収入		227,018	224,967	224,965	流動資産		3,109,395	2,833,118	2,814,277
補助金等収入		39,076	19,103	17,618	固定資産		5,885,842	5,900,199	5,909,333
その他の収入		58,780	51,322	50,874	保証債務見返		81,787,404	84,194,045	85,657,494
支出	B	238,769	248,248	241,571	負債	B	84,937,937	87,038,184	88,439,929
事業費		4,919	4,393	3,988	流動負債		892,228	497,321	820,670
管理費		150,840	157,842	161,487	固定負債		2,258,305	2,346,818	1,961,765
その他の支出		83,010	86,013	76,095	保証債務		81,787,404	84,194,045	85,657,494
当期収支差額	A-B	86,105	47,144	51,887	正味財産(純資産)A-B		5,844,704	5,889,178	5,941,175
次期繰越収支差額		—	—	—	うち基本(資本)金		5,758,599	5,842,034	5,889,288
					うち当期正味財産増減額		86,105	47,144	51,887

#### 5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】 令和3年3月策定の第10次中期経営計画（令和3年度～令和5年度）に基づき、債務保証の慎重な事故の未然防止と求償権の管理・回収の強化、経営の健全化に努めた。中期計画策定においては、経営基盤強化委員会の代表委員として運営支援を行った。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 昨年同様、第10次中期経営計画に基づき、債務保証の事故の未然防止と求償権の管理・回収の強化、経営の健全化に努める。大口案件があった場合は、審査委員として保証審査を行う。</p>
「人的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 農業者の経営安定に向けた適正な債務保証制度を確保するため、農林水産部審議監の非常勤理事就任は継続とした。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 引き続き継続する。</p>
「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 当法人に対する補助金は、農業信用保証保険法に基づき、農業関係制度資金融資において適切な経営改善計画を策定した農業者に対し、融資対象物件以外の担保や第三者保証人に依存しない機関保証を行うためのものであり、補助金2,511千円を交付した。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 引き続き、農業制度資金の円滑な融通を図るため、協会の財務基盤の強化に必要な特別準備金に対し補助する。（当初予算額5,005千円）</p>

#### 6. 監査結果

指摘 39-1	計算関係書類の不整合について
不備	貸借対照表と、貸借対照表及び損益計算書に附属する書類との間で金額が不一致となっているものが散見された。当法人は計算関係書類のチェックを適切に行うよう改善すべきであり、所管課は当法人が適切なチェックを行うよう指導すべきである。

《補足》

例えば次のような点が見られた。

	貸借対照表	附属する書類
求償権償却引当金	95,825,548 円	95,825,488 円
工具器具備品取得価額	5,843,146 円	5,004,839 円
工具器具備品減価償却累計額	4,226,294 円	3,387,987 円

県の所管課に質問したところ、次のとおり回答を受けた。

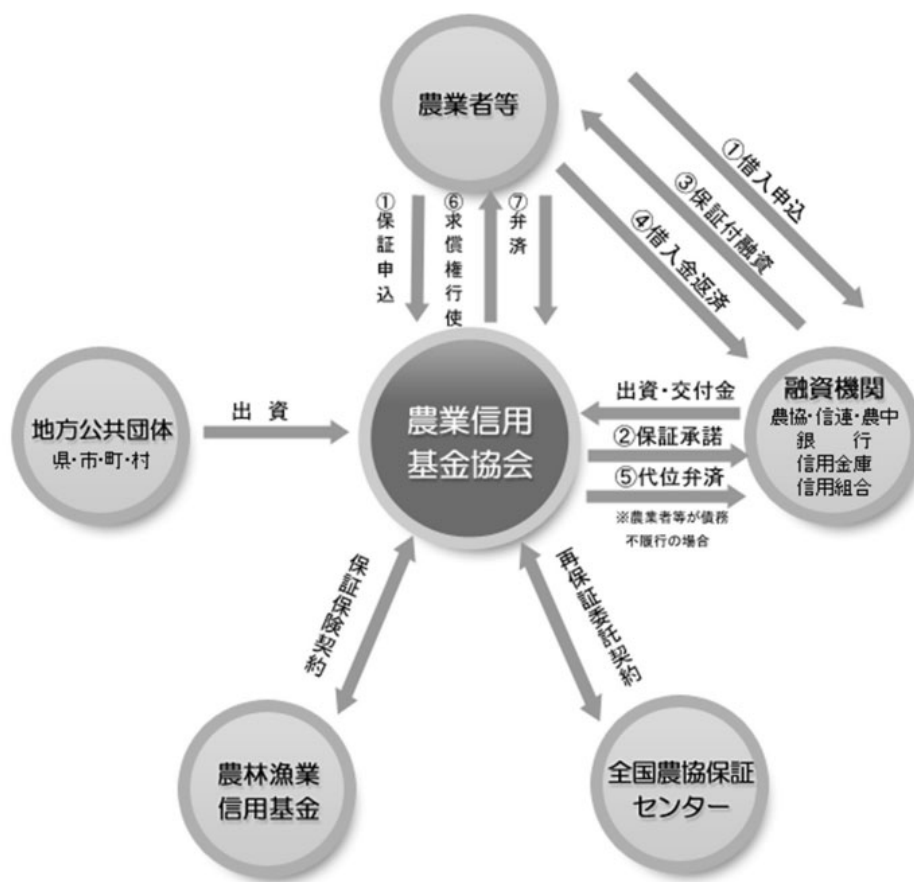
	貸借対照表	附属する書類
求償権償却引当金	正	誤（入力ミス）
工具器具備品取得価額	誤（二重計上）	正
工具器具備品減価償却累計額	誤（二重計上）	正

総資産額や損益計算書の金額には影響を与えないとのことであった。

指摘 39-2	基金協会の業務の履行について
勸 奨	県の所管課は、本法人の審査や代位弁済、求償権の回収、求償権に対する引当・償却の処理が、タイムリーかつ適切に行われているかどうかといった点について、具体的に評価・検討した上で、当該資料を保管しておくことが望ましい。

《補足》

信用保証の仕組みは次の図のとおりである。



※大分県農業信用基金協会ホームページより抜粋

<http://www.jaoita.net/afa/system.html>

県の所管課からは、守秘義務の観点等から個々の状況については把握しかねる部分もあるが、当課担当者の理事会への同席及び農水省が実施する常例検査等により適宜情報を把握し、指導・助言に努めているとの回答を受けたところであるが、指導の過程がわかるよう資料等を整理、保管しておくよう努められたい。

指摘 39-3	タイムリーな情報公開について
勸奨	<p>当法人のホームページにおいて、基金等の状況（基金、保証引受・保証残高、代位弁済・求償権、要約貸借対照表、要約損益計算書）が公開されていたが、令和4年11月30日時点で令和2年度（令和3年3月31日）までのものしか掲載されていなかった。</p> <p>可能な限りタイムリーな情報が提供されるよう努められたい。</p>



## 公益財団法人大分県園芸振興基金協会

### 1. 概要

設立年月日	昭和46年11月20日							
総出資額	100,170千円	県出資額	25,000千円	出資比率	24.9%			
設立目的	野菜及び果実の安定供給、野菜の価格安定制度の実施、果樹農業者の経営の支援を図る。							
県出資(支援)の意義	上記内容を実施し、地域経済の発展及び県内果樹農家の発展に寄与している。							
事業内容	野菜価格安定事業、果樹経営支援対策事業、未収益期間支援事業、消費拡大対策事業							
理事会(役員会)	理事(役員)数	10人	開催回数	3回	理事(役員)出席率	100.0%		
幹事(監査役)監査	監事(監査役)数	3人	実施回数	1回	実施延べ日数	1日	主な内容	会計検査
特記事項	なし							

### 2. 県関与の状況

#### (1) 人的支援の状況

(人)	令和3年度(7月1日現在)				令和4年度(7月1日現在)			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	10	1	0	9	10	1	0	9
常勤	0	0	0	0	0	0	0	0
非常勤	10	1	0	9	10	1	0	9
職員数	2	0	0	2	3	0	0	3

#### (2) 財政支出の状況

##### ① 財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	0	0	0	県借入金残高	0	0	0
県補助金	51,972	47,501	44,199	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	0	0	0				

##### ② 主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① 県野菜価格安定一般野菜事業	国の価格安定制度の対象とならない戦略品目の野菜の価格安定	7,973	6,705	補助金
② 特定野菜等供給産地育成価格補給事業	国の特定野菜等の価格安定	14,431	32,414	補助金
③ 指定野菜価格安定事業	国の指定する野菜の価格安定	21,795	14,836	補助金

### 3. 実施事業

1. 野菜価格安定事業
2. 果樹経営支援対策事業
3. 消費拡大対策事業

### 4. 財務状況（3年間の推移）

正味財産増減計算書（千円）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表（千円）	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	163,833	174,091	373,211	資 産 A	800,160	794,005	787,037
経常費用	165,281	172,483	370,312	流動資産	99,451	74,197	73,625
当期経常増減額	▲ 1,449	1,608	2,900	固定資産	700,709	719,808	713,412
経常外収益	0	0	0	負 債 B	253,525	232,078	118,132
経常外費用	0	0	0	流動負債	48,938	21,646	17,743
当期経常外増減額	0	0	0	固定負債	204,587	210,432	100,389
当期一般正味財産増減額	▲ 1,446	1,608	2,900	正味財産（純資産）A-B	546,635	561,927	668,905
一般正味財産期首残高	249,998	248,549	250,157	指定正味財産	298,085	311,771	415,848
一般正味財産期末残高	248,549	250,157	253,057	（うち基本財産への充当額）	0	0	0
当期指定正味財産増減額	28,245	13,685	104,078	（うち特定資産への充当額）	298,085	311,771	415,848
指定正味財産期首残高	269,840	298,085	311,771	一般正味財産	248,549	250,157	253,057
指定正味財産期末残高	298,085	311,771	415,848	（うち基本財産への充当額）	0	0	0
正味財産期末残高	546,634	561,928	668,905	（うち特定資産への充当額）	196,020	196,020	196,020

### 5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】 R3年度は県法務室との立入検査を実施し、運営面と会計面を指導した。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 引き続き、果実の安定的な生産、出荷の推進、生産農家の経営安定及び支援を行う。また、野菜の安定供給を目的とした価格安定事業に取り組む。</p>
「人的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 基金事業の安定的な運営を確保する観点から、園芸振興課長の非常勤理事就任を継続した。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 引き続き、園芸振興課長の非常勤理事就任を継続する。</p>
「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 果樹の緊急需給調整対策事業については国の事業見直しが行われ、廃止となったことから補助金の支出を令和元年度で終了した。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 野菜の価格安定事業については安定的な野菜の供給を行うために価格の安定は重要であることから、国及び県が定めた価格安定事業に対する補助金の支出は当面継続する。</p>

### 6. 監査結果

指摘 40-1	特定資産について
勸奨	<p>特定資産に計上されている特定基金46百万円、特別積立金引当資産50百万円、特別基金引当資産100百万円は一般正味財産を財源として積み立てられている。財産目録の使用目的を見ると、「管理活動財源であり、運用益を管理費の財源としている」と記載されている。事業に使用する目的ではなく、特定資産に計上する根拠としては乏しいため、特定資産から取り崩す必要があると考える。</p>

《補足》

公益法人においては遊休資産の保有制限が定められていることより、使用目的が定まっていないものを特定資産に計上することは望ましくない。

※遊休財産の保有制限

遊休財産の保有制限とは、「公益目的事業または公益目的事業に必要なその他の活動に使うことが具体的に定まっていない財産の保有は、その年度の公益目的事業会計における経常費用額を超えてはならない」という基準である。

公益目的事業に使用される見込みがない財産が公益法人に過大に蓄積された場合には、財産の留保につながり、税制優遇等の趣旨に反するほか、寄付等をした者の期待にも反することになりかねないため、遊休財産額に保有の制限がかけられている。



## 株式会社大分県畜産公社

### 1. 概要

設立年月日	昭和 47 年 9 月 28 日						
総出資額	2,574,540 千円		県出資額	500,150 千円		出資比率	19.4 %
設立目的	食肉流通の近代化、合理化をすることで、畜産農家の所得向上と消費者への食肉の安定供給に寄与することを目的とする。						
県出資（支援）の意義	県内唯一の食肉処理施設として、畜産振興及び県産畜産物の安定供給の拠点施設として果たす役割は大きく、公共性が高いことから支援が必要						
事業内容	家畜のと畜、食肉の製造及び販売並びに附帯する事業						
理事会（役員会）	理事（役員）数	15 人	開催回数	6 回	理事（役員）出席率	88.6 %	
幹事（監査役）監査	監事（監査役）数	3 人	実施回数	5 回	実施延べ日数	5 日	主な内容 監査計画方針・常勤監査役・監査報酬の決定、決算状況、期末監査実施要領決定並びに監査報告作成
特記事項	なし						

### 2. 県関与の状況

#### （1）人的支援の状況

(人)	令和3年度（7月1日現在）				令和4年度（7月1日現在）			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	15	1	2	12	14	1	2	11
常勤	7	0	2	5	6	0	2	4
非常勤	8	1	0	7	8	1	0	7
職員数	184	0	0	184	198	0	0	198

#### （2）財政支出の状況

##### ①財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	0	0	0	県借入金残高	1,891,316	2,307,536	1,830,271
県補助金	100,000	107,973	101,575	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	0	0	0				

## ②主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① 産地食肉センター整備支援事業	県産畜産物の流通体制強化等のため、輸出対応可能な産地食肉センターを整備	100,000	100,000	補助金
② 産地食肉センター整備事業資金	県産畜産物の流通体制強化等のため、輸出対応可能な産地食肉センターを整備	200,000	100,000	貸付金
③ 大分県肉用牛生産基盤拡大緊急支援事業	おおいた豊後牛拡大計画に向けた肥育牛預託頭数の整備	1,630,271	1,168,477	貸付金
④ 大分県産品セット商品開発支援事業	ECサイトにおける県産農林水産物を使用したセット商品の開発支援	1,575	0	補助金

## 3. 実施事業

<p>(1) 家畜のと畜解体処理</p> <p>(2) 食肉の製造及び販売(輸出含む)</p> <p>(3) 県産畜産物のアンテナショップの運営(町田バーネット、ミートショップ)</p> <p>(4) 肥育牛の生産及び預託事業(町田牧場、預託4農場)</p> <p>(5) その他附帯する事業</p>
--

## 4. 財務状況(3年間の推移)

損益計算書(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売上高	9,484,323	9,928,535	10,417,118	資産 A	5,262,790	5,629,683	5,734,813
売上原価	9,118,834	9,385,118	9,733,400	流動資産	2,838,030	3,445,490	3,417,675
売上総利益	365,489	543,418	683,718	固定資産	2,424,760	2,184,193	2,317,138
販売費及び一般管理費	537,712	549,624	586,704	負債 B	3,148,019	3,490,434	3,497,475
営業利益	▲172,223	▲6,206	97,014	流動負債	2,445,074	2,643,916	2,384,221
営業外収益	28,642	49,573	21,497	固定負債	702,946	846,518	1,113,254
営業外費用	1,815	1,675	1,558	純資産 A-B	2,114,770	2,139,249	2,237,338
経常利益	▲145,397	41,693	116,954	株主資本	2,114,770	2,139,249	2,237,338
税引前当期純利益	▲142,690	43,077	116,165	資本金	2,574,540	2,574,540	2,574,540
法人税、住民税及び事業税	▲12,633	18,598	18,076	資本剰余金	0	0	0
当期純利益	▲130,057	24,479	98,089	利益剰余金	▲459,770	▲435,291	▲337,202

## 5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>集荷の拡大や輸取出取扱量増加に向けた対策に取り組むとともに、新たにコンプライアンス推進室を設置し、社内環境の改善や業務の効率化を図った結果、大幅な黒字となった。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>引き続き作業効率化を進めるとともに、カットラインを増設し、集荷の拡大と輸取出取扱量の増加を図る。併せて、販売の強化に向けて短期的な対策を示すよう支援を行い、安定的な黒字化による経営の健全化を図る。</p>
「人的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>見直し方針に基づき、県職員の非常勤取締役は畜産振興課長1名に削減しており、筆頭株主として必要最小限の人的関与とした。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>今後も引き続き、最小限の関与を継続する。</p>

「財政的関与」の見直し状況	<p>新施設整備に対し、国の強い農業づくり交付金を活用し、平成 26～28 年度予算で補助金を支出しており、出資団体の市町村、農業団体等とともに財政的支援を行っている。</p> <p>【令和 3 年度までの取組】 定期的なモニタリングによる進捗状況の管理に加え、輸出入取扱量に向けた具体的な対策指導を徹底し、財政健全化に向けた支援を行った。</p> <p>【令和 4 年度以降の方針】 中長期的な計画管理に加え、短期目標の達成を支援することで、自己資本に基づいた足腰の強い経営の確立を図る。</p>
---------------	---

## 6. 監査結果

指摘 41-1	減損会計の適用について
勸奨	<p>町田バーネット牧場と地産ミートショップおおいたは直近の2022年3月期と2021年3月期において継続して、営業活動から生じる損益がマイナスとなっており、減損の兆候が生じている。</p> <p>その際の将来キャッシュフローの見積りについて、過年度に策定した中長期経営改善計画を用いているが、その時と現在を比べると、社会環境は大きく異なったものとなっている。</p> <p>将来キャッシュフローの見積りには過去に作成した計画を用いるのではなく、決算時点における状況を加味して見積もる必要がある。</p>

《補足》

営業利益

(単位：千円)

	2021年3月期 ※1	2022年3月期 ※2
町田バーネット牧場	△14,697	△11,209
地産ミートショップおおいた	△2,204	△5,224

※1. 全体の損益計算書により事業部ごとの収益から費用を控除して算出

※2. 事業別の損益計算書から抜粋

指摘 41-2	資産除去債務に関する注記について
勸奨	<p>資産除去債務の未計上が許容されるのは、計上額に重要性が低い場合、もしくは債務を合理的に見積もることができない場合とされている。決算書上では事業の撤退が予定されていないという理由で計上していないが、これは合理的に見積もることができないという理由には該当しない。</p> <p>また、所管課から合理的に見積もることができない理由が追加的に提出されたが（補足参照）、そのような場合は合理的な仮定を設定して見積もることが一般的な実務では行われている。</p> <p>合理的な仮定を設けて原状回復費用の見積りを行い、資産除去債務を計上する必要がある。</p>

《補足》

所管課が回答した資産除去債務を合理的に見積もることができない理由

- ・当該資産については、施設、土地は賃貸借契約を締結し、借用している。
- ・賃借契約期間に定めはない。
- ・現在のところ撤退する予定はない。

注記に記載されている内容

#### 8. 資産除去債務に関する注記

当社は、町田牧場、町田バーネット牧場施設の賃貸借契約に基づき、事業撤退時における原状回復に係る債務を有しているが、当面の間、事業を撤退する予定もないことから、当該債務に見合う資産除去債務を計上していない。

資産除去債務に関する会計基準（抜粋）

#### 3. (1)

「資産除去債務」とは、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいう。この場合の法律上の義務及びそれに準ずるものには、有形固定資産を除去する義務のほか、有形固定資産の除去そのものは義務でなくとも、有形固定資産を除去する際に当該有形固定資産に使用されている有害物質等を法律等の要求による特別の方法で除去するという義務も含まれる。

16. 資産除去債務の会計処理に関連して、重要性が乏しい場合を除き、次の事項を注記する。

- (1) 資産除去債務の内容についての簡潔な説明
- (2) 支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件
- (3) 資産除去債務の総額の期中における増減内容



- (4) 資産除去債務の見積りを変更したときは、その変更の概要及び影響額
- (5) 資産除去債務は発生しているが、その債務を合理的に見積ることができないため、貸借対照表に資産除去債務を計上していない場合には、当該資産除去債務の概要、合理的に見積ることができない旨及びその理由



## 周防灘フェリー株式会社

### 1. 概要

設立年月日	昭和40年7月10日							
総出資額	48,000千円	県出資額	501千円	出資比率	1.0%			
設立目的	海上運送業、自動車運送事業、観光事業、旅行業及びこれらに附帯関連する一切の事業を営むことを目的とする。							
県出資(支援)の意義	本県と中国地方を結ぶ唯一の航路として、国東半島の活性化に寄与する。							
事業内容	徳山・竹田津航路のフェリーボート運航							
理事会(役員会)	理事(役員)数	5人	開催回数	6回	理事(役員)出席率	100.0%		
幹事(監査役)監査	監事(監査役)数	1人	実施回数	4回	実施延べ日数	4日	主な内容	会計監査
特記事項	なし							

### 2. 県関与の状況

#### (1) 人的支援の状況

(人)	令和3年度(7月1日現在)				令和4年度(7月1日現在)			
	合計	県職員	県OB	プロパー等	合計	県職員	県OB	プロパー等
役員数	5	0	0	5	4	0	0	4
常勤	5	0	0	5	4	0	0	4
非常勤	0	0	0	0	0	0	0	0
職員数	31	0	0	31	29	0	0	29

#### (2) 財政支出の状況

##### ① 財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	0	4,800	4,400	県借入金残高	0	0	0
県補助金	242	325	163	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	0	0	0				
その他の県からの支援等	令和3年度漁港施設使用料の減免を実施						

##### ② 主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和3年度 決算額(千円)	令和4年度 予算額(千円)	種別
① 公共交通活性化促進事業	誘客のための企画商品のCM作成および放映	4,400	3,700	委託料
② フェリー航路利用促進事業	大分県の魅力・情報発信によるフェリー利用の誘客を促進	163	220	補助金

### 3. 実施事業

フェリーボートによる自動車航送・旅客輸送及び手荷物・小荷物輸送
---------------------------------

### 4. 財務状況（3年間の推移）

損益計算書 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表 (千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売上高	409,770	307,446	326,224	資産 A	258,259	381,700	360,087
売上原価	316,866	259,124	323,058	流動資産	157,017	255,201	275,209
売上総利益	92,903	48,322	3,165	固定資産	101,242	126,499	84,878
販売費及び一般管理費	104,534	89,151	89,243	負債 B	239,922	368,418	368,863
営業利益	▲ 11,630	▲ 40,828	▲ 86,077	流動負債	74,276	43,912	55,412
営業外収益	3,408	9,654	11,377	固定負債	165,646	324,506	313,451
営業外費用	1,029	637	1,040	純資産 A-B	18,337	13,282	▲ 8,776
経常利益	▲ 9,252	▲ 31,812	▲ 75,741	株主資本	10,686	▲ 1,139	▲ 8,209
税引前当期純利益	▲ 8,847	▲ 11,459	▲ 6,704	資本金	48,000	48,000	48,000
法人税、住民税及び事業税	365	365	365	資本剰余金	200	200	200
当期純利益	▲ 9,212	▲ 11,824	▲ 7,069	利益剰余金	▲ 36,793	▲ 48,618	▲ 55,688

### 5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】 営業活動の積極的な推進など、一層の企業努力を行った。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 引き続き利用客の回復に向け新規顧客の獲得など、より一層の営業活動を推進していく。</p>
「人的関与」の見直し状況	<p>県職員の役員就任、業務援助職員の派遣はない。</p>
「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】 フェリー利用の誘客を促進するための補助金やCM作成及び放映のための委託を行った。また、新型コロナウイルス感染症による運賃収入減少に対し、漁港施設使用料の減免を行った。</p> <p>【令和4年度以降の方針】 引き続き、必要な支援を検討していく。</p>

### 6. 監査結果

指摘 42-1	法人の存在意義について
改善	<p>当法人は、財政状態及び経営成績が芳しくない状況が続いている。高速道路等の陸上経路等が十分に整備されている状況を鑑みれば、当法人の存続意義についてより一層の議論がなされるべきであろう。出資や委託の廃止を検討すべき段階にあると判断される。</p>

《補足》

直近3事業年度の経営状況は下記のとおりである。

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売上高	409,770	307,446	326,224
営業利益	▲11,630	▲40,828	▲86,077
当期純利益	▲9,212	▲11,824	▲7,069
利益剰余金	▲36,793	▲48,618	▲55,688

新型コロナウイルス感染症による運賃収入減少により、業績悪化の一途をたどっており、アフターコロナにおいても自助努力による経営改善の道筋は不透明である。山口県からの補助金収入等を特別利益に多額に計上しているが、当該補助金収入等が無くなれば、即刻経営が立ちゆかなくなるような状況である。

関門橋より周防灘フェリーの方が車重の最高限度が重いこと等により、一定の需要が運送業者にとって未だあるものの、高速道路が整備されている状況に鑑みれば、誘客のための企画商品のCM作成及び放映等に係る委託や出資について、その必要性を再度検討することが望ましいと考える。

#### ※大分県公社等外郭団体に関する指導指針

#### 第6 外郭団体のあり方（統廃合等）の検討

##### 1 廃止又は縮小の対象とすべきもの

- (1) 設立目的が達成されたもの
- (2) 設立の意義が薄れ、又は中長期的に見て薄れることが予測されるもの
- (3) 事業の必要性が低下し、活動実績が少ないもの
- (4) 県が民間企業に直接委託することが可能な事業を主たる事業として行っているもの
- (5) 累積欠損があり、かつ、経営状況等から見て累積欠損の解消が困難と判断されるもの

指摘	42-2	規程類の整備状況について
改善	規約類が就業規則しか整備されていないため、大分県公社等外郭団体に関する指導指針において定められている他の社内規程類についても、法人の状況に応じて整備することが望まれる。	

#### 《補足》

大分県公社等外郭団体に関する指導指針において、原則として下記の諸規程を整備、保存しなければならないものとされている。

##### 1 組織及び事務処理に関する規程

組織規程：事務局組織、職制、定数、内部牽制、監査実施基準等に係る事項

事務分掌規程：事務分掌に係る事項

事務決裁規程：決裁に係る事項

公印取扱規程：公印管守に係る事項

文書取扱規程：文書授受・保管に係る事項

2 財務会計に関する規程

会計・経理規程：収入、支出、契約、予算・決算等に係る事項

財産・物品管理規程：財産及び物品の管理等に係る事項

3 就業に関する規程

就業規則：勤務時間、休日、休暇、時間外、宿日直、欠勤、懲戒、分限、定年、任免手続等に係る事項

4 給与等に関する規程

給与規程：給料、報酬、諸手当の支給基準及び支給方法等に係る事項

旅費規程：旅費の支給基準及び支給方法等に係る事項

5 業務実施に関する規程

業務方法書、営業約款等

## 公益財団法人大分県防犯協会

### 1. 概要

設立年月日	昭和 60 年 2 月 13 日							
総出資額	28,418 千円	県出資額	2,000 千円	出資比率	7.0 %			
設立目的	犯罪の防止及び青少年の健全な育成並びに地域社会の健全な発展のための事業を行い、県民を犯罪から守って、明るく安全で安心して暮らせる大分県の実現に寄与することを目的とする。							
県出資（支援）の意義	主要な活動である防犯思想の普及、高揚及び青少年の健全な育成等の事業は、安全で安心して暮らせる大分県の実現に寄与するものと考え出資している。							
事業内容	防犯思想の普及高揚並びに犯罪の防止、少年非行の防止及び青少年の健全育成、その他防犯団体が行う防犯活動に対する協力援助等							
理事会（役員会）	理事（役員）数	11 人	開催回数	2 回	理事（役員）出席率	100.0 %		
幹事（監査役）監査	監事（監査役）数	2 人	実施回数	1 回	実施延べ日数	1 日	主な内容	前年度決算及び主要事業の運営状況
特記事項	なし							

### 2. 県関与の状況

#### （1）人的支援の状況

(人)	令和 3 年度（7 月 1 日現在）				令和 4 年度（7 月 1 日現在）			
	合計	県職員	県 OB	プロパー等	合計	県職員	県 OB	プロパー等
役員数	13	0	1	12	13	0	1	12
常勤	1	0	1	0	1	0	1	0
非常勤	12	0	0	12	12	0	0	12
評議員数	11	0	1	10	11	0	1	10
職員数	5	0	2	3	5	0	2	3

#### （2）財政支出の状況

##### ①財政支出

(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	3,950	3,610	3,534	県借入金残高	0	0	0
県補助金	2,240	2,240	2,240	県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県交付金・負担金・出資金	0	0	0				

##### ②主な財政支出の内容

事業名	事業内容	令和 3 年度 決算額（千円）	令和 4 年度 予算額（千円）	種別
① 風俗営業調査等事業	新規風俗営業所への調査、管理者等に対する講習会の実施等	3,534	4,740	委託料
② 自主防犯活動推進事業	防犯思想の普及、高揚及び防犯団体が行う防犯活動に対する援助等	2,240	1,800	補助金

### 3. 実施事業

<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞、ラジオ等広報媒体を活用した防犯思想高揚のための広報啓発活動</li> <li>・防犯活動を行う県内各地区の防犯協会に対して、のぼり旗、ワイヤーロック等防犯物品助成</li> <li>・「安全・安心まちづくり」事業（「大分県安全・安心まちづくり県民大会」の実施、民間防犯パトロール隊への指導、支援事業等）</li> <li>・子どもの安全対策事業（青少年健全育成事業、有害環境の排除活動事業、薬物乱用防止活動事業）</li> <li>・その他の事業（防犯功労者表彰、自転車防犯登録事業）</li> </ul>
--

### 4. 財務状況（3年間の推移）

正味財産増減計算書（千円）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	貸借対照表（千円）	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	40,984	40,313	37,845	資 産 A	40,302	40,752	39,369
経常費用	40,715	40,200	38,161	流動資産	8,232	9,214	8,361
当期経常増減額	269	113	▲ 317	固定資産	32,070	31,539	31,008
経常外収益	505	505	0	負 債 B	4,684	5,179	4,793
経常外費用	154	157	0	流動負債	2,671	3,166	2,780
当期経常外増減額	351	348	0	固定負債	2,013	2,013	2,013
当期一般正味財産増減額	620	461	▲ 493	正味財産(純資産)A-B	35,617	35,574	34,576
一般正味財産期首残高	33,437	34,056	34,517	指定正味財産	1,561	1,056	551
一般正味財産期末残高	34,056	34,517	34,024	(うち基本財産への充当額)	0	0	0
当期指定正味財産増減額	▲ 505	▲ 505	▲ 505	(うち特定資産への充当額)	1,561	1,056	551
指定正味財産期首残高	2,066	1,561	1,056	一般正味財産	34,056	34,517	34,024
指定正味財産期末残高	1,561	1,056	551	(うち基本財産への充当額)	28,418	28,418	28,418
正味財産期末残高	35,617	35,574	34,576	(うち特定資産への充当額)	0	0	0

### 5. 指導指針への対応状況

「適正な運営指導」等の取組状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>事業活動を行うために不可欠である賛助会員の拡大については、ホームページや広報誌等の各種広報媒体の活用により団体の活動に対する理解を求めるとともに、各種団体企業への働きかけや各種行事を通じた会員の拡大に努めた。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>令和3年度は、現賛助会員への働きかけを積極的に行った結果、賛助会費の支払口数が増加したことにより受取会費が微増した。引き続き現賛助会員への働きかけ及び新規会員の拡大に努め、防犯思想高揚のための啓発活動やパトロール隊への支援活動等を推進する。</p>
「人的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>県職員等の役員就任や業務援助職員の派遣はない。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>前年度と同様に県職員等の派遣予定なし。</p>
「財政的関与」の見直し状況	<p>【令和3年度までの取組】</p> <p>防犯思想啓発活動等に係る補助金については、より効果的に活用するため、平成24年度予算から、刑法犯認知件数に占める割合が最も高い自転車盗抑止対策事業及び青少年の非行防止・犯罪被害防止活動に特化して交付することにしており、令和3年度も継続して実施した。</p> <p>【令和4年度以降の方針】</p> <p>令和4年度においても、補助事業、委託事業について、より効果的な事業となるように必要性や実施効果等の検証を行いながら継続する。</p>



## 6. 監査結果

指摘 43-1	内部取引の消去について
改善	令和3年度の貸借対照表に計上されている立替金 2,970 円が内部取引として相殺消去されていない。 内部取引については年度内に相殺消去されるよう処理を改善すべきである。

《補足》

なお、4年度には相殺処理されている。

指摘 43-2	県の規程の準用について
勸奨	規程については、条例等県の規程を安易に準用することなく、可能な限り法人の実態に応じて設定することが望ましい。 県が防犯協会を外郭団体と位置付けるのであれば、指導指針に沿った指導監督をしていく必要がある。

《補足》

当法人の職員給与規程においては、前述のように（県の）給与条例を準用しているものが多く存在した。

大分県公社等外郭団体に関する指導指針では次のとおり定められている。

第7 外郭団体の適正な運営指導
主管部局長は、次の基準に基づき、外郭団体の適正な運営について適時適切に指導するものとする。
7 給与の適正化等
(1) 外郭団体の業績、経営状況等の実態を踏まえ、安易に県職員の給与に準拠することなく、経営計画に則った適正な給与体系をとること。

指摘 43-3	補助金の見直しについて
勸奨	当法人では、自転車防犯登録手数料などの事業収益や会費等の収入が一定程度見込まれることから、法人への恒常的な補助金額を削減するといった対応を検討することが望ましい。

《補足》

過去の県補助金額は次のとおりである。

単位：千円

平成/令和	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
補助金額	2,240	2,240	2,240	2,240	2,240

なお、令和4年度の予算額は1,800千円に減額したところである。今後も補助金額が削減できないかどうか継続的に検討されたい。

指摘 43-4	見積合わせの効果について
勸 奨	<p>県内各地区への配布物購入（広報・啓発活動）に際し、2者の見積合わせが実施されている。当該見積合わせにおいては、特定の業者が参加した一定のケースでは当該特定の業者が選定される結果となっている。</p> <p>見積合わせが、競争原理を働かせ、経済性を追求する目的で実施されているのであれば、契約方法や見積提出者の選定を見直すこと等により、一層効果的に目的を実現できるよう努めることが望ましい。</p>

《補足》

令和3年度の簿冊を閲覧すると、見積合わせとその結果に規則性があるものとして、次のようなものが挙げられる。

一定のケース	契約先
県外業者A社が入った見積合わせ	県外業者A社
県内業者B社が入った県内業者間での見積合わせ	県内業者B社

## 第4 参考資料

### 1 内部統制とは

#### (1) 内部統制の定義

内部統制とは、企業の経営目標を達成するために必要なルール・仕組みを整備して、適切に運用できるようにすることをいう。また、企業会計審議会（金融庁）の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（以下「内部統制基準」という。）では、以下のとおり定義されている。

「内部統制とは、基本的に、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいい、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング（監視活動）及びIT（情報技術）への対応の6つの基本的要素から構成される。」

ここで言う4つの目的と6つの基本的要素をより具体的に示すと以下のようになる。

#### 4つの目的

##### ① 業務の有効性及び効率性

法人等の組織の業務を無駄なく、より正確に実施すること。

##### ② 財務報告の信頼性

虚偽記載が無いよう決算書等の開示書類を作成し、信頼性を確保すること。

##### ③ 事業活動に関わる法令等の遵守

事業活動に関わる法令等の遵守（コンプライアンス）を徹底していくこと。

##### ④ 資産の保全

法人の資産を正当な手続と承認のもとで運用し、無駄な減少を防ぐこと。

#### 6つの基本的要素

##### ① 統制環境

他の5要素の基盤となる要素であり、組織構造や組織風土のことをいう。

##### ② リスクの評価と対応

不利な影響を及ぼす組織外部・内部の可能性（リスク）を識別・分析・評価・対応することをいう。

### ③ 統制活動

経営者の命令・指示が適切に実行されることを確保するための方針や手続のことをいう。

### ④ 情報と伝達

必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正確に伝えられることをいう。

### ⑤ モニタリング

内部統制が有効に機能しているかどうかを継続的に監視・評価・是正する過程（プロセス）のことをいう。

### ⑥ IT（情報技術）への対応

業務の実施において、組織の内外のITに対し適切に対応することをいう。

## （２）内部統制のメリット

内部統制を整備し運用することのメリットとして、一般的には以下のような点が挙げられる。

### ① 業務内容や業務の流れの可視化

業務フロー図や業務記述書の作成を通じて可視化される。

### ② 財務内容の可視化

内部統制の整備は経営状況の正確な把握に繋がり、結果的に財務内容が可視化される。

### ③ 法人内の規程等の整備

内部統制を整備する過程で法人内規程等も整備されることになる。

### ④ 不正や誤謬（ミス）が起きにくい業務の流れの構築

職員による不正や誤謬（ミス）が生じやすい業務を把握することにより、リスクを軽減できる。

### ⑤ 職員のモチベーションの向上

業務内容や業務の流れの改善が適正な人事評価基準の構築に繋がり、職員のモチベーションの向上に繋がる。

## ⑥ 法人の社会的信用の向上

内部統制の構築により、ルールに基づいた適正な業務遂行と職員のモラル向上が促され、結果的に法人の社会的信用の向上に繋がる。

### (3) 内部統制の限界

内部統制が有効に機能していれば、先に挙げた4つの目的は概ね達成できると考えられる。しかし、これは内部統制が絶対的なものであるということを意味しているわけではない。ときには有効に機能しなくなる「固有の限界」が存在する。内部統制基準では「固有の限界」として以下の項目挙げている。

#### ① 担当者の不注意、判断ミス、共謀

担当者による不注意や判断ミスは、内部統制に組み込まれているダブルチェック機能等で防止できる。しかし、その行為を行うものが人間である以上、ミスが発生する可能性をゼロにすることは不可能である。また、複数の担当者が共謀して不正を行えば、内部統制が機能しなくなる危険性はさらに高まる。

#### ② 組織内外の環境の変化や非定型的な取引の発生

内部統制を構築した時点から組織内外の経営環境が大きく変化した場合や、当初構築した内部統制では想定していなかった非定型的な取引が発生した場合には、既存の内部統制ではカバーしきれない危険性がある。

#### ③ 費用対効果で費用が極端に効果を上回る場合

一般的に法人は様々な活動を行っているため、内部統制の構築のみにコストをかけられるわけではなく、常に費用と効果を天秤にかけて経営判断を行う必要がある。従って、内部統制の構築に必要なコストがそれから得られる効果を極端に上回ると判断された場合には、内部統制の構築を断念する危険性がある。

#### ④ 経営者による不正

どんなに不祥事や違法行為を防止するための内部統制が構築されていても、経営者は内部統制を無視して違法行為等の指示を出せる権限がある。即ち、経営者は内部統制を無効化できる権限を有するため、経営者による不正には内部統制の限界がある。

## 2 不正とは

### (1) 不正とは

「不正」－不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を伴う、経営者、取締役、監

査役等、従業員又は第三者による意図的な行為をいう。(監査基準委員会報告 240 より)

## (2) 不正のトライアングル

一般的に不正は、①「機会」②「動機 (プレッシャー／インセンティブ)」③「正当化」の3つの不正リスク (不正リスクの3要素) が揃ったときに発生すると考えられている。

1. やるチャンス (機会)
2. やる理由 (動機)
3. やるための言い訳 (正当化)

「機会」とは、不正行為の実行を可能または容易にする客観的な環境を表す。次のような例が挙げられる。

- 現金や商品がなくなっても、誰も気にしない。(それらを盗んでも発覚しない。)
- 一人の担当者に、現金などの資産を取り扱う権限が集中している。(それらを盗んでも隠蔽できる。または、ごまかせる。)
- 経費申請や立替払請求に対して、上長は何も確認せずに承認している。(不正な請求をしても承認してもらえる。)

「動機」とは、不正行為の実行を欲する主観的な事情を表す。次のような例が挙げられる。

- 個人的な金銭上の問題を抱えている。(借金の返済を迫られている。家族が病気になる高額な医療費が必要となった。など)
- ノルマに対する強いプレッシャーがあり、達成できないと強く責められる。(解雇される。契約を打ち切られる。激しく叱咤される。など)
- 成功者であることに強いこだわりがある。失敗や失速を表に出したくない。

「正当化」とは、不正行為の実行を積極的に是認する主観的な事情を表す。次のような例が挙げられる。

- 一時的に借りるだけである。(当初は「後で返済する」と考えるが、ほとんどの場合、結局それは果たされない。)

- 経営層や上級職、他の部門、他の従業員と、報酬・待遇・処遇に大きな不公平感がある。（「自分ももっと貰っていい。」などと考える。）
- 全体・他人のために仕方なくやる。（「会社が倒産したら従業員全員が路頭に迷う。少し数字をいじっても後で挽回すればいい。」「営業が早く売りたいと言っている。基準から外れているが検査を通過させよう。」などと考える。）

### （3）不正の発見、防止と内部統制

本来、不正を防止し発見するための責任は経営者側にある。そのため、経営者は不正を実行させないような内部統制を構築する必要がある。ただし、内部統制は「システムを構築したら終わり」というものではない。構築したシステムの機能を保持しているかどうかを、継続的に監視（モニタリング）しなければならない。また、統制内容やその運用に問題があるときには改善を施す必要があるため、評価と報告までを含めたシステムを構築する必要がある。

内部統制を実効的なものとするためには、担当者自身によるチェックといった日常的モニタリングのほか、その業務に携わっていない別の担当者や社外の人間によるモニタリング（独立的評価）が有効である。典型例としては、「抜き打ちの内部監査」等が挙げられる。

大分県では、外郭団体の内部統制が有効に機能しているかどうかを検証するために、「公社等外郭団体チェックリスト（不祥事防止編）」（10 ページ参照）を活用して、各組織の状況調査を実施することとしている。当該チェックリストを利用するに際しては、機械的にチェックリストをつぶすのではなく、相互チェックがされているか、上長の承認を得ているか、重要な業務の分離がされているか等、実質的な内部統制が効いているかどうかを確認しながらチェックしていくことが重要となる。

## 大分県公社等外郭団体に関する指導指針

平成21年9月策定 大分県行政企画課  
平成24年5月改正 大分県行政企画課  
平成28年4月改正 大分県行政企画課  
平成29年3月改正 大分県行政企画課  
令和3年5月改正 大分県行政企画課  
令和3年11月改正 大分県行政企画課

### 第1 趣旨

公社等外郭団体（以下「外郭団体」という。）の業務運営は、団体自らが主体的に判断し、その責任において行っていくことが基本であるが、県行政と密接な関係を持つものであることから、公正かつ公平に業務を遂行し、県民の信頼を確保することが重要である。

県としても、平成7年度に「大分県公社等外郭団体に関する指導監督要綱」（以下「指導監督要綱」という。）、平成10年度に「公社等外郭団体見直し基準」（以下「見直し基準」という。）、平成16年度に「行財政改革プラン」を策定し、外郭団体を所管する部局長（本庁の各部長、会計管理者、警察本部長、教育長及び企業局長をいう。以下「主管部局長」という。）等により、外郭団体の指導監督を行ってきたところである。

しかしながら、指定管理者制度の導入をはじめ、公的サービスへの民間事業者等の担い手の拡大、公益法人制度改革の実施など外郭団体を取り巻く環境は大きく変化している中で、国では「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（H18.6.2）の制定を受けた「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（H18.8.31）や、

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（H19.6.22）の制定を受けた「第三セクターの改革に関するガイドライン」（H20.6.30）を示し、必要性の減少した事務及び事業の民間活動領域の拡大、出資法人に対する補助金・委託金の抑制、経営が悪化した第三セクターの集中的な改革などを要請している。

もとより、外郭団体の適切な運営は、県の行財政運営全般に大きな影響を及ぼすものであることから、今後の外郭団体の運営指導を徹底するため、国からの要請も踏まえ、「指導監督要綱」及び「見直し基準」を全面的に改定し、平成21年度に「大分県公社等外郭団体に関する指導指針」（以下「指導指針」という。）を策定したところである。

さらに、平成22年度に実施された包括外部監査では、外郭団体の事業運営等を対象とし、団体や事業の統廃合の必要性、県関与のあり方の見直し、県の指導体制の強化など多数の指摘等を受けた。

また、県議会からも、平成22年度の行財政改革特別委員会において、外郭団体に対する出資や人的、財政的援助の必要性を明確にし、絶えず検証すべきといった提言も受けた。

そこで、平成23年度に、団体のあり方や出資の必要性を含めた県関与のあり方等の検証を行い、今後3年程度を見越した各団体ごとの「見直し方針」（以下「見直し方針」という。）を策定（H28.9改定）し、各外郭団体と共有しながら見直しを進め、各所管部局が適切な進捗管理をするものを通じ、外郭団体の指導監督の強化を図ってきたところである。

そして、令和3年度から、昨今の急速な社会情勢の変化等に即応し、柔軟な見直しや運営指導等を行うことができるよう指導指針と見直し方針を統合し、新たな指導指針に基づき、毎年度、各所管部局が各外郭団体の経営状況並びに各団体のあり方及び県による各団体への人的・財政的関与の見直しの進捗状況等（以下、「経営状況並びに見直しの進捗状況等」という。）を点検・管理し、適正な運営指導を行っていくこととした。

### 第2 団体の定義

本指針において「外郭団体」とは、次に掲げる「指定団体」及び「その他の出資等団体」をいう。



- 1 指定団体 県の事務と密接な関係を有する事業を行う団体で、次のいずれかに該当するものをいう。（別表1）
  - (1) 基本財産、資本金等に県が出資又は出えん（以下、「出資等」という。）を行っており、その比率が25%以上の団体。ただし、地方独立行政法人及び専ら国等が指導を行う団体を除く。
  - (2) 県の補助金、交付金等の額又は委託料の額が、継続的に（注）団体の財政規模の50%以上である団体
  - (3) 県職員を業務援助のため継続的に派遣している団体
  - (4) その他特に指導監督する必要がある団体  
（※「継続的」とは、3年以上連続しており、将来も同様の状態であることが予測されるなど、恒常的である状態をいう。）
- 2 その他の出資等団体 県からの出資等の比率が25%未満の団体（上記1の（2）から（4）までに掲げるものを除く。）をいう。ただし、地方独立行政法人及び専ら国等が指導を行う団体を除く。（別表2）

### 第3 他の法令等との関係

外郭団体の指導監督、調整等については、関係法令、国の通知等に特別の定めがあるものを除くほか、この指針に定めるところにより実施するものとする。

### 第4 主管部局長の基本的な責務

- 1 主管部局長は、指定団体の運営について、主管部局長としての責任を十分認識し、常にその状況を把握するとともに県の行財政運営に影響を及ぼすことのないよう、適切な指導監督を行うものとする。また、その他の出資等団体についても、県との関連の度合いに応じ、必要な範囲内で指定団体に準じた指導監督を行うものとする。
- 2 主管部局長は、指導監督を行うに当たっては、外郭団体の自主性を尊重しつつ、外郭団体の有する機動性、弾力性、柔軟性を損なわないよう配慮しなければならない。
- 3 主管部局長は、指定団体の指導監督に当たっては、当該団体の協力を得て、毎年度、原則として別紙様式1により、当該団体の経営状況並びに見直しの進捗状況等を点検・管理し、その評価結果を総務部長に報告するものとする。
- 4 主管部局長は、その他の出資等団体の指導監督に当たっては、当該団体の協力を得て、毎年度、原則として別紙様式2により、当該団体の経営状況並びに見直しの進捗状況等を点検・管理し、その評価結果を総務部長に報告するものとする。
- 5 主管部局長は、第3項及び前項による経営状況並びに見直しの進捗状況等の評価結果に基づき、各外郭団体に対し、適切な指導助言を行うものとする。
- 6 主管部局長は、指定団体及びその他の出資等団体において不祥事等、緊急の事案が発生した際は、別紙様式3により、直ちに総務部長に報告するものとする。また、事案発生後、1ヶ月以内に再発防止等に必要な措置について別紙様式4により、総務部長に報告するものとする。
- 7 主管部局長は、前項による再発防止等に必要な措置が確実に実行されるよう、適切な助言指導を行うものとする。

### 第5 総務部長の責務

- 1 総務部長は、外郭団体に対する指導監督が統一的かつ円滑に行われるよう、必要に応じ指導監督に係る事項について主管部局長からの協議を受けるものとする。

- 2 総務部長は、主管部局長から報告された外郭団体の経営状況並びに見直しの進捗状況等の評価結果について確認を行い、県のホームページ等で公開するとともに、必要に応じ、主管部局長に改善を要請するものとする。
- 3 総務部長は、指定団体及びその他の出資等団体において不祥事等、緊急の事案について主管部局長から報告された概要及び再発防止等に必要な措置の実施状況について適宜、確認を行い、必要に応じて協議及び助言指導を行うものとする。

## 第6 外郭団体のあり方（統廃合等）の検討

主管部局長は、各外郭団体の業績や経営状況等の実態に加え、設立当時の外部環境の変化や実施事業の進捗・目的達成状況等を勘案し、団体のあり方（統廃合等）について常に検討を行い、次の基準に該当する団体について、積極的に統廃合等の指導を行うものとする。

- 1 廃止又は縮小の対象とすべきもの
  - (1) 設立目的が達成されたもの
  - (2) 設立の意義が薄れ、又は中長期的にみて薄れることが予測されるもの
  - (3) 事業の必要性が低下し、活動実績が少ないもの
  - (4) 県が民間企業に直接委託することが可能な事業を主たる事業として行っているもの
  - (5) 累積欠損があり、かつ、経営状況等からみて累積欠損の解消が困難と判断されるもの
- 2 合併又は統合の対象とすべきもの
  - (1) 設立目的及び事業内容が類似しているもの
  - (2) 規模が小さく、財政基盤も脆弱で事業運営が不安定なもの
- 3 事務局統合の対象とすべきもの
  - (1) 事務事業の効率化・弾力化の観点から、組織体制の簡素合理化・事業の総合化が望まれるもの

## 第7 外郭団体の適正な運営指導

主管部局長は、次の基準に基づき、外郭団体の適正な運営について適時適切に指導するものとする。特に、指定団体に対しては、別記1に掲げる事項を踏まえ、指導監督を確実に行うものとする。

- 1 事業運営
  - (1) 毎年度点検・管理する経営状況並びに見直しの進捗状況等を事業計画に反映させるとともに、必要な改善を図ること。
  - (2) 各事業年度の事業計画と実績とを対比するとともに、経年的な傾向を検討するなど事業効果を検証し、経営計画等に反映させること。
  - (3) 他の外郭団体等と連携して事業を実施した方がより効果的な場合には、有機的な連携を確保すること。
  - (4) 外郭団体相互又は民間企業と競合する事業については、当該事業の見直しを行い、必要性が乏しくなっているものは、廃止、縮小又は統合すること。
  - (5) 個々の事業については、社会経済情勢の変化に対応し、県民ニーズに適合したものとなるよう不断の見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルドを実施すること。
- 2 事業収入の確保と財政基盤の強化
  - (1) 既存事業については、採算性が確保されるよう経営努力により事業量の確保を図ること。
  - (2) 新規事業の導入や受託事業の確保等により経営基盤の強化を図ること。
  - (3) 運営費補助を恒常的に受けている外郭団体については、団体としての自立性確保に向け、収支内容・運営体制の見直しを行うこと。

(4) 県からの補助金、委託料等によらない事業分野の開拓に努め、財源の多様化を図ること。

### 3 資金管理及び運用の効率化・適正化

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人等にあつては、基本財産及び運用財産の適切な管理運用を図ること。
- (2) 資金の長期借入れについては、確実な返済計画を策定するとともに、低利資金の確保等金利負担の軽減を図ること。
- (3) 資金運用については、他の外郭団体等と連携し、共同運用が可能な外郭団体にあつては、スケールメリットを活かした方策を実施すること。

### 4 計数管理の徹底と経費の節減

- (1) 公益法人会計、企業会計等複式簿記を導入し、公認会計士等の指導を受けるなど、計数管理の徹底を図ること。
- (2) 一般管理費については、毎年度一定率の節減目標を設定するなど可能な限り抑制していくこと。
- (3) 工事原価等については、積算の見直しを行い、コストの削減を図ること。
- (4) ICT化等を推進し、事務の効率化を図ること。

### 5 予算執行の適正化

- (1) 諸規程を整備し、規程に基づいた適正な予算執行を行うこと。
- (2) 予算執行の適正化を図るために、複数の職員によるチェック体制を確立すること。
- (3) 食糧費及び旅費については、厳正かつ簡素を旨とした適正な予算執行の徹底を図ること。
  - ① 食糧費については、執行基準を策定するとともに、予算執行に当たっては、支出の目的、内容等を精査のうえ、必要最小限度にとどめること。
  - ② 旅行命令を発するに当たっては、出張の業務内容を精査のうえ、必要最小限度の人員及び期間とすること。
- (4) 事業の発注その他の契約事項については、厳正かつ適正な業務執行を行うこと。

### 6 組織の簡素合理化と理事会等の機能強化

- (1) 業務運営の効率化のため、課又は係の統合等により、組織の簡素合理化を図ること。
- (2) 役員数の適正化
  - ① 事業規模の動向、経営状況を勘案し、必要最小限度の役員数にとどめること。
  - ② 過去3年間にわたり理事会等への役員本人の出席がない役員については、当該役員を変更し、又は役員定数から削減すること。
- (3) 職員数の適正化  
中長期的な視野に立った職員数の適正化計画を策定するなど、事業規模に応じて職員数の適正化を図ること。
- (4) 事務決裁規程等の諸規程（別記2）の整備により、経営責任の所在及び意思決定過程の明確化を図ること。
- (5) 事業の進捗状況の報告や課題の把握、経営計画の定期的見直し等のため、必要に応じ適宜理事会等を開催するなど、理事会等の機能強化を図ること。
- (6) 団体の役員等について、経営等に精通した民間人等の登用を促進すること。
- (7) 団体の監事等に公認会計士を登用するなど、監査機能の強化を図ること。

### 7 給与の適正化等

- (1) 外郭団体の業績、経営状況等の実態を踏まえ、安易に県職員の給与に準拠することなく、経営計画に則った適正な給与体系をとること。
- (2) 役員報酬は、役員が経営の責任者であることから、経営状況等を反映させた適正な額とすること。
- (3) 職員の退職金については、年度間の支出の平準化を図るため、単年度の予算措置に

よる支給を避け、退職給与引当金により対応すること。

## 8 職員の活性化

- (1) 職員の採用に当たっては、公募などによる幅広い人材の確保や採用事務の効率化に努めること。
- (2) 職員研修への取組を促進し、組織上可能な外郭団体においては、業務・職種を異にする人事異動や他の外郭団体等への派遣などを試み、職員の資質向上と活性化を図ること。

## 第8 外郭団体に対する県の「人的関与」の見直し

主管部局長は、次の基準に基づき、外郭団体に対する県の人的関与の見直しを常に行うとともに、人的関与が適正なものとなるよう指導するものとする。

### 1 県職員等の役員就任

#### (1) 県職員の役員（監事等を除く）就任

- ① 県職員は、当該外郭団体の業務が県行政と密接不可分であり、施策を推進するうえで県の一定の関与が真に必要と認められる場合のみ、役員に就任するものとする。また、役員に就任した県職員は、役員としての自覚と責任を十分認識したうえで、その職務に当たるものとする。
- ② 知事及び副知事は、重複して同一の外郭団体の役員に就任しないものとする。
- ③ 主管部局長（外郭団体を所管していない部局長を含む。）は、真に必要があると認められる場合を除き、他の部局が所管する外郭団体の役員に就任しないものとする。
- ④ 外郭団体を所管する部局の職員（部長、審議監、課長等）が当該団体の役員に就任する場合にあっては、その人数は原則として2人を超えないものとする。
- ⑤ 外郭団体の役員数（監事等を除く。）に占める県職員の役員数の割合は、原則として3分の1以内とする。

#### (2) 県職員の監事等への就任等

- ① 県職員は、原則として外郭団体の監事等に就任しないものとする。

#### (3) 県退職者の役員就任

- ① 外郭団体からの要請に基づき、事業目的・内容、公益性などを総合的に判断し、必要に応じて対応するものとする。
- ② 常勤役員としての就任を検討する場合は、外郭団体の職員等の登用の可能性を考慮して対応するものとする。
- ③ 常勤役員の就任期間は、外郭団体の事業活動や組織体制の実態に合わせ弾力的に対応するものとするが、原則として3年以内とする。

### 2 県からの職員派遣（業務援助）

- (1) 県からの職員の派遣に当たっては、派遣の必要性や派遣人員などの見直しを常に行い、必要最小限の人員となるように努めるとともに、団体の自主性・独立性の観点から、派遣解消期限を設定するなど、その縮小に努めるものとする。
- (2) 職員派遣に当たっては、当該派遣職員の業務及び責任分担を事前に明確にするものとする。
- (3) 派遣された職員の給与は、原則として外郭団体が負担するものとする。

### 3 県退職者に対する退職金不支給

外郭団体に再就職した県退職者が外郭団体を退職する場合において、退職金その他これに類する一切の金品を支給しないものとする。

## 第9 外郭団体に対する県の「財政的関与」の見直し

主管部局長は、次の基準に基づき、外郭団体に対する県の財政的関与の見直しを常に行うとともに、外郭団体の事業収入の確保等について指導するものとする。

### 1 県の財政的支援

- (1) 外郭団体の形態に応じ、その設立目的、公共性の度合い及び事業の収益性等を十分検討のうえ、補助対象事業等を限定し、より効率的な事業運営を指導するものとする。
- (2) 補助金等
  - ① 補助金については、県の事業との重複を避け、社会情勢に即した必要性や事業の実施効果等とともに、外郭団体自らの具体的な歳出削減策を踏まえ、可能なものから補助対象の範囲、補助率等を見直すものとする。
  - ② 貸付金、負担金等についても、補助金と同様に見直すものとする。
  - ③ 既存の補助金について、貸付金で対応可能なものは貸付金に移行していくものとする。
  - ④ 委託料については、委託事業の必要性(外郭団体の持つ専門的な知識、技術等を活用したものとなっているか、必要な効果が上がっているかなど)を再検討し、委託内容や委託料の積算方式等について見直しを行うものとする。
  - ⑤ 設立後一定期間経過したにもかかわらず県の財政的支援が必要な場合は、改めて経営計画等を見直し、健全経営に向けた検討を行うとともに、外郭団体の自助努力を更に喚起するものとする。
  - ⑥ 県からの恒常的な補助金、委託料等が毎年度増加している外郭団体にあつては、増加原因の検討を行い、今後も増加が見込まれる場合は、補助金、委託料等の増額によらない抜本的な経営計画等の策定を指導するものとする。

## 第10 指定団体に対するその他の指導監督事項

### 1 情報公開の推進

指定団体は、次に掲げる書類を事務所に備え付けるとともに、インターネットを活用して積極的に公開するなど、情報公開を推進するものとする。

- ① 定款又は寄附行為
- ② 役員名簿
- ③ 社員名簿(社団法人の場合のみ)
- ④ 事業報告書
- ⑤ 収支計算書
- ⑥ 正味財産増減計算書
- ⑦ 貸借対照表
- ⑧ 財産目録
- ⑨ 事業計画書
- ⑩ 収支予算書
- ⑪ 職員数
- ⑫ 職員給与規程
- ⑬ 役員報酬規程
- ⑭ 中・長期経営計画 など

### 2 経営計画の策定・実施

- (1) 指定団体は、市場調査、需要予測等により社会経済情勢の変化を的確に把握するとともに、経営改善につながる経営指標を用いて、経営状況の客観的な評価・分析を常に行うものとする。
- (2) 前項の評価・分析の結果、長期的視野に立った経営改善が必要と判断された団体にあつては、事業の基本的な方向、重点的に取り組む業務等を十分検討し、概ね10年間の基本計画や具体的な経営のための概ね3年間から5年間程度の実施計画を策定するものとする。また、計画の実施期間中は、前項の評価・分析に基づき、適時適切に計画の見

直しを行うものとする。

### 3 検査・調査等

- (1) 主管部局長は、指定団体の協力を得て、毎年度、経営状況等の検査を行うとともに、必要があると認めるときは、当該指定団体の経営状況等に応じ、定期的な現地調査等、必要な調査を行うものとする。
- (2) 主管部局長は、前項による検査・調査の結果、指定団体の指導監督上、重要又は異例な事項があると認められるときは、直ちに総務部長に報告するものとする。
- (3) 主管部局長は、指定団体に対する指導監督をより適正なものとするため、別記3に定める書類を備え付け、整理しておくものとする。

## 第11 その他の出資等団体に対するその他の指導監督事項

その他の出資等団体に対する指導監督については、各団体の経営状況等に応じ、第10に掲げる事項に準じて行うものとする。

## 第12 外郭団体の設立

新たな外郭団体の設立は、原則として認めない。ただし、主管部局長は、次の基準を満たす場合にのみ、新たに団体を設立できるものとする。

- 1 外郭団体の運営について、県の関与のあり方、果たすべき役割等が、将来的な面を含め、設立当事者間で明確かつ適当であること。
- 2 外郭団体として安定した経営状況（原則として、基本財産等の運用益や事業収益等による独立採算が可能であることを指す。）のもとで、設立目的に沿った事業展開ができるよう、総合的な収支計画が明らかになっていること。
- 3 既存の外郭団体や民間企業等では対応できないこと。

## 別記 1（第 7 関係）運営に関する事前協議、報告、状況把握等を要する事項

運営に関する指導監督事項	事前協議・報告
1 法人管理に関する事項 ① 合併又は解散 ② 定款又は寄附行為の変更 ③ 諸規程の制定又は改廃(軽微なものを除く) ④ 総会又は役員会に係る事項〔議案〕 〔会議結果〕 ⑤ その他法人管理に関する重要事項	事前協議 事前協議 事前協議 事前協議 報告 事前協議
2 組織及び人事管理に関する事項 ① 組織の新設又は改廃 ② 職の新設又は改廃 ③ 役員を選任又は解任 ④ 役員の任期及び報酬等の基準の改廃 ⑤ 職員の給与、旅費等の基準の改廃 ⑥ 職員の勤務時間その他勤務条件の改廃 ⑦ 役員定数及び職員定数の増減 ⑧ 職員の採用・退職計画 ⑨ 職員の研修計画 ⑩ その他組織及び人事管理に関する重要事項	事前協議 事前協議 事前協議 事前協議 事前協議 事前協議 事前協議 報告 事前協議
3 事業管理に関する事項 ① 業務運営の基本方針及び中期長期の事業計画の策定又は変更 ② 各事業年度の事業計画の策定又は変更 ③ 各事業年度の事業報告 ④ 業務方法書等の改廃 ⑤ その他事業管理に関する重要事項	事前協議 事前協議 報告 事前協議 事前協議
4 財務管理に関する事項 ① 予算の作成又は変更 ② 各事業年度の資金計画及び借入金の償還計画 ③ 決算報告 ④ 基本財産の造成又は処分 ⑤ 重要財産の取得又は処分 ⑥ 剰余金の処分案又は損失金の処理案 ⑦ 長期借入に関する事項 ⑧ その他財務管理に関する重要事項	事前協議 事前協議 報告 事前協議 事前協議 事前協議 事前協議 事前協議
5 その他 ① 団体の管理運営に係る重要事項 ② 事故報告等 ③ 監事の行う監査結果及び講じた措置状況 ④ 広報活動に係る計画	事前協議 報告 報告 報告

注 1 上記は、各団体への県の指導監督、関与の最低基準を定めたものである。主管部局長においては、必要に応じて、指導事項の挿入、報告事項から協議事項への変更などを検討するものとする。

注 2 主管部局長は、必要があると認める場合、指定団体と「業務運営に関する協定」等を締結し、指導監督等を確実にを行うものとする。

## 別記2(第7の6(4)関係) 整備・保存が必要な諸規程、帳簿等

外郭団体が整備、保存しなければならない諸規程、帳簿等は、原則として次のとおりとする。

- 1 組織及び事務処理に関する規程  
組織規程：事務局組織、職制、定数、内部牽制、監査実施基準等に係る事項  
事務分掌規程：事務分掌に係る事項  
事務決裁規程：決裁に係る事項  
公印取扱規程：公印管守に係る事項  
文書取扱規程：文書授受・保管に係る事項
- 2 財務会計に関する規程  
会計・経理規程：収入、支出、契約、予算・決算等に係る事項  
財産・物品管理規程：財産及び物品の管理等に係る事項
- 3 就業に関する規程  
就業規則：勤務時間、休日、休暇、時間外、宿日直、欠勤、懲戒、分限、定年、任免手続等に係る事項
- 4 給与等に関する規程  
給与規程：給料、報酬、諸手当の支給基準及び支給方法等に係る事項  
旅費規程：旅費の支給基準及び支給方法等に係る事項
- 5 業務実施に関する規程  
業務方法書、営業約款等
- 6 その他  
定款又は寄附行為  
許認可等関係書類  
登記関係書類  
役員名簿及び履歴書  
職員名簿及び履歴書  
会議議事録  
事業計画書  
事業報告書  
収支予算書  
収支計算書  
貸借対照表  
財産目録  
その他、収支予算の管理に必要な帳簿（仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、預金出納帳、借入金台帳、貸付金台帳、備品台帳、物品管理台帳、固定資産台帳 等）

※5の業務実施に関する規程については、外郭団体の態様により省略可。

## 別記3(第10の3(3)関係) 備え付けが必要な書類

主管部局長が備え付けなければならない書類は、原則として次のとおりとする。

- (1) 設立及び出資等の経緯
- (2) 定款又は寄附行為
- (3) 総会及び役員会に関する書類
- (4) 役員及び職員名簿
- (5) 基本的諸規程
- (6) 事業計画
- (7) 予算及び決算に関する書類
- (8) その他指導監督に必要な書類



